

令和元年定例会
都市・環境常任委員会
年間白書

令和2年4月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ～ P 2 0
3. 委員長報告等	P 2 1 ～ P 1 0 6
4. 所管事務調査報告書	P 1 0 7 ～ P 1 4 6
5. 行政視察報告書	P 1 4 7 ～ P 2 1 9
6. 議会報告会の概要	P 2 2 0 ～ P 2 3 0
7. 高校生議会意見書	P 2 3 1 ～ P 2 3 4

1. 委員会の構成

委員長 山口 智也

副委員長 谷口 周司

委員 伊藤 嗣也

井上 進

小田 あけみ

加納 康樹

小林 博次

森 康哲

2. 委員会開催状況

都市・環境常任委員会 事項書

令和元年5月16日
第4委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 一部事務組合議会議員及び各種委員の選出について

○朝明広域衛生組合議会議員（7人）

次回組合議会 5月29日（水）午前10時 朝明衛生センター

○都市計画審議会委員（6人）

4. 管内視察について

- ・ 6月5日（水）午後

5. 行政視察について（案）

- ・ 7月23日（火）～ 7月25日（木）
- ・ 7月29日（月）～ 7月31日（水）

都市・環境常任委員会 審査順序

令和元年6月24日（月）10:00～

○上下水道局

（付託議案）

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| 1. 議案第10号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について | …議案書 P67～ |
|---------------------------------|-----------|

（その他）報告事項

- | |
|-------------------------------|
| 2. 三重県企業庁からの送水停止に係る本市の対応等について |
| 3. 水洗化率向上のための施策について |

○都市整備部

（付託議案）

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 議案第18号 市道路線の認定について | …議案書 P97～ |
|-----------------------|-----------|

（協議会）

- | |
|-------------------------------|
| 2. 道路照明灯・公園照明灯のLED化について |
| 3. 立地適正化計画について |
| 4. 住生活基本計画について |
| 5. 都市公園ストック再編事業活用に向けた取り組みについて |
| 6. あすなろう鉄道の運輸実績と利用促進事業について |

（その他）報告事項

- | |
|---------------------------|
| 7. 交付金の内示状況と方向性について |
| 8. 公共交通に係る取り組みについて |
| 9. ブロック塀等撤去費補助事業の執行状況について |

○スポーツ・国体推進部

（付託議案）

- | | |
|--|-----------|
| 1. 議案第14号 工事請負契約の締結について
—四日市市中央陸上競技場芝張替及びトラック再舗装工事— | …議案書 P79～ |
|--|-----------|

（協議会）

- | |
|--|
| 2. 三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市開催競技別の会場及び会期について |
| 3. 四日市市総合体育館整備に伴う備品について |
| 4. スポーツ施設の利用制限について |
| 5. （仮称）四日市ハーフマラソンの開催について |

○環境部

(協議会)

1. 四日市市霊園条例の一部改正について
2. 新小山最終処分場の増設計画について

(所管事務調査)

3. 平成 31 年度第 1 回四日市市環境保全審議会について

○その他

1. 6 月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

2. 6 月定例会議会 議会報告会におけるシティ・ミーティングについて
日 時：令和元年 7 月 12 日（金）18:30～20:45
場 所：川島地区市民センター 2 階大会議室
シティ・ミーティングテーマ：高齢者を取り巻く交通の現状について

3. 8 月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 程 案：令和元年 10 月 10 日（木）18:30～20:45
会 場：北部ブロック東（富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、海蔵）

4. 議会の政策サイクルの構築について

5. 休会中の所管事務調査について

日 程 案：① 7 月 29 日（月）午後
② 7 月 29 日（月）午前

6. 行政視察について

都市・環境常任委員会事項書

令和元年 7 月 29 日（月）

13:30～ 第 4 委員会室

○都市整備部

（所管事務調査）

1. 生活に身近な道路整備事業について
2. 平成31年度第 1 回四日市市営住宅入居者選考委員会について

（協議会）

3. ESCO事業による道路照明灯・公園照明灯のLED化について

○上下水道局

（協議会）

4. 経営戦略（水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業）について

○その他

（その他）

5. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見について

都 市 ・ 環 境 常 任 委 員 会 事 項 書

令和元年 9 月 5 日（木）

第 4 委員会室

1．付託予定請願の扱いについて

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
決算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和元年 9 月 11 日（水）10：00～

＜都市・環境常任委員会＞
（請願）

- | |
|--|
| 1. 請願第 5 号 風致地区における太陽光発電の設置に対して慎重な対応を求めることについて |
|--|

○上下水道局

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|---|--|
| 1. 議案第 19 号 平成 30 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計
歳出 第 4 款 衛生費
第 1 項 保健衛生費（関係部分） …決算書 P186～、実績報告書 P118～
歳出 第 6 款 農林水産業費
第 3 項 農地費（関係部分） …決算書 P208～、実績報告書 P145
特別会計
農業集落排水事業特別会計 …決算書 P342、実績報告書 P263～ | |
| 2. 議案第 20 号 平成 30 年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について
…上下水道局決算書 P1～ | |
| 3. 議案第 22 号 平成 30 年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について
…上下水道局決算書 P45～ | |

（その他）

- | |
|---|
| 4. 令和元年 9 月 5 日の集中豪雨による上下水道局所管施設の被害状況について |
|---|

○スポーツ・国体推進部

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|---|--|
| 1. 議案第 19 号 平成 30 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計
歳出 第 2 款 総務費
第 1 項 総務管理費（関係部分） …決算書 P160～、実績報告書 P69～
歳出 第 10 款 教育費
第 5 項 社会教育費（関係部分） …決算書 P252～、実績報告書 P215
第 6 項 保健体育費 …決算書 P254～、実績報告書 P220 | |
|---|--|

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

2. 議案第 38 号	工事請負契約の締結について —中央緑地陸上競技場外構整備工事—	…議案書 P69～
3. 議案第 39 号	工事請負契約の変更について —中央緑地新体育館建設工事—	…議案書 P73～
4. 議案第 40 号	動産の取得について —体操器具、その他器具一式—	…議案書 P75～
5. 議案第 41 号	動産の取得について —バスケットボール器具、その他機器一式—	…議案書 P79～
6. 議案第 42 号	動産の取得について —ウェイトリフティング器具・トレーニング器具、その他器具一式—	…議案書 P83～

○環境部

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

1. 議案第 19 号	平成 30 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について 一般会計 歳出 第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費（関係部分） 第 2 項 清掃費	…決算書 P186～、実績報告書 P107～ …決算書 P192～、実績報告書 P121～
-------------	---	--

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

2. 議案第 23 号	令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号） 第 1 条 歳入歳出予算の補正 歳出 第 4 款 衛生費 第 2 項 清掃費 第 2 条 債務負担行為の補正（関係部分）	…補正予算書 P22～ …補正予算書 P 8、28
-------------	---	------------------------------

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

3. 議案第 33 号	四日市市霊園条例の一部改正について	…議案書 P49～
-------------	-------------------	-----------

（所管事務調査）

4. 令和元年度第 2 回及び第 3 回四日市市環境保全審議会について

○都市整備部

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | | |
|---|------------------------|--|
| 1. 議案第 19 号 平成 30 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | | |
| 一般会計 | | |
| 歳出 第 8 款 土木費 | | |
| 第 1 項 土木管理費 | …決算書 P214～、実績報告書 P156～ | |
| 第 2 項 道路橋梁費 | …決算書 P216～、実績報告書 P159～ | |
| 第 3 項 交通安全対策費 | …決算書 P220～、実績報告書 P169～ | |
| 第 4 項 河川費 | …決算書 P224～、実績報告書 P173～ | |
| 第 6 項 都市計画費 | …決算書 P226～、実績報告書 P179～ | |
| 第 8 項 住宅費 | …決算書 P232～、実績報告書 P187～ | |
| 歳出 第 11 款 災害復旧費 | | |
| 第 1 項 土木施設災害復旧費 | …決算書 P254～、実績報告書 P221～ | |
| 特別会計 | | |
| 土地区画整理事業特別会計 | …決算書 P318～、実績報告書 P255～ | |
| 住宅新築資金等貸付事業特別会計 | …決算書 P332～、実績報告書 P260～ | |

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | | |
|--------------------------------------|---------------|--|
| 2. 議案第 23 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号） | | |
| 第 1 条 歳入歳出予算の補正 | | |
| 歳出 第 8 款 土木費 | | |
| 第 1 項 土木管理費 | …補正予算書 P24～ | |
| 第 2 項 道路橋梁費 | …補正予算書 P24～ | |
| 第 3 項 交通安全対策費 | …補正予算書 P24～ | |
| 第 6 項 都市計画費 | …補正予算書 P26～ | |
| 第 2 条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書 P 8、28 | |

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | |
|--|-----------|
| 3. 議案第 34 号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について | …議案書 P51～ |
| 4. 議案第 46 号 市道路線の認定について | …議案書 P99～ |

（協議会）

- | |
|---------------------------|
| 5. 四日市市立地適正化計画（素案）について |
| 6. 道路照明灯・公園照明灯の LED 化について |
| 7. 国土強靱化地域計画について |

（その他）

- | |
|---|
| 8. 四日市あすなろう鉄道の運輸速報（令和元年度第一四半期）について |
| 9. 令和元年 9 月 5 日の集中豪雨による都市整備部所管施設の被害状況について |

○その他

1. 8月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

2. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：令和元年10月10日（木）18：30～20：45

会 場：防災教育センター（北消防署内）

シティ・ミーティングテーマ：身近なごみ問題全般について

3. 11月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 程 案：令和2年1月9日（木）18:30～20:45

会 場：北部ブロック西（八郷、下野、保々、三重、神前、県）

4. 休会中の所管事務調査について

日 程 案：①11月 5日（火）午後1時30分から

②11月 7日（木）午後1時30分から

予算常任委員会都市・環境分科会 審査順序

令和元年10月4日（金）本会議休憩中

○都市整備部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

1. 議案第47号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第5号）		
第1条 歳入歳出予算の補正		
歳出 第8款 土木費		
第2項 道路橋梁費		…補正予算書(2)P14～
第4項 河川費		…補正予算書(2)P14～
第6項 都市計画費		…補正予算書(2)P14～
歳出 第13款 災害復旧費		
第1項 土木施設災害復旧費		…補正予算書(2)P14～

都市・環境常任委員会事項書

令和元年11月5日（火）

13:30～ 第4委員会室

（所管事務調査）

1. 生活に身近な道路整備事業について
2. 令和元年度第2回四日市市営住宅入居者選考委員会について

（協議会）

3. 風致条例の改正について

（その他）

4. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見について
5. 行政視察について

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和元年12月9日（月）10：00～

○上下水道局

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| 1. 議案第60号 令和元年度四日市市水道事業会計第1回補正予算 | …補正予算書P127～ |
| 2. 議案第62号 令和元年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算 | …補正予算書P145～ |

＜都市・環境常任委員会＞

（協議会）

- | |
|-------------------------------|
| 3. 上下水道事業の継続的運営への取組について |
| 4. 公共下水道排水設備指定業者指定時手数料の設定について |

○環境部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| 1. 議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出 第4款 衛生費 | |
| 第2項 清掃費 | …補正予算書P32～ |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書P12、P56 |

○都市整備部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| 1. 議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出 第8款 土木費 | |
| 第4項 河川費 | …補正予算書P42～ |
| 第2条 繰越明許費（関係部分） | …補正予算書P10 |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書P11～、P55～ |

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | |
|-----------------------|----------|
| 2. 議案第78号 市道路線の認定について | …議案書P65～ |
|-----------------------|----------|

（協議会）

- | |
|---------------------------------|
| 3. 風致条例（改正案）に係るパブリックコメントの実施について |
| 4. 立地適正化計画について |
| 5. 高齢者運転安全対策事業について |
| 6. 市営住宅における今後の対応について |

(その他報告)

7. 自転車レーンの整備について
8. 四日市あすなろう鉄道の運輸速報（令和元年度第二四半期）について

○スポーツ・国体推進部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

1. 議案第 54 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）
第 3 条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書 P11、P55

＜都市・環境常任委員会＞

(付託議案)

2. 議案第 70 号 四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について …議案書 P43～
3. 議案第 76 号 四日市市霞ヶ浦第 3 野球場の指定管理者の指定について …議案書 P61～
4. 議案第 77 号 四日市ドームの指定管理者の指定について …議案書 P63～

(協議会)

5. スポーツ大会等開催事業費補助金の新設について

○その他

(所管事務調査)

1. 令和元年度第 1 回及び第 2 回人権施策推進懇話会並びに令和元年度第 1 回同和行政推進審議会について

2. 11 月定例月議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

3. 11 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：令和 2 年 1 月 9 日（木）18:30～20:45
会 場：三重地区市民センター
シティ・ミーティングテーマ：〇〇について

4. 2 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 程 案：令和 2 年 3 月 27 日（金）18:30～20:45
会 場：南部ブロック東（中部、常磐、日永、塩浜、楠、河原田）

5. 休会中の所管事務調査について

都市・環境常任委員会事項書

令和2年1月27日（月）

10:00～ 第4委員会室

○都市整備部

（所管事務調査）

1. 駅前の再開発について

（その他）報告事項

2. サポカー補助金に関する動き等について

○上下水道局

（その他）報告事項

3. 下水道管路施設包括維持管理業務委託について

○その他

4. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見について

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和2年3月2日（月）10：00～

○上下水道局

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|--|----------------------------------|
| 1. 議案第 82 号 令和2年度四日市市一般会計予算
第1条 歳入歳出予算
歳出第4款 衛生費
第1項 保健衛生費（関係部分）
歳出第6款 農林水産業費
第3項 農地費（関係部分） | …一般会計予算書 P154～
…一般会計予算書 P182～ |
| 2. 議案第 88 号 令和2年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算 | …特別会計予算書 P143～ |
| 3. 議案第 91 号 令和2年度四日市市水道事業会計予算 | …企業会計予算書 P1～ |
| 4. 議案第 93 号 令和2年度四日市市下水道事業会計予算 | …企業会計予算書 P81～ |

- | | |
|--|--------------|
| 5. 議案第 125 号 令和元年度四日市市一般会計予算補正予算（第7号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第4款 衛生費
第1項 保健衛生費（関係部分） | …補正予算書 P40～ |
| 6. 議案第 131 号 令和元年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算 | …補正予算書 P141～ |

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | |
|--|------------|
| 7. 議案第 117 号 四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について | …議案書 P143～ |
| 8. 議案第 118 号 四日市市公共下水道条例の一部改正について | …議案書 P145～ |
| 9. 議案第 119 号 四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について | …議案書 P149 |

（協議会）

- | |
|--------------------------------------|
| 10. 生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）の見直しについて |
|--------------------------------------|

○スポーツ・国体推進部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

- | | | |
|-------------------------------|--------------------|--|
| 1. 議案第 82 号 令和 2 年度四日市市一般会計予算 | | |
| 第 1 条 歳入歳出予算 | | |
| 歳出第 2 款 総務費 | | |
| 第 1 項 総務管理費（関係部分） | …一般会計予算書 P110～ | |
| 歳出第 10 款 教育費 | | |
| 第 5 項 社会教育費（関係部分） | …一般会計予算書 P244～ | |
| 第 2 条 債務負担行為（関係部分） | …一般会計予算書 P15, 255～ | |

- | | | |
|---|-------------|--|
| 2. 議案第 125 号 令和元年度四日市市一般会計予算補正予算（第 7 号） | | |
| 第 1 条 歳入歳出予算の補正 | | |
| 歳出第 2 款 総務費 | | |
| 第 1 項 総務管理費（関係部分） | …補正予算書 P32～ | |

<都市・環境常任委員会>

（付託議案）

- | | |
|--|-----------|
| 3. 議案第 123 号 工事請負契約の変更について
—中央緑地新体育館建設工事— | …議案書 P161 |
|--|-----------|

○都市整備部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

- | | | |
|--|--------------------|--|
| 1. 議案第 82 号 令和 2 年度四日市市一般会計予算 | | |
| 第 1 条 歳入歳出予算 | | |
| 歳出第 8 款 土木費 | | |
| 第 1 項 土木管理費 | …一般会計予算書 P192～ | |
| 第 2 項 道路橋梁費 | …一般会計予算書 P194～ | |
| 第 3 項 交通安全対策費 | …一般会計予算書 P200～ | |
| 第 4 項 河川費 | …一般会計予算書 P202～ | |
| 第 6 項 都市計画費 | …一般会計予算書 P208～ | |
| 第 8 項 住宅費 | …一般会計予算書 P214～ | |
| 歳出第 11 款 災害復旧費 | | |
| 第 1 項 土木施設災害復旧費 | …一般会計予算書 P246～ | |
| 第 2 条 債務負担行為（関係部分） | …一般会計予算書 P15, 255～ | |
| 2. 議案第 86 号 令和 2 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算 | | |
| | …特別会計予算書 P99～ | |
| 3. 議案第 87 号 令和 2 年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 | | |
| | …特別会計予算書 P123～ | |

4. 議案第 125 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号）
 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 第 8 款 土木費
 第 2 項 道路橋梁費 …補正予算書 P46～
 第 3 項 交通安全対策費 …補正予算書 P46～
 第 4 項 河川費 …補正予算書 P48～
 第 6 項 都市計画費 …補正予算書 P48～
 第 8 項 住宅費 …補正予算書 P50～
 第 2 条 繰越明許費の補正（関係部分） …補正予算書 P11
 5. 議案第 129 号 令和元年度四日市市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
 …補正予算書 P113～

6. 議案第 132 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）
 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 歳出第 8 款 土木費
 第 2 項 道路橋梁費 …補正予算書(2)P18～
 第 3 項 交通安全対策費 …補正予算書(2)P20～
 第 6 項 都市計画費 …補正予算書(2)P20～

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

7. 議案第 112 号 四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正
 について …議案書 P123～
 8. 議案第 113 号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について
 …議案書 P125～
 9. 議案第 114 号 四日市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
 …議案書 P133～
 10. 議案第 115 号 四日市市営住宅条例の一部改正について …議案書 P139～
 11. 議案第 124 号 市道路線の認定について …議案書 P163～
 12. 議案第 135 号 工事請負契約の締結について
 ー霞ヶ浦垂坂線（社交）交通安全施設整備工事ー
 …議案書（2 月 28 日上程分）P 9～

（所管事務調査）

13. 令和元年度第 3 回四日市市営住宅入居者選考委員会について

（その他報告）

14. 四日市市住生活基本計画について
 15. 準用河川部田川河川敷に設置されたコンクリートブロックについて

○環境部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| 1. 議案第 82 号 令和 2 年度四日市市一般会計予算 | |
| 第 1 条 歳入歳出予算 | |
| 歳出第 4 款 衛生費 | |
| 第 1 項 保健衛生費（関係部分） | …一般会計予算書 P154～ |
| 第 2 項 清掃費 | …一般会計予算書 P160～ |
| 第 2 条 債務負担行為（関係部分） | …一般会計予算書 P255～ |

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| 2. 議案第 125 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号） | |
| 第 1 条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第 4 款 衛生費 | |
| 第 2 項 清掃費 | …補正予算書 P42～ |
| 第 2 条 繰越明許費の補正（関係部分） | …補正予算書 P11 |

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| 3. 議案第 111 号 四日市市楠衛生センター設置条例の一部改正について | …議案書 P121 |
|---------------------------------------|-----------|

（協議会）

- | |
|---|
| 4. 四日市市を美しくする条例の一部改正について |
| 5. 産業廃棄物不適正処理事案における三重県が行う行政代執行の進捗状況について |

○その他

（所管事務調査）

- | |
|--|
| 1. 令和元年度第 2 回同和行政推進審議会及び第 3 回人権施策推進懇話会について |
|--|

（その他）

- | |
|----------------------------------|
| 2. 6 月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて |
|----------------------------------|

日時：令和 2 年 7 月 8 日（水）18 時 30 分～20 時 30 分
場所：総合会館 7 階 第 1 研修室

- | |
|-------------------|
| 3. 4 常任委員会報告会について |
|-------------------|

日時：令和 2 年 4 月 23 日（木）午後 1 時～

- | |
|------------------------------|
| 4. 令和元年度 都市・環境常任委員会 年間白書について |
|------------------------------|

- | |
|---------------------------|
| 5. 所管事務調査の中長期テーマの取り扱いについて |
|---------------------------|

- | |
|-------------------|
| 6. 休会中の所管事務調査について |
|-------------------|

日 程 案：① 4 月 16 日（木）午前 10 時から 若しくは 午後 1 時 30 分から
② 4 月 17 日（金）午前 10 時から 若しくは 午後 1 時 30 分から

3. 委員長報告等

都市・環境常任委員会委員長報告（令和元年6月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第10号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について、委員からは、指定給水装置工事事業者指定手数料には消費税が含まれているのかとの質疑があり、理事者からは、法令に基づいて行う一定の事務に係る手数料であるため消費税は非課税であるとの答弁がありました。

次に、議案第14号 工事請負契約の締結について、委員からは、四日市市中央陸上競技場では、本件に係る芝張替及びトラック再舗装工事以外に、照明設備のLED化等の改修工事は行わないのかとの質疑があり、理事者からは、平成25年度に照明設備のLED化工事を実施し、平成30年度より2か年に渡りスタンド棟の改修を行ったとの答弁がありました。

これを受け、委員からは、改修後はJリーグスタジアム基準を満たす仕様となるのかとの質疑があり、理事者からは、改修後も諸室の確保等の課題があることから、Jリーグスタジアム基準を満たさないとの答弁がありました。

委員からは、三重とこわか国体の開催を好機として捉え、市民の気運を醸成し、より多くの方が利用できるようにしてほしいとの意見がありました。

次に、議案第18号 市道路線の認定について、委員からは、新たに市道として認定しようとするいずれの路線も、歩車分離

された歩道等が整備されているのかとの質疑があり、理事者からは、本件は全て開発行為により生じた分譲宅地内の生活道路であり、歩道等が整備される幹線道路とは異なるとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました３議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成 31 年度第 1 回四日市市環境保全審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告
(令和元年 8 月定例月議会)
【請願第 5 号】

都市・環境常任委員会に付託されました請願につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託された請願につきまして、当委員会では、9 月 5 日に委員会を開催し、審査にあたり、請願者の趣旨説明の機会を設けることに決定いたしました。

請願第 5 号 風致地区における太陽光発電の設置に対して慎重な対応を求めることについて、審査冒頭に請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

四郷風致地区内の太陽光発電施設の設置計画では、事業者が発電事業を分割して実施されると、1 ha を超える開発行為が対象となる森林法に基づく林地開発許可制度の対象外となる。このため、農林水産省令や三重県林地開発許可に関する規則等で定める、水害の防止や景観などの対策について、三重県の許可を得る必要がなくなることから、適切な雨水排水対策等が講じられないこととなる。

当該地区は、昭和 49 年 7 月の大雨災害において、天白川・鹿化川流域が壊滅的な被害を受けた経緯から、雨水排水対策が不十分なまま開発行為が行われることで、自然災害の脅威にさらされることを強く危惧し、風致地区周辺の住民の不安が募っている。

また、風致地区内に数年前から産業廃棄物が不法に投棄されており、三重県の指導により大半は撤去されたが、審査の時点では依然として一部の産業廃棄物はまだ残っている。このような経緯があるため、太陽光発電施設の設置に伴う開発行為だけでなく、他の太陽光発電以外による開発行為も懸念される。

風致地区は、水害の脅威から住民を守る役割だけでなく、自然豊かな景観が地域住民のみならず、市民にも親しまれており、憩いの場としての役割も果たしており、風致地区の景観を保ち続けたい。

以上のような理由から、四郷風致地区に太陽光発電施設を設置することについて、市としてできる限りの手立てを講じ、慎重な対応を求めたいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、請願事項において、「適切な雨水排水対策が講じられるよう、県への働きかけも含めた対応をすること」、また、「あらゆる対策を講じること」とあるが、市に対して具体的にどのようなことを求めているのかとの質疑があり、請願者からは、複数の事業者による開発行為であっても、それぞれ隣接した区画による一体的な開発行為としてみなし、森林法の規制の対象となるように、許可権者である三重県に対して市からも働きかけてほしい。また、風致地区の自然豊かな景観が保たれるよう、市としてできる対応を行ってほしいとの説明がありました。

また、他の委員からは、本件開発行為の関係者と地域との話し合いは行われているのかとの質疑があり、請願者からは、

今回の開発を計画している人物と過去に産業廃棄物を不法投棄した人物が同一者であることから地元としては、まず不法投棄を解決することが話し合いの大前提であり、現段階ではまだその状況にないため話し合いには至っていないとの説明がありました。

また、他の委員からは、請願者から三重県に対して何らかの働きかけは行っているのかとの質疑があり、請願者からは、直接三重県には働きかけていないが、市との話し合いを通じて、市から三重県に対して協議してもらっているとの説明がありました。

また、他の委員からは、風致地区で生じた、不法投棄が疑われる産業廃棄物に関して、市の関係部局と協議を行っているのかとの質疑があり、都市整備部や環境部、地元の三者が一体となって三重県と情報共有を図っており、三重県が事業者に対して指導を行っているとの説明がありました。

これを受け委員からは、本件については議会としても協力したいと考えるとの意見がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、風致地区の産業廃棄物に対する市としての姿勢を問う質疑があり、理事者からは、都市整備部としては、風致地区に係る条例の許認可者として、産業廃棄物の適正な処理が、開発を許可する前提であり、環境部としても、産業廃棄物行政を所管する三重県と連携を図りながら対応しているとの答弁がありました。

また、委員からは、風致地区に指定された経緯から、この区域は自然豊かな里山として保全されるべきものであり、法

律や条例の隙間を縫うような無秩序な開発が行われないように、今後市としての考え方を改めて見直す必要があるのではないかと質疑があり、理事者からは、昭和49年7月の大雨災害の教訓から風致地区に指定された経緯は重々承知している。関係部局との連携を図るとともに、本市太陽光発電施設設置ガイドラインでは、太陽光発電施設を設置するのに適当でない区域を定めており、その一つに風致地区を規定している。また、風致条例や景観条例においても、一定の制限を設けており、風致地区において無秩序な開発が行われないように牽制しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、隣接または近接した開発行為について、林地開発許可制度の対象となるよう、三重県と協議を行うことについての適否を問う質疑があり、理事者からは、森林法の許可権者である三重県に対して、林地開発許可制度の対象となるよう、一体的な開発として取り扱うように、強く働きかけているとの答弁がありました。

これを受け他の委員からは、市からの働きかけに対する三重県の見解を問う質疑があり、理事者からは、三重県において対応可能かどうか検討していただいております。今後、具体的な動きがあれば、三重県と連携し、森林法上の取り扱い方法などを具体的に協議していくとの答弁がありました。

これを受け委員からは、三重県との連携を図りながら、取り組んでほしいとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、本請願につきましては、全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和元年 8 月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 19 号 平成 30 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について**【スポーツ・国体推進部・経過】****○一般会計****≪ 歳出第 2 款総務費 第 6 項総務管理費 ≫****国体等準備一般経費**

Q. 本市がテニスと男子サッカーの会場となった平成 30 年度全国高校総体の総括、及び、得られた成果を三重とこわか国体・三重とこわか大会へどのようにつなげていくのか確認したい。

A. 四日市テニスセンターで開催されたテニス競技は 1 万 5 千人程度、男子サッカー競技は会場となった県内 4 市全体で 3 万 5 千人程度の選手や関係者が訪れ、来訪者へのおもてなしを通じて本市の魅力に触れていただいた一方、県外からの来訪者の移動手段としては近鉄ではなく J R を利用する割合が高いなどの分析結果が得られたため、この結果を三重とこわか国体・三重とこわか大会に生かしていく。

Q. 東京オリンピックキャンプ地等誘致事業について、本市はカナダ代表の体操選手団の事前キャンプ地であるが、市民と選手団との交流が少ないのではないかと。

A. オリンピック大会直前の選手団が市民と交流する機会を設けることは容易ではないが、これまでに中部西小学校や常磐中学校の子供たちとの交流や、中央体育館での模範演技の公開を行っており、今後もできる限り選手団との交流する機会を設けるよう努める。

(意見) 市民にとっては貴重な機会であるため、できる限り交流する機会を設けるようにしてほしい。

Q. 三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会総会の開催に要した経費について確認したい。

A. 平成 30 年度は、四日市都ホテルの会場を 2 度使用し、開催経費は 90 万 4,626 円であった。

Q. 会場として、総合会館を利用すれば、開催経費の軽減が図れるのではないかと。

A. 少しでも費用負担の軽減が図れるようにしたい。

スポーツ活動振興事業費

※プロ野球ウエスタンリーグ開催費補助金については、論点整理シートに記載

Q. 高齢者スポーツは高齢者の健康づくりのためにも重要な役割を果たしており、市民

が様々なスポーツ活動に参加できるよう、長期的に計画性を持って、各スポーツ活動に対するきめ細かな支援が必要ではないか。

A. 高齢者が様々なスポーツに参加してもらえよう、健康福祉部とも連携しながら取り組んでいきたい。

Q. 令和2年度開催予定のハーフマラソンコースについて、地域への説明等、的確な手順を踏んで設定したのか。

A. コース選定に際しては、複数のコースを検討し警察やバス事業者等との協議を行ってきた結果、近鉄四日市駅西側から市内西部を巡るコース案を選定した。その後、現在に至るまで沿道の住民への説明を行っているところである。

(意見) 市制 123 周年記念として実施するハーフマラソンを市民一体となって盛り上げられるよう、一人でも多くの市民に理解、協力していただき、沿道の住民からも歓迎される大会になるようにしてほしい。

運動施設整備事業費

Q. 四日市テニスセンターについて、初年度である平成 30 年度の稼働率は 39.0%であったが、この数値をどのように分析しているのか。

A. 三滝テニスコートの利用者が雨天時に、屋内コートがある四日市テニスセンターを利用したり、早朝や夜間の時間帯の利用もあり、施設の長所を生かした利用がされている。当初の想定程度の利用であるが、今後もより多くの市民に活用してもらえよう取り組んでいきたい。

(意見) 存続を惜しむ声があったオーストラリア記念館の跡地に建設された四日市テニスセンターが、より多くの市民やテニス愛好家から愛される施設になるようにしてもらいたい。

Q. 四日市市総合体育館建設工事について、地元企業による請負はどの程度であるのか。

A. 現時点では請負額約 100 億円うち末端までの全ての請負を合計すると 40%程度が地元企業の請負である。

Q. 中央緑地運動施設整備に伴う駐車場拡大による国道 1 号への車の流出集中の緩和策として、以前から緑地公園橋の活用について議論しているが、進捗状況について確認したい。また、今ある橋は歩車分離されていないことから、歩行者の安全確保のため、歩道設置を求める意見も出されているがどうか。

A. 現在、計画を策定中の国体開催時においては、緑地内の駐車場は選手・監督・役員等関係者用として利用するため、一般観覧者の駐車場は 100 台程度と考えている。そのため、国道 1 号への車の流出が集中することはないと考える。なお、国道 1 号への出口交差点の右折レーンを延長する予定であり、施設整備完了後、当該右折レーンの改善効果や渋滞の状況を見極めた上、新たな出口の設置について、周辺地域に与える影響も含めて検討していきたい。

(意見) 都市整備部との連携のもと、安全確保に向けた対策について進めてほしい。

Q. 中央緑地は臨海部にコンビナートが立地したことに伴う緩衝緑地として整備された経緯があるため、施設整備に伴い樹木を伐採するだけでなく、例えば带状に緑地帯を設置するといった整備も併せて、都市整備部と連携して行う必要があるのではないか。

- A. 施設整備に当たってはできる限り緑地を残すよう努めてきたが、緑地帯を設置するといった計画は持ち合わせていない。緑を残す様々な可能性については、都市整備部とも協議したい。
- (意見) 都市整備部、環境部とも十分に協議を行った上で、まちづくりの視点を持った環境整備を行ってほしい。

運動施設一般経費

- Q. 霞ヶ浦プールの利用者数について、平成 30 年度における利用者数が例年に比べて減少した要因について確認したい。
- A. 平成 30 年度の夏はかなりの酷暑であったため、プール利用者が減少したと考える。
- (意見) 他の自治体の公営プールにおいては、遊具の設置等、利用者を増やすための工夫を行っており、本市においても、利用者数を意識しながら、よりよい施設環境について調査研究し、多くの市民に利用してもらえる施設となるようにしてほしい。

運動施設一般経費及び四日市ドーム一般経費

- Q. 霞ヶ浦第 1 野球場の照明装置及び四日市ドームの冷房料金について、運動施設条例及びドーム条例で定められた上限額を超える料金を徴収していたとして、過徴収していた消費税相当額の料金を賠償金として返還しているが、上位法である消費税法との整合性は取れているのか。
- A. 運動施設や設備の利用料金については、消費税率の変更を利用料金に反映させるか否かは自治体の裁量である。また、利用料金の徴収は施設の指定管理者が行っていることから、本来であれば利用料金を返還するのは指定管理者であるが、本件の原因・責任は市にあり、迅速に利用者に対して返還を行うため、市と指定管理者で覚書を交わし、市から直接賠償金を支払う対応を取ったものである。

《 歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第 10 款教育費 第 6 項保健体育費 》

別段の質疑、意見はなかった。

【上下水道局・経過】

○一般会計

《 歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第 6 款農林水産業費 第 3 項農地費 》

別段の質疑、意見はなかった。

○農業集落排水事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

【環境部・経過】

《 歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費 》

クールチョイス普及啓発事業費

Q. 本市では平成 30 年度からクールチョイスの推進に取り組んでいるが、他市と比較すると先進的に実施していたわけではない。市が地球温暖化防止対策のための国民運動に賛同する取り組みとしては理解するが、クールチョイス普及啓発事業として新規の事業化を図らなくとも、他の手段で地球温暖化防止に関する普及啓発は行えたと考えるが、平成 30 年度の実績をどう評価しているのか。また、クールチョイス宣言に賛同を得た市民や事業者への追跡調査を実施しているのか。

A. 本市でもクールチョイス宣言の後に様々なイベントを開催し、地球温暖化防止対策への必要性を市民に呼びかけ、さらに市民や事業者からクールチョイスへの理解を得られたことで、啓発事業の一定の成果があったと考えている。一方で、今後の施策展開については課題として認識しているが、賛同頂いた市民や事業者などを中心に啓発を進め、追跡調査についても、次期環境計画策定のアンケート調査の際に、その方々にも環境問題について意見をいただく予定である。

Q. 単にクールチョイス宣言を行っただけであると市民に見なされないように、今後の施策展開のありようが問われているのではないか。

A. いただいた指摘を踏まえ、来年度に向けて、どのようなあり方が望ましいのか検討していく。

大気汚染対策事業費

Q. 移動測定車による大気測定の実施箇所について、地域住民が測定を要望していた場所との相違があったのではないか。また、高速道路等が新たに整備された地域については、周辺環境の変化を考慮した上で測定を行うべきではないか。

A. 移動測定車による大気測定を実施した箇所については、地元自治会と協議して測定場所を決定した。市内の大気汚染の状況を把握するため、市内 11 か所で常時監視測定を行っているほか、主要道路の延伸やコンビニート企業の新增設による大気への影響を把握するため、平成 29 年度から 2 年間にわたり羽津中学校及び水沢浄水場の 2 か所で移動測定車による測定を行った。これらの調査結果を分析し、常時監視測定局の適正配置計画を見直す予定である。

(意見) 大気汚染の原因は容易には把握できないため、より柔軟な対応を行い、大気汚

染の測定に努めることで、地域住民の不安を和らげてほしい。

Q. 公害苦情件数について同一事業者が同一年度内に複数回にわたり野外焼却を行った事例はあるのか。

A. 同一年度内に同一事業者へ複数回にわたり、野外焼却に関する指導を行ったことはない。

展示管理運営費

Q. 平成 30 年度に開催された特別展オーロラとアラスカ原野について、2,451 名が来館したものの、有料の来館者 972 名、無料の来館者 1,479 名と無料の来場者が多い。より多くの方に来館してもらうことは大切であるが、料金を徴収し管理運営費に充てることも必要ではないか。また、来館者のうち、市内在住者がほとんどであり、観光資源として活用するのであれば、より多くの市外の方に来館してもらえような方策が必要ではないのか。

A. より多くの方に来館していただくためには、環境未来館だけでなく博物館全体の質を向上する必要があるため、博物館とも今後のあり方については協議をしていきたい。(意見) 教科書に記載がないような公害の歴史や経緯を伝えられるような工夫をすること、また、コストを意識した運営に努めるべきである。

環境学習推進事業費

Q. エコパートナーシップについて、本市及び登録団体へのメリットはあるのか。

A. 市にとっては地域密着の環境学習を行うことができる。一方で、団体にとっては、地域が一体となって取り組むことで、環境学習に携わる後継者が育成され、また、登録団体同士の交流も期待できる。

環境保健予防事業費

Q. 環境保健健康診査事業におけるアレルギー健康相談について、平成 30 年度は定員 20 名に対し、89 名が参加しているが、受け入れ体制に支障を来さなかったのか。

A. 定員 20 名の枠に 89 名が参加したということではなく、年 6 回、各回の定員を 20 名として実施しており、参加者数は各回定員 20 名に収まっている。

Q. チャレンジ・デイキャンプについて、参加者数の実績としてぜん息症状がある児童及びその家族も含まれているが、児童だけでなく家族も参加者数に含めた理由を確認したい。

A. チャレンジ・デイキャンプに参加している間だけでなく、自宅においても継続して取り組んでいただけるように、保護者も参加し、家庭での療養にも取り組んでいただくためである。

Q. アレルギー健康相談の実績においては、保護者を参加者数の実績として含めていない一方で、チャレンジ・デイキャンプは保護者も参加者数に含めているが、保護者とともに取り組んでいただくという趣旨であれば、アレルギー健康相談において保護者を参加者数に含めないのは整合性が取れないのではないのか。

A. 次年度はいただいた指摘を踏まえた資料としたい。

《 歳出第4款衛生費 第2項清掃費 》

資源物処理事業費

Q. 資源物の持ち去りを防ぐために、資源物の回収日に住民が交代制で見守っているが、住民が集積場を離れると、間髪入れずに資源物を持ち去られてしまうが対策はないのか。

A. 可能な限り早い時間帯に回収を行ったり、警察との合同張り込み等の工夫をしているほか、集積場に鍵が設置できるよう材料支給している。

Q. 民間の回収ステーションの活用は、市としても支障はないのか。

A. 資源物が持ち去られることなく、適正にリサイクルされることが大切であるため、民間の回収ステーションの活用は、市としても推奨している。

(意見) 民間の回収ステーションの利用を躊躇する市民は少なからずいるため、ごみカレンダー等を活用して、資源物の回収方法について広くPRしてほしい。

(意見) 資源物の集積場が通学路の近辺という事例もあり、市民の安全を第一に警察とも連携し対策にあたるべきである。また、抜本的な対策を打つ必要があると考えするため、議会としても共に取り組みたい。

廃棄物対策事業費

※廃棄物対策事業費については、論点整理シートに記載

南部埋立処分場費

Q. 主要施策実績報告書記載の指標である最終埋立処分量の目標値 600 t に対して、平成 29 年度 1,295 t、平成 30 年度 2,677 t と目標値を大きく上回っているが、施設の許容範囲を超えて受け入れているようなことはないか。

A. コンクリートがら等のクリーンセンターでの処理不適物を年間 600 t 想定しているほか、家屋火災や港や海岸沿いに漂着した廃棄物を受け入れるため、目標値を大きく上回る実績となっている。また、残余年数については、残余容量 3 万 4 千 m³ 程あり、毎年 1 千 m³ 程受け入れているが、クリーンセンターと同程度の 20 年超は使用できる見込みである。

合理化事業計画に基づく代替業務委託

Q. 合理化事業計画に基づく代替業務委託のうち、市の直営ごみ収集運搬業務はいつ終期を迎える計画なのか。

A. 第 3 期合理化事業計画の終期を令和 7 年度としたため、市の直営ごみ収集運搬業務を初めとする代替業務は令和 7 年度に終期を迎える予定である。

(意見) 合理化事業計画が終了すると、従前の代替業務は一般的な委託業務へ置き換わるることとなるが、その際には代替業務の委託事業者と他の事業者を公平に扱うとともに、終期を迎えるまでに一般的な委託業務にできるものは随時実施していくことで、企業間の競争原理が働かせることが必要である。また、代替業務の委託事業者が経済的に自立できるよう、経営上の課題を把握するとともに、商工農水

部と連携し、経営基盤を強化できるような指導を行うようにすべきである。

【都市整備部・経過】

○一般会計

≪ 歳出第8款土木費 第1項土木管理費 ≫

別段の質疑、意見はなかった。

≪ 歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費 ≫

別段の質疑、意見はなかった。

≪ 歳出第8款土木費 第3項交通安全対策費 ≫

交通安全啓発推進費

Q. 子供の登下校時の安全対策については、地域と学校が一緒になって取り組まなければ十分な効果が発揮されないと考えるため、四日市版コミュニティスクール、各学校区に1名配置されている交通指導員も含め、市が積極的に学校や地域との連携を進めていくべきであると考えているがどうか。

A. 交通安全に関し、地域の取り組み状況が変化しているようであれば、柔軟に対応していきたい。

放置自転車対策事業費

Q. ふれあいモール周辺の放置自転車について、今後近鉄四日市駅周辺整備においてペDESTリアンデッキが整備されると人の流れも大きく変わることから、撤去するという考え方ではなく、例えば地下に駐輪場を整備し利便性を向上させることで、中心市街地への誘導を図り、中心市街地活性化につなげるという考え方でもできるのではないかな。

A. 今後大きく変わることが予想される近鉄四日市駅周辺において、自転車置き場等の新たな空間が必要となるため、必要な対策について検討していきたい。

Q. スターアイランド前の放置自転車は毎朝撤去されているのに対して、ふれあいモールの放置自転車は撤去されないのはなぜか。また、撤去する場所とそうではない場所が混在し、整合性が取れていないことが、市民にとってわかりづらい原因になっているのではないかな。

A. ふれあいモールの放置自転車は周辺の商業施設等を利用する際に一時的に置かれている傾向が見られ、短時間で持ち主が戻ってくる可能性があり、即時に自転車を撤去することは行っていない。また、自転車駐輪禁止区域が不明瞭であることについては課題として認識しており、駐輪禁止区域及び駐輪可能場所を明示していきたい。

信号機の設置について

Q. 地域から信号機の設置や横断歩道の整備についての要望があるものの、様々な事情により整備に至らないが、県との協議や情報交換を行っているのか。

A. 実施主体は公安委員会であるが、四日市市交通安全協議会等を通じて協議を行っている。

(意見) 公安委員会の所管であることは理解するが、市民からの要望が実現できるよう行政として前向きに取り組んでほしい。

(意見) スマートモビリティシステムの研究開発が進むと、スマート交差点の実現が期待されるため、新たな技術も積極的に活用してほしい。また、生活に身近な安全を求める市民の声をしっかりと受け止めてほしい。

交通安全施設整備単独事業費

Q. 霞ヶ浦垂坂線の国道 23 号霞ヶ浦南交差点に歩道橋を設置するが、歩道橋の降り口が堀切川の一部に重なるため、埋め立てなければ歩道橋を架設できないのではないかと。また、歩道橋の架設と合わせて園路内での歩行者の安全対策を講じる必要があるのではないかと。

A. 指摘のとおり、堀切川の一部を埋め立てて実施する。また、園路内の歩行者の安全対策についても順次実施していく。

(意見) 同交差点の西側についても地元から心配する声が寄せられており、歩行者の安全及び渋滞対策に配慮してほしい。

歩行者自転車空間整備事業費

Q. 堀木日永線自転車レーンの整備について、より安全に走行できるようにするため、歩道を狭めて路肩を広げられないのかとの公安委員会からの指摘を受けたにもかかわらず、実際の整備方法については、既存の道路を生かした矢羽型路面表示による整備であるが問題はないのか。

A. 自転車は車道を走行するという原則の下、既存の道路形態を維持したまま整備を行うことを基本方針としており、車道に矢羽型路面表示を行うことで自転車の走行空間を確保し、自動車のドライバーに対して車道を自転車が走行することを視覚的に訴えることを目的としている。また、昨年度いただいた指摘を踏まえて、路肩が狭い区間の運用方法については、改めて公安委員会と協議を行っている。

(意見) 令和元年度から赤堀小生線（松本街道）、堀木日永線、午起末永線（橋北通り）の 3 路線の自転車専用通行帯の整備に着手する予定であるが、従前までの矢羽型路面表示とするのか、マウントアップし路肩を確保するのか、工事着工前に議会に対して示すようにしてほしい。

Q. 歩道を狭めて路肩を確保することに支障はあるのか。

A. 路肩を確保するために歩道を含めた一体的な再整備を行うとなると膨大な整備費用となること、また、橋梁においては道路構造令上の特例等もあることから、今後どのような対応を行うことができるのか検討していく。

Q. 法令で定められているのであればやむを得ないが、道路構造上の問題であるのであれば、場所によっては柔軟な対応ができるのではないかと。

A. 国においては、まず歩行者と自転車、自転車と自動車の分離を行うことを掲げており、本市もこの方針に基づき、自転車専用通行帯の整備を行っているが、いただいた指摘を含め、課題については認識しており、新たに道路整備にあたってはより安全な自転車専用通行帯の整備を行うとともに、既存の道路についても必要があれば見直していきたい。

(意見) 欧米では歩行者、自転車が優先されるのが当然であり、矢羽型路面表示により自動車のドライバーに視覚的に訴えるだけでなく、ドライバーに対して、歩行者や自転車を優先させることへの意識が徹底されなければならない。

道路新設改良費

Q. 現時点における交差点改良の計画に挙がっていないものの、千歳町小生線においても変則交差点に起因して渋滞が発生している箇所が存在していることについて認識しているのか。

A. 現在、市内の道路整備についての方針を定めようとしている。千歳町小生線の変則交差点を含め、日永八郷線との交差点付近までの間について、渋滞が発生していることは認識している。

(意見) 引き続き、市内の渋滞箇所の解消に向けた取り組みを進めてほしい。

＜ 歳出第 8 款土木費 第 4 項河川費 ＞

別段の質疑、意見はなかった。

＜ 歳出第 8 款土木費 第 6 項都市計画費 ＞

四日市あすなろう鉄道線運行事業費

Q. あすなろう鉄道の当初の存続目的は、沿線の高校や地域からの要望が大きかったことも理由の一つのはずであり、存続に至った経緯を鑑みると、あすなろう鉄道の定期収入の減少傾向に対する何らかの対策は必要ではないか。

A. 定期収入は減少傾向であるが、減少幅は縮まっている。令和元年度からは、通学の 1 年定期を新たに導入し利用促進を図っているところであるが、引き続き利用促進に努める。

Q. 沿線の高校に通う生徒の交通手段として存続させた経緯から定期収入の減少は当初の目的が揺らぎかねない。より多くの方に利用してもらえるように、I C 化を図るなどの利用促進に向けた工夫が必要ではないか。

A. 鉄道だけでなく、バスでも I C 化が進んでおり、それらの事例を踏まえながら、現在調査研究している。

(意見) 種々の取り組みがなされているのは承知しているが、定期収入の減少傾向が続いており、時間的な猶予は余りないため、早急な対応をお願いしたい。

Q. あすなろう鉄道は沿線の高校の通学手段や沿線住民の日常生活の移動手段として利用されている側面と、全国に 3 路線しかない貴重なナローゲージという歴史的な価値を有する側面もある。また、歴史的な価値がある一方で、ナローゲージという希少な車両であるため、他の沿線で使用した中古の車両は運行させることができないため、

維持管理していく上で費用負担が増すことは避けられないが、どのように捉えているのか。

A. 第一には市民の生活に欠かせない公共交通という位置付けであり、あわせて観光資源としても位置付けている。ナローゲージについては、他の路線からの流用ができないため費用負担が大きいですが、軌間を変更することは実態に即しておらず、軌間は現状のままとなる。

Q. あすなろう鉄道の鉄道事業再構築実施計画が5か年目になる今年度以後5か年の計画を若干見直すとのことあるが、その先の展開を見据えた施策展開をしていく必要があり、市民の利用を促すため、駅前広場の整備によるパークアンドライドの誘導やバスとの連結を向上させた誘導策といった次なる一手を打っていく考えはないのか。

A. あすなろう鉄道の沿線に大規模な宅地開発が若干あり、今後一定程度の利用が見込まれると期待している。また現在、内部駅や西日野駅の駅前広場の整備を行っているため、交通の便が向上すると周辺の開発が促進されることを期待している。このような今後の流れを見据えながら、公共交通と連携した土地利用を促進していくことを検討している。

(意見) 日常生活における移動手段がなくなることは市民に大きな影響を及ぼすため、あすなろう鉄道を初めとする公共交通を維持していくために、大局的な視点での取り組みがなされることを求めたい。

Q. 利用者から残してほしい旨の意見が多く寄せられていた「なろうブルー」について、車両の定期検査に合わせた、「なろうグリーン」への塗装については一旦中止となったが、今後の展開を改めて伺いたい。

A. 次回の点検を行う時期までに方向性について整理したい。

Q. 今秋予定されているイオンタウン泊の開業をあすなろう鉄道の利用促進の契機として捉え、従業員や買い物客に対して、あすなろう鉄道の利用を促すという発想はないのか。

A. イオンタウン泊の開業に際して改めて、あすなろう鉄道を含めた公共交通の利用を依頼し、従業員への公共交通の利用を呼びかけていただくようお願いする。

Q. 従業員だけでなく買い物客に対しても、何らかのキャンペーンによる特典を設けるなどの工夫をして、あすなろう鉄道の利用促進を図るべきではないか。

A. 買い物客の公共交通の利用について、イオンタウン泊と協議を行っており、何らかの特典を設けることは難しいが、利用促進に向けた啓発を行いたい。

Q. 第2種鉄道事業者の支出中、動力費等のその他の経費について、平成30年度の予算額101百万円に対して決算額は54百万円であり、平成27年度から継続して決算額が予算額の半分程度となっているが、鉄道事業再構築実施計画の後期5か年の初年度にあたる令和2年度に向けて見直す予定はあるのか。

A. 第2種鉄道事業者である四日市あすなろう鉄道株式会社には都市整備部長が取締役として経営に参画しており、予算組みからの見直しについて提案した。来年度からの反映が可能かどうかも含めて検討を進めていくが、確実に変えていきたい。

バス利用環境改善整備事業費

Q. 平成 30 年度に小山田・水沢・桜地区で実施したデマンド交通社会実験における総括について確認したい。

A. 利用地域によってはタクシーが配車されにくいことや、利用者の大半は他の公共交通機関を経由するのではなく直接目的地に向かうことがわかった。また、平成 30 年度は乗り合いを可能としたところ、近隣住民同士が利用券を交互に利用しながら費用負担を抑えて乗り合わせる事例もあった。

Q. 実証実験時にタクシー会社から地域的に配車が困難であると断られた件数は把握しているか。

A. 詳細まで把握しておらず、今年度実施する実証実験において実態を把握していく。

(意見) 実証実験を実施するからには、利用者である市民のニーズだけでなく、タクシー事業者の実態把握にも努め、それぞれの実態を分析した上で、より効果が得られるように取り組むべきである。

公園施設安全対策費

Q. 公園遊具の安全点検における優先順位はあるのか。

A. 市内全ての公園の遊具を委託業者が年に一度点検を行っており、点検の結果、修繕の優先順位を決め、優先度の高いものから修繕を行う。

Q. 遊具新設を希望する場合の市への要望方法について確認したい。

A. 各地区で取りまとめている土木要望の 1 項目として要望いただくことになる。

(意見) 子育て世代にとっては、公園遊具に関する要望を出しにくい可能性もあり、土木要望の際には子育て世代に対して配慮した案内があるとよいのではないかな。

Q. 遊具が老朽化して使用できなくなったら、最終的には安全対策として撤去されるが、撤去ではなく更新されることはあるのか。

A. 長寿命化計画に基づき、遊具の更新を行う計画であったが、三重とこわか国体の整備もあるため、一旦休止している状態であるが、来年度からは計画を見直し、今後の方針を決めていきたい。

(意見) 公園におけるキョウチクトウについて、早期に点検を行い、特に人が多く集まる場所については早めに対応してほしい。

公園施設維持補修費

Q. 垂坂公園・羽津山緑地整備事業において、当初の計画よりも園路整備の事業進捗が遅れている理由を確認したい。

A. 当該事業に対する国の予算が頭打ちになっていることに加えて、三重とこわか国体の影響もあり、さらに予算がつかなくなっている。

Q. 令和 2 年度以降に整備予定である駐車場について、現在、駐車場への進入路の整備が計画されていないが、駐車場を整備すると車両の往来が生じるため、利用者の安全を確保するためには進入路を含めた一体的な整備が必要ではないかな。

A. 利用者の駐車場の整備と併せて進入路の整備を行えるように検討する。

公園愛護会等育成費

Q. 平成 30 年度の公園愛護団体は 256 団体であるが、活動実態を把握しているのか。

A. 詳細な活動実態について調査はしていないが、何らかの清掃活動等をされていることは把握している。

(意見) 公園愛護団体に清掃用具等の貸与をしていることもあり、実態把握に向けた取り組みが必要ではないか。

《 歳出第 8 款土木費 第 8 項住宅費 》

市営住宅整備事業費

Q. 石塚町、小鹿が丘の両市営住宅について、平成 30 年度に建て替えの方針から方向転換されたが、今後の方針について確認したい。

A. 住生活基本計画の見直しの中で、市営住宅の需給バランスを再検証したところ、石塚町、小鹿が丘市営住宅等の老朽化した市営住宅を全て除却しても、市営住宅の供給に不足は生じないとの結果になったことから建て替えは行わないこととした。しかし、老朽化が進んでおり、入居者の安全確保に向け、早急に移転していただく必要があり、引き続き入居者へ働きかけていく。

(意見) 石塚町市営住宅の建て替えが白紙になったことで、建て替えに合わせて実施するはずであった雨水排水対策も計画が中断しており、地域的に浸水被害が生じやすいことから、早期の対応を求めたい。

市営住宅維持補修費

Q. 市営住宅敷地内の放置自動車 41 台のうち 16 台が解消されたとのことであるが、これは平成 30 年度に市営住宅条例を一部改正し、放置自動車への対応が可能になったことが要因か。

A. 条例改正に伴い放置自動車に対する対応の選択肢が増えたことは要因の 1 つで、所有者を追跡し連絡が取れたことから解消に至ったものもある。

Q. 放置自動車は市営住宅敷地内に持ち込まれるのか、それとも入居者が所有しているものであるか。入居者のものであった場合も、放置自動車と位置付けられるのか。

A. 放置自動車は市営住宅の現入居者や元入居者のものだけでなく、持ち込まれたもの、所有者不明のものもある。また、何をもって放置自動車とするかは難しいが、長期間移動していない状態のものを放置自動車としている。

(意見) 引き続き対応を継続するとともに、入居者への周知の徹底も行ってほしい。

住み替え支援事業費

Q. 本市の住み替え支援の案内パンフレットは文字情報が多く、特に子育て世代に訴える印象に欠けるのではないか。

A. フリーペーパーへの掲載等、新たな情報発信の試みは行っているが、今後の参考としたい。

Q. 平成 30 年度は家賃補助 6 件、リフォーム補助 4 件を見込んでいたが、実績としては、家賃補助 4 件、リフォーム補助 0 件という結果であり、実績を伸ばすためには、リフォーム会社への周知を行うなど、周知方法の見直しが必要ではないか。

A. リフォーム会社には周知していないが、宅地建物取引業者への周知は行っている。

また、空き家ネットワークみえ等のネットワークを活用して周知を図っていきたい。

Q. 利用を考えている方とのニーズに乖離があるのではないのか。例えば市内間移動も対象とするなど、子育て世代の実態に即した制度の見直しを行うべきではないのか。

A. 中古住宅の流通を促す住宅診断や、住み替え支援制度の対象者等について、住生活基本計画の見直しの中で、どのような制度を構築できるか議論していきたい。

(意見) 空き家活用を促進させるためには、地域の状況を総合的に踏まえた提供方法を検討し、支援することが重要である。

《 歳出第 13 款災害復旧費 第 2 項土木施設災害復旧費 》

別段の質疑、意見はなかった。

○住宅新築資金等貸付事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

○土地区画整理事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

【上下水道局・経過】

議案第 20 号 平成 30 年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について

資本的支出不足額を補填する財源について

Q. 資本的支出決算額 32.8 億円に対し、資本的収入決算額 8.1 億円であり、24.7 億円の不足が生じる。この不足分を補填する財源は、前年度利益を財源とする減債積立金等で 60.7 億円となっている。今後不足分の補填に伴い、補填財源の残高としては減少していくのか、それとも来年度も同等程度の財源が確保できるのか。

A. 全補填財源 60.7 億円のうち、今回 24.7 億円を資本的収支差に補填したため、全補填財源の残高としては 36 億円となるが、来年度において当年度未処分利益剰余金処分額などが加算されるため、一概に逡減していくわけではない。

《 収益的支出 営業費用 》

配水及び給水費 給料

Q. 平成 30 年度の人事異動により、転出 2 名 (53 歳、33 歳)、転入 4 名 (46 歳、41 歳、30 歳、26 歳) で、2 名増員したにもかかわらず、平均年齢が下がったことから 4,897,007 円もの不用額が生じたとのことだが、詳細について確認したい。

A. 予算の積算にあたっては、平成 29 年度の平均給料額を単価として、2 名増員分も含

めた職員数で乗じた金額を予算計上していたが、平成 30 年度の人事異動に伴い、平均年齢が下がったため、実際の給料支出額も下がり、予算が不用となった。

お客様サービス等営業業務委託

Q. 検針・検算業務において、井戸水使用者・減量対象使用者等から水量報告の徴収とあるが、井戸水を利用することで水道料金が生じているのか。

A. 水道料金としては発生しないが、使った井戸水は下水道に流されることになり、下水道使用料を算定するために水量を把握している。

(意見) 適宜業務内容を精査し、必要に応じて委託内容を見直すべきである。

(意見) 検針・検算業務において、検針作業や検針データチェック中に、異常水量等が見受けられた場合には、すぐに使用者へ知らせるようにすべきである。

総係費 負担金

Q. 給与計算処理費負担金について、平成 29 年度に比べ、平成 30 年度の決算額が 700 万円程度増加した要因を確認したい。

A. 給与計算処理は、人事課のシステムを共同利用していることから、人事課の給与計算処理費及びシステム改修費を按分して負担しており、平成 29 年度にシステム改修を行ったため増加した。

Q. 按分している他部局の負担金も増加しているのか。

A. 増加している。

Q. 人事制度の変更に伴うシステム改修を行ったのか。

A. 従前の給与計算システムの改修であり、人事制度の変更によるものではない。

議案第 22 号 平成 30 年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

資本的支出不足額を補填する財源について

Q. 資本的支出不足額を補填する財源について、水道事業と同様、全補てん財源が減少していくことはないのか。

A. 資本的収支を収益的収支で補填することは、基本的に水道事業と同様であるが、水道事業は給水普及率が 99.9%であり、大きな水道整備は完了している。一方、下水道事業は令和 7 年度の市街化区域内の公共下水道概成に向け、今後も資本的収支差が生じ、それに伴い資本的支出不足額に対する補填が必要になることや、平成 30 年度の純利益 23.7 億円のうち、3.2 億円を補填していることから、水道事業と異なることが見込まれる。

Q. 令和 2 年度に必要となる補填財源額はどの程度となる見込みか。

A. 前年度と同等の事業規模とした場合、60 億円程度の補填財源が必要となる。

下水道事業の民間企業の活用について

Q. 技術職員の不足に対しては、総務常任委員会においても議論を行っており、例えば市内の工業高校からの採用が見込めないといった課題も含め、技術職員については確保が容易ではないことから、民間企業の活用について検討するべきではないか。

A. 下水道事業の今後の方針として、技術継承と官民連携の推進、技術職員の確保、人事制度の検討のほか、事業モニタリング等の民間事業者を牽制できる技術力と人員の配置を前提とした設計施工一括発注方式や包括民間委託等の官民連携を検討していく。(意見) 職員の負担が軽減されるよう、議会も一緒になって取り組んでいきたい。

《 収益的支出 営業費用 》

総係費 広報費

Q. マンホールカード製作費について、平成 29 年度に比べ、平成 30 年度の決算額が増加しているが、マンホールカードの配布状況について確認したい。

A. 平成 30 年度の配布枚数としては、東海道五十三次が 3600 枚余り、平成 30 年度に新たに友好姉妹都市を製作しており、それが 2700 枚余りである。なお、令和元年 8 月末までの累計配布数は、東海道五十三次が 9300 枚余り、友好姉妹都市が 4300 枚余りである。

《 資本的収入 》

固定資産売却代金

Q. 乗用車 3 台、パトロールカー 1 台、スーパーバックホー 1 台の売却理由について確認したい。

A. 老朽化に伴い売却処分したものである。更新については、乗用車はリース契約に、パトロールカーとバックホーは購入した。

(意見) 新たに取得した乗用車について、購入ではなくリースとした理由について資料として示してほしい。

議案第 20 号 及び 議案第 22 号について

技術職及び労務職の人材確保について

Q. 技術職及び労務職の平均年齢が上昇傾向にあり、何らかの対策が必要ではないのか。

A. 技術職については、市との人事交流、市での新規採用を行っており、高齢化が進む労務職については、平成 30 年度には水道事業で 1 名採用、令和元年度には水道事業で 2 名、下水道事業で 2 名の計 4 名を採用し、若手職員の確保に努めている。

Q. 若手職員を確保するため、種々の取り組みを行っていることは理解するが、民間企業と比較すると、明らかに高齢化が目立っており、抜本的な対策が求められている。その対策として、採用難で若手職員の確保が容易ではないことから、民間企業を活用した取り組みを考える必要があるのではないか。

A. 技術継承と官民連携の推進、技術職員の確保、人事制度の検討のほか、事業モニタリング等の民間事業者を牽制できる技術力と人員の配置を前提とした官民連携の推進

を検討していく。

Q. 上下水道局の技術職の採用状況はどうか。

A. 平成 30 年度は市全体として年間 3 回実施したが、第 1 回の採用試験では内定後に辞退があり、第 2 回、第 3 回で、それぞれ採用に至ったところである。市内の工業高校に聴き取りを行ったところ、民間企業からけた違いの求人が殺到しており、採用に至るまで一定の期間を要する公務員試験を待ってられない事情が見受けられる。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査事項の提案において、議案第 19 号 平成 30 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定、議案第 20 号 平成 30 年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定及び議案第 22 号 平成 30 年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定にかかる人事管理について、技術職不足の解消をはじめとした、全庁的な職員採用や配置といった人事制度のあり方について検討すべきであることから、複数の分科会にかかる事項として全体会において審査すべきであるとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致で全体会に送ることと決しました。また、政策提言に向けた全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートのとおりです。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和元年 8 月定例月議会 決算常任委員会都市・環境分科会)

No. 1

事業名	スポーツ活動振興事業費（うち、プロ野球ウエスタンリーグ開催費補助金）	
事業概要	青少年から高齢者まで市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、各種大会・教室などを開催し、生涯スポーツの振興を図る。 市内でプロスポーツを見る機会を設けるため、プロ野球（2 軍戦）の試合を開催する実行委員会に対してプロ野球ウエスタンリーグ開催費補助金として補助を行った。	
	決算額	13,739,887 円（うち、プロ野球ウエスタンリーグ開催費補助金 決算額 1,000,000 円）

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

(1) 主な質疑

- ①プロ野球以外のスポーツへの当該補助金の支出について
- ②新たに整備される運動施設において開催可能なプロスポーツについて

(2) 主な答弁

- ①国体やインターハイといった大規模大会や入場料を徴収せずに観戦可能な大会については検討の余地があるが、有料の大会や興行を目的とした大会に対しては慎重に考えたい。
- ②バスケットボール、バドミントン、ハンドボール、卓球等が考えられる。なお、例えば J リーグのリーグ戦といった大会を開催するためには、観客席や諸室等の施設が不足するため難しい。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・プロスポーツを身近に観戦できる機会を増やすべく、プロ野球のほかにも、例えばバレーボールやバスケットボールといった他のプロスポーツについても適用できるよう、対象スポーツや大会内容について改めて検討すべきである。
- ・新たな運動施設の整備を契機として、さまざまなプロスポーツ大会の開催や誘致に積極的に取り組むべきであり、そのための一つのツールとして当該補助金を有効活用できるのではないかと考えるため、事業内容の見直しを検討すべきである。
- ・当該補助金の支出については、現在のような実行委員会形式以外の団体も対象となるよう検討すべきである。
- ・まずはスポーツ人口が多い競技に働きかけ、徐々に競技数を広げていってはどうか。プロスポーツを入り口として、まずはスポーツに興味を持ってもらい、触れる機会を作ることが大切で

ある。

- ・制度設計の見直しに当たっては、本市のスポーツ施設を管理する指定管理者との協議の上、検討すべきである。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

(①廃止・縮小、②拡大、③改良・リニューアル、④新規事業の実施の提案、⑤継続)

③改良・リニューアル … 8名

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

- (1) 新たな運動施設整備を契機としたプロスポーツ大会のさらなる誘致のための当事業の見直しについて

現在、当該補助金の対象はプロ野球ウエスタンリーグに限っているが、本市でのプロスポーツ大会のさらなる開催を推し進めるべく、対象となるプロスポーツの拡大、大会内容の再検討、補助金の交付対象の再考等も含め、今後の事業実施に向けた方向性を再検討すべき。

5. 政策提言素案

四日市市みんなのスポーツ応援条例に掲げる、市民がスポーツを「観る」機会の創出に資すべく、本事業においてプロスポーツ大会のさらなる開催を推し進めるため、当該補助金の対象となるプロスポーツの拡大、大会内容の再検討、交付対象等を再考の上、制度設計の見直しも視野に予算編成に当たるべきである。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和元年 8 月定例月議会 決算常任委員会都市・環境分科会)

№. 2

事業名	廃棄物対策事業費	
事業概要	市内の不法投棄多発地点を中心に、巡回パトロールを行うとともに、令和元年 9 月現在 24 台の監視カメラを市内各所に設置し、不法投棄の監視を行うもの。	
	決算額	21,298,999 円

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

(1) 主な質疑

- ①主にどのようなものが不法投棄されているのか
- ②不法投棄監視カメラ設置場所と不法投棄の発生場所との相関関係について
- ③不法投棄監視カメラの設置効果について

(2) 主な答弁

- ①不法投棄される大半は一般的な家庭ごみであり、適切にごみ出しをされていれば、ごみ収集されるものである。
- ②一概に言えないものの、不法投棄監視カメラ設置している地区に不法投棄が発生している傾向である。
- ③不法投棄監視カメラを設置すると、監視カメラが捉える範囲においては、不法投棄が行われなくなる。また、結果的には告発に至らなかったものの、不法投棄監視カメラに不法投棄の様子が映り、不法投棄者が明らかになったこともある。このような効果がある一方で、不法投棄監視カメラの直下や反対側など、カメラの視界から逸れる場所に不法投棄されているなどの課題もある。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・不法投棄監視カメラに一定の効果があることは承知しているが、設置するからには全方位型カメラやダミーカメラも用いるなど、効果的な運用を行うべきであり、単に不法投棄多発地点を中心に設置するだけでなく、戦略的にしっかりと方向性を持って設置するべきである。
- ・不法投棄監視カメラは、不法投棄が行われる様子を撮影するだけでなく、不法投棄監視カメラが多数設置してある地区は防犯意識が高い地区だと思わせることができ、不法投棄の抑止効果

になる。

- ・不法投棄監視カメラの設置だけでなく、市民ボランティアとの協働による不法投棄対策や市の広報媒体を用いた不法投棄に関する広報活動などを行うことで、相乗効果が期待できるのではないか。
- ・不法投棄の実態の多くは一般的な家庭ごみであるため、適正なごみ出しに対する市民一人一人の率先模範も求められ、市として不法投棄に関する宣言や条例を制定してはどうか。
- ・不法投棄に対しては、迅速かつ柔軟な対応が求められる。
- ・不法投棄を警告する立て看板について、もう少し文字を大きくし、視覚的に訴えると効果が得られるのではないか。
- ・不法投棄に関する広報活動をＣＴＹやＳＮＳ等の様々な情報伝達手段を用いて行う必要があるのではないか。
- ・民間事業者との連携やまちなかごみステーションのような集積場は効果があるのではないか。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

(①廃止・縮小、②拡大、③改良・リニューアル、④新規事業の実施の提案、⑤継続)

②拡大 … 8名

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

※分科会で意見が集約されたものについては、「政策提言素案」を添えて報告するものとする。

市内で年間1,700件余りの不法投棄物が回収されていることを踏まえ、監視カメラによる不法投棄対策のこれまでの有効性を評価した上で、新規設置台数の増加を視野に予算編成に当たるべきである。また、監視カメラ以外の抑止策についても併せて検討するべきである。

5. 政策提言素案

市内で年間1,700件余りの不法投棄物が回収されていることを踏まえ、監視カメラによる不法投棄対策のこれまでの有効性を評価した上で、新規設置台数の増加を視野に予算編成に当たるべきである。また、監視カメラ以外の抑止策についても併せて検討するべきである。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和元年8月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 23 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号）

【環境部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 4 款衛生費 第 2 項清掃費》

清掃工場管理運営費

Q. 四日市市クリーンセンターを整備した際に、その北側に調整池が設置されているが、北部埋立処分場に調整池は必要ないのか。

A. 北部埋立処分場だけでなく、四日市市クリーンセンターや北部清掃事業所を一体的な土地として整備した調整池があるほか、北部埋立処分場の浸出水の最初の処理行程としてラグーン槽でばっ気されるが、このラグーン槽が調整池の機能も兼ねている。

○第 2 条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【都市整備部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 8 款土木費 第 1 項土木管理費》

ブロック塀等安全対策事業費

Q. 補助対象要件として、道路等に面するすべてのブロック塀等の撤去が原則とされているが、ブロック塀を一部存置する場合は対象とならないことや、一敷地につき 1 回までの交付であるため全てのブロック塀が撤去できないなど、危険なブロック塀等を撤去するという本来の目的を達成できなかったケースもあると聞き及んでいるため、柔軟な対応を取ることはできないのか。

A. 原則ブロック塀等を全て撤去することが補助対象の要件であり、また、補助額が補助上限額の 20 万円に達したのは平成 30 年度からの交付件数全体で 2.5%に留まり、大半が 10 万円未満であることから、補助上限額の範囲内でブロック塀等の撤去に対する支援が行われていると認識している。

(意見) 多額の費用を要するため、現在の補助制度では撤去が困難であるとの声も聞き及んでいるため、そのような実態の把握についても併せて検討してほしい。

(意見) ブロック塀の撤去だけでなく、ブロック塀を支える基礎部分も経年劣化による強度の低下が懸念されるため、基礎部分の状態によっては撤去や補修が必要であ

る。

Q. 本件はブロック塀等を撤去する際の補助金であるが、建築基準法の仕様基準に適合していないブロック塀等を撤去することへの指導も必要ではないか。

A. 定期的にパトロールを実施しており、建築基準法の仕様基準に不適合なブロック塀等の所有者に対し、粘り強く指導を行う。

(意見) 防災上の観点から、実態について調査を行った上で必要に応じて行政代執行といった手段をとってでも撤去させる必要があるのではないのか。

《歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第8款土木費 第3項交通安全対策費》

防災・安全社会資本整備交付金事業費（通学路交通安全対策）

Q. 三重、羽津北、川島小学校と3つの学校区内の通学路でカラー舗装工が行われるが、路面のカラー舗装に関する市の基準はあるのか。

A. 本市では一律30cmの幅で路側帯の内側をカラー舗装を行う。また、選定基準は通学路交通安全プログラムに位置付けられた危険箇所に対する安全対策として、小学校に近い箇所からカラー舗装を実施している。

Q. 地区内でカラー舗装の色が違うのはなぜか。

A. 通学路を含む歩行空間は黄色、ゾーン30は緑色、東海道は黄色で舗装している。

(意見) そのような基準と合致しておらず、市民に混乱を生じさせかねない場所が見受けられるため、市民の混乱を招かないような対応をとるべきである。

Q. 本事業において、中学生の自転車通学への安全対策として、自転車走行のためのカラー舗装といった対策も可能であるのか。

A. 通学路交通安全プログラムに位置付けられた箇所について、カラー舗装、転落防止柵設置、通学路変更等、ハード・ソフト面で対策を講じるようにしている。

交通安全施設整備単独事業費

Q. 市内の小中学校の通学路内の交差点352箇所について調査を実施したが、今後どのように対応していく方針なのか。

A. 平成30年度の調査では、危険な交差点の形状を把握するため、幹線道路上の通学路内の交差点の形状調査を行った。この調査結果に基づき、今年度は信号などの交通安全対策が講じられていない交差点について、個々の交差点の形状に応じた対応方法を調査するため専門業者に委託を行い、その調査結果に基づき有効な安全対策の手法や事業実施の優先順位を見極めていく。

(意見) 学校や地域と情報共有を図り、早急に地域の実情の把握に努めるようにしてほしい。

(意見) 子供たちの安全のためにも、危険性の高い箇所から対策を講じるようにしてほしい。

《歳出第8款土木費 第6項都市計画費》

バス利用環境改善整備事業費

Q. イオンタウン泊への路線バスの乗り入れについては、公共交通の乗り継ぎ拠点の整備も併せて行われることから、沿線の住民の利便性が向上し乗客数が増加することが期待される。しかし、この取り組みで終わるのではなく、継続的に取り組む必要があると考えるがどうか。

A. イオンタウン泊へ乗り入れる長沢線については車両を小型化し、まずは定時定路線で運行を行うが、この方式を必ずしも継続していくということではなく、今後乗り入れの効果を見極めながら、段階的にどのような仕組みが相応しいのか模索していく。
(意見) より多くの方に利用していただけるように周知啓発も行っていきたい。

○第2条 債務負担行為の補正

中央緑地Park-PFI事業費（関連して）

Q. 中央緑地に飲食店等を整備すると多くの方に利用していただけることが期待される一方で、中央緑地では四日市市総合体育館を初めとする運動施設整備が行われ、この整備に伴い駐車場が拡大することから、車を交通手段とする利用者が増加し、国道1号への車の流出が集中することが懸念される。交通渋滞や歩行者の安全確保の観点から中央緑地内に出入口を新設するなどの対策は講じないのか。

A. 公共交通の利用を促進し、懸念される渋滞の緩和と歩行者の安全を確保する目的で、新正駅から中央緑地に至るルート of 利便性と歩行者の安全を確保するため、現状のマウンドアップ形式である歩道を、車道と歩道をフラットにして歩行者空間を拡幅する予定である。また、あすなろう鉄道日永駅が中央緑地の最寄駅とわかるよう、中央緑地駅という副駅名称を付けることについて協議を行っている。

(意見) 多くの人が車で中央緑地に来場することが予想され、歩行者の安全対策が急務である。最も安全なのは、緑地公園橋が歩車分離がされ、安全な歩行空間が確保されることである。利便性だけでなく、安全性にも配慮した対応を図るべきである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和元年8月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 47 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号）**【都市整備部・経過】****○第 1 条 歳入歳出予算の補正**

《歳出第 8 款土木費 第 2 項道路橋梁費》

《歳出第 8 款土木費 第 4 項河川費》

《歳出第 8 款土木費 第 6 項都市計画費》

《歳出第 13 款災害復旧費 第 1 項土木施設災害復旧費》

Q. 1 日も早い災害復旧を望むが、現状、すべて安全が確保された状態になっているという理解でよいのか。

A. 公園について、仮養生として、雨や土砂流出に対する対策も行っているのですが、できる限りの応急対策は行っている。河川についても、仮養生として最低限の機能復旧は行っている。道路についても、土嚢やブルーシートで対応しており、また、対応が遅れている箇所はバリケードを置くなど安全対策を行っている。

（意見）災害時協定を結んだ業者に対応してもらっているため、災害時に頼りになる地元の業者を大事にするなど配慮いただきたい。

Q. 市内各所で集中豪雨による法面の崩落や土砂の流出等の被害が発生した箇所について、速やかに復旧を行うだけでなく、災害が発生した原因を究明し、その原因を取り除く取り組みも必要ではないか。

A. 今回の補正予算では市の施設で被害が生じた箇所の復旧を行う。市内では想定以上の降雨が原因となり、浸水が生じている箇所もあったことから、今後、その原因を調査し少しでも被害が軽減できるような対策を講じていく。

（意見）災害が発生した原因を調査し、市民から不安を取り除くために、災害に備えた対策をしっかりと講じてほしい。

Q. 災害に伴う復旧工事について、工事内容によっては、地域住民にとって、再度災害が起こるのではないかと感じられるような工事箇所もあると聞いているため、現場に適した工事内容としてほしいと考えるがどうか。

A. 例えば、法面の復旧工事であれば、植生などによる復旧を行っているが、指摘のとおり、今後も、現場に適した復旧方法で対応していきたいと考えており、現地を調査の上、対応していきたい。

（意見）十分な調査の上、復旧工事にあたってほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（令和元年11月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 70 号四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、総合体育館の設備器具及び備付物品の使用料上限額並びに弓道場における個人使用料に関する事項について関係する規定を整備しようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第 76 号及び議案第 77 号は、公の施設の指定管理者について、霞ヶ浦第 3 野球場及び四日市ドームの指定管理者をそれぞれ指定しようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

最後に、議案第 78 号市道路線の認定につきましては、道路法に基づき、開発行為による八田 31 号線のほか 7 路線の認定を行おうとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 4 議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてありますが、令和元年度第 1 回及び第 2 回四日市市人権施策推進懇話会並びに令和元年度第 1 回四日市市同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和元年 11 月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 54 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）

【スポーツ・国体推進部・経過】

○第 3 条 債務負担行為の補正

四日市市総合体育館受付事務等業務委託費

Q. 近年、キャッシュレス決済の導入が進んでいるが、使用料の収納事務業務においてキャッシュレス決済の導入を検討できないのか。

A. 県内及び近隣自治体では、使用料支払い後、市への入金となるまでのタイムラグや決済にかかる手数料等の課題があることから、導入している施設は 1 施設に留まっている。これらの課題や利用者ニーズについて研究しながら検討を進めたい。

（意見）時代の流れを見据え、利用者の利便性の向上に向けて検討してほしい。

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会負担金

Q. I D カード及び事務用機器リース（コピー機）の契約方法を確認したい。

A. 今後、実行委員会で指名競争入札を実施する予定としている。

Q. 実行委員会への負担金については全額市が支出するのか。

A. 実行委員会の歳入は、売店の出店料や企業からの協賛金を除き、すべて本市からの負担金を財源としている。県からは大会運営に対する補助金があり、先催地と同様に、リハーサル大会では対象経費の 2 分の 1 が、本大会では 3 分の 2 が交付される予定であり、市の歳入として予算を計上する。

【環境部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第 4 款衛生費 第 2 項清掃費≫

別段の質疑、意見はなかった。

○第 3 条 債務負担行為の補正

使用済小型電子機器等中間処理業務委託

Q. 使用済小型電子機器等中間処理業務委託について、当初予算額と比較して大きく増額している理由を確認したい。

A. 金属類や小型電子機器については、諸外国による輸入制限の影響を受け、有価物として取り扱うことが困難な状況となったため、これまで以上に高度な選別が必要とな

ったことに伴い、中間処理費用が高騰し大幅な増額が必要となった。

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第8款土木費 第4項河川費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第2条 繰越明許費

別段の質疑、意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正

地下ポンプ場設備保守点検業務委託

Q. アンダーパスに地下ポンプ場が設置されているが、維持管理は適切に行っているのか。また、地下ポンプ場の制御盤の設置場所は適切な場所か。

A. 定期的に清掃を行い、ポンプの機能が損なわれないようにしており、また、制御盤は地上に設置しており、防水機能もあり老朽化に伴うメンテナンスを行うことで、適切に維持管理している。

都市公園施設総合管理業務委託

Q. 垂坂公園の展望台は園内の樹木が伸びたことで、眺望が悪くなっていると聞くが、何らかの対処はするのか。

A. 今回の債務負担行為に垂坂公園は含まれていないが、必要に応じて予算措置を行い剪定等を行う。

都市公園等施設管理業務（維持修繕等）委託

Q. 公園のトイレについて、地元の協力で清掃されているところもあるが、一方で不衛生と感じられるところもあり、トイレの改修は整備計画に基づき実施しているのか。

A. 公園のトイレは老朽化しており、順次洋式化を図っているものの、指摘のとおり計画性を持つという視点を踏まえながら、維持管理に努めたい。

都市公園施設総合管理業務委託、都市公園施設管理業務（除草清掃等）委託、都市公園施設管理業務（維持修繕等）委託

Q. 都市公園施設総合管理業務委託、都市公園施設管理業務（除草清掃等）委託、都市公園施設管理業務（維持修繕等）委託について、1つの委託業務として集約化を図れないのか。

A. 総合管理業務は、総合公園といった規模の大きな公園を常駐管理している。維持修繕等業務は、いろいろな公園を市からの指示により対応する業務であり、除草清掃等

業務は、効率的に行うため、街路 3 路線に加えその近隣の公園を管理しており、管理業務内容を分けて委託している。

自転車等駐車管理清掃業務委託

Q. 近鉄四日市駅周辺は自転車駐車が不足していることから、地下式の自転車駐車を整備すれば、利便性が高まり、若年層を中心に中心市街地へ誘客が見込まれると考えるが、そのような考えはないのか。

A. 近鉄四日市駅周辺の自転車駐車の整備については、その必要性は認識しており、どのような整備方法が望ましいのか、今後検討を行っていく。

Q. 現在自転車駐車が設置されていない駅に自転車駐車を設置する予定はないのか。

A. 設置が必要な駅には設置していく。

(意見) 伊勢松本駅をはじめ、既に設置済みの駅についても、自転車駐車が不足しているところが見受けられるため、充足していくべきである。

議案第 60 号 令和元年度四日市市水道事業会計第 1 回補正予算 及び

議案第 62 号 令和元年度四日市市下水道事業会計第 2 回補正予算

【上下水道局・経過】

事務用機器等運用経費

Q. コピー機のリースについて、具体的にどのような契約内容か。

A. リース契約更新に伴うものであり、5 年間の保守点検及び消耗品の交換が付随され、単価契約により契約を行おうとするものである。

Q. 下水道事業会計の白黒コピー機及びカラーコピー機にかかる債務負担行為の内訳と積算根拠を確認したい。

A. 約 800 万円の債務負担行為のうち、白黒コピー機が約 200 万円で、カラーコピー機が約 600 万円のリース代であり、過去の使用実績に基づき積算している。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（令和２年２月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 111 号四日市市楠衛生センター設置条例の一部改正につきましては、楠衛生センターの焼却及びし尿等処理施設の解体に伴い、関係する規定を整備しようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第 112 号四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正につきましては、良好な自然的景観の維持及び保全を一層図るため、風致地区内における宅地造成等の行為における緑地率について、新たに指定区域を設ける等、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、風致地区内に存する道路である登り今郷線について、市道路線の認定の有無を確認する質疑があり、理事者からは、市道ではあるが園路として整備したため告示行為は行っていないとの答弁がありました。

これを受け、委員からは、建築基準法上の道路ではないのであれば、接道要件を満たさないため、太陽光設備の設置はできないということかとの質疑あり、理事者からは、建築物に該当しない太陽光発電設備であれば、建築基準法の適用対象から除外されるため、接道要件がなくとも設置は可能であるとの答弁がありました。

これを受け委員からは、風致地区での太陽光パネルの設置に対する建築基準法に基づく指導の可否について質疑があり、理

事者からは建築物には該当しないため、法に基づく指導は行えないとの答弁がありました。また、委員からは、サシバの生息区域を示す資料の提示があり、その生息区域が風致地区にあるのではないかと質疑があり、理事者からは、資料に示されている生息区域は風致地区外との答弁がありました。

また、他の委員からは、今回の条例改正に伴い、風致地区内において開発行為の規制が強化されることについて、風致地区に土地を所有する地権者は把握しているのかとの質疑があり、理事者からは、当該条例の改正に際して、把握している全地権者に対して、説明会の開催案内とともに改正概要を示した資料も送付した上で、説明会において地権者に改正案の説明を行っているとの答弁がありました。これを受けて委員からは、引き続き、地権者への丁寧な対応を求めるとの意見がありました。

議案第 113 号四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について、議案第 114 号四日市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について、議案第 115 号四日市市営住宅条例の一部改正について、議案第 117 号四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について、議案第 118 号四日市市公共下水道条例の一部改正について、議案第 119 号四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について、議案第 123 号工事請負契約の変更について、議案第 124 号市道路線の認定について、議案第 135 号工事請負契

約の締結について、いずれも別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 11 議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和元年度第 3 回四日市市営住宅入居者選考委員会について、並びに、令和元年度第 2 回同和行政推進審議会及び第 3 回人権施策推進懇話会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和2年2月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 82 号 令和 2 年度四日市市一般会計予算

【スポーツ・国体推進部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費》

巡回ラジオ体操実施経費

Q. 日常的にラジオ体操を実施している団体を把握しているか。

A. 夏休みに子供会が実施しているほか、四日市市ラジオ体操連盟がスポーツイベント等で普及啓発している。

(意見) 子供会やラジオ体操連盟以外にもラジオ体操を実施している団体があるので、地区市民センター等を通じて市民に周知すれば、より多くの人に参加してもらえるのではないか。

Q. 市内の小中学校ではラジオ体操を授業の一環として行っているのか。

A. 学習指導要領の保健体育科において、ラジオ体操は体づくり運動の領域に区分されるが、運動種目の例示には示されておらず、実施するかどうかは各校の判断に委ねられていると聞いている。なお、体育の授業や運動会等の準備運動としてラジオ体操を実施している小中学校数は、平成 27 年度実績で市内 38 校であった。

(意見) 教職課程においてラジオ体操は履修科目ではないため、ラジオ体操を指導できない教員がいると聞き及ぶが、そのような教員もラジオ体操を経験できる場を設けることも大切である。

ハーフマラソン開催経費

Q. ハーフマラソン開催に向けて、どのような職員体制で臨むのか。

A. 令和 2 年度には、ハーフマラソン担当の正規職員を 1 名増員し、振興係 7 名を中心にした体制で臨む。

Q. ハーフマラソンの運営スタッフ数 1,150 人の配置について確認したい。

A. 会場業務 300 人、給水所運営 230 人、コース誘導 270 人、救護対応 280 人、関門誘導対応 70 人の予定である。

Q. コース上に AED の配備する計画はあるのか。

A. 計画段階であるが、1 km ごとに AED を携帯したスタッフを配置するほか、募集予定のメディカルランナーも AED を携帯し走行する。

Q. 救護スタッフはどのように配置するのか。

A. 救護対応 280 人の内訳は、会場やコースの関門に、医師 7 人、看護師 7 人、四日市看護医療大学の学生等の医療関係者 150 人程を配置し、残り 100 人程はコース沿道の

各ポイントで待機する。

(意見) 医師 7 人配置に対し、看護師が 7 人というのは少ないと考えるため、看護師の配置人数を見直すべきである。

Q. 第 1 回大会を記念して、大会に華を添えるゲSTRランナーを招くのか。

A. 四日市出身のオリンピック代表内定選手や著名人の招待を検討している。

Q. スタート地点となる会場の混乱を避けるための安全確保はどのように行うのか。

A. 実行委員会のオブザーバーの三署の指導助言もいただき、マラソン運営の専門業者の支援の下、万全の体制を取れるよう計画を立てることとし、計画が固まれば、関係者に説明を行う。

(意見) 参加者だけでなく応援に来る人も含めた安全対策を考えてほしい。

Q. 給水以外にも本市独自のおもてなしを行う予定はあるのか。

A. 給水や軽食のほか、本市の特色を打ち出すため、本市の地場産品でおもてなしを行う特設の給水ポイントを別途設ける計画もあり、協力いただける企業や団体等を募っていく。

(意見) 大会までの時間も限られているため、速やかに体制を整え、万全の体制で臨んでほしい。

Q. 参加者の手荷物の預かり所は設けるのか。

A. 文化会館の第 1 ホールを男子、第 2 ホールを女子の手荷物預かり所とする。

Q. 参加者の交通手段をどのように見込んでいるのか。また、車による来場者のための駐車場は確保しているのか。

A. 近鉄を利用する人が多いと見込んでいるが、近鉄及び J R の両駅から会場へ誘導できるようスタッフを配置する。また、会場へのアクセスが便利であるため、他大会と同様、主催者側が駐車場を確保することは考えていない。

(意見) J R を利用する人も多いと考えるため、J R 側からの誘導もしっかりと行ってほしい。

(意見) 参加者だけでなく、参加者の家族や市民の応援も想定されるため、駐車場の確保についても一度検討してほしい。

Q. トイレの配置箇所はどうか。

A. 会場だけでなく、各関門ポイントにも仮設トイレを配置する計画である。

(意見) 参加者だけでなく、沿道に応援に来る地域住民も利用することを想定すること、また、本市はシティプロモーションに注力しているがトイレが少ないため、これを機に常設トイレの設置も検討してはどうか。

Q. 実行委員会形式の事業の見直しについて、議会から政策提言を行ったが、なお本事業において実行委員会形式を採用するのは適切と考えるのか。

A. 市長が会長に就き、シティロードレース大会の実行委員会のメンバーに加えて、観光、市民協働、産業の各分野の関係者に参画していただくことで、諸準備、協賛依頼、当日の運営など一連の活動について実行委員会を中心とした関係機関・団体が丸となって第 1 回大会を無事成功に収めるために、実行委員会形式を採っている。

Q. 本事業費にはハーフマラソン開催に際し動員される市職員の人件費も含まれるのか。

A. 市職員の人件費は含まれていない。

Q. ハーフマラソンではスポンサーや協賛者を募るのか。

A. シティロードレース大会に協力していただいたスポンサーや協賛者に引き続き協力を仰ぐとともにこれまで以上に市内企業、団体の皆様をお願いしていきたいと考えている。

Q. 協賛企業への返礼はどのように行うのか。

A. 参加者のゼッケンやパンフレットに協賛者名を掲載するほか、スタートとゴール地点に設置するエアアーチ等に協賛者名を入れる。

ホームタウンチーム連携事業費

Q. 本市では男子バレーボールのヴィアティン三重と女子ラグビーのパールズとホームタウン包括連携協定を締結しているが、三重とこわか国体に向けて行うPR事業以外に、競技会場の優先利用や他の支援はあるのか。

A. PR事業としてはリーフレット等の作成のほか、横断幕やのぼりを掲げてホームタウンチームのPRを行うほか、市民スポーツフェスタ等の機会を通じて、ホームタウンチームによる市民向けのスポーツ教室を実施する。また、試合会場として利用する際には、優先的に利用できるように配慮するが、施設使用料の減免等の措置は行わない。

Q. ホームタウンチームが使用する際には、施設使用料の減免措置を行う自治体もあるので、価値ある事業にするためには本市も検討するべきではないか。

A. 本市をホームタウンとするチームとして市民から愛着をもってもらえるように、まずはPRに努め、市民の盛り上がりに合わせて、今後、どのような支援が効果的か見極めていきたい。

Q. 女子プロ野球リーグの愛知ディオーネが一宮市から撤退したように、ホームタウン包括連携協定を締結したチームが本拠地から撤退する際の手続きはどうなるのか。

A. 本市ではホームタウン包括連携協定締結時にいくつかの条件を付しているが、その条件を満たすことができなくなれば、その協定が失効するものと認識している。

Q. 複数の自治体をホームタウンとしている事例があるのはなぜか。

A. 自治体によってホームタウンの条件が違い、その条件を満たせば、複数の自治体をホームタウンとすることは可能である。

Q. パールズやヴィアティン三重のユニフォームに市章など四日市をPRする文言やイラストが入っているが、それらを入れてもらうことでスポンサー料や協賛金は発生するのか。

A. スポンサー料や協賛金は生じないことをホームタウン包括連携協定の条件としている。

Q. 一般的にはユニフォームにロゴ等を入れる場合は、スポンサー料や協賛金が生じると認識しているが、行政であるゆえにスポンサー料等が不要ということではなく、資金面での支援という観点も大切ではないか。

A. ホームタウン包括連携協定を締結するに当たり、スポンサー料等の取り扱いや所属するスポーツ団体の方針等を含めて調整いただいた結果、スポンサー料等が生じない

形で市章やこにゅうどうくんを入れてもらったが、リーフレット等でチーム紹介を行うなど、資金面とは違う形で支援を行っている。

Q. ヴィアティン三重の本拠地は桑名市になるのか。

A. サッカー等のヴィアティン三重を運営する会社の事務所は桑名市であるが、バレーボールのヴィアティン三重の事務所及び主な練習場所等活動の拠点は本市である。自治体によってホームタウン包括連携協定のホームタウンの定義が違い、本市においては活動の拠点が市内にあることを条件としているものの、他の自治体とホームタウン協定締結してはならないとは規定していないため、ヴィアティン三重は津市もホームタウンとしている。

Q. 本市でホームタウン包括連携協定を締結する目的が市民から誇りに思ってもらえるチームになることであるとすれば、市民にチームの練習を見学してもらうことで、チームを身近に感じ応援してもらえるのではないか。

A. 市民に練習を見学してもらうことは新たな取り組みとして認識しており、令和2年度以降に取り組んでいきたい。

Q. ヴィアティン三重のホームタウンは本市と津市だけか。

A. バレーボールのヴィアティン三重については、本市と津市がホームタウンであるが、サッカーのヴィアティン三重についてはJリーグ百年構想において、桑名市、東員町、いなべ市等もホームタウンになっている。

運動・スポーツの習慣化による健康増進事業費

Q. 本市ではARUKU宣言を行っているが、ウォーキング大会の参加者が減少していること及びARUKU宣言をどう捉えているのか。

A. 参加者は天候やイベント内容で増減がある。ウォーキング大会はARUKU宣言を行う前からスポーツの一環で実施していたが、健康福祉部では健康づくりの一環でウォーキングを実施しており、今後は他部局との連携も図りたい。

Q. 垂坂山公園散策ウォーキングについて、垂坂山公園ではなく、垂坂公園・羽津山緑地の誤りではないか。

A. ウォーキング大会を実施している総合型地域スポーツクラブが企画した事業名である。

(意見) 市民の誤解を招くことが懸念されるため、主催者に誤りを指摘するべきである。

Q. 運動・スポーツの習慣化による健康増進事業を初めとするソフト面の取り組みは予算化されているが、ハード面の取り組みはどうか。

A. 来年度も様々な世代に参加してもらえるようにソフト面で施策展開を図るが、ハード面については、まずは三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて施設整備を着実に進める。

Q. 地域住民が触れ合う場にもなるため、地域住民が身近にスポーツできる場の確保についての考え方を確認したい。

A. 地域住民のスポーツを行う場を確保するため、平日の夜間や休日を対象とした学校開放事業に取り組んでいるが、様々な世代の人が利用できるような学校以外の場所に

についても今後検討していきたい。

(意見) 市が有する普通財産を活用して、地域に新たに運動施設等を設けることもできるのではないかな。

Q. 高齢者層に限った話ではないが、一部の層が参加すれば良とするのではなく、スポーツや体を動かすことに無関心な層をどう呼び込むかが重要である。また、健康づくり、体力づくりを目的として取り組んでいる場合もあり、健康福祉部との連携が必要ではないかな。

A. 高齢者に対する施策については、高齢者を対象としたものだけでなく、全世代向けの施策の中に高齢者が含まれるものもあり、気軽に体を動かしてもらえるレクリエーションやニュースポーツ等に参加してもらいながらスポーツ振興に取り組む。

幼少期から体を動かす習慣づくり事業費

Q. 子供、若者、ビジネスパーソン、高齢者、女性、障害者と広く全世代の市民に向けて、市民スポーツフェスタを初めとするスポーツ振興に関する事業を実施することで、より多くの市民がスポーツをするきっかけを作るということか。

A. これまでスポーツに親しんでいなかった人がスポーツに親しむよう取り組むとともに、スポーツだけでなく健康づくりという切り口から健康福祉部とも連携を図りたい。

Q. 幼少期からスポーツに親しむ場を提供することで、スポーツ人口が増えると思込んでいるのか。

A. スポーツ人口が増えるには継続して事業を行う必要があると認識している。子供の間でもスポーツをする、しないで二極化していることがわかったため、スポーツ能力測定会を行うことで、その子供がどのようなスポーツに向いているのか分析し、スポーツをするきっかけ作りとしたい。

(意見) 社会に浸透しているスポーツだけではスポーツ人口は増えず、健康づくりなど、スポーツありきではない切り口で取り組む必要があるのではないかな。また、子供が外で遊ぶことは、子供の体の発達や社会性を身に着ける意味でも大切であり、地域社会の協力も仰ぎながら取り組んでほしい。

Q. 総合型地域スポーツクラブ支援事業や総合型地域スポーツクラブ協議会事業について、それぞれで実施される催しへの参加者が減少しており、催し内容の見直しなどを行うべきであると思込めるがどうか。

A. 総合型地域スポーツクラブと連携を図りながら、参加者数が増えるように工夫した取り組みを行いたい。

(意見) 多くの市民に参加していただけるよう取り組んでほしい。

東京オリンピック事前キャンプ等実施事業費

Q. 本市で事前キャンプを行うカナダ代表の体操チームを応援するため、四日市市総合体育館にパブリックビューイングを実施するとのことであるが、ある程度の観客数を見込んでいるのか。また、場所はどこに設けるのか。

A. 三四体操協会の応援機運も高まっており、体操関係者を中心に来場していただける

と考えている。また、パブリックビューイングはエントランスホールに設ける予定である。なお、本市出身の選手が出場する競技についても実施する計画である。

Q. 本市にゆかりのある選手であれば、例えば、市内の高校出身で男子バレー日本代表の西田有志選手を応援する計画はあるのか。

A. 市内にゆかりの選手が代表選手に選出されれば、パブリックビューイングを設け応援することを検討する。

Q. 既に代表選手として内定している男子マラソンの中村匠吾選手や女子レスリングの向田真優選手のほかにも、本市にゆかりのある選手が代表選手に選出される可能性があるが、代表に選出された際に予算が不足しパブリックビューイングを設けられないという事態にはならないのか。

A. 四日市スポーツ協会が中心となり、四日市商工会議所、四日市市自治会連合会により、本市にゆかりのある選手を応援するための実行委員会が立ち上げられており、実行委員会とも連携し、パブリックビューイングを実施していきたい。

Q. 事前キャンプや三重とこわか国体・三重とこわか大会では、ボランティアとして市民の協力が必要であるが、ボランティアの登録数の現状はどうか。

A. 三重とこわか国体・三重とこわか大会については、既に募集を行っており、最終的な目標は 1500 人だが、現時点で 200 人の応募があった。一方で、事前キャンプについては、トップアスリートがしのぎを削るオリンピックの開幕直前であり、選手が練習に集中できるような環境が求められており、市民との交流やボランティアに活躍していただく行事や時間について慎重に計画準備を進めている。しかし、事前キャンプの目的が市民との交流であるため、出来る限り市民が交流ができるように交渉したい。

(意見) 大規模なボランティア動員が必要であることから、早期に動き万全の体制を整えてほしい。

Q. カナダ代表の体操チームを応援するパブリックビューイングにおいて、より多くの市民に応援していただけるように、市民との交流の場は必要だと考えるため、状況を確認したい。

A. 事前キャンプ中の市民との交流については、引き続き交渉を行い、できるだけ交流の場を増やしていきたい。

Q. カナダ代表の体操チームの受け入れにかかる経費負担の内容を確認したい。

A. 中部国際空港到着後の移動や宿泊等に要する費用を負担する。

Q. 事前キャンプに要する経費について、他の事前キャンプ地と比較はしているのか。

A. 他市も同様の経費の内容が一般的である。

Q. 市の職員の人件費も含まれているのか。

A. 市の職員の人件費は含まれておらず、通訳代が計上されている。

Q. オリンピック後に行われるカナダ代表の体操チームとの交流事業に要する 157 万円の内訳を確認したい。

A. 会場となる四日市市総合体育館の使用料 27 万 7 千円、会場の備品設置費 38 万円、バス代 26 万円、歓迎会会場使用料 31 万 9 千円、残りは通訳代等の経費である。

四日市市総合体育館一般経費

Q. 新たに整備する体操器具は、オリンピック基準を満たすものか。

A. 国体や国内大会で使用されるセノー社製の体操器具であるが、平均台、跳馬、平行棒はオリンピック基準のスピース社製をオリンピックの事前キャンプでカナダ代表の体操チームが使用できるように整備している。

Q. スピース社製の国体終了後の使用用途を確認したい。

A. 国内の公式戦で用いることは現状ではあまりないが、国際大会に出場する選手やチームからの需要はあると考える。

中央緑地運動施設整備事業費（推進計画）

Q. 昨年オープンした久留米アリーナと四日市市総合体育館を比較した場合、規模は同等程度であるのに対して建設コストが四日市市総合体育館のほうが高いのはなぜか。

A. 久留米アリーナが内陸部にあるのに対して、四日市市総合体育館は沿岸部に立地しているため、杭の本数が多く、また深くなり、外壁や屋根の仕上げも塩害対策、耐久性を考慮した材料を用いていること等が要因と考えられる。

（意見）多額の資金を投じて建設するからには、費用対効果を十分に意識してほしい。

Q. 地下燃料タンクについて、軟弱地盤に設置しているが、その対策と浸水対策は十分か。

A. 工事の際に土壌を入れ替え、可とう管を使用しており、液状化対策は講じた。なお、浸水については、空気抜き管よりも水位が上回ると浸水してしまう。

（意見）有事に備えて善処してもらいたい。

Q. その他器具庫、機械室の全体に占める面積がそれなりにあるが、どこに位置するのか。

A. 大型の備品等を収納するため、アリーナの北側に配置する。

Q. 新たに弓道場が設けられるが、市内の弓道人口を確認したい。

A. メリノール学院等、市内の複数の高校等に弓道部があり、その卒業生なども活動している。

Q. 施設内はWi-Fi対応か。

A. Wi-Fiには対応していない。

（意見）久留米アリーナはWi-Fiに対応していたため、今後検討してほしい。

Q. ヴィアティン三重のホームスタジアムである東員町スポーツ公園陸上競技場をJリーグのJ3基準を満たすスタジアムに改修することが決まったが、本市の見解はどうか。

A. 東員町スポーツ公園陸上競技場は公認の更新を行わず、利用者が減少していたという現状もあり、ヴィアティン三重が施設の指定管理者となり、改修することになったと聞いている。ヴィアティン三重については、これまでも市民の応援機運の醸成を図ってきたが、活動拠点が桑名市にあり、本市のサッカー協会にも所属していない。また、中央陸上競技場をJ3基準を満たす改修するには、諸室を設ける必要があり、さらにJ2基準となると観客席の増設が必要となるが、それを満たすには中央陸上競技場の大規模改修ではなく、新たなスタジアムの整備が必要となり、本市単独で整備す

ることは現実的ではない。

Q. 第2次三重県スポーツ推進計画において、プロスポーツの公式試合が可能となる機能を有する施設について、市町等と協議を進めるとあることから、三重県と連携を図り、誘致しないのか。

A. 三重県に具体的な動きがないのが現状であるが、プロスポーツの公式試合が可能となる設備を有する施設について関係機関に働きかけ、誘致に努めることとしており、整備に向けた動きが三重県にあれば連携していきたい。

(意見) 本市を拠点に活動するTSV1973四日市もJ3昇格を目指しており、将来的にはJ3に昇格する可能性があることも認識の上、今後の施設整備に向けた検討をお願いしたい。

運動施設関連整備事業費（国体関係）

Q. 中央緑地内の駐車場整備について、駐車可能台数が増加すると、車を交通手段とする来場者の増加が見込まれ、国道1号への車の流出が集中することが懸念されるが、何らかの対策を講じるのか。

A. 中央緑地内から国道1号線へ出る右折レーンを延長することにより右折車と左折車を分離し、少しでも右左折車の混在を解消することで待ち時間の短縮を図る。

Q. 右折レーンを延長したとしても、国道1号の渋滞そのものが緩和されない限り、大きな効果は見込めないのではないのか。

A. 原則として公共交通の最寄りの駅である日永駅や新正駅の利用を促す。

Q. 公共交通の利用を促したとしても根本的な解決にはならず、最も安全なのは、緑地公園橋が歩車分離されることで、新正駅から安全な歩行空間が確保されることであると考えerがどうか。

A. 来場者の安全を確保した上で、中央緑地から外に出る経路については、指摘の緑地公園橋も含め様々な検討を行ったが、それぞれに課題があり、まずは公共交通による来場を周知しお願いしていく。しかし、国道1号への車の流出が集中することによる交通渋滞の懸念は認識しており、駐車場を整備した後に、一定期間整備したことによる影響を調査し、どのような対策が取れるのか広域的な視点も含めを検討したい。

Q. 中央緑地は臨海部にコンビナートが立地したことに伴う緩衝緑地として整備された経緯があるため、施設整備に伴い樹木を伐採するだけでなく、緩衝緑地としての機能が損なわれないような対応を図る必要があるのではないのか。

A. 一連の整備に伴い伐採した樹木については、可能な範囲で植樹し、他部局にも働きかけていきたい。

四日市ドーム整備事業費（推進計画）

Q. 平成27年度に実施した四日市ドームの照度に関する測定結果では、平均照度が基準値を下回っているが、測定結果がわかった際に照度に応じた相応の料金に見直すべきではなかったのか。

A. 照度の低下により使用料金を見直した事例は把握していないが、今後はできるだけ速やかに改修できるよう気を付けてまいりたい。

Q. 照明をLED化した場合は使用料金を見直すのか。

A. 他の施設においても、設備更新に伴い使用料金の見直しを行っており、今回も同様の対応を図りたい。

Q. 大型映像装置更新工事を初めとする経年劣化が進む設備等の更新や改修に際して、令和2年11月から令和3年2月まで休館となるが、例年行われているような行事について、混乱が生じないように主催者と調整をしたのか。

A. 1年前から施設利用予約を受け付けるが、その際に工事の影響で休館となることを周知しており、主催者の理解と協力も得ながら混乱が生じないように調整を進めている。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

学校開放事業費（体育振興）

Q. 夜間照明設備設置校について、設置する際に市内を6つのブロックに分けたとあるが、この区分は本市でよく用いる区分なのか。

A. 市民センターや自治会をブロック分けする際に用いるものである。

Q. 三重北小学校と羽津北小学校が比較的近距离に立地していると捉えるが、どのような選定方法だったのか。

A. 学校施設開放運営委員会での調査で夜間照明設備の設置を希望した団体が存在する学校のうち、地区に総合型地域スポーツクラブ存在する学校として三重北小学校を選定し、民家が学校に隣接していないなどの立地環境を考慮して、周辺の環境に影響が少ない羽津北小学校を選定した。

（意見）設置箇所の地域間バランスに課題があると思うが、夜間照明設備を設置するからには、有効に活用されるように取り組むことが大切である。

（意見）ビジネスパーソンのスポーツ実施率向上のためには、北条グラウンド等照明設備がないスポーツ施設にも整備を検討すべきではないか。

Q. 夜間照明設備設置校の三重北小学校と羽津北小学校については、指定避難所になっており、災害時のリスクヘッジの観点から、もう少し分散させた方がよかったのではないか。

A. 今後の課題として捉えていきたい。

（意見）スポーツ振興だけでなく、危機管理の観点も踏まえながら、今後は検討してほしい。

○第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

【上下水道局・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

合併浄化槽整備促進事業及び合併浄化槽水質浄化促進事業

- Q. 合併浄化槽整備促進事業の補助予定基数について、令和元年度の 229 基に対して令和 2 年度では 200 基と減少している。また、合併浄化槽水質浄化促進事業の補助予定基数は、令和元年度の 5,279 基に対して令和 2 年度は 5,459 基と増加しているが、それぞれの積算根拠を確認したい。
- A. 合併浄化槽整備促進事業については、シンクタンクが予測する住宅市場の新築や改築の動向を積算根拠としている。また、合併浄化槽水質浄化促進事業については、合併浄化槽の法定検査を受ける世帯が増加傾向にあることを踏まえた積算とした。
- Q. 合併浄化槽整備促進事業及び合併浄化槽水質浄化促進事業について、それぞれの令和元年度の実績見込みを確認したい。
- A. 合併浄化槽整備促進事業については、新築 147 基、転換 21 基の計 168 基を見込んでいる。また、合併浄化槽水質浄化促進事業については、5,226 基と見込んでいる。
- Q. 合併浄化槽整備促進事業の補助予定基数について、令和元年度の実績見込みを踏まえると、少し多いように感じるがどうか。
- A. 泊や小古曾で造成された下水道完備の住宅団地の売れ行きが好調であったと聞いているが、今後住宅市場の動向のように一定数の需要が見込めるため、補助予定数を 200 基とした。
- Q. 合併浄化槽整備促進事業について、予算額を補助予定基数で割り戻すと 1 件当たりの補助額が昨年度と比較して増えているが、その理由について確認したい。
- A. 転換の合併浄化槽の設置割合が増えるの見込んでいるためである。

《歳出第 6 款農林水産業費 第 3 項農地費》

別段の質疑、意見はなかった。

【環境部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算

《歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費》

四日市公害と環境未来館事業費

- Q. 過去の歴史を伝えることも大切だが、例えば、海洋プラスチックごみ問題等の現在の問題に対して、どのように取り組み、未来にどうつなげていくのかを考えさせる取り組みが求められているのではないか。
- A. 令和 2 年度は開館以来初の環境部所管のテーマとなる「わたしたちのくらしとごみ」をテーマに、今話題の海洋プラスチックごみ問題等、今、我々が取り組みべき課題として気づき考えるきっかけを意図している。今後も現在の問題を未来へどうつなげるかを目標に取り組んでいきたい。
- (意見) 四日市公害の歴史の伝え方についても、環境未来館に来館しなければわからないような歴史を伝えるべきであり、そのことを踏まえつつ、市民や議会の声を聞きながら、未来志向で実現可能なテーマを取り上げる必要があるのではないか。

(意見) これまでの歴史を知ることができるが未来を知って考えるため、未来にも視点を当てた取り組みも行っていきたい。

Q. 語り部について、公害の実態を把握している人はいるのか。

A. 6名の語り部のうち、2名は塩浜在住で、残りは当時の教員やコンビナート企業の従業員である。

Q. 語り部の選定に際して、公害を経験した住民から募っているのか。

A. 指摘の件、大切なことであり、実際に語り部になっていただけるように、我々も動いたが、途中段階で止まっている。色々な立場、視点で声を聞き、後世に残せるものは残していきたい。

(意見) 過ちを繰り返さないように、伝えるべき事実をしっかりと伝えてもらいたい。

Q. 当時のうがい体験等を実体験してもらおう考えはないのか。

A. どこまで事実を伝えられるかであるが、再現できないにしても伝え方を見直し、身をもって体験し知ってもらえる取り組みを考えていきたい。

(意見) 地域に入り調査を行うことで実態把握に努め、その事実を語り継いでもらえるような取り組みがなされることを望む。

大気汚染対策事業費

Q. 市内の大気汚染常時監視測定局の適正配置の検討のため、平成29年度から平成30年度にかけて羽津中学校と水沢浄水場の2箇所で移動測定車による大気汚染物質の測定が行われたが、この2箇所で常時監視測定局の配置を検討するのか。また、四日市北消防署と北星高校に大気汚染常時監視測定局を設置しているが、距離が近いと別場所が相応しいと考えるが今後見直すのか。

A. 四日市北消防署の測定局の設置目的は国道1号の自動車排気ガスを監視するものであり、北星高校は一般大気環境を監視するものであることから、それぞれの測定局の設置目的が違う。また、大気汚染の常時監視は法に基づいて義務付けられているが、この測定に関しては事務処理基準が定められており、測定局の設置条件として一定の地域における大気汚染の状況を継続的に把握できる場所に設置することが示されている。この事務処理基準に基づき算出すると、本市は一般環境測定局数は5局となるが、この5局は最も大気汚染の影響が現れやすい場所に設けることになる。

Q. 羽津地区では羽津中学校よりも大気汚染が疑われる別の場所で測定してほしいとの声が寄せられるが、地域からの要望は反映されないのか。

A. 羽津中学校で実施した移動測定車による測定は、地元と調整して場所を選定した。また、局所的な大気汚染等の苦情があるのであれば、現地に赴き調査し、原因が判明すれば、原因元の事業者等に対策を講じるよう指導を行う。

(意見) 市民からの声をしっかりと受け止めて、適正な配置計画を示してほしい。

Q. バイオマス発電設備から異臭がすると耳にするが、把握しているか確認したい。

A. 当該施設は稼働前であり、バイオマス発電の燃料となるパーム椰子を保管している場所からパーム椰子が腐敗することで生じる異臭を確認している。臭気対策を講じるよう指導した。

Q. 市民から寄せられる苦情に関する通報件数と、対応方法を確認したい。

A. 年 200 数十件の通報があり、通報があれば原則現地に赴いて調査を行い、原因究明にあたる。

スマートシティ構築促進補助金

Q. 本補助金は、太陽光発電設備を設置することも対象とした補助であるが、太陽光発電設備を撤去する際の補助の考え方を確認したい。

A. 太陽光発電設備については、F I T法に基づき設備の導入と撤去に要する費用を含めた上で、買い取り価格が設定されている。撤去費用を見込んだ上で、設備導入を行うよう広報に努める。

(意見) スマートシティの推進は大切なことであるが、一方で、導入された設備が放置されることにならないように、最後まで責任を持って実施されることが肝要であるため、その点を踏まえた取り組みを行ってほしい。

Q. CEMS（シティエネルギーマネジメントシステム）は、民間企業が主体となって取り組む場合、中部電力を想定しているのかを確認したい。

A. 再生可能エネルギーなどを活用し、電力の需要と供給を制御することで、地域のエネルギーを無駄なく安定して活用するシステムであり、その実施主体は電力会社に限らず、幅広い民間企業の参入が考えられる。

Q. 本市にCEMSを担える民間企業が現れた場合、市として支援していくのか。

A. 地域のエネルギーを無駄なく安定して活用するため、電力の需要と供給を制御するシステムの構築が必要であり、将来的に本市で大型な再開発があった際に導入されることが想定されるが、その際には事業者との連携を密に図りたい。

Q. 現段階ではスマートシティの構築に向け、太陽光発電設備等の設備の導入を促すという考えか。

A. まずはゼロエネルギーハウスのように、一般家庭で省エネや創エネ、蓄エネ設備の導入により住まいのエネルギー消費量がゼロになるよう奨励し、それが地域全体へ波及するよう取り組んでまいりたい。

(意見) スマートシティの構築が新総合計画に盛り込まれているが、この10年で実現するのは容易なことではないと認識している。スマートシティの構築を目指すのであれば、沖縄県等の先進事例を参考に、地域特性に合った新たなエネルギー需給構造の構築を図るなど、具体的な取り組みが必要ではないか。

Q. スマートシティ構築促進事業の補助金について、電気自動車の補助に対する考え方を確認したい。

A. 電気自動車の耐用年数は7～10年程度で短いといわれており、国の電気自動車への補助があること、また、電気自動車の車種が少ないことなどから、現状は選択肢が少ないものの、将来的に選択肢が広がった際に検討していきたい。

Q. 補助対象設備の中で、本市で製造されているものがあれば、どういう形ではともかくとして、それに対する支援も必要ではないか。

A. どのような支援方法があり得るのか、他市の事例も含めて検討していきたい。

クールチョイスについて

- Q. 当該事業については昨年度決算においても指摘があったが、来年度も継続して実施するのか。
- A. 今年度実施した市民アンケートでもごみ問題に関心あるとの回答が8割近くに及び、次いで地球温暖化対策に関心があるという結果が示されている。地球温暖化対策を推進する手段の一つにクールチョイスがあり、今後は具体的な行動と合わせてPRし、賢い選択につなげていきたい。
- Q. 今年度実施した市民アンケートの内容を確認したい。
- A. 「環境に負荷をかけないためにどのようなことを実行していますか」という設問の中で、地球温暖化対策のための国民運動クールチョイスへの参加の有無について尋ねている。
- Q. クールチョイスそのものは何ら否定するものではないが、クールチョイスという言葉が先走っているのであれば再考すべきと考えるが、改めて考えを確認したい。
- A. 地球温暖化対策は、国際的にも求められるものであり、その大きな目標に向かうため、個人が身近に行える地球温暖化対策として賢い選択へ向けた取り組みを進めていきたい。
- Q. これまでの普及啓発や出前講座だけではなく、次の一手を打つ必要があるのではないか。
- A. 市のホームページにクールチョイスの特集を掲載し、日常生活における具体的な電力消費量を示すことで、市民に情報を提供することにより、電気料金の削減につながる方法や機器購入の際の選択肢を広げるなど、市民に気付いたことから地道に一步步取り組んでもらうよう呼び掛けて参りたい。
- (意見) 市民に訴えかけるのもよいが、本市が賢い選択を行うモデルとなるような行動を起こすことが必要である。また、言葉は捉え方によっては市民にうまく伝わらないこともあるため、幅広い層に発信できる言葉を選択してほしい。
- (意見) 市民アンケート結果からも、既に環境に対する市民の意識が高いことから、クールチョイスを浸透させるのではなく、一歩前に進めるように、市長車を電気自動車にするぐらいの施策が見たい。

霞ヶ浦地域公害防止協議会について

- (意見) 協議会の委員として参画していない企業であっても、公害だけでなく災害時の対応にも関係するため、当該地域の企業が何らかの形で協議の場に参加できる仕組みを検討してほしい。

国際環境協力推進事業費（天津セミナー）

- Q. 市の職員が天津市で講師として教えているのか。
- A. 市の職員のほか、学識経験者や民間企業の技術者が講師として現地で教えている。
- Q. 天津セミナーを行うことで本市が享受できるものがあるのか。
- A. 友好都市であることが基礎とし、環境部は所管する環境問題に対する取り組みを行っているほか、文化やスポーツ、経済交流による交流も行われている。
- Q. 天津市側の費用負担額は把握しているのか。

A. 天津市側の費用負担額の詳細は把握できていないが、毎年定員 4 名の環境セミナーには、昨年度は天津市が 4 名分の費用を負担してまで受講したいとの申し出があり、計 6 名受講した経緯があるほか、天津市に出向く出前講座の際には、講師の交通費、宿泊代を天津市に負担してもらうこともある。

(意見) 事業自体は一定の評価ができると思うが、その成果が市民にはわかりづらいため、目に見える形で示されるとより理解しやすい。

Q. 天津市との友好都市締結 40 周年を迎えるが、取り組み内容に変更はあるのか。

A. 環境部の取り組みとしては、例年通り環境セミナーを行うことになる。周年事業については、秘書国際課の方で企画している。

Q. 中国の直轄市でもある天津市に本市が教えられることはあるのか。

A. 指摘の通り天津市とは都市規模が違うものの、天津市は国から環境対策の強化を求められており、工場操業時の環境対策を意識した管理方法等を講義している。

Q. 天津市職員の参加者の階層と具体的な成果があるのかを確認したい。

A. 本市で言うところの係長から課長補佐級が主に参加している。また、具体的な成果としては、土壤汚染対策法を講義した結果、天津市で土十条という条例制定に至った。

Q. より効果を出すため、国の事業としてすべきではないか。

A. 本市に限ったことではないが、都市間連携協力事業として実施している。

(意見) 事業を見直すべき時期に差し掛かっていると認識しているため、今後事業を行う中で方向性についても考えてほしい。

《歳出第 4 款衛生費 第 2 項清掃費》

資源物処理事業費

Q. 資源物の持ち去りの現状を確認したい。

A. 職員のパトロールや警察と連携したパトロールのほか、今年度から警備会社へパトロールを委託している。発生件数については、減少傾向に転じてはいるものの、依然として事案が発生している。また、今年度は告発まで至った事例はない。

Q. 資源物持ち去り行為は犯罪となるのか。

A. 市が告発し警察が起訴したのち、裁判所が有罪と判断すれば犯罪になる。

Q. 他市の事例で条例を強化したところはあるか。

A. 罰金 20 万円以下が大半だが、50 万円以下としたところもある。

(意見) 引き続き取り組むとともに、警察とも連携するなど、抜本的な対策が講じられることを願う。

都市美化事業費

Q. 都市美化事業費の事業内容を確認したい。

A. 自治会単位で実施する清掃のごみ袋の支援や路上喫煙禁止条例に係る経費である。

Q. 令和 2 年度予算は前年度比 200 万円増額している理由を確認したい。

A. 路上喫煙禁止等にかかる啓発業務委託の見回り回数を増やしたのが要因である。

清掃工場管理運営費

- Q. 四日市市クリーンセンターにへ搬入されるごみのうち、市外分（朝日町・川越町）は家庭系ごみか。
- A. 朝日町と川越町は一部事務組合を設立して共同で事務処理を行っているが、こちらからの搬入であるため、家庭系ごみである。
- Q. 焼却灰の取り扱い方法を確認したい。
- A. 焼却灰は熔融処理した後、スラグ・メタルとなり再資源化しており、熔融飛灰は精錬会社に委託し再資源化している。
- Q. 市の委託で伐採された街路樹や除草された草の処分方法について確認したい。
- A. 除草された草は、市外施設で堆肥化されているが、町内の活動で除草された草等がクリーンセンターに一部搬入される。
- Q. 外部業者による処分とクリーンセンターでの焼却費用とを比較すると、費用はどちらの方がかかるのか。
- A. 外部業者に委託すると運搬費が生じるため、その分割高となるが、全てクリーンセンターで焼却すると、処理能力が低下するため、一般家庭ごみの焼却量への影響が懸念される。
- Q. 竹をバイオマスとして活用する考えはあるのか。
- A. 市外の処分業者において竹をバイオマスとして再利用している企業もあるが現時点では考えていない。
- Q. バイオマス発電に竹を用いることから、本市の竹林に目を付けてバイオマス発電所を立地した企業もあると聞き及ぶが、竹をごみではなく資源として活用する発想の転換も必要ではないか。
- A. 搬入時に竹以外のごみも混在しており、竹を取り出して活用するというのは困難である。
- （意見）欧州ではごみの大幅な減量に成功した国もあるため、先進事例を調査し、総合的なごみ戦略を打ち出してほしい。
- （意見）ごみの減量を行う主体は一般家庭であるが、企業にも取り組んでもらうことで従業員にも浸透されるので、家庭への波及効果が見込まれる。
- Q. クリーンセンターでの汚泥の処理について、現状は朝明広域衛生組合から排出される汚泥の含水率 85%であるが、含水率を下げることであれば、エネルギーとして再利用できると考えるがどうか。
- A. 朝明衛生組合から排出される汚泥の含水率を下げることは、技術的には可能であるものの、処理系統が 3 系統あるため、概算ではあるが 3 台で計 15 億円する設備投資を必要とし、設備を設置する場所がないというハード面の課題がある。また、既存の設備を活用して対応する場合でも、搬入される汚泥は一定の状態ではなく、含水率を下げるとなるとその状態を常時確認するとともに、職員の増員が必要となり、ソフト面でも課題があることから、現実的には難しいと考える。
- Q. 施設では課題があることは理解するが、汚泥の脱水処理が行える車両があると聞くと、導入できないのか。
- A. 朝明広域衛生組合に搬入される汚泥は本市以外の自治体の汚泥もあることから、関係市町との調整が必要となる。また、車両を購入することになったとしても、朝明広

域衛生組合で購入することになるため、費用負担といった課題もあるが、今後の研究課題としたい。

Q. 他市の先進事例では、汚泥を廃棄物ではなく資源として活用している事例もあり、今後の研究課題として取り扱う価値があると考えるが、今後研究するのか確認したい。

A. 廃棄物の資源化については、今後の研究課題としたい。

Q. クリーンセンター建設時、朝明広域衛生組合で焼却できるとの説明であったが、焼却は行っていないのか。

A. 含水率が低い脱水ケーキについてはクリーンセンターで焼却処分している。

(意見) 本市では污水处理施設の汚泥を一部焼却しており、条件が整えば朝明広域衛生組合の汚泥も焼却できるはずであり、今後の検討課題としてほしい。

プラスチック製買物袋の有料化にかかる本市の対応について

Q. 法改正に伴い令和2年7月からプラスチック製買物袋の有料化が始まるが、市民に十分浸透していないと考えるため、国の施策ではあるものの、引き続き啓発を行うのか。

A. 国に先立ち本市では平成22年からレジ袋の有料化に取り組んでおり、引き続き事業者に対して、市民に混乱を招かないような啓発に取り組んでいく。

Q. 特にコンビニエンスストアやドラッグストアへの啓発が必要と考えるがどうか。

A. 店舗を統括する本部や支社等に出向き啓発を行っている。

(意見) 本市が東海地方、全国をリードする意気込みで取り組んでほしい。

埋立処分管理運営費

Q. 二軸破碎機及び油圧ショベルの購入理由を確認したい。

A. 南部埋立処分場の配備してあるものが老朽化したためである。

Q. クリーンセンターの稼働以降、南部埋立処分場の稼働も以前ほどではないと考えるが、買い替える必要があるのか。

A. クリーンセンターでの破碎処理には機械の性質上火花による火災等のリスクがあるが、二軸破碎機についてはそのリスクが比較的低く、かつ、クリーンセンターには配備できる場所がない。油圧ショベルについては、廃棄物を二軸破碎機に投入する際に用いるため必要となる。

Q. 必要性は理解できたが、リースではない理由を確認したい。

A. 油圧ショベルについては災害時に用いることも想定している。このような重機は需要が高く、必要な時にリースできる保証がない。そのため、資機材を自前で所有することで災害時の対応も迅速に行えとの考えから購入としたい。

○第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《歳出第8款土木費 第1項土木管理費》

建築指導費

Q. 四日市北警察署近辺にある違法建築事案について、現状を確認したい。

A. 昨年10月に建築指導課、開発審査課、廃棄物対策室と連携し、指導を行った。

Q. 建築基準法違反の業者に対して公共事業を発注していると聞き及んでおり、違法建築に対する歯止めが効かないままでは、市民の理解が得られないと考えるが、目に見える形での対応は難しいのか。

A. 違法建築を行った事業者に対して指導を行い、違法建築物を撤去させた実績はある。時間を要するかもしれないが、関係部局と連携を図りながら対応したい。

(意見) 市民からの信頼を損なわないように迅速に対応してほしい。

《歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費》

地籍調査事業費

Q. 大規模災害時の復旧等を踏まえると、大変重要な事業であると認識しているため、今後の事業の見込みを確認したい。

A. 令和2年度から3年間で北納屋町と中納屋町で地籍調査を行う。1年目は地番の調査を行い、測量図の作成を行う。2年目は測量図に基づき土地の所有者の立会いの下、境界確定を行い、地籍図と地籍簿を作成する。3年目に地籍調査の成果である地籍図と地籍簿の通常閲覧を行った後に法務局に送付し、一連の調査が完了する。また、以降の地籍調査については、調査対象の規模や人員等を勘案しながら、調査方法を検討したい。

(意見) 手間暇かかる事業と認識しているが、今後も継続して取り組むことを望む

社会資本整備総合交付金事業費（道路）

Q. 小杉新町2号線において、令和2年度の整備予定の工事が完了すれば、部分供用を行うのか。また、部分供用もしくは全線供用した際には、県道小牧小杉線と部田川左岸2号線との変則交差点は廃止するのか。

A. 令和2年度の工事が完了すれば部分供用する。また、部分供用後部田川左岸2号線については、変則交差点には接続をしない。

防災・安全社会資本整備交付金事業費（道路ストック関連）

Q. 御薗塩浜本町線の再舗装工を実施するにあたり埋設管工事との調整は済んでいるのか。また、施工延長がそれぞれ示してあるが、この通りに事業を実施するのか。

A. 関係先との埋設管工事の調整は済んでいる。また、施工延長については、国の補助金の内示次第であるが、極力単年度で実施していきたい。

(意見) この事業に限った話ではないが、国の補助金の内示次第では、市単独事業での事業実施の検討も行っている。

生活に身近な道路整備事業費

Q. 本制度は平成 19 年に創設されたが、当初の目的は市民目線で生活に身近な道路等の整備を行うことであった。しかし、地域が望む土木要望が十分に反映されておらず、発注の大型化も見込みほど進んでいない。そして、市の技術職員の不足による業務負荷から予算の繰り越しが常態化しており、制度上の課題が明らかになっている。今、今後の方向性を確認したい。

A. 本制度については、地域から一定の評価を得ていることから、抜本的な見直しを行うことはないが、従来の制度に加えて、市がある程度地域と関係性を持ち、整備効果が高い選定箇所の助言等の支援を行う枠として予算を 1 億 2 千万円増額した。

Q. 市は事業の大型化による事務効率の改善を図ろうとしているが、地域は大型化を望んでいるのではなく、身近な道路の安全対策等を行ってほしいということであり、それに対応しきれていない現状を鑑みると制度の抜本的な見直しが必要ではないか。

A. 地域で整備箇所を選定することで、事業が細分化し土木要望の実施箇所が増加している地域もあるため、市が地域の中に入り、地域にとって整備効果のある事業など、選定箇所の助言等の支援を行うことで、地域の要望に応えていきたい。

Q. 地域内で整備箇所を決める際に予算を融通し合っている実態を把握しているのか。

A. 地域内での予算配分について、指摘の課題があるのは把握しており、その点も踏まえながら、地域と相談し必要な助言を行いながら取り組む。

(意見) 郊外団地では再舗装を望む声があるため、優先順位を付けても構わないので対応してほしい。

Q. 地域の声を反映するために地域に実施箇所を選定させる考え方については否定しないが、地域内で優先順位を決めるのは容易ではなく、地域が抱える事情もそれぞれ異なり、これらに対応するためには、市の技術職員を確保し、民間企業の活用等の柔軟な対応が求められているのではないか。

A. 市が主体性を持ちながら地域と関わることで、選定箇所の助言等の支援を行い地域の要望に応えていきたい。また、技術職員の不足に起因する職員の業務負荷については、技術職員の確保と業務効率化を進めるとともに、効率的な手法を研究していく。

産業支援・生活拠点道路整備事業費

Q. 西阿倉川 62 号線の交差点改良により、渋滞の要因となっていた変則交差点の解消が図られるが、その先線である阿倉川野田線と国道 365 号との交差点について、現状でも渋滞が発生しているが、より渋滞することが想定されるため、当該箇所の整備計画の有無について確認したい。

A. 現在、市内の渋滞箇所の把握とともに、その渋滞箇所に求められる整備方法の検討を行っており、西阿倉川 62 号線の交差点改良の事業効果を見極め、指摘の箇所の実施についても検討していくことになる。

(意見) 渋滞対策を行い交通アクセスが向上することで新たな渋滞が発生することもあり、矢継ぎ早の対策を行ってほしい。

Q. 三重橋垂坂線に関連して、羽津古新田の活用するため、都市計画道路決定の見直し

やルートの変更等、どのような考え方を持っているのか確認したい。

A. 国道 23 号と平面交差できないか国と協議しており、その中で明らかになった課題をまとめている。平面交差するとなると、交差点の適否を判断するため交通推計を行い、J R 等の関係者と協議し条件を整備していくことになる。

(意見) 羽津古新田は塩漬け状態となっており、迅速な対応を行い、市の財産を有効に活用してほしい。

《歳出第 8 款土木費 第 3 項交通安全対策費》

高齢運転者安全対策事業補助金

Q. 補助金交付の手続きは市役所ではなく自動車販売店で行うことになるのか。

A. 市が発行する税の証明書は必要だが、自動車販売店等で手続きを行うことになる。

(意見) 市の補助制度だけでなく国の補助制度もあり、補助内容についてわかりやすく周知を行ってほしい。

Q. 予算額が不足した場合は補正予算で対応するのか。

A. しっかりとやっていきたいと考えており、必要な財源は確保していきたいと考えている。

交通安全施設整備単独事業費

Q. 日永東日野線の歩行者空間の確保については、道路の両側ではなく片側のみであるのか。

A. 日永駅から日永東日野線を経由して中央緑地へ通行する動線を考えると、国道 1 号を横断する際に、交差点の横断歩道が日永東日野線の北側に位置していることから、北側に歩行者空間を確保する。

Q. 日永駅から中央緑地への歩行者の動線は、中央緑地西日野線を通行するのが大半で、日永東日野線を通行するにしても北側ではなく南側を通行すると考えるが、整備に合わせて標示等で案内を行うのか。

A. 日永東日野線の歩行者空間を通行するように路面標示等で誘導を図る。

Q. 予算額は 2,240 万円には、用地買収に係る経費を含めた予算額であるのか。

A. 土地収用費は令和元年度予算に計上しているが、一部の用地買収は交渉を継続しており、予算を繰り越した上で、令和 2 年度中に一連の整備が完了するよう取り組む。

Q. 堀木日永線の歩行者自転車空間整備事業について、従前から指摘しているが、路肩の幅が狭く、外側線を跨ぐ形でないと矢羽根が引けないと考えるため、改めて自転車レーンの整備方法を確認したい。

A. 現在、どのような整備方法が望ましいのかを検討するため、交通状況の把握に努めており、今後、公安委員会との協議も行いながら、どのような整備方法が相応しいのかを検討していく。

(意見) 整備の方向性が固まった時点で、当委員会への報告をお願いしたい。

Q. 尾平町地内の県道 8 号四日市鈴鹿環状線の道路幅員が狭まる区間について、三重県が所管する県道とはいえ、路線バスの往来も多く、危険な箇所との認識であるため、地元からの安全対策に関する要望の有無について確認したい。

A. 地元から当該箇所の要望は聞き及んでいない。

安心・安全な歩行空間づくりについて

Q. 未就学児が集団で移動する経路や小中学校の通学路の危険箇所等の調査は済んでいるのか。

A. まず未就学児が集団で移動する経路における危険箇所の点検について、道路管理者、幼稚園や保育所、認定こども園等を含めた施設関係者、その施設を所管する機関、公安委員会などと 9 月から 10 月にかけて合同点検を行った結果、市道の中での何らかの対策が必要な危険箇所が 360 カ所程度あったため、来年度から安全対策に取り組んでいきたい。一方で、小中学校の通学路は、幹線道路における交差点の形状調査をしながら安全対策を今後行っていくところであるが危険箇所が 352 カ所あり、現在、調査中であるが、この事業についても来年度から 3 カ年で緊急対策に取り組んでいきたい。

(意見) 優先順位を付けるのは難しいと思うが、3 年間で整備が完了するようお願いしたい。

Q. 国道 1 号と旧東海道の接点で、スクールゾーンの時間規制中にも関わらず、抜け道として利用されることに対して、どのような対策を考えているのか。

A. 早朝から 1 時間程度現場で確認したが、規制していても車が流入する状況であったため、公安委員会と協議していきたい。

Q. 毎日の事象であり、対策を講ずる必要があるが、市内にはこのような場所が何カ所もあるので、十分な対策を講じてほしいと考えるがどうか。

A. 大津市の事故を受け、まずは市内での危険箇所のチェックを道路部局が行い、それと別に、園児たちの移動経路に危険箇所がないかリストアップしている。まずは、ガードレールのない場所での対策に主眼を置いている。一方で、一見危険箇所と分かりにくい箇所もあるため、地元の声を拾った上で、直接現地を確認し公安委員会と連携して改善策を考えていく。

横断歩道橋（交通安全施設整備費）について

Q. 笹川環状 1 号線に設置する横断歩道橋について、車いす使用者が自力走行はできないとのことだが、横断歩道橋の下に横断歩道はあるのか。

A. 笹川西公園と笹川東公園を結ぶ箇所に歩道橋を設置する予定であるが、設置場所の下に横断歩道は現在設けられていない。少し北と南の交差点には横断歩道がある。

Q. バリアフリー対応の歩道橋設置が望ましいが、できないのであれば代替手段として歩道橋の下に横断歩道をつくる必要がある。しかし霞ヶ浦垂坂線に関し、実証実験の結果、公安委員会から国道 23 号で横断歩道は設置できないと判断されたことで歩道橋の設置に至ったが、今回の歩道橋では車いす利用者や足の不自由な人が渡ることができず、また、平面移動を行おうにも最寄りの横断歩道まで距離がある。このことについて、どのように考えているのか。

A. 横断歩道を設置すると交通渋滞等の影響が大きいという公安委員会の判断等を踏まえると、今回の場所で横断歩道を設置しての平面移動は難しいと考える。

Q. 横断歩道の設置が難しいことは理解するが、それであれば、バリアフリー対応の横断歩道橋を設置しなければ、安全に国道 23 号を渡ることができない。何らかの対策を講じるべきと考えるが、エレベーターを設置する余地はあるのか。

A. 歩道橋を設置する場合、基本的には、車両との輻輳（ふくそう）を避けるという観点で、下に横断歩道を設置することは、なかなか認めてもらえない。また、エレベーターの設置については、1 基当たり 1 億円を超える金額となり、両側で 2 億円を超える金額となる。そうしたことから利用頻度が重要となってくる。不便をかける方がいるが、まずは、現計画で運用した上で、その後のエレベーター設置について判断していきたい。

（意見）国体時には多くの人が集まることも想定されるので、総合的に勘案して設置に向けて前向きな検討を進めていってほしい。

《歳出第 8 款土木費 第 4 項河川費》

河川等維持修繕費及び河川等改良事業費

Q. 災害時に倒木等の流出で、農地に影響を及ぼすことが懸念されるが、本市の河川管理の考え方について確認したい。

A. 上流と下流で河川管理の方法は変わってくるが、例えば、鹿化川は、その下流は三重県が管理し、上流は市が管理している。川に倒れてきた樹木で断面を阻害するものは市で伐採する等の対応を行っている。中流、下流部については、比較的県が管理する部分が多いが、堤状になっており、この堤が破堤して決壊してしまうと一気に水が流れてしまうため、県においては水が増えて堤を越えることがあっても堤が壊れないよう、粘り強い堤体と堤体を保護するための整備を行っている。

Q. 上流には所有者不明の山林もあると思われるが、どのような対応を行うのか。また、長年自治会が手入れしてきたが、高齢化により手入れが行き届かなくなり、放置すると山野が荒廃する恐れもあるが、市としての考え方を確認したい。

A. 山林の保全については、大きな問題とであると認識しており、インフラ機能を確保する観点で市が対応している。一方、民有地については、所有者が対応すべきことではあるものの、大きな影響を及ぼす懸念がある場合は、一定の関与や技術的な助言を行うものの、やはり所有者不明となると対応するにしても限界がある。また、山の保全について、対応する部署が明確ではない側面もあるが、緑の保全という意味では都市整備部も関わっており、緑の基本計画を見直す中で、今後の対策について部署横断的に議論したい。

《歳出第 8 款土木費 第 6 項都市計画費》

自主運行バス運行等事業費

Q. コミュニティ交通支援事業費について、事業内容を確認したい。

A. NPO 等が運行する市民自主運行バス路線への運営支援である。

Q. 八郷地区内には自主運行バスが運行しているが、実態を把握したところ、数人しか乗車しておらず、このままでは路線廃止になるのではないかと危惧しているが、自主運行バスに代わる公共交通の手段として用いることは可能か。

- A. 四日市市市民自主運行バス事業補助金の条件を満たせば、補助金の交付対象となる。
- Q. 自主運行バスについて、路線によっては、路線距離が長いためかえって使いづらいと利用者からの声を聞く。また、三岐鉄道沿線の住民はバスではなく鉄道を利用する人が多いと考えるが、路線を短くするなど、路線の見直しを検討することは可能か。
- A. コミュニティバスの導入の適否や基幹バスと自主運行バスの組み合わせた運行のほか、デマンド交通実証実験で得られるデータも踏まえ、地域と話し合いながら、公共交通の維持に取り組みたい。

四日市あすなろう鉄道について

- Q. 利用者が大幅に減っており、一番残念なのは、高校から鉄道を残してほしいという要望が多かったにも関わらず、通学定期利用が減っていることである。値上がりの影響が大きいと思うが、補助等の措置が行われていないのではないか。
- A. 割引率の高い1年通学定期券を導入した。通学定期の利用者数を見ると、マイナス月はあるものの、第三四半期末時点で前年比0.7%増と若干増えており、おおむね下げ止まったと考える。
- Q. 新型コロナウイルスの影響で高校が休校になったことにより、定期で既に行った期間分の払い戻しは行われているのか。
- A. 例えば、近鉄では日割りして返金していることから、あすなろう鉄道についても、これから検討していきたい。
- (意見) ぜひ利用者の立場に立って、行政としてできる範囲の配慮をしてほしい。国体の際に利用しやすいようICカードを活用すると聞いており、期待している。
- Q. 現在、駅によっては運転手が定期や切符を確認している状況であり、運転手がチェックするにも限界があると思うが、このような状況でよいと考えているのか。
- A. 完全にチェックしきれているかどうか難しい面もあるが、適宜チェックは行っている。また、ICカードが利用できる環境整備を行うことにより、課題解決にもつながっていくと考えている。
- Q. ICカードの利用環境整備には、かなりのコストがかかるが、令和2年度予算に反映されているのか。
- A. 令和2年度、3年度でICカード利用のための環境整備を進めたいと考えており、令和2年度予算に係る予算を盛り込んでいる。なお、現在、簡易型の装置を想定しており、ICカードでいったん入場すると、同じカードで退場しないと次回以降カードが使えないので、不正乗車に対し、完全ではないが、かなり制御はできると考える。
- Q. 近鉄とあすなろう鉄道とを乗り換える乗客がICカードを使えなくなることはないのか。
- A. 近鉄とあすなろう鉄道では駅が異なり、あすなろう鉄道内でICカード処理は完結することから、乗り換えに関する問題は発生しない。
- (意見) 近鉄との提携によって定期の割引ができるようにお願いしたい。
- Q. キセル防止について、現状どのように対応しているのか。

- A. 抜き打ち的に乗務員が確認するなどチェックを行っている。
- Q. 他の地方電車でよくあるように、車両出口を運転席に近い1カ所にして運転手が停車中に切符を回収することができれば、不正乗車がなくなるのではないかな。
- A. 乗降扉を運転手近くの1カ所のみとすると、混雑時の対応が困難と考える。
- Q. 乗降客が多い駅と時間帯は限られており、例えば、委託やアルバイトを雇って切符の受け取り等を行うようなソフト面の対応ができていない。市税が投入されている以上、そのような努力を示して取り組んでいく必要があるのではないかな。
- A. 切符を買わずに乗車した件数が5カ月で126件ということで、全乗降客数に対しては非常に少なく、また、126件の中には切符を購入する時間がなく乗車した件数も含まれており、全国的にも不正乗車の少ない路線と認識している。IC化や、改札をなくして利便性を高めつつ不正乗車を減らした海外の事例も参考にして、対策を検討していきたい。
- Q. 市税が投入されているあすなろう鉄道と民間の路線では比較できない。できる限りのハード面とソフト面での対応を協議する必要あるのではないかな。
- A. 不正乗車は全国的な問題であり、利便性を上げつつ、市民の理解を得ながらゼロ件にしていくのが目標である。カメラを設置する駅もあり研究を重ねていく。
- (意見) 市があすなろう鉄道への支援を決めたとき、無人駅の改札は民間ボランティアが協力するという話もあった。地域要望もあって存続させた鉄道であるので、地域に協力を求めよう原点に立ち返って議論してほしい。また、ICカード導入も含めて、新しい時代の対策を先取りするような発想が必要である。
- Q. 新型コロナウイルスの影響で公立学校が休校し通学定期を払い戻した場合、あすなろう鉄道側に損失が生じるが、学生の通学定期の払い戻し分に限り、県に請求するなどの考えはないのか。
- A. 払い戻す額は、鉄道を利用しない期間の分であり、損得の話ではないと考えており、県に請求することは考えていない。
- Q. 高校側からあすなろう鉄道の存続を求める声があった経緯も鑑みると、通学定期への補助等県からの支援を求める考え方はないのか。
- A. 高校受験の応援キャンペーンとして入学後の利用促進を図る取り組み等で県とは連携している。通学利用の減少は下げ止まったと認識しており、引き続き、利用促進を図りたい。
- Q. 本当に必要な人しか通学で利用しておらず、自転車通学に切り替えた生徒が多いと分析している。これまでに多額の財政支援をした経緯があるので、高校との協力はもとより、県の協力も必要ではないかな。
- A. 今回の新型コロナウイルスの件もあり、国も賃金補償等を打ち出しており、そういった動向も見ながら市として方向性を考えていく必要がある。また、通学での利用促進については、高校とも議論するとともに、指摘いただいたように地域も交えて議論する必要があると認識しているが、しっかりと取り組んでいきたい。
- (意見) 通学者数の減少は底を打ったというが、コロナの影響は今以上に深刻な場合も想定されるので、その辺も踏まえて進めてほしい。
- (意見) このような鉄道を残そうと思うと、どうしても市民参加が欠かせず、仕組みを

しっかりと作る必要があり、それがあるのとないのでは大きな違いが生まれてくる。

Q. 新型コロナウイルス以外にも同様の事態が起こることは想定されるため、例えば、手すりに殺菌機能を有するシートを張るなどの対策が必要ではないか。

A. 全車両 14 両のうち 9 両は抗菌抗ウイルス対応であり、残り 5 両は今後対策を講じていきたい。

Q. ICカードについて、具体的な導入スケジュールの有無を確認したい。

A. 令和 2 年度、3 年度での計画としており、令和 2 年度予算にも計上している。令和 3 年度の国体開催には間に合わせたい。

(意見) ICカード利用環境の価値を高めるため、モバイル端末の対応を可とすることや、他の公共交通でも利用できるように考えてほしい。

Q. 利用促進策として、新たな催し等何らかの施策は考えているのか。

A. 本年度より、市主催から市民から提案のあった企画に補助を行う形にしているが、具体的な企画はこれから提案されるものと認識している。

Q. 市民提案だけではなく市やあすなろう鉄道が主体的に取り組むべきと考える。過去にはワイン列車企画もあったことから、主体的にイベント列車等の運行をすることも考えたほうがよいのではないか。

A. 地域の資産として残すためこれまで市として主体的に取り組み、5 年という 1 つの節目を迎えた。あすなろう鉄道側も節目を機会として捉え企画を練っている状況であり、提案があれば議会にも報告したい。加えて、市の資産であるとの位置付けであり、双方向で取り組むことを考えていきたい。

Q. ぜひ参考にしてほしいのが、豊橋鉄道でおでん列車やビール列車を企画しており、ビール列車をする場合には、プロ野球場のような売り子さんが注ぐなど、何か工夫をすればよいと考えるがどうか。

A. 運行上の課題もあるが、参考となる提案であり、実施の可否について議論したい。

Q. 法的な課題の有無は把握していないが、日永駅の 2 番と 3 番ホームの間に車輪や車軸を展示している辺りに適度なスペースがあるため、そのスペースがあすなろう鉄道の土地であれば、民間に開放して夏季限定のビアガーデンにする等の方法で、誘客を図ることは考えられないのか。

A. 日永駅のスペースは有効活用を図りたいと考えており、参考としたい。

Q. 東京の両国駅の 3 番ホームで実施するビールやおでんのイベントは、電車を見ながら気軽に立ち寄れるため人気がある。日永駅のスペースも安全対策を講じれば、民間に出店を募集することも可能と考える。乗車券もしくは入場券の購入も見込めることから収益面でも期待できるため、市の考えを確認したい。

A. これまで利用促進のため設備投資をしてきた経緯があり、費用対効果を検証していく必要がある。このことを踏まえながら、こういった展開ができるのか検討したい。

Q. 内部駅、西日野駅近くに路線バスのバス停があり、乗り継ぎの円滑化は利用促進の観点でも必要だと認識しているが、現状を確認したい。

A. バスとの乗り継ぎを考慮したダイヤ編成にはなっていないが、長沢線廃止の代替として小型バスの運行を考えており、内部駅の駅前広場整備により駅前まで乗り入れが

可能となるため、可能な範囲で乗り換えしやすいダイヤ編成としていきたい。
(意見) 内部駅であれば、駅以南の鈴鹿方面に行くお客も拾って、バスを利用するためにあすなろう鉄道に乗ってもらうといった考え方を検討して実行に移してほしい。

Q. 当初近鉄から拠出された8億円を基金に積み立てたが、残高が減少しており、基金に代わるようなものがあるのか。

A. あすなろう鉄道からの寄付も基金として積み立てている。令和2年度の取り崩し額が計画を大きく上回っているのは利用環境の改善としてICカード利用環境の整備を予定しており、取り崩し額が増額している。

Q. 寄付があるとはいえ、基金の残高が減少している中で、億単位での投資を行うことについての考えを確認したい。

A. 再構築実施計画に基づき基金の取り崩し額を定めているが、当初想定していなかった設備投資が生じている一方で、想定以上に寄付額が増えている。5年が経過する中で、計画の後半部分の見直しを行っており、寄付の取り崩し、使い方等も整理したい。

Q. 様々な施設の老朽化が進んでいると思われるため、今後も多額の設備投資を要する。その中で、寄付額が堅調とは言え、このままでは心もとない考える。その点も含めて、経営の安定を図る必要があるのではないか。

A. あすなろう鉄道からの寄付は利用者に還元するのが望ましいという考えの下、値引率の高い1年定期の導入やICカードの利用環境整備等に充てる。今後については、現在、向こう10年の計画を整理していく中で、資金繰りも明らかになってくるため、次の対策も含めて議論し、改めて議会に提示していきたい。

(意見) 車両の更新を継続するにしても50年先も続けるのは困難であり、そのことを踏まえて、近い将来交通形態も変化すると思うため、研究してほしい。

(意見) 現状は理解したものの、この先を見渡すと、存続させていくのは容易ではなく、整備される予定のリニア新幹線の駅と新しい公共交通で接続するなど、新たな視点の研究も行してほしい。

あすなろう鉄道に関連して

Q. かつて議会でも話題に挙がったLRTのほか、近鉄内部線・八王子線の存続問題の際にも議論されたBRT、また、自動運転など、市としても様々な調査検討を行っているが、中心市街地の交通施策については、どの手法に可能性を見出しているのか。

A. あすなろう四日市駅からJR四日市駅までの延伸や近鉄四日市駅からJR四日市駅までの回遊性を高めるため、自動運転やバスの活用を検討してきたが、今一度どのような手法が望ましいのか検討していきたい。

Q. これまで検討してきた中で、敢えて選ぶとすると何か。

A. 移動に対して最も適した交通手段を自動で選択することが可能となるMaasや、キックボードなど、新たな技術が出てきたことから、特定の技術ではなく、選択肢を広げ、例えば動く歩道というのも選択肢の1つとして考えており、様々な選択肢の中から総合的に判断していきたい。

Q. あすなろう鉄道の延伸について、市立四日市病院まで延伸する議論もあったが、これを実現するには中央通りの西進が求められるが、具体的な動きがあるのか確認したい。

A. 中央通りを西へ延ばすことは検討してきたが、現状の幅員のまま延ばすかなど、幅員構成等の検討もしてきた。中央通りはインターアクセス道路としてではなく、交通ネットワークの1つとして、検討していきたい。

Q. 中央通りを西へ延伸する考えはないということか。

A. 都市計画決定された道路であるが、現状のままの道路幅員で延伸するととなると多額の費用が生じることになる。一方で延伸していないことで中央通り西側地域の不動産が有効活用されていない実態もあるため、今後検討したい。

自動運転導入検討事業費

Q. 令和2年度予算額は700万円と前年度比で500万円増額しているが、令和2年度の事業内容を確認したい。

A. 令和2年度も自動運転導入検討会議を行うことから会議開催経費を計上している。また、今春5月に開催される東海・北陸B-1グランプリ in 四日市でトゥクトゥクの走行を予定しており、その分予算を増額している。加えて、今年度検討した自動運転実装実験については、もう1段階レベルを上げた車両での実験も検討している。

Q. 自動運転導入検討会議に参画している事業者が参加するシンポジウムが先日桑名市で行われ、その際の資料で三重県内の自動運転の可能性地域に本市が含まれておらず、本市で実装実験の可能性は低いのではないかと危惧するがどうか。

A. 近鉄四日市駅とJR四日市駅間での実装実験の検討を行う中で、当該ルートでは、現在路線バスが1日73便程度運行しているものの、利用者が非常に少ないという実態がある。また、移動手段で最も多いのはレンタル自転車であり、次いでタクシー、バスという結果であった。このような実態を踏まえ、候補地から外れたのではないかと推測している。

(意見) 自動運転の導入に多くの市民が期待を寄せていたと思うが、現状は後手に回っているのではないかと感じられるため、近鉄四日市駅とJR四日市駅間の回遊性を高めるにしても、手をこまねいているだけでは何も変わらないため、本腰を入れて取り組んでほしい。

公共交通ネットワーク維持・再編事業費

Q. デマンドタクシーの社会実験について、実験を始めてから今年度で3年目となるが、社会実験から事業化に向けて結論を出すのか。

A. 令和2年度にこれまで3年間実施してきた社会実験の評価検証を行った上で、令和3年度に向けて、今後の方向性を検討し、具体的な事業実施に向けて準備に取り掛かりたい。

(意見) これまで実施してきた社会実験の成果が市民に享受されるよう取り組んでほしい。

近鉄高架下土地管理費

- Q. 国道 23 号の高架下の中には地域住民が活用しているところがあるが、近鉄四日市駅周辺の高架下の活用方法を確認したい。
- A. 民間の駐車場用地や近鉄が使用している場所もあるが、一部は市営駐輪場や広場としての活用や、地元の自治会が活用している場所もある。また、近鉄川原町駅周辺総合整備事業が終了したことから、令和 2 年度から近鉄から一部引き継ぎ、市として活用を始める。
- Q. 高架下に放置自転車が目に付くことがあるが、放置自転車の対策を行うとともに、高架下の有効活用に取り組むべきである。
- A. 放置自転車については、一定期間保管のうえ、数か月単位で処分している。今後、景観にも留意しながら業務に努めていきたい。

近鉄四日市駅周辺等整備事業費

- Q. 本事業については、議案に対する意見募集において市民から賛成、反対、さまざまな意見が寄せられているが、市民の意見をどのように受け止め、どのような考えなのかを確認したい。
- A. 基本構想に賛同いただく意見も多々あったと認識しているが、ペDESTリアンデッキの作り方やにぎわいの空間を設けてほしいという意見は、基本構想と合致する意見であると理解している。また、本事業が中心市街地活性化につながるのかという意見もあったことから、駅前広場の整備と合わせて、中央通りも一部改変し、また、周辺を面で考えて、鶉の森公園や諏訪公園などの再整備も考えていきたい。そして、この街中の回遊性を上げ、中心市街地の活性化を図っていく考えであり、併せて民間開発を誘発できればとの考えである。なお、バス停の集約方法や中央通りの車線の減線については、基本構想の策定段階で交通事業者や警察地域、学識経験者も入って議論されたものであり、これが一番よい案であると考えているが、一方で、高齢者への配慮等の意見があったことも踏まえ、バリアフリー化とともに移動しやすい環境や施設整備を行っていきたい。
- Q. 四日市中央線を港まで通してはどうかとの意見もいただいているが、考え方を確認したい。
- A. 市内の道路整備方針を考える中で、新名神菰野 I C、東名阪四日市 I C から四日市港に向けてインターアクセス道路として整備の必要は認識しており、例えば、柳通り、国道 164 号についてそういう機能を持たせられないのかというのを来年度の道路の概略の中で検討していきたい。
- (意見) 市民の声をしっかり受け止めて、取り組んでほしい。
- Q. バス乗り場の集約と J R 四日市駅前の今後を心配する声も寄せられているが、どのような見解を持っているか。
- A. 基本構想の策定段階で、交通事業者や利用者が委員として参画しており、今後、基本計画、実施設計と進めていく中で、意見を伺いながら、配置や動線について検討していく。J R 四日市駅前については、既にある待機スペース等の機能を南半分を集めて、駅前広場を駅舎から出たところに設けたいと考えている。

Q. 近鉄高架下に送迎車を停車させないというが、物理的に可能なのか。

A. 高架下は物理的に一時停車をさせないようにする考えである。これに代わる送迎車の待機場として、南広場に屋根を有した乗降場を設け、雨対応を行う。若干高架下より距離は延びるが、延長幅は最小限度にし、デッキ部分にも屋根を付け、エスカレーター等によりバリアフリー化も行う計画である。

(意見) 市民の懸念が晴れるよう丁寧な説明を願いたい。

Q. バス乗り場を設けるほか、バスターミナルを整備するという考え方もあると思う。また、くすのきパーキングを近鉄四日市駅まで延伸し利便性を高め、バス乗り場を設けるにしても待合時間を過ごすカフェのような気軽に立ち寄れる所が必要である。このほか、災害時の想定やセントレアとの連携など、幅広い視点で民間企業の活用も含めて進めるべきではないか。

A. 中心市街地の全体のビジョンをしっかりと捉え、市で行えることと民間を活用する部分を整理し、これまでの中心市街地の経緯を踏まえ、議論すべきであると認識している。

Q. 近鉄四日市駅に集約すると、J R 四日市駅と一体的に発展ということが可能なのか。

A. 近鉄だけを発展させるわけではなく、近鉄と J R、それぞれの整備を含めて一体的な広がりを持たせていくという考え方であり、今後もそういった努力をしていきたい。

(意見) J R 四日市駅の現状をより把握し、J R 四日市駅の駅舎を建て替えるぐらいの発想の転換があつてしかるべきではないか。

公園緑地整備補助事業費

Q. 羽津公園を廃止し土地を売却するのか。

A. 羽津公園として都市計画決定されているが、公園用地として市が先行取得している土地はない。

Q. 公園にするという都市計画決定が長年未着手であり、整備の見込みが立たないのであれば、都市計画決定から外す必要があるのではないか。

A. 当該公園の廃止については、緑の基本計画にも盛り込んで、長年にわたって廃止しようとして取り組んできた。その間、県も都市計画公園の見直しのガイドラインをつくる等の経緯があつたものの、依然として都市計画決定されたままであり、廃止に向けて進めていきたい。あわせて、地域に理解が得られるよう、対策を講じたい。

(意見) 廃止するにしても街区公園は必要であり、市民から理解が得られるように対応してほしい。

垂坂公園・羽津山緑地整備事業費

Q. 開園 20 年になるが、今までに整備された例えば遊具や東屋、トイレ、ポンプなど、老朽化で使えなくなっている現状があるが、維持管理について確認したい。

A. 遊具は毎年点検し、補修するか廃止するかを確認し維持管理に努めている。遊具については、時代の変遷に伴い使用されなくなったものもあり、今に合った新しい遊具

の更新とともに、今後は公園の施設の長寿命化に取り掛かりたい。

Q. 特に子供広場にあった遊具が使えない現状であり、公園の機能が損なわれないよう、その都度修繕すべきと考えるがどうか。

A. 国体の整備に伴い予算がない状態が続いていたが、国体がひと段落する機会から、必要な公園の長寿命化に向けて、国へ予算要求していく方針である。

(意見) 貴重な市民の憩いの場であるため、公園の機能が損なわれないように取り組んでほしい。

Q. 近辺に活断層があるが、遊具を整備する上でどのような考え方が確認したい。

A. 基本的には断層は平野部との境に断層があると認識しているが、自然の山を生かす整備ということで、山の散策路の整備をしており、道路を通すため来場者の駐車場や駐車場から上がっていくような園路を活断層の近辺である南ゾーン東部に設ける計画であるが、遊具については西側の広い部分に配置する計画となっている。

都市公園賑わい創出事業費

Q. 中央緑地で実施する公募設置管理制度 (P a r k - P F I) について、公募設置等予定者に対する土地の使用料は生じるのか。

A. 四日市市都市公園条例に基づき、利用面積に 1,000 円/㎡を乗じた金額を使用料とする。

Q. 他市と比較した場合、妥当な金額なのか。

A. 他市の事例では、富士市が約 1,200 円/㎡、名古屋市が約 1,600 円/㎡であり、妥当な金額と考える。

Q. 地価等の都市規模を勘案すると、本市と名古屋市を比較すると、本市の使用料が高いと感じるがどうか。

A. 周辺の不動産の状況を踏まえると、妥当な金額と考える。

Q. 応募がなされる見込みがある金額と捉えてよいのか。

A. 本事業の公募期間は終了し、応募があった。

Q. 飲食店等が立地すると中央緑地への来園数の増加が見込まれるが、特に車を交通手段とする利用者が増加し、国道 1 号への車の流出が集中することが懸念されるが、何らかの対策を講じるのか。

A. 中央緑地の駐車場の増設を行うものの、現状でも一定数の利用者がいることから、整備後に大幅な利用者の増加はないと見込んでいる。

Q. 国体の開催に合わせて右折レーンを整備することにより、国道 1 号への右左折待ちの時間短縮を図るとのことだが、中央緑地前の国道 1 号は交通量が飽和していることから、右折レーンの整備による効果は限定的であり、歩行者の安全も確保できないのではないかと。だからこそ、歩行者の安全を確保し、国道 1 号の渋滞を避けるために、緑地公園橋の整備が必要なのではないか。

A. 指摘のとおり国道 1 号の交通量は飽和しており、大規模なイベントを実施する際には、主催者側において公共交通の利用を促すなどの対応を取っていただくことになる。一方で、駐車場からの別の動線を考えると、園路に車を通行させることとなり、歩行者の安全が確保されない。また、新たに出口を設けることについては、大規模な

工事が必要となってくるが、その可能性まで否定するものではない。市として必要性があるとなれば、都市整備部としては、技術的な検討を行う部として取り組んでいく。一方、交通施策を担う部として、公共交通の利用を促すような整備・施策にしっかり取り組んでいく。

Q. 緑地公園橋の歩車分離の整備がなされれば、新正駅からの歩行者の安全な動線確保として、その活用が考えられるのではないか。また、緑地公園橋は歩行者専用であるが、国体期間中は関係車両が出入りすることから、歩行者の安全が確保されないのではないか。

A. 緑地公園橋については、大会期間中歩行者の安全を確保するため、交通誘導員等を配置し安全を確保する。また、車の乗り入れを可能とするためには、動線を確保する必要がある、相当な投資が必要となる。効果に対する必要性の検討を行うべきということであれば都市整備部としても協力する。

(意見) 国体に向けて、新体育館等の整備だけでなく、駐車場の増設やP a r k - P F I の導入により、中央緑地の魅力や利便性が高まることから、利用者の増加が見込まれるが、魅力や利便性の向上だけでなく、歩行者の安全確保も大切であり、機敏かつ徹底した安全対策がなされることを求める。

公園のあり方について

Q. 高齢化等により公園利用者の年齢層が変わっており、加えて、公園は指定避難所として役割も担うことになり、公園のあり方が問われていると考えるがどうか。

A. 社会環境の変化に伴い利用形態が変わり、実態との乖離が生じており、小規模公園の再編も検討しているが、その際には、公園が地域の交流の場であるということを鑑み、まずは地域の声を聞き取りながら実態の把握に努める。

(意見) 公園のあり方が問われており、地域の声も聞き取りながら統廃合も含め、市民にとって最良の結果となるよう検討してもらいたい。

《歳出第8款土木費 第8項住宅費》

石塚町・小鹿が丘市営住宅入居者移転促進事業費

Q. 令和2年度の取り組み内容を確認したい。

A. 令和2年上半期に制度内容を固め、下半期から入居者の移転促進に取り掛かりたい。加えて、石塚町市営住宅と同時期に建設され老朽化が進む城西町市営住宅についても、本事業に含めて移転促進を行う。

高齢者の安心な暮らしを支える活動づくり事業

Q. 当該事業においては、地域はもとより、四日市大学や四日市市社会福祉協議会等、関係団体との連携が必要であるが、連携内容について確認したい。

A. あさけが丘団地では、ボランティア活動に積極的に取り組まれている四日市大学の教授を中心に協力していただき、少しずつではあるが学生と地域との交流が始まっている。坂部が丘団地については地域の交流拠点ということで、地域の方を中心に、コーディネート役として社会福祉協議会に入ってもらおうことになるので、高齢福祉課と

連携して取り組んでいく。4月からの実施に向けて、関係者間で話し合い、今後の運営を決めていく。

Q. 今後、明らかとなる課題もあると思われるため、関係部局と連携を図り対応してほしい。また、高齢者の見守り拠点については、将来的には空き家の活用も考えられるかどうか。

A. 試行的な事業として開始し、事業の見える化を行うことで、本格的な導入に備えていきたい。また、空き家の活用については、空き家対策として、活用されている事例もある。

Q. 市営住宅の目的外使用の一環として学生を入居させることは賛同するが、見方によっては民業圧迫と捉えかねないため、関係団体との協議も行ったのか確認したい。

A. 住生活基本計画の見直しにかかる会議体において委員として参画していた三重県宅地建物取引業協会にも、本事業を紹介しており、業界関係者にも十分認識されていると考える。

Q. 市営住宅の入居者で生活困窮を理由とする割合が低下しており、市営住宅の家賃に引き下げについて、また、市内で年間に多くの空き家が発生していることから、市営住宅だけでなく空き家の活用といった点も含め、もう少し総合的な観点から施策展開すべきではないか。

A. 指摘の点は評価検証をしながら事業を実施していきたい。

子育て世帯住み替え等促進空き家リノベーション事業費及び移住促進空き家リノベーション事業費

Q. 子育て世帯住み替え等促進空き家リノベーション事業費及び移住促進空き家リノベーション事業費の令和2年度予算ではともに皆減となった理由を確認したい。

A. 令和元年度で県の事業が終了するため予算計上していない。

○第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第11款災害復旧費 第1項土木施設災害復旧費》

土木施設災害復旧費の予算の考え方について

Q. 土木施設災害復旧費について、毎年予算執行されているが補正予算での対応であり、迅速な対応を可能にするためにも当初予算として措置すべきではないか。

A. 災害があるかもしれないという前提での予算要求は行えず、災害時には予備費の投入や緊急議会で対応いただくことになる。

Q. 補正予算が議決されるまでの間、市民生活への影響は生じないのか。

A. 大規模な災害については、国の災害査定を受けた上で補助金を確保するため、ある程度時間を要するのが実情である。

Q. 予算流用等、迅速に対応できる他の手段はないのか。

A. 緊急に対応が必要な場合、既決予算で対応した上で、補正予算要求することもある。

Q. 災害復旧は現況回復なので、護岸工事をしている最中の被災時には、災害復旧費では改良できないという事案があったため、災害復旧で改良の方につなげられるような道筋があればと考えるがどうか。

A. 米洗川の河川改修工事期間中に被災を受けた際、当該工事には国費も投じられていたことから調整に時間を要し、改良部分を市単独費で実施すると国の補助が受けられない等、前例のないケースであった。妙案はないが、国で柔軟な制度の運用がなされれば改善する可能性もあると考えるため、他市の事例を研究し国にも要望したい。

(意見) 何よりも市民の安全確保が大切であり、ぜひ取り組んでほしい。

Q. 災害復旧で後から被災箇所が気が付いた場合の措置はどうするのか。

A. 災害の情報を得たら現場で確認し対応を行うが、情報が入らず、パトロールでも把握できない可能性もあるが、確認次第、早急に対応する体制を取っている。

(意見) そのような場合、早急な対応を行うようにしてほしい。

議案第 88 号 令和 2 年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 91 号 令和 2 年度四日市市水道事業会計予算

県水の利用状況について

Q. 木曽川水系、長良川水系、三重用水系の県水について、それぞれ利用されていない水があるのか確認したい。

A. 無駄になっている水はなく、すべて利用している。

Q. 長良川水系は、三重用水系と木曽川用水系に比べ、極端に水量が少ない割に建設費は多額にかかっており、高い県水を買っている状態にある。現在、県内の中勢に送る水量が減っているかわりに、本市の負担が増えていないのか確認したい。

A. 北勢と中勢では原価計算を別々に行っており、中勢の水量の変化に対して北勢の価格に影響はない。

Q. 長良川水系に対し責任水量に応じて基本料金を支払っているが、この長良川水系の受水量はわずかであり、自己水もあることから、割高の長良川水系から県水を買わなくてもよいのではないか。

A. 契約に基づいて契約水量に見合う基本料金と使用量に応じた使用料金を支払う必要があり、過去の経緯も踏まえ、契約の見直しは難しい。

(意見) 長良川河口堰の建設費が膨大になったため、本市は基本料金が高い長良川水系の水を購入している。必要であれば高い水も買わなければならないが、安い水があればより安くてよい水を求めるのが当然である。市民にもっと丁寧に説明する責任がある。

Q. 三重用水の工事では、当初の見込みに比べて 10 倍の建設費がかかり、結果として高い県水を市民が買っている。これから赤水対策や老朽管対策の必要性が高まる中、いったん契約したから当たり前という考え方は改める必要があるのではないか。全体を

見直して対策を立てることが上下水道局の使命であり、今後県との交渉も必要と考えるがどうか。

A. 県との協議や北勢各市町が集まる受水部会での議論を行い、県、企業庁に向けての意見をしっかり伝えていく。また、5年ごとに契約に関する協議があるので、その都度しっかりと対応していきたい。

(意見) 県水の給水原価は 235.84 円/㎥と自己水の給水原価の 115.10 円/㎥より倍以上に原価が高く、供給単価 185.13 円/㎥となっており、自己水より割高な県水の原価が市民に転嫁されていると考えるため、県に県水の供給原価を見直すよう働きかけ、市民の負担が軽減されるように取り組んでほしい。

(意見) 県水の費用が高いということ、また、県水と自己水があるという仕組み自体を知らない市民もいると思われるため、市民への広報をお願いしたい。

経年管布設替事業

Q. 令和元年度の予算と比較すると、令和2年度の予算では経年管の更新距離が減少しているのはなぜか。また、今後、更新距離が延びることもあり得るのか。

A. 令和元年度からの10年間の計画である第3期水道施設整備計画に基づく数値であり、今後は経年管の更新需要は増加する見込みである。

Q. 予算額が前年度の1,321,000千円から597,000千円と大幅に減少しているのはなぜか。

A. 令和元年度の事業の進捗状況を鑑みて事業の見直しを行うとともに、債務負担行為の設定により当初予算額としては減額となった。

羽津山加圧ポンプ所遠方監視設備他更新工事

(意見) 羽津山町ではない土地のポンプ所に「羽津山加圧ポンプ所」との名称を付しているが、市民等に混乱を招くことになるため名称について再考してほしい。

議案第93号 令和2年度四日市市下水道事業会計予算

日永浄化センター第4系統放流水の栄養塩管理運転について

Q. 放流水におけるリン化合物濃度の規制が厳しすぎるため、伊勢湾内に栄養分が減って魚介類が激減している。三河湾で資源回復が図られた好例を参考にして、伊勢湾においても規制値の限度までリンの規制を緩和すべきと考える。今後研究してほしいと考えるがどうか。

A. リンの濃度については、現在0.8mg/lを目標にしているが、運転状況に応じて、なるべく濃度を高めながら進めていきたい。

(意見) リン規制値ぎりぎり運転すると規制値を超えるおそれはあるが、赤潮対策だけでなく、湾内の魚を増やすことも勘案して対策を立ててほしい。

Q. 日永浄化センター第4系統で高度処理を行っても富栄養化現象が改善されなかったことから、そもそもこの施設が必要であったのか疑問に感じる。第4系統をつくらなくても、栄養塩管理運転を行うことで課題が解決できたのではないか。

- A. 伊勢湾などの閉鎖的な水域については、ある程度リンや窒素などの規制を行わないと赤潮が発生するなど海への影響が大きい。国・県は海の環境基準を定めており、栄養分が不足する冬場には追加するように国から指導もある中、漁業者と協議しながら、その中で海洋生物との共存も図っていく必要がある。海洋生物に悪影響を与えずに、環境基準を達成し、その基準の中で海をきれいにしていくという意味では必要な施設であると考えている。
- Q. 海をきれいにするために第4系統をつくったが、栄養分が多すぎてきれいにならなかった。栄養分を減らすために濃度基準を下げるときれいになったことから、第4系統は必要なかったのではないか。さらなる検証が必要であるのではないのか。
- A. 第4系統の建設の経緯として、公共下水道の接続件数の増加と第1系統の老朽化による廃止が背景にあった。伊勢湾は閉鎖性水域であり、国から高度処理施設を求められており、高度処理が可能な第4系統の建設を行った。なお、最近は海洋生物への影響があることを鑑み、今年2月から冬季における栄養分の管理運転を行っている。（意見）毎月濃度がどのように推移しているのか今後議会に報告してほしい。

公共下水道雨水対策事業の施設更新（ポンプ場）について

- Q. 今求められるのは大雨への対応であり、ポンプの能力を上げるような設備更新が必要であるが、能力向上を図るための工事は行わないのか。
- A. ポンプの能力は下水道法の事業認可を受けた数字で決まっており、10年または5年確率の計算に基づいて管路に流れる量に見合ったポンプを設定することになっているため、現状の能力を維持するための更新工事を行う予定である。
- Q. 近年、降水量がどんどん増えており、雨水による災害が起きる中、現状の考え方や対策で十分なのか。
- A. 以前と雨の降り方が変わる中、ポンプ能力に関する設計基準も変わっている。計算に基づいた適当な能力のポンプであれば効率的な運転となるが、能力が大きすぎてもポンプに負荷がかかってしまう。また、ポンプの能力だけを高めても道中の水路自体の能力がポンプ場の能力に見合わないとき水路の水位が下がらず、効果が得られない。来年度には雨水管理総合計画を策定し、局所対策も組み合わせながら、総合的な雨水対策ができるよう見直しを検討していく。経営感覚を持ちつつ、知恵を絞り新たな発想を持って、本市としての雨水対策を検討し、議会に示していきたい。（意見）本市の特性として、市西部に住宅地が開発されており、想定を超える雨が一気に西から東に流れる。その道中に主要国道や鉄道を通ってからポンプ場に抜けるため、ポンプ場の能力を上げるだけではなく管路の流量を上げる必要性は理解しているが、技術力と知恵を発揮して、課題解決に向けて取り組んでほしい。
- Q. 河川用のポンプについての考え方を確認したい。
- A. 市内にある市管理河川レベルと下水道レベルについては、基本的には同じレベルで対策を行えばよいと考えている。
- Q. ポンプの能力にかかわらず、内水により被害があるが、そのあたりの対策はどのように考えているのか。
- A. 田を埋め立てて宅地化した場所で、もともと土地が低く、窪地状になった場所での

被害発生が増えている。対策に苦慮しており、浸水シミュレーションで検証をかけながら方策を探っている状況である。浸水履歴が多く、効果のあるところから優先順位をつけて整理し、エリアごとに必要な対策を検討していきたい。

(意見) 現状の宅地開発のスピードが速く、公共インフラの整備が追いついていない部分がある。それを見込んで、被害が集中する沿岸部の対策をした上で対策を広げていくことが重要であり、ポンプ場だけではなく自然流下の方法についても適切な対応が必要である。水害対策においては、地域で危ぶむ意見を受け止めて対応策を早急に検討するよう要望する。

(意見) 自然流下に関し、下水管を入れるよりも、道路を下げて雨水を河川へ流したほうがコストが安価になると考える。安易に用水等を道路として埋めるのではなく、総合的にコストがかからない手法を検討してほしい。

民間への包括委託について

Q. 職員の年齢構成を見ると 50 歳代が増えており、年齢バランスが非常に悪い。知識や経験は確かにあるが、若年層の職員が少なく市で技術力を担保していくのは非常に難しいと考える。コンセッション方式で民間を活用すれば、市が抱える人材不足等の課題が解消できると考えるが、なぜかたくなに同方式を否定するのか。

A. 技師の採用数の減少に関し、都市整備部も同様の課題を抱えていると思うが、国体業務が終了した段階で、技師のあり方を十分に考える必要があると考えており、コンセッション方式を否定しているわけではなく、段階的に進めていく必要があると考えている。来年度に基本的なスキームを作成し、令和 3 年度から開始しようとする下水道における管路施設包括維持管理業務を進める中で、本市における適切な対応策を考え、段階的に色々な手法を使いながら対応していきたい。一定数の職員を採用しつつ、外部に委託できるものは委託していくことが今後の行政運営のあり方であり、さまざまな手法を考え対応していくという考えに変わりはない。

Q. 若年層職員の育成について現状なかなかうまくいっていない中、包括維持管理業務委託を行うにあたっては実効性のある手法を採用すべきと考えるが、改めて考え方を確認したい。

A. 公営企業である上下水道局として、都市整備部以上に経営感覚を強く持って取り組んでいる。他都市のコンセッション方式には課題もあると聞いており、本市は、県内で最も企業レベルが高く、コンビナート等で培ってきたノウハウを有する事業者も多いことから、地元企業を活用し協力していくのが本市にとってよりよい方法と考える。まずは、令和 3 年度の包括維持管理業務委託に向けて準備していく。

(意見) 技師不足は長年の懸案課題であり、都市整備部との共通の課題として解決に向けて取り組んでほしい。

Q. 包括維持管理業務委託の導入により、職員の負担軽減につながることから、令和 7 年度の市街化区域内の公共下水道概成後の取り組みや市街化調整区域における下水処理の方向性などについての検討が必要であると考えているがどうか。

A. 維持管理業務について、従来の事後保全型の対応から予防保全型管理に転換すべく、債務負担行為の設定をお願いしたが、まずは、令和 7 年度までは市街化区域の公共下

水道概成を目標とし、令和8年度以降は、下水道施設の維持管理をしっかりとやっていきたいと考えている。

Q. 近隣の同格都市では包括委託による事業費削減効果（バリュー・フォー・マネー）が5%と試算されているが、本市の場合においても削減効果の数値を定めているのか。

A. 数値として定めてはいないが、結果として5～6%の効果が出るのではないかと考えている。

（意見）国からも削減効果にかかる数値が示されており、事前にある程度の数値を定める必要があると考える。

Q. 個別の維持管理業務とストックマネジメント計画業務を一体として包括委託することだが、委託先として想定される企業について確認したい。

A. 現場業務と調査業務とで業務内容が異なることから、JVといった方式も考えられる。

市街化区域における污水管渠整備

Q. アクションプログラムに基づいた令和7年度までの整備予定箇所の工事が完了すれば、市街化区域内は公共下水道が100%整備されるのか。

A. 市街化区域内であっても、緑地指定された区域や山林でのり面になっている場所など、令和7年度までの事業予定区域に含まれていない区域がある。

Q. 羽津古新田が下水道計画区域にすら含まれていないことについて、地元との協議は行っているのか。

A. 地元との協議は行っていない。現状で家が建っておらず下水道整備を行う区域としていない。

Q. 羽津古新田は、過去の経緯により市が約半分の土地を所有しているため、民間が開発に乗り出せない場所となっている。市が地域と土地の活用について協議する中で、なぜ下水道の整備が進まないのか。

A. 現下水道計画では、貨物ヤード移転検討など過去の経緯がある中、市街化区域であっても宅地化に向けた動きがなかったことから、羽津古新田は整備区域に含めていない。同地域の方向性について、政策推進部を中心に議論はしているものの、まだ明確な方針が打ち出されていないため、現在も整備区域に含めないこととしている。

Q. アクションプログラムを策定する中、羽津古新田が整備区域に含まれていないことについて、市の考え方を地権者に対して説明する必要があるのではないか。

A. 現アクションプログラムを策定する段階で、市民の意見を聴き取ってきたが、他の行政計画との兼ね合いや道路や河川によって下水道を整備できない場所もあることも踏まえ、より丁寧な説明をしていきたいと考える。

Q. 今後整備を進める中で、後になるほど整備しづらい場所が残ると思われるが、年間30億円程度の事業費見込みで、今後整備費を賄うことができるのか。

A. 末端に行くほど道路が細くなったり、水道管を移設することで別途費用がかかることも想定される。今後の事業の進捗によっては変更をお願いする可能性もあるが、道路延長をもとに標準管路での概数として精査した上で予算計上を行っている。

（意見）市街化区域内で整備しづらい場所については、わざわざ高い事業費をかけて整

備せず、合併浄化槽で対応するなど、先を見据えた別の考え方やこれまでの方針の変更も視野に入れ、臨機応変に対応できる体制づくりをお願いしたい。

市街化区域における雨水対策

Q. 大雨による浸水や地震によって下水処理場に被害が生じた場合、どのような対策を考えているのか。

A. 災害時に下水処理場が使えない場合は、簡易処理という方法を用いて、ため池のようなものをつくって一時的に汚水等を貯め、薬品を使って滅菌処理を行った後に放流することを想定している。

(意見) 現実には、滅菌しても伊勢湾に流れることで海洋汚染のおそれがあり、全国的な問題となっている。災害時に下水処理場が使えない場合を想定して、平常時から十分な対策を講じる必要があるため、研究してほしい。

Q. 大雨時の対応として、地区市民センターに土嚢を配備することが資料に示されているが、実際に行っても土嚢をもらえない事例があったが実態について確認したい。

A. 各地区市民センターにおいては、配置表を作成して定数を配備している。また、極端に水位の上昇が想定される場所については近場まで運搬した事例もある。事象を把握するとともに、要望があれば、配置数の見直しを行いたい。

污水対策事業の業務予定量

Q. 前年度比で処理区域区内戸数が 2241 戸増加するにもかかわらず、年間排水量は 322 千 m^3 の減少を見込んでいる理由を確認したい。

A. 節水機器等の普及により、1 件当たりの排水量が減少しているため、年間排水量は減少するものと見込んでいる。

浜田通り貯留管整備事業

Q. 浜田通り貯留管の供用開始時期を確認したい。

A. 令和 4 年の梅雨時期までに供用開始できるよう事業を進めている。

(意見) 工事完了までのスケジュールについて、機会を捉えて地元住民をはじめ市民への周知をお願いしたい。

吉崎ポンプ場整備事業

Q. 令和 2 年度稼働予定の吉崎ポンプ場について、試運転中に大きなトラブルがあったと聞き及んでいるが、令和 2 年度の予算に影響はないのか。

A. 今回のトラブルは試運転中のことであり、現状では施工業者の負担で修復されるものと認識している。

雨水管理総合計画策定

Q. 雨水管理総合計画について、令和 2 年度内に策定が完了するのか。

A. 時間を要する業務であるため、令和 2 年度内に策定した計画を示すことができない可能性もあるが、できる限りの情報を示すようにしたい。

(意見) 策定した計画については令和２年度内に議会へ報告するようにしてほしい。

四郷汚水幹線管渠布設工事

Q. 令和２年度に施工する計画から変更はないか。

A. 現在測量及び設計を行っており、令和２年度に施工する予定である。

Q. 下水道の誤接続により雨水が污水管に流入していた事例があったと聞いているが、下水道の点検の際に誤接続がないかどうか確認するべきではないか。

A. 笹川通りで下水道の污水マンホールが浮き上がる事故があったが、地下水や雨水等の不明水の流入によるものと分析している。この不明水を止めるため管路更生工事を笹川団地にシフトし、調査も行う予定である。

Q. 調査すれば原因が究明されると認識してよいか。

A. カメラによる確認のほか、雨天時に調査箇所付近の水道使用を制限し、不明水の有無を調査するが、調査により全ての原因が究明できるわけではない。しかし、宅地内の雨どいが污水管に誤接続されていることが過去の事例であったことから、コンサルタントの協力も仰ぎながら、梅雨時に家庭訪問を行い、原因の究明と対策を講じた。

議案第 125 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号）

【スポーツ・国体推進部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費》

国体等準備一般経費

Q. 県との共同事業である花いっぱい運動について、県が実施を見送ったことにより、本市も今年度の実施を見送るとのことであるが、国体開催までの事業見通しについて確認したい。

A. 先催市では、県と共同して事業を実施している事例が多いが、来街者へのおもてなしの観点から、県が実施しなくとも本市単独で事業を実施したい。

(意見) 来街者へのおもてなしのためにも、本市独自の取り組みも検討しながら事業を実施してほしい。

【上下水道局・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費》

別段の質疑、意見はなかった。

【環境部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第4款衛生費 第2項清掃費》

（意見）朝明広域衛生組合へ相応の負担金を拠出していることから、朝明衛生センターの運営に係る経費の低減について念頭に置いてほしい。

○第2条 繰越明許費

別段の質疑、意見はなかった。

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第8款土木費 第1項土木管理費》

《歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第8款土木費 第3項交通安全対策費》

防災・安全社会資本整備交付金事業費（通学路交通安全対策、未就学児等交通安全対策）について

Q. 幼稚園、保育園、小中学校、学童保育所付近の道路における一旦停止線の摩耗箇所が多く見受けられるが、交通事故を防止するためにも、議会として公安委員会に対して交通安全施設の整備の推進等を求める意見書を提出した経緯もあり、市としても県への働きかけや県の事務を市が行うなど、何らかの対策を講ずるべきではないのか。

A. 県の事務を市が実施することは困難であるため、県に対しては引き続き強く要望していく。

（意見）命を守るためにも、交通安全施設の整備が促進されるようさまざまな手立てを検討するとともに、県や公安委員会に対して強く求めるべきである。

《歳出第8款土木費 第4項河川費》

ため池災害対策事業費

Q. 昨年発生した台風19号において、河川が氾濫し中小企業の所有する燃料等が流れ出て後処理に苦慮したという実態も踏まえ、当該事業においてはため池周辺の企業の調査も行う予定であるのか。

A. 当該事業は、ため池の堤が破堤した際の浸水想定や避難方法にかかるハザードマップの作成であるため、そのような調査は含まれていない。

《歳出第8款土木費 第6項都市計画費》

バス利用環境改善整備事業費について

Q. デマンド交通の社会実験については、これまでもさまざまな手法による社会実験を経て、現在のタクシーによる社会実験に至った経緯がある中、利用者数が想定よりも少なかったとの理由により減額補正を行うことについて、利用者のニーズに合致していないのではないかと思われるため、この結果も踏まえた制度設計にしていこうようにすべきと考えるがどうか。

A. タクシーによるデマンド交通については、税負担の公平性の観点からも十分な議論を経て見極めていきたいと考えており、まずは来年度早期に案を固め、議会にもお示ししながら随時見直しを図っていきたい。

(意見) タクシー事業者の中には事業を縮小している企業もあり、交通不便地域への送迎が可能かどうかも勘案した検討を行うようにしてほしい。

鉄道駅バリアフリー化事業費

Q. 三岐鉄道が予定していた暁学園前のバリアフリー化事業において、国からの補助金の内示がなかったことにより当該事業を実施しないとのことであるが、国体開催までにバリアフリー化は完了するのか。

A. 令和元年度の国の補正予算による補助金が三岐鉄道に交付されることになったため、令和2年度に事業を実施すると聞いている。

《歳出第8款土木費 第8項住宅費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑、意見はなかった。

議案第129号 令和元年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

別段の質疑、意見はなかった。

議案第131号 令和元年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算

【上下水道局・経過】

○第2条 資本的収入及び支出の補正

別段の質疑、意見はなかった。

議案第132号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費》

《歳出第8款土木費 第3項交通安全対策費》

《歳出第8款土木費 第6項都市計画費》

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 9

事業名	スポーツ活動振興事業費（うち、プロ野球ウエスタンリーグ開催費補助金）	
事業概要	青少年から高齢者まで市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、各種大会・教室などを開催し、生涯スポーツの振興を図る。 市内でプロスポーツを見る機会を設けるため、プロ野球（2軍戦）の試合を開催する実行委員会に対してプロ野球ウエスタンリーグ開催費補助金として補助を行った。	
	決算額	13,739,887 円（うち、プロ野球ウエスタンリーグ開催費補助金 決算額 1,000,000 円）
政策提言に向けた論点について		
＜提言＞ トップレベルのスポーツ大会の開催・誘致について スポーツに親しむ機会の創出に向けた取り組み強化について 四日市市みんなのスポーツ応援条例に掲げる、市民がスポーツを「観る」機会の創出に資するべく、本事業においてプロスポーツ大会のさらなる開催を推し進めるため、当該補助金の対象となるプロスポーツの拡大、大会内容の再検討、交付対象等を再考の上、制度設計の見直しも視野に予算編成に当たるべきである。		
【当初予算案への反映状況 ／ 理事者からの報告】 【スポーツ課】 令和2年5月に四日市市総合体育館が供用開始となり、大規模な集客が可能なスポーツ施設も充実することから、プロ野球ウエスタンリーグ開催費補助金に加えて、本市で開催する全国規模の大会、プロスポーツイベント、スポーツ合宿等のスポーツイベントに対する補助制度を新設する。 本補助制度では、四日市市総合体育館、四日市テニスセンター、四日市ドーム等において、全国大会やプロスポーツイベント等の大規模スポーツイベントの開催を通じ、多くの市民へトップレベルのプレーを観る機会を創出するとともに、市外から多くの参加者、観戦者が本市を訪れることでスポーツを通じた活気あるまちづくりを目指す。 【令和2年度当初予算】 スポーツ大会等開催費補助金：11,000千円（前年度当初予算：－）		

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

- ・提言内容が当初予算案に反映された点については評価しており、今後誘致を目指す大会のうち、例えばバレーボールのVリーグであれば岡山シーガルズの試合を誘致できるようにしてほしい。
- ・当該事業については今後も継続するとともに、予算増額も視野に多くの大会を誘致できるようにしてほしい。
- ・大会を誘致する呼び水としては有効であり評価するが、長期的には、市単独で誘致に向けた取り組みを行うのではなく、民間企業等との連携による取り組みについても研究すべきである。

2. 反映状況

☒ ①反映あり

☐ ②反映なし

☐ ③その他

※予算は要しないが対応予定である等

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 10

事業名	廃棄物対策事業費	
事業概要	市内の不法投棄多発地点を中心に、巡回パトロールを行うとともに、令和元年9月現在24台の監視カメラを市内各所に設置し、不法投棄の監視を行うもの。	
	決算額	21,298,999 円

翌年度予算への提言

<提言> 不法投棄対策の強化について

1. 監視カメラの増設及び機能増強について

市内で年間1,700件余りの不法投棄物が回収されていることを踏まえ、監視カメラの有効性を評価した上で、新規設置台数の増加及び機能増強を視野に予算編成に当たるべきである。

2. 不法投棄根絶に向けた啓発及び罰則規定等の整備について

不法投棄の実態の多くは一般的な家庭ごみであることから、市民の意識向上に向けた不法投棄根絶に関する宣言を行うことや、条例による罰則規定の整備について検討すべきである。

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

[生活環境課]

1. 監視カメラの増設及び機能増強について

不法投棄監視体制の強化を図るため、不法投棄パトロールに加えて、例年1台増設していた監視カメラを令和2年度は4台増設する。また、新たに増設するカメラについては全方向を撮影できるなど機能増強したカメラとする。

【令和2年度当初予算】

- (1)監視カメラ購入費：6,000千円（前年度当初予算：1,500千円）
- (2)監視カメラ保守点検委託費：660千円（前年度当初予算：484千円）

2. 不法投棄根絶に向けた啓発及び罰則規定等の整備について

不法投棄根絶に向けた啓発事業として、環境省が設定する全国ごみ不法投棄防止監視ウィーク（5月30日から6月5日）において、三重県と連携して広報啓発活動を行う予定。また、平成9年に制定した「四日市市を美しくする条例」の一部改正を行い、不法投棄を禁止する旨の明文化と、悪質なケースについては、行為者の氏名等を公表できる旨を規定する方向で検討中。

【令和2年度当初予算】 —

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

- ・監視カメラについて、監視目的であれば監視カメラ、抑止目的であればダミーカメラと使い分けもできるが、ダミーカメラを設置する場合、ダミーカメラとわからないように設置すること。
- ・今後、監視カメラを設置する場合は、ある程度の地域間バランスも意識してほしい。
- ・四日市市を美しくする条例の改正について、市民に一目でわかってもらえる文言があれば、市民の理解が深まるとともに意識の向上にもつながるのではないかな。

2. 反映状況

☒ ①反映あり

☐ ②反映なし

☐ ③その他

※予算は要しないが対応予定である等

4. 所管事務調査報告書

都市・環境常任委員会

○生活に身近な道路整備事業について

1. はじめに

本市では各地区からの土木要望について、地区が抱える実情をより反映させやすくするため平成19年度から生活に身近な道路整備事業を創設し、10年余りの歳月が経過しました。

その間、各地区からの土木要望に基づき、生活に身近な道路整備事業として整備されたものがある一方で、事業を進捗する際の事務処理を担う技術職員の不足や地区内での土木要望の集約化が容易ではなく、事業集約が十分に図れないことから事業効果が見込めない等の事情により事業化に至らないものがあり、予算はあるものの事業の実施が困難な傾向が続いています。

本市において、新たな土木要望制度として生活に身近な道路整備事業を創設して10年余りが経過した今、本事業の現状と課題を把握し、今後本市が取り組むべき地区からの土木要望のあり方を調査するため、生活に身近な道路整備事業について所管事務調査を行うこととしました。

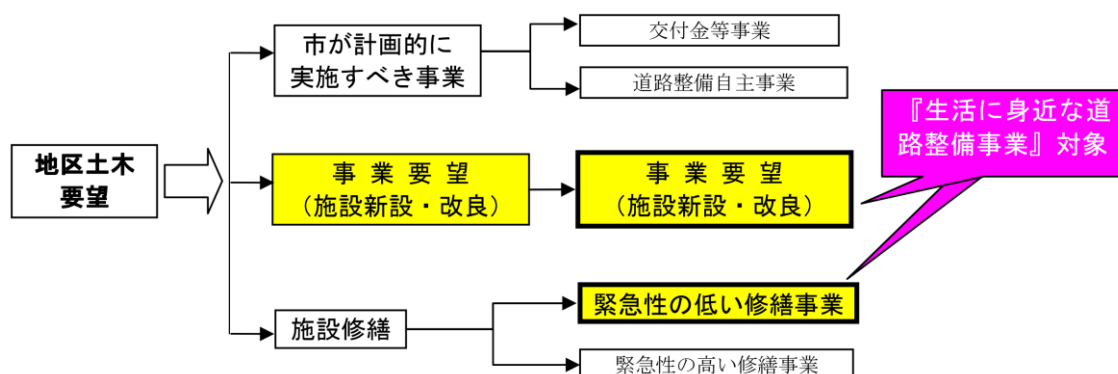
2. 生活に身近な道路整備事業の現状

(1) 事業の成り立ち

生活に身近な道路整備事業を創設する以前には交通安全施設整備費等の各事業費から土木要望事業に予算を充当し、各土木要望に対して、道路規格、利用度、公共性等の項目に基づき、要望箇所の点数化を行い、行政が客観的に判断した上で、実施箇所を選定していた。しかし、地区からの要望箇所の事業進捗を図る中で、点数化に基づく優先順位と地区の土木要望に乖離が生じたことや、地区毎の明確な予算配分を決めずに、事業採択を行ったことから地区毎に実施状況のばらつきが生じたことから、これらの課題を解決するために、地区の声を少しでも反映できるよう生活に身近な道路整備事業を平成19年度に創設した。

(2) 事業の仕組み

①対象事業



②地区ごとの予算配分について

(ア) 予算配分方式

全体予算のうち65%を均等割、15%を地区内の人口、15%を地区の面積、5%を生活道路延長に応じて配分する。

配 分 構 成	均 等 割	65
	人 口 割	15
	面 積 割	15
	道路延長割 (幅員5.5m未満)	5
配 分 合 計		100

(イ) 令和元年度 地区別予算配分計算表

地区名	基 本 デ ー タ			配 分 割					決定配分額(円)
	都市計画 区域内 面積	地区人口	生活道路延長 5.5m未満	均等割	面積割	人口割	生活道路 延長割 5.5m未満	配分率	603百万円× 配分率
	(km ²)	(人)	(m)	65	15	15	5	100	603,000,000
共同 同和 中央 港 浜田	6.54	23,836	54,456.9	2.7083333	0.4864624	1.1480553	0.1536173	4.4964682	27,113,703
橋 北	2.62	5,439	19,666.3	2.7083333	0.1948825	0.2619681	0.0554766	3.2206605	19,420,583
海 蔵	3.65	13,615	57,504.6	2.7083333	0.2714966	0.6557632	0.1622145	3.7978077	22,900,780
羽 津	8.80	17,906	89,164.7	2.7083333	0.6545671	0.8624382	0.2515244	4.4768630	26,995,484
富 田	4.88	12,509	48,610.5	2.7083333	0.3629872	0.6024930	0.1371252	3.8109387	22,979,961
富洲原	2.04	8,687	32,874.4	2.7083333	0.1517406	0.4184073	0.0927353	3.3712164	20,328,435
大矢知	6.89	20,538	73,761.6	2.7083333	0.5124963	0.9892079	0.2080738	4.4181113	26,641,211
八 郷	10.21	12,603	84,781.2	2.7083333	0.7594466	0.6070205	0.2391590	4.3139594	26,013,175
下 野	7.57	8,673	82,641.2	2.7083333	0.5630765	0.4177330	0.2331223	3.9222650	23,651,258
保 々	10.86	6,937	88,149.1	2.7083333	0.8077953	0.3341190	0.2486595	4.0989071	24,716,410
三 重	11.83	22,870	128,545.6	2.7083333	0.8799464	1.1015281	0.3626138	5.0524217	30,466,103
県	11.25	6,550	112,791.5	2.7083333	0.8368045	0.3154792	0.3181731	4.1787902	25,198,105
桜	12.02	14,826	105,198.5	2.7083333	0.8940791	0.7140908	0.2967541	4.6132573	27,817,941
川 島	7.89	11,977	72,731.0	2.7083333	0.5868789	0.5768694	0.2051666	4.0772482	24,585,807
神 前	7.40	6,692	81,523.4	2.7083333	0.5504314	0.3223186	0.2299691	3.8110524	22,980,646
常 磐	4.89	28,429	71,939.2	2.7083333	0.3637310	1.3692760	0.2029330	4.6442734	28,004,969
四 郷	8.40	23,540	72,449.8	2.7083333	0.6248140	1.1337985	0.2043734	4.6713192	28,168,055
小山田	18.35	4,457	68,388.0	2.7083333	1.3649212	0.2146703	0.1929155	4.4808403	27,019,467
水 沢	14.84	3,084	71,959.8	2.7083333	1.1038381	0.1485401	0.2029911	4.1637027	25,107,127
日 永	7.23	18,474	63,167.1	2.7083333	0.5377864	0.8897958	0.1781878	4.3141034	26,014,043
塩 浜	8.30	6,159	38,386.5	2.7083333	0.6173758	0.2966468	0.1082843	3.7306402	22,495,761
内 部	12.31	18,110	118,340.6	2.7083333	0.9156501	0.8722638	0.3338266	4.8300738	29,125,345
河原田	5.12	4,866	38,745.1	2.7083333	0.3808390	0.2343697	0.1092959	3.4328380	20,700,013
楠	7.77	10,654	96,709.7	2.7083333	0.5779530	0.5131474	0.2728080	4.0722417	24,555,618
合計	201.66	311,431	1,772,486.3	65	15	15	5	100	603,000,000

(ウ) 事業実施箇所の選定方法

各地区の自治会役員などを中心とした自主選定組織により、地区から市に対して要望する事業実施箇所を選定する。

(3) 年間スケジュール

内 容	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市から各地区へ、次年度要望の提出を依頼	○												○						
各地区で次年度要望箇所の取りまとめ																			
各地区から市へ、次年度要望書を提出																			
市で、次年度要望箇所の現地調査実施																			
各地区で土木要望会の開催(要望内容の確認)																			
市から各地区へ、地区配分予算を通知																			
各地区で実施箇所の検討																			
各地区で実施箇所の選定																			
各地区で選定された要望箇所の事業実施																			

(4) 実施状況

① 予算と要望件数について

平成26年度からの予算額は平成28年度を除き毎年492,000千円で推移し、平成28年度のみ200,000千円増額の692,000千円であったが、各地区からの生活に身近な道路整備事業に対する期待が大きく、平成30年度からは100,000千円増額し592,000千円となった。

< 予算額 >

(単位：千円)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事業費	492,000	492,000	692,000	492,000	592,000

要望件数で見ると、平成26年度の1,065件から大きな増減もなく、平成30年度は1,040件と横ばいで推移している。しかし、実施件数は平成26年度の543件から平成28年度には一時的に増加し602件となったものの、平成30年度には485件となっており、実施率は若干の右肩下がり推移している。

< 要望件数 >

(件数：件)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
要望件数	1,065	1,030	1,011	987	1,040
実施件数	543	513	602	416	485
実施率(%)	51	50	60	42	47

金額ベースで見ると、実施事業費が平成26年度の492,000千円から平成28年度に一時的

に692,000千円まで増加した後に、平成30年度から592,000千円まで増額したものの、要望事業費が実施額よりも上回る伸びを見せており、実施率は右肩下がりで減少している。

<実施額>

(事業費：千円)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
要望事業費	3,087,000	3,508,000	3,775,000	3,448,000	4,388,000
実施事業費	492,000	492,000	692,000	492,000	592,000
実施率(%)	16	14	18	14	13

②地区別の実施状況について

平成30年度

(単位：円)

			事業要望金額、件数							要望計
			道路拡幅	新設舗装	再舗装	付帯施設	交通安全施設	道路照明灯	その他	
1	共同 同和 中央 港 浜田	要望件数	0	0	13	15	7	1	1	37
		概算事業費	0	0	35,210,000	34,785,000	7,186,000	700,000	300,000	78,181,000
2	富洲原	要望件数	0	0	3	15	3	0	0	21
		概算事業費	0	0	38,579,625	52,472,675	990,000	0	0	92,042,300
3	富田	要望件数	0	2	3	37	6	0	2	50
		概算事業費	0	4,192,500	3,736,570	184,817,065	4,270,480	0	625,000	197,641,615
4	羽津	要望件数	0	3	1	24	35	0	0	63
		概算事業費	0	670,950	20,367,900	132,503,110	22,702,015	0	0	176,243,975
5	常磐	要望件数	2	3	8	26	42	0	1	82
		概算事業費	11,600,000	1,275,000	26,315,000	639,417,800	44,198,000	0	150,000	722,955,800
6	日永	要望件数	0	2	2	29	19	0	2	54
		概算事業費	0	1,566,000	2,384,000	143,499,000	7,405,500	0	2,000,000	156,854,500
7	四郷	要望件数	2	2	7	8	6	1	5	31
		概算事業費	10,710,000	825,000	18,306,000	38,960,000	3,796,000	800,000	3,270,000	76,667,000
8	内部	要望件数	2	7	12	10	15	0	2	48
		概算事業費	3,713,216	13,965,000	66,255,000	37,880,000	4,335,000	0	16,500,000	142,648,216
9	塩浜	要望件数	0	1	1	16	6	0	0	24
		概算事業費	0	1,260,000	1,920,000	92,809,438	4,150,000	0	0	100,139,438
10	小山田	要望件数	0	3	6	17	3	0	0	29
		概算事業費	0	18,540,000	25,840,000	60,753,000	1,220,000	0	0	106,353,000
11	川島	要望件数	1	1	9	12	10	0	7	40
		概算事業費	2,000,000	600,000	529,510,000	38,430,000	7,765,000	0	9,500,000	587,805,000
12	神前	要望件数	0	4	4	12	7	0	0	27
		概算事業費	0	3,918,600	6,114,600	74,012,800	1,496,000	0	0	85,542,000
13	桜	要望件数	0	10	34	20	13	0	4	81
		概算事業費	0	17,581,000	130,244,000	82,535,000	11,320,000	0	2,400,000	244,080,000
14	三重	要望件数	0	5	21	31	23	1	0	81
		概算事業費	0	22,730,900	60,559,500	86,558,000	4,618,000	350,000	0	174,816,400
15	県	要望件数	0	2	17	17	3	0	0	39
		概算事業費	0	7,900,200	193,471,970	77,456,890	2,378,040	0	0	281,207,100
16	八郷	要望件数	2	3	17	17	18	0	0	57
		概算事業費	16,752,000	6,762,000	32,668,500	149,488,000	28,369,000	0	0	234,039,500
17	下野	要望件数	5	3	5	11	3	0	3	30
		概算事業費	15,205,000	8,349,000	20,304,000	30,983,115	612,000	0	6,800,000	82,253,115
18	大矢知	要望件数	4	4	4	19	13	1	1	46
		概算事業費	4,028,200	2,975,100	14,088,000	78,675,280	5,284,500	600,000	3,000,000	108,651,080
19	河原田	要望件数	0	2	5	8	11	0	2	28
		概算事業費	0	1,280,000	22,662,500	24,320,000	7,603,250	0	200,000	56,065,750
20	水沢	要望件数	0	2	4	9	0	0	1	16
		概算事業費	0	3,470,000	26,545,000	78,350,000	0	0	2,000,000	110,365,000
21	保々	要望件数	0	2	10	26	6	2	1	47
		概算事業費	0	16,632,000	91,409,975	213,909,753	7,967,085	600,000	1,000,000	331,518,813
22	海蔵	要望件数	0	1	0	17	28	0	4	50
		概算事業費	0	560,000	0	17,967,000	97,424,000	0	1,834,000	117,785,000

23	橋北	要望件数	0	0	0	24	3	0	0	27
		概算事業費	0	0	0	64,401,735	1,397,714	0	0	65,799,449
24	楠	要望件数	0	4	3	11	12	0	2	32
		概算事業費	0	23,275,000	6,700,000	19,154,995	7,686,285	0	1,500,000	58,316,280
	全地区	要望件数	18	66	189	431	292	6	38	1,040
		概算事業費	64,008,416	158,328,250	1,373,192,140	2,454,139,656	284,173,869	3,050,000	51,079,000	4,387,971,331

平成30年度

(単位:円)

			実 施 金 額 、 件 数							要望計	実施率
			道路拡幅	新設舗装	再舗装	付帯施設	交通安全施設	道路照明灯	その他		
1	共同 同和 中央 港 浜田	要望件数	0	0	5	7	5	1	1	19	51.4%
		概算事業費	0	0	2,930,815	17,432,960	5,411,996	468,413	418,267	26,662,451	34.1%
2	富洲原	要望件数	0	0	0	8	2	0	0	10	47.6%
		概算事業費	0	0	0	19,184,832	799,094	0	0	19,983,926	21.7%
3	富田	要望件数	0	0	0	8	1	0	1	10	20.0%
		概算事業費	0	0	0	21,991,313	294,888	0	265,128	22,551,329	11.4%
4	羽津	要望件数	0	0	0	11	25	0	0	36	57.1%
		概算事業費	0	0	0	20,379,022	6,073,324	0	0	26,452,346	15.0%
5	常磐	要望件数	0	1	1	7	24	0	0	33	40.2%
		概算事業費	0	641,861	620,818	7,005,653	19,142,585	0	0	27,410,917	3.8%
6	日永	要望件数	0	1	0	11	8	0	0	20	37.0%
		概算事業費	0	1,974,200	0	20,713,368	2,809,171	0	0	25,496,739	16.3%
7	四郷	要望件数	2	1	3	7	6	1	1	21	67.7%
		概算事業費	8,181,693	735,739	6,659,943	8,205,028	3,609,948	177,081	92,720	27,662,152	36.1%
8	内部	要望件数	0	3	4	4	7	0	0	18	37.5%
		概算事業費	0	4,864,479	6,398,711	15,371,931	1,937,303	0	0	28,572,424	20.0%
9	塩浜	要望件数	0	1	1	5	3	0	0	10	41.7%
		概算事業費	0	1,316,520	2,000,268	17,761,712	1,028,238	0	0	22,106,738	22.1%
10	小山田	要望件数	0	1	1	9	3	0	2	16	55.2%
		概算事業費	0	4,044,323	933,368	20,038,956	1,022,315	0	506,800	26,545,762	25.0%
11	川島	要望件数	0	1	3	5	4	0	5	18	45.0%
		概算事業費	0	347,958	11,989,944	5,121,565	563,248	0	6,150,016	24,172,731	4.1%
12	神前	要望件数	0	2	3	6	7	0	0	18	66.7%
		概算事業費	0	4,399,401	5,249,300	11,357,612	1,564,483	0	0	22,570,796	26.4%
13	桜	要望件数	0	4	11	8	5	0	1	29	35.8%
		概算事業費	0	1,915,647	12,482,754	10,101,739	2,741,818	0	121,069	27,363,027	11.2%
14	三重	要望件数	0	1	6	12	13	1	0	33	40.7%
		概算事業費	0	624,443	10,929,814	14,344,422	3,259,055	742,495	0	29,900,229	17.1%
15	県	要望件数	0	2	6	8	2	0	0	18	46.2%
		概算事業費	0	2,114,759	12,473,283	8,857,893	1,305,179	0	0	24,751,114	8.8%
16	八郷	要望件数	0	1	7	6	12	0	0	26	45.6%
		概算事業費	0	2,332,800	13,669,296	6,275,078	3,266,510	0	0	25,543,684	10.9%
17	下野	要望件数	2	1	1	6	3	0	1	14	46.7%
		概算事業費	7,895,880	2,419,200	301,044	8,241,728	567,991	0	3,787,426	23,213,269	28.2%
18	大矢知	要望件数	1	1	0	9	5	1	0	17	37.0%
		概算事業費	2,704,198	171,679	0	21,083,997	1,324,646	799,716	0	26,084,236	24.0%
19	河原田	要望件数	0	2	1	6	10	0	1	20	71.4%
		概算事業費	0	1,184,466	766,248	12,012,503	6,128,330	0	221,985	20,313,532	36.2%
20	水沢	要望件数	0	2	1	5	0	0	0	8	50.0%
		概算事業費	0	3,512,366	6,234,634	14,922,844	0	0	0	24,669,844	22.4%
21	保々	要望件数	0	1	2	10	3	0	0	16	34.0%
		概算事業費	0	667,332	2,236,140	20,326,153	1,048,436	0	0	24,278,061	7.3%
22	海蔵	要望件数	0	0	0	10	15	0	4	29	58.0%
		概算事業費	0	0	0	8,609,614	12,457,108	0	1,449,291	22,516,013	19.1%
23	橋北	要望件数	0	0	0	16	1	0	0	17	63.0%
		概算事業費	0	0	0	18,910,413	158,526	0	0	19,068,939	29.0%
24	楠	要望件数	0	2	3	10	12	0	2	29	90.6%
		概算事業費	0	1,381,713	5,336,200	7,101,114	9,342,473	0	948,240	24,109,741	41.3%
全地区		要望件数	5	28	59	194	176	4	19	485	46.6%
		概算事業費	18,781,771	34,648,886	101,212,580	335,351,450	85,856,665	2,187,705	13,960,942	592,000,000	13.5%

③工種別の実施率（平成30年度）

工種	要望額（円） ①	実施額（円） ②	実施率（％） ③	工種間比率（％） （実施額ベース） ④
道路拡幅	64,008,416	18,781,771	29.3%	3.2%
新設舗装	158,328,250	34,648,886	21.9%	5.9%
再舗装	1,373,192,140	101,212,580	7.4%	17.1%
付帯施設	2,454,139,656	335,351,450	13.7%	56.6%
交通安全施設	284,173,869	85,856,665	30.2%	14.5%
道路照明灯	3,050,000	2,187,705	71.7%	0.4%
その他	51,079,000	13,960,942	27.3%	2.3%
合計	4,387,971,331	592,000,000	13.5%	100%

※③＝②÷①×100、④＝各工種の実施額（円）÷592,000,000（円）×100

④現状について

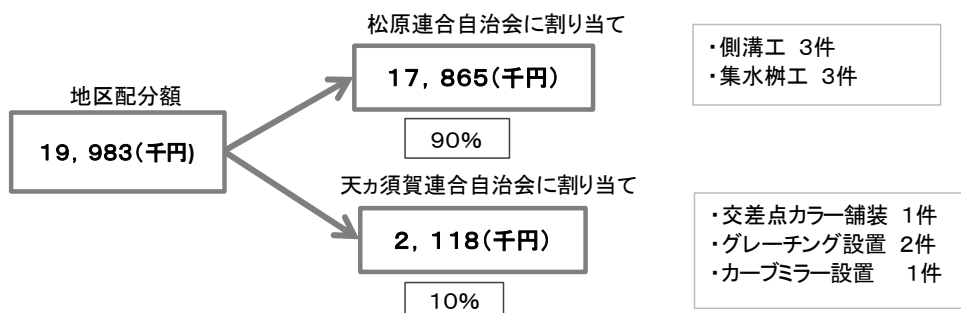
全体の要望額は、4,000,000千円を超えており、要望額に対する実施率は13.5%となっている。この要望を工種別にみると、傷んだ舗装を打換える再舗装や、歩行空間の確保を目的とした蓋付側溝や擁壁などの付帯施設の整備に関する要望額が多く、要望額全体の約87%を占めている。

次に、要望に対する実施額を見ると、劣化した道路の再舗装や付帯施設の整備に関するものは、全体の約74%を占めているものの、実施率では再舗装で7.4%、付帯施設で13.7%と低くなっているが、工種間比率では付帯施設に関する整備が最も高くなっている。また、道路拡幅や新設舗装、交通安全施設に関する要望の実施率は、20%～30%となっている一方で、新設の道路照明灯に関する要望の実施率は高い。

（５）事業集約化の事例

事例① 富洲原地区

富洲原地区は地区内に3連合自治会を有し、その中で全体の60%を1連合自治会へ優先的に配分し、残りの40%を優先的に配分された連合自治会も含めた3連合自治会で3等分する。3連合自治会が毎年持ち回りで優先的に予算を活用する方法を採用し、地区内での予算配分の効率的な運用を行っている。



※平成30年度は富田一色連合自治会の要望がなかったため、松原連合自治会に約90%の事業予算が割り当てられた。

事例② 水沢地区

水沢地区では、連合自治会と各自治会で地区内のブロック割を行い、毎年、持ち回りで1ブロックに地区全体の予算を配分している。平成28年度は連合自治会の側溝整備を1件行ったが、その際に請負差金が生じたことにより、他の要望事業に予算を回すことができたことから、最終的な実施件数は4件となっている。

実施年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
水沢谷町			○			
北谷町						
水沢本町						
四ツ谷町						
宮妻町	○				○	
三本松町						
水沢茶屋町						
水沢野田町						
西條町		○				○
水沢中谷町						
水沢東町						
横堀町						
連合自治会				○		
実施件数	10	13	7	4	11	8

(6) 自治会からの評価について

平成27年度に生活に身近な道路整備事業の自主選定組織や自治会役員を対象とし、土木要望の仕組みや運用上の課題、現行制度の評価についてのアンケート調査を行った。

アンケート結果を分析すると、現行制度について肯定的な意見が約8割にも上り、また、集中的な投資が可能で少数の意見も取り入れられるとの意見も約7割という肯定的な意見があった一方で、地区の調整に多くの労力を要し、事務の簡素化が必要との意見が約7割、工事が細分化され、効果が発揮されるまでに時間を要するとの意見が約8割もあり、一定の課題も見えてきた。また、地域で要望箇所を決定する現行制度の基本的な部分は維持すべきとの意見が約9割にも上り、行政が要望箇所を決定する過去の仕組みのほうが良かったとの意

見が約4割であった。

「平成27年度土木要望（道路関係）に関するアンケート概要」

【実施概要】

- ・実施時期：平成28年1月～2月
- ・実施対象：全地区の自主選定委員や自治会役員
- ・総回答数：332

【アンケート結果概要】

- ・概ね現行の制度について肯定的に考えている
- ・集中的な投資が可能であり、少数の意見も取り入れられる
- ・地域内の調整に多くの労力が必要であり、事務の簡素化が必要
- ・工事が細分化され効果発揮に時間がかかる
- ・基本的に現行制度は維持し、行政側が決定する制度への変更は求めない

「平成27年度土木要望（道路関係）に関するアンケート結果」

問1 土木要望の仕組みについて

	そう思う	やや思う	あまり思わない	思わない
地域の意見が反映しやすい制度になっている	42	40	16	2
地域の合意により必要な施設への集中的な配分が可能である	32	42	24	2
地域の小さな声（少数意見）を反映することができる	27	39	27	7

問2 運用上の課題について

	そう思う	やや思う	あまり思わない	思わない
地域内の調整に多くの時間や労力がかかる	30	39	26	5
多くの意見を反映することで工事が細分化され効果を発揮するまでに時間がかかる	42	37	17	4
土木要望で対応すべき事業が明確でない	14	38	40	8

問3 現行制度の評価

	そう思う	やや思う	あまり思わない	思わない
地域で整備箇所を決定する、現行制度の基本的な部分は維持すべきである	58	33	8	1
現行の制度を基本に、一定のルールを設けるなど事務の簡素化などに取り組むべき	49	38	11	2
地域の要望を受けて、行政が施工箇所を決定する過去の仕組みのほうが良かった	12	25	47	16

（7）課題について

これまで約500,000千円の予算規模で事業に取り組んできたものの、地区からの土木要望の総額は減っておらず、平成30年度には市内全域で土木要望の総額は4,000,000千円程度まで増大している。土木要望の要望箇所については、各地区内の自主選定組織が選定し、地区によっては実施箇所を集約化し効率的な整備に取り組んでいるところもあるが、要望箇所の集約化が図られずに、各自治会に予算を細分化し配分している地区もある。事業をより効率的に実施できるように、各地区に対しては要望箇所の集約化を依頼しているものの、地区が

抱える個々の事情から集約化に取り組むのが難しい地区もある。

下表の地区のように、各自治会に予算を細分化し配分すると、事業が進捗せず、効果発現に時間がかかっている事業があり、事業が細分化されることによる課題が見られる。

また、細分化して工事発注することから、経費も高くなり、職員の負担も大きくなっている。

（細分化された選定例）

…予算の配分調整により、施工区間が
細分化された案件

（千円）

	場所	内容				実施額
		工種	要望延長	実施延長	単位	
1	A町	交差点カラー舗装	1	1	箇所	300
2	A町	側溝蓋設置	20	20	m	600
3	A町	カーブミラー	1	1	基	100
4	A町	再舗装	760	240	m ²	1,700
5	B町	新設舗装	210	184	m ²	600
6	C町	カーブミラー	1	1	基	100
7	D町	再舗装	860	200	m ²	1,300
8	E町	蓋付側溝	50	31	m	3,500
9	F町	側溝工	7.2	7.2	m	700
10	G町	照明灯設置	1	1	基	700
11	G町	蓋付側溝	20	13	m	800
12	H町	蓋付側溝	20	20	m	2,200
13	I町	蓋付側溝	5	5	m	800
14	I町	再舗装	210	120	m ²	800
15	I町	側溝勾配調整工	1	1	式	100
16	J町	カーブミラー	1	1	基	500
17	J町	路面標示	1	1	箇所	200
18	K町	交差点カラー舗装	2	2	箇所	500
19	K町	再舗装	75	75	m ²	500
20	L町	蓋付側溝	30	19	m	3,000
21	L町	カーブミラー	1	1	基	200
22	M町	カーブミラー	1	1	基	400
23	N町	側溝蓋設置	11	11	m	400
24	N町	路面標示（T字マーク）	2	2	箇所	200
25	N町	蓋付側溝	80	13	m	300
26	O町	再舗装	830	178	m ²	2,300
27	P町	カーブミラー	1	1	基	300
28	Q町	蓋付側溝	50	22	m	1,200
29	R町	透水性舗装	175	78	m ²	4,000
30	S町	カーブミラー	1	1	基	200
31	T町	カーブミラー	1	1	基	400
32	U町	蓋付側溝	80	10	m	700
33	U町	カーブミラー	1	1	基	400

細分化されて、
工事件数が多くなっている。

また、地区内で取りまとめられた要望箇所の中には、側溝整備や交通安全施設の延長などの事業効果が大きくなる箇所に配分されるのではなく、あまり劣化が進んでいない道路の再

舗装やカーブミラーの設置などの事業効果が十分に見込めないものに充てられることも散見される。しかし、事業効果が高い道路拡幅や交差点部の改良を要望箇所として地区から要望されることもあるが、1件当たりの事業費が比較的大きいため、実施箇所を選定されがたい状況である。

これらの制度や地区が抱える課題のほか、平成30年度の生活に身近な道路整備事業の全体予算は前年度より1億円増額し、地域から寄せられる当該事業への期待に応えるべく、5億9,200万円まで予算の増額を図ったものの、事業実施にあたり発注業務などを担う都市整備部の技術職員の不足という課題もあり、事業実施に至らずに137,000千円程度の予算を繰り越している。

3. 都市整備部の体制について

近年、幹線道路の再舗装や橋梁の耐震化、長寿命化など、更新の時期を迎えている道路のインフラ整備に伴う業務や交通安全対策といった事業が増加しており、令和元年度の道路整備課の当初予算額は、平成27年度に比べて約1.8倍の4,497,000千円に増大しているが、対して事業を執行する職員数は、平成27年度からは約1.1倍増員の33人にすぎず、事業規模に対して職員数が慢性的に不足していることも影響し、時間外勤務が高止まりしている。

このような状況から、発注工事の集約化や大型化により、業務の効率化に取り組み、職員の不足を補うとともに、時間外勤務の縮減にも努めているが、さらなる業務の効率化を図っていく必要がある。

このような経緯から、今年度から新たな業務効率化の対策の一つとして、道路に関する維持管理業務については、緊急対応の強化や職員の負担軽減を図るため、道路照明灯の修繕業務を除く土木関係業務である道路維持、舗装保守、交通安全施設、路面標示、雪氷対策の5工種を一つに集約し、受注者側を複数の業者で構成するJVとして、通年で契約する地域維持型契約方式を導入するに至った。

道路整備課の職員数及び時間外勤務状況などの推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (4～6月)
道路整備課 全体人数	30人	32人	33人	34人	33人
時間外対象 人数	28人	30人	30人	31人	31人
1人当たりの 月平均時間数	60.9時間	60.7時間	58.1時間	48.7時間	43.7時間
当初予算額 (単位：千円)	2,487,000	2,982,000	3,099,000	3,966,000	4,497,000

4. 今後の取り組みについて

(1) 制度面

生活に身近な道路整備事業に対する改善については、実質的な業務量をふやすことなく効率的な整備を実施するとともに、現在の課題を解決できる仕組みに改め、また、これに合わせて、地域・地区別構想に位置づけられている事業の進捗も図る仕組みづくりに変えていく取り組みが必要である。その検討の方向性は地域にとって真に必要な事業に取り組める仕組みとすることが重要である。具体的には、事業効果の高い交差点の改良や水路等の暗渠化による道路拡幅など、集中的な整備に取り組む事業に対しては予算を追加するような仕組みとする。また、地域・地区別構想の実現が可能なスキームとするために予算を追加する事業は地域・地区別構想に位置づけるなど、都市計画マスタープラン、地域・地区別構想とも連携したものにする。この取り組みにより、地域・地区別構想に位置づけのある事業など、地域にとって必要な事業の進捗が図られるとともに、職員の業務負担をふやさずに効率的な整備に取り組めることが期待される。

これらのことを踏まえ、効果的な事業に向けて、市として実施を誘導していくべき対象箇所を各地区へ示していく。

<効果が期待される箇所の一例>

	水路暗渠化による道路拡幅 (水路の暗渠化により、道路幅員が拡幅され、交差点の歩行者溜りや歩行空間が確保できる。)
	路肩擁壁による道路拡幅 (現状、幅員約5mの道路に路肩整備を行うことにより、歩行空間が確保できる。)



水路暗渠化による道路拡幅

(現状、幅員約2.4mの道路で、水路の暗渠化により、道路幅員が拡幅され、歩行空間が確保できる。)

そして、今後の対応方針として、整備効果の高い事業について、その事業進捗を図るため、下記の対応方針に基づく取り組みを行う。

対
応
方
針

【取り組み手順】

①要望書の作成・提出（地区）

②概算事業費の算出（市）

③地域・地区別構想に位置づけられた事業や歩行者の安全性が向上するような事業など、市が効果的と判断する事業を選定し、地区へ提案（市）

④地区と市で協議を行い、集中的に取り組む事業を決定する。（地区・市）

⑤決定した事業に予算を追加し、事業の進捗を図る。（市）

【追加予算額】

①追加予算額は、概ね5,000千円×24地区市民センター管内とし、総額120,000千円を予定しており、集中的に取り組む事業を選定した場合には、追加配分する。

②予算を追加して事業を実施し、その効果をみながら、今後、適正な予算額について検証をしていく。

期
待
さ
れ
る
効
果

①予算を追加することで、事業費が高額となり地区で選定されなかった事業にも取り組める。

②地区と協議を行うことで、整備効果の高い事業に予算配分され、事業の集約化も進む。

（追加予算のイメージ）

地区予算
25,000千円

(千円)

市が効果的な事業を選定する。

地区と市が協議して決定する。

番号	場所	内容	事業費	効果的な事業	決定事業
1	A 町	水路暗渠化	7,000	○	○
2	B 町	歩行者安全対策	2,000	○	
3	C 町	路肩整備	3,000	○	
・					
・					
・					
13	D 町	転落防止柵	1,000		
14	E 町	カーブミラー	300		
15	F 町	路面標示	200		
合計			25,000		

追加予算

+ 5,000千円 = 12,000千円

(2) 人員面

次に、都市整備部の体制強化については、今年度の道路整備課の職員数は予算上2名の増員となつてはいるものの、実際には昨年度より1名減であり、今後事業をしっかりと進めていくための職員体制の強化及び充実を図るため、引き続き人事部局とともに連携を図り、組織の強化について取り組む。

5. 委員からの主な意見

- ・発注ロットの大型化により事務効率の改善を図ろうとする意図は理解できるが、種々の事情を抱えている単位自治会同士の調整は容易ではなく、自治会で事業を集約化することは難しいのではないかと。また、技術職員の減少傾向が続いており、人事課に技術職員の確保を要望しているものの、結果に結びついていないのが現状である。これらのことを踏まえると、生活に身近な道路整備事業に関する要望のあり方を見直すべき時ではないかと。
- ・本市の技術職員が不足している事情があるとはいえ、生活に身近な道路整備事業において未執行が生じていることは市民の生活を考えると見過ごせない。また、地域・地区別地域構想と関連性を持たせるとのこととあるが、道路整備を必要としない中心市街地などの地区もあることから、生活に身近な道路整備事業と関連付けることは一定の課題があるのではないかと。
- ・既存集落と新興住宅地を抱えるような地区では、同じ地区内でも抱える事情に違いがあり、集約化を図ることは容易ではなく、地区内の要望を集約化すること自体に課題があるのではないかと。
- ・既存集落と新興住宅地が併存する地区では、抱える事情に差異が生じる。また、市内24地区あるが、その地区同士でも抱える事情に差異があることから、杓子定規な基準で捉えることはできず、現行制度において地域の特性を加味した上での平等性が担保されているのか疑問であり、地区市民センターがもう少し地域に寄り添った上で、予算配分方法の見直しが必要ではないかと。
- ・人口が多い地区では単位自治会が50近くあるところもあり、そのような地区において、地域の要望を集約化することはそもそも困難ではないのか。また、人口が少ない地域の実施率が高い傾向にあるが、地域間の不公平感が生じないように、予算配分の方法である均等割及び人口割の見直しを行うべきではないかと。
- ・各地域に一定の予算が配分されていることは理解するが、全ての要望が実施されているわけではないため、市として地域に予算配分するまでを責務とするのではなく、地域が抱えている事情に耳を傾け、丁寧な対応がなされることを望む。

- ・各地区に判断を委ねるのではなく、市が主体となり、公平性を保って取り組めば、地域間格差や地域内の混乱を防ぐことができる。また、地域・地区別構想の有無によって、不公平感が生じないような配慮も必要である。
- ・平成19年に当該制度を創設してから課題も見えてきた中で、見直すべきところは見直すべきであるが、新たに制度を変えると、地域の声を集約する自治会長の負担が増す恐れがあるため、制度見直し時には自治会長に対して説明会を開くなど丁寧な対応を取るべきである。
- ・地域地区別構想を既に策定した地区と今後策定していく地区で新たな制度上の不公平感が生じないように配慮が必要である。
- ・市が主体性を持ち、事業の集約化を図ることは評価できるものの、新たに上乗せする予算の各地区への配分方法については、地域が抱える事情を踏まえ、地域間格差が生じないよう見直しが必要ではないか。

6. まとめ

当委員会における調査の内容については以上のとおりであります。

本市では地区からの道路改良などの土木要望について、従前は行政側の客観的な基準に基づき事業実施の優先順位を決めていたものの、地区が抱える実情に行政の判断基準が必ずしも合致しないことが往々にして生じたことから、平成19年度から地域住民の声をより反映できるように、生活に身近な道路整備事業を創設し10年余りが経過しました。

生活に身近な道路整備事業の自主選定組織や自治会役員などを対象にアンケートを平成27年度に実施したところ、地域の意見が反映しやすい制度なっていることや地域の合意により必要な施設への集中的な配分が可能であることに対して、概ね肯定的な意見が得られていることから、この10年余りを経て生活に身近な道路整備事業が受け入れられていることがわかります。

しかし、アンケート結果では、地域内の調整に多くの時間や労力がかかることや多くの意見を反映することで工事が細分化され効果を発揮するまでに時間がかかることについて、課題として指摘しています。これらの課題を踏まえて、地域で整備箇所を決定する現行制度の基本的な部分は維持すべきであるが、現行の制度を基本に一定のルールを設けるなど事務の簡素化などに取り組むべきであるとの意見が多く寄せられています。

地区によっては要望箇所を集約化し効率的な整備に取り組んでいるところもある一方、要望箇所の集約化が図られずに、地区内で予算を細分化し配分している地区もあることから、事業をより効率的に実施できるように、行政側が各地区に対しては要望箇所の集約化を依頼しているものの、各地区が抱える個々の事情から集約化に取り組むのは容易ではありません。

また、地域から寄せられる期待に応えるために、平成30年度には生活に身近な道路整備事業の全体予算を前年度より100,000千円増額し592,000千円の予算措置を講じたものの、事業

実施にあたり発注業務などの事務を担う都市整備部の技術職員が不足しており、事業実施に至らずに繰り越した予算が137,000千円程度にも上ります。都市整備部においては、公共インフラの耐震化、長寿命化や更新に伴う業務が増加しており、例えば、道路整備課の予算額は平成27年度に比べて約1.8倍の4,497,000千円まで増大しているものの、職員数は1.1倍の増員に留まっており、業務量の増加に人員面が追いついておらず、発注工事の集約化や大型化による業務の効率化に取り組んでいる最中であり、慢性的な人員不足で時間外勤務が高止まりする状況下で、業務の効率化にどのように取り組むのかが大きな課題となっています。

このような課題を踏まえて、市ではより効果的な事業実施に取り組むため、市が効果的と判断する事業を選定し、各地区に提示する仕組みを計画しています。この計画により市が提示した効果的な事業が地区との協議により実施されることになれば、道路拡幅などで安全が確保されることで、整備効果の高い事業に予算配分されるため、事業集約化による業務の効率化が図られ人員不足の緩和も期待されます。

最後に、当委員会では、生活に身近な道路整備事業については、実務を担う都市整備部の職員の実質的な業務量をふやすことなく効率的な整備を実施するとともに、現在の課題を解決できる仕組みに改めるとともに、地域・地区別構想に位置づけられている事業の進捗を図る仕組みづくりなど、地区内の実情をより反映できるような取り組みが必要であると考えます。また、都市整備部の技術職員の不足については、引き続き人事部局と連携を図りながら、技術職員の確保による組織の強化を図るとともに、業務の効率化に取り組む必要があります。そして、制度が硬直化し本来の目的を達成できないようにならぬよう、適宜その効果を検証し、必要に応じて見直されることを要望し、調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	山口智也
副委員長	谷口周司
委員	伊藤嗣也
委員	井上進
委員	小田あけみ
委員	加納康樹
委員	小林博次
委員	森康哲

○駅前の再開発について

1. はじめに

本市では、リニア・高速交通網の進展によるスーパー・メガリージョンの形成に備え、本市の玄関口となる中心市街地等の整備による都市基盤の強化が求められており、近鉄四日市駅及びＪＲ四日市駅の駅前広場や歩行者空間等の整備による交通結節機能の強化や、新図書館を中心とした複合的な機能を併せ持つ複合拠点施設を整備するとともに、再開発や民間投資の誘導を図ろうとしております。

このため、現在、近鉄四日市駅周辺等整備事業の基本計画を策定中であり、令和２年度からの10年間を計画期間とする新たな四日市市総合計画においても、駅前広場や歩行者空間等の整備等が具体的な取り組みとして挙げられており、今後、当該事業の詳細設計等に取り組んでいくことになる今、本事業の現状と課題を把握し、本市が取り組むべき近鉄四日市駅及びＪＲ四日市駅の周辺整備のあり方を調査するため、他市の先進事例を交えながら駅前の再開発について所管事務調査を行うこととしました。

2. 近鉄四日市駅周辺等整備事業について

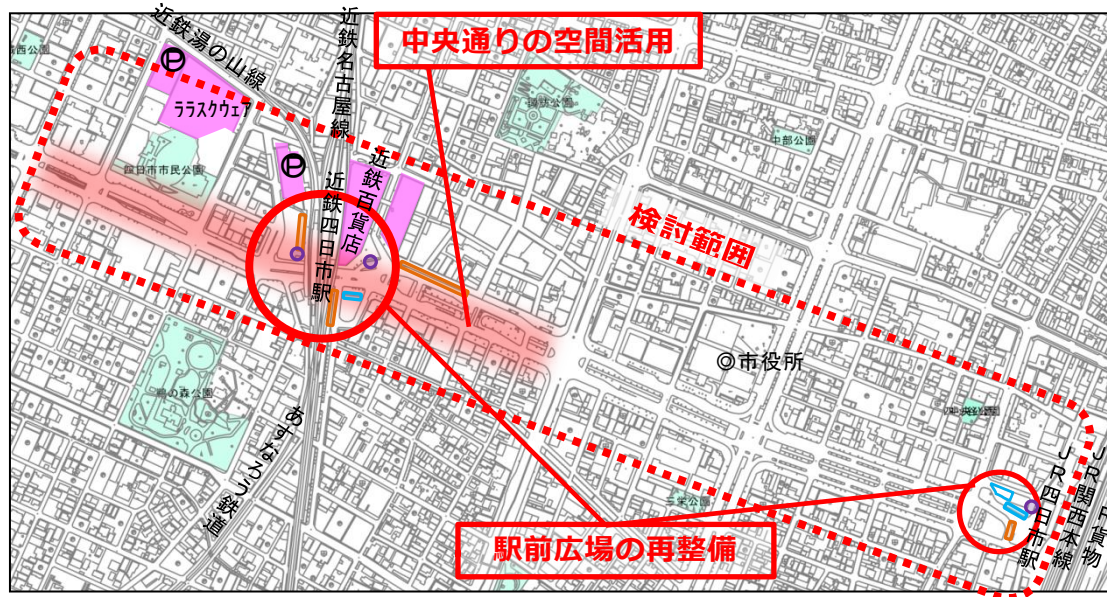
(1) 近鉄四日市駅周辺等整備事業の検討経緯

①近鉄四日市駅周辺等整備基本構想

日 程	検討経緯
第１回検討委員会 平成29年３月28日	現状と課題について
第２回検討委員会 平成29年７月10日	近鉄四日市駅周辺の基本的な方向性について
第３回検討委員会 平成29年８月18日	近鉄四日市駅周辺の機能配置方針について（３案比較）
議員説明会 平成29年11月２日	近鉄四日市駅周辺整備基本構想案の市民意見募集について
市民意見募集 平成29年11月１日 ～平成29年11月30日	近鉄四日市駅周辺整備基本構想案について
第４回検討委員会 平成30年１月23日	近鉄四日市駅周辺整備基本構想案について ＪＲ四日市駅周辺の機能配置方針について（２案比較）
第５回検討委員会 平成30年８月７日	ＪＲ四日市駅周辺の機能配置方針について（３案比較）
地元説明会 平成30年10月17日	ＪＲ四日市駅周辺の機能配置方針案について（説明と意見交換）
第６回検討委員会 平成30年11月19日	ＪＲ四日市駅周辺の機能配置方針について 近鉄四日市駅周辺等整備基本構想とりまとめ（両駅の整理）
基本構想市長提案 平成31年１月７日	近鉄四日市駅周辺等整備基本構想の市長提案
議員説明会 平成31年１月21日	近鉄四日市駅周辺等整備基本構想について

※検討委員会は、学識者や交通・商業関係者、市民・利用者、市で構成

②検討範囲



③検討の視点

視点①：賑わい・もてなし空間の創出と回遊性の向上

「顔・賑わいづくり」

四日市市への来訪者や中心市街地へ訪れる市民が、楽しく過ごせる賑わい空間を創出するとともに、まちなかの様々なサービス施設を快適に利用できる空間づくりを目指す。

視点②：まちづくりと連動した交通機能の配置

「交通機能強化」

近鉄・JR四日市駅やその周辺において、公共交通機関などで通勤・通学の乗り継ぎを行うひと、駅からまちへ様々なサービスを受ける、あるいは、楽しむために訪れる様々なひとが、快適に利用できる駅前空間づくりを目指す。

視点③：中央通りを活用した空間の魅力向上

「魅力化」

近鉄・JR四日市駅と中心市街地を連絡する中央通りにおいて、幅員 70m の広い空間や楠の巨木が並ぶ良好な景観、伊勢湾から鈴鹿山脈に至る眺望を活かしながら、魅力的な空間づくりを目指す。

④基本計画の策定（平成31年1月～）

日程	検討経緯
平成31年1月 ～令和元年10月	基本構想モデルにおける交通処理検討
令和元年6月 ～令和元年10月	令和元年度 基本計画策定業務委託の公募型プロポーザル ・日建設計シビル・日建設計共同体を受託候補者に決定
令和元年10月 ～現在検討中	近鉄四日市駅周辺整備基本計画策定業務委託に着手 ・東駅前広場、中央通りの改編に係る基本計画 ・歩行者用デッキの構造物に係る基本計画 ・施工計画（施工ステップの検討・仮設計画の検討）

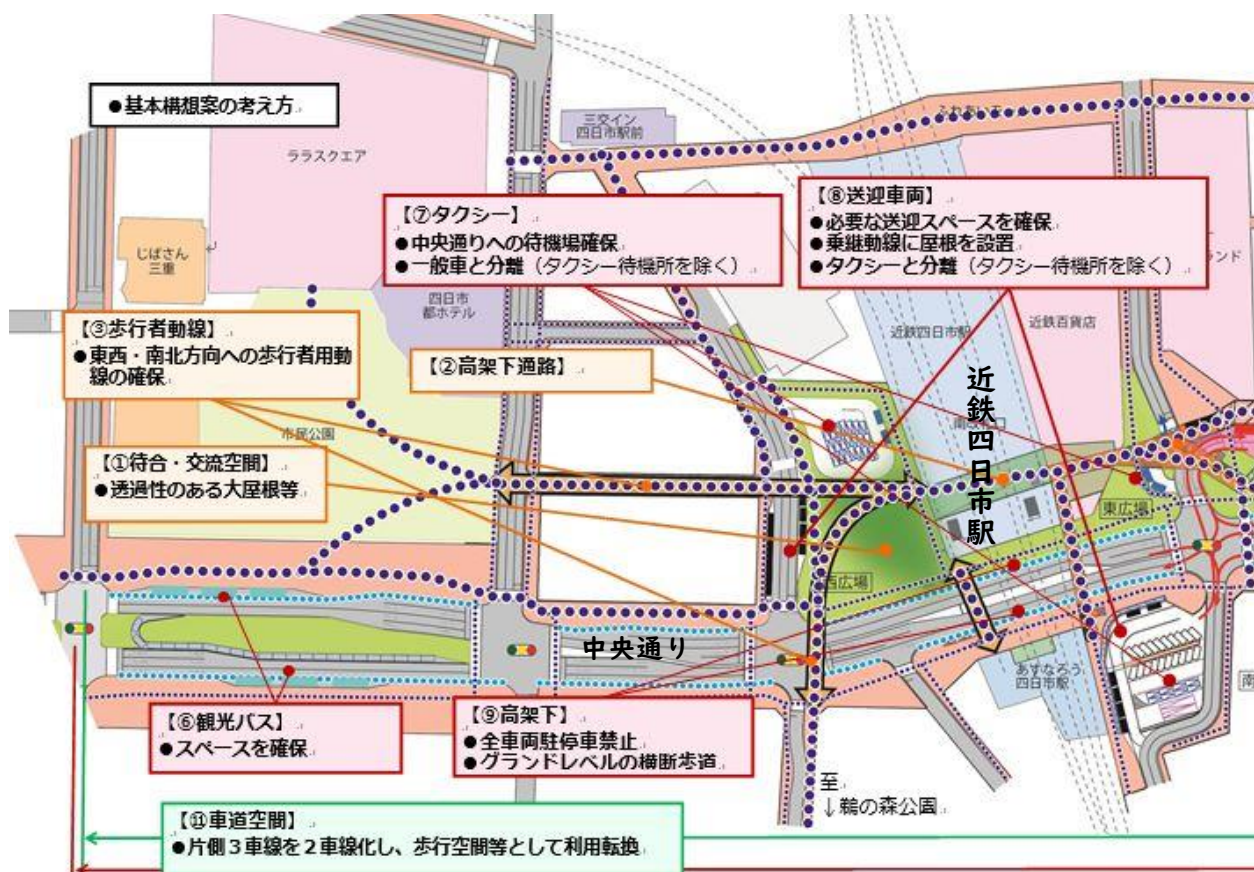
※関連した取り組み

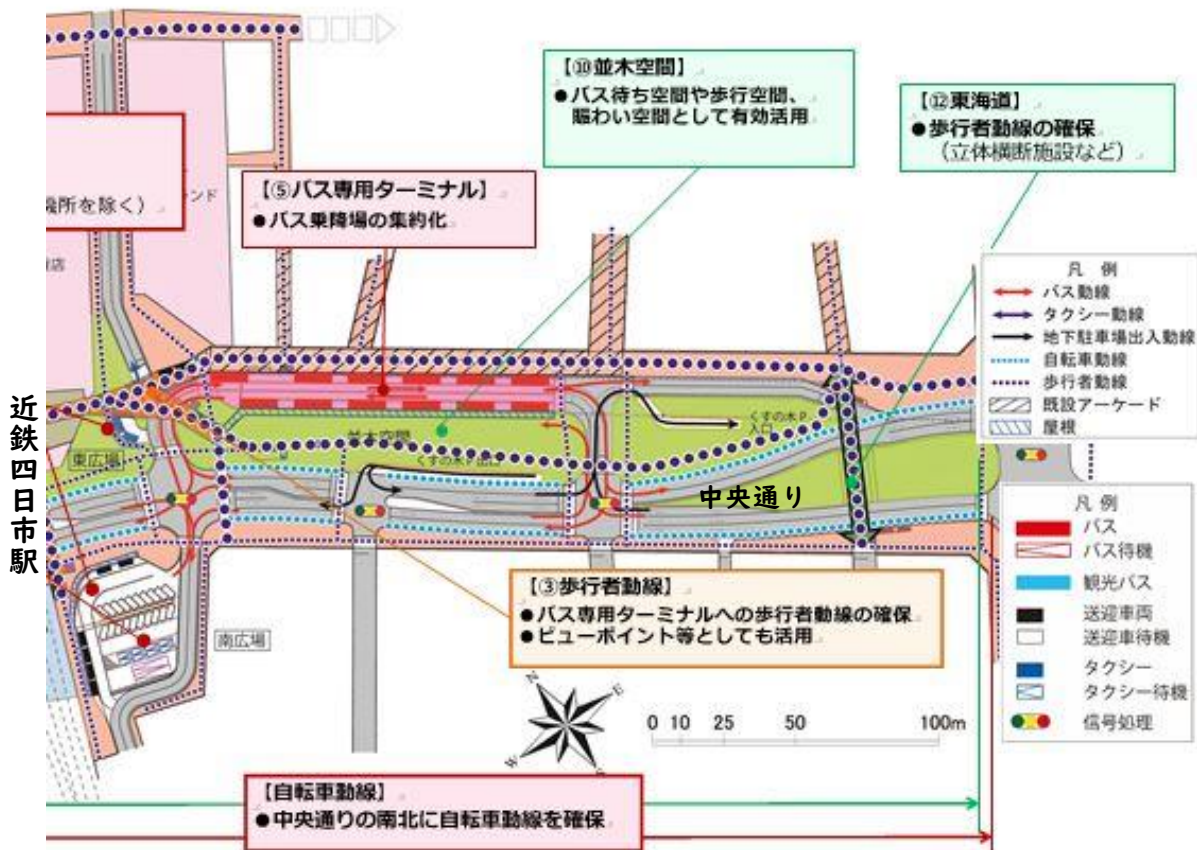
日 程	検討経緯
令和元年6月 ～現在検討中	入札契約改善推進事業による国の支援 ・全国で支援対象3団体のうち、四日市市を支援団体として選定 ・多様で難度・複雑度の高い、設計や工事の内容となるため、次年度以降の適正な入札契約方式の選定に向けて、国交省から支援を受けながら検討中
令和元年8月～	ウォークابل推進都市 ・国交省とのパートナーシップのもとウォークブルなまちづくりを推進

⑤今後の取り組み

令和2年度から国の支援を受けて、まずは道路詳細設計から始め、順次詳細設計等を進めていく。

(2) 近鉄四日市駅周辺整備基本構想





視点①「顔・賑わいづくり」に関わる 【基本的な考え方】

【①待合・交流空間】

- 歩行者動線や待ち合わせ、憩いの場となる空間を確保し、市の顔・玄関口として賑わいのある駅前広場空間を創出し、駅周辺の回遊性を高める。
- 大屋根等の天候に左右されない施設を設置し、賑わい機能を高める。

【②高架下通路】

- 東西の広場空間と一体的に利用することで、東西の回遊性を高める。

【③歩行者動線】

- 駅からバス専用ターミナル・南広場への多くの乗り継ぎの利用者やまちへ移動する来訪者が、快適に移動できるよう、屋根・エスカレータ・エレベータを備え、バリアフリーに対応し、ビューポイントとしても活用できる歩行者用デッキ等の設置を検討し、歩車分離を行う。
- 市民公園や鵜の森公園方面へも回遊性向上を目的とした歩行者動線を確保する。

【④駅周辺】

- わかりやすい案内表示（サイン計画）により、まちの回遊性を高める。

東西に駅前広場となる待合・交流空間を設け、駅北側のふれあいモールにおける歩行者動線に加え、駅南側の中央通り側においても歩行者動線や人が滞留する空間を設け、駅周辺の賑わいや回遊性の向上を図る構想である。

視点②「交通機能強化」に関わる 【基本的な考え方】

【⑤バス専用ターミナル】

- これまで3箇所に分散していたバス乗降場を中央通り北側車道部に集約し、初めて訪れた人にも分かりやすくするとともに、駅東側商店街前・市役所方面及び並木空間への回遊性を高める。また、駅とバス専用ターミナルを結ぶ歩行者用デッキにより乗継を円滑にするとともに、乗継動線に雨対策の屋根を設置する。

【⑥観光バス】

- 旅行者の需要に対応するため、市民公園前の中央通り南北2箇所に観光バス乗降場を配置する。

【⑦タクシー】

- 駅、街からの乗車需要に対応するため、西広場・東広場の2箇所にタクシー乗降場を配置し、隔地にタクシー待機場を確保する。

【⑧送迎車両】

- 駅東西からの送迎需要に対応するため、西広場・南広場の2箇所に安全に送迎できる乗降場を配置（ハンディキャップスペースや一時的な駐停車スペースを含む）する。
- 送迎車両スペースは南広場と西広場に面する道路の沿道に配置し、タクシー・バスと交錯しないようにする。

【⑨高架下】

- 円滑な道路交通を確保するため、路肩への駐停車を禁止する。
- 周辺交通の妨げにならないように留意し、グランドレベルの横断歩道の設置を検討する。

【自転車動線】

- 中央通りの南北に自転車動線を確保する。

バス専用ターミナルを設け、これまで3箇所に分散していたバス乗降場を集約するとともに、駅とバスターミナルを結ぶペDESTリアンデッキを設け、乗り継ぎの円滑化を図る。また、駅の東西にそれぞれタクシー乗降場を設け、送迎車両については、南広場と西広場にハンディキャップスペースとともに、送迎ゾーンを設け、高架下は駐停車禁止とし、中央通りの南北に自転車動線を確保する構想である。

視点③「空間の魅力向上」に関わる 【基本的な考え方】

【⑩並木空間】

- 活用されていない楠の並木空間をバス待ち空間や歩行空間、賑わい空間として有効活用するとともに、まちの景観の軸としての一体的な空間を形成する。

【⑪車道空間】

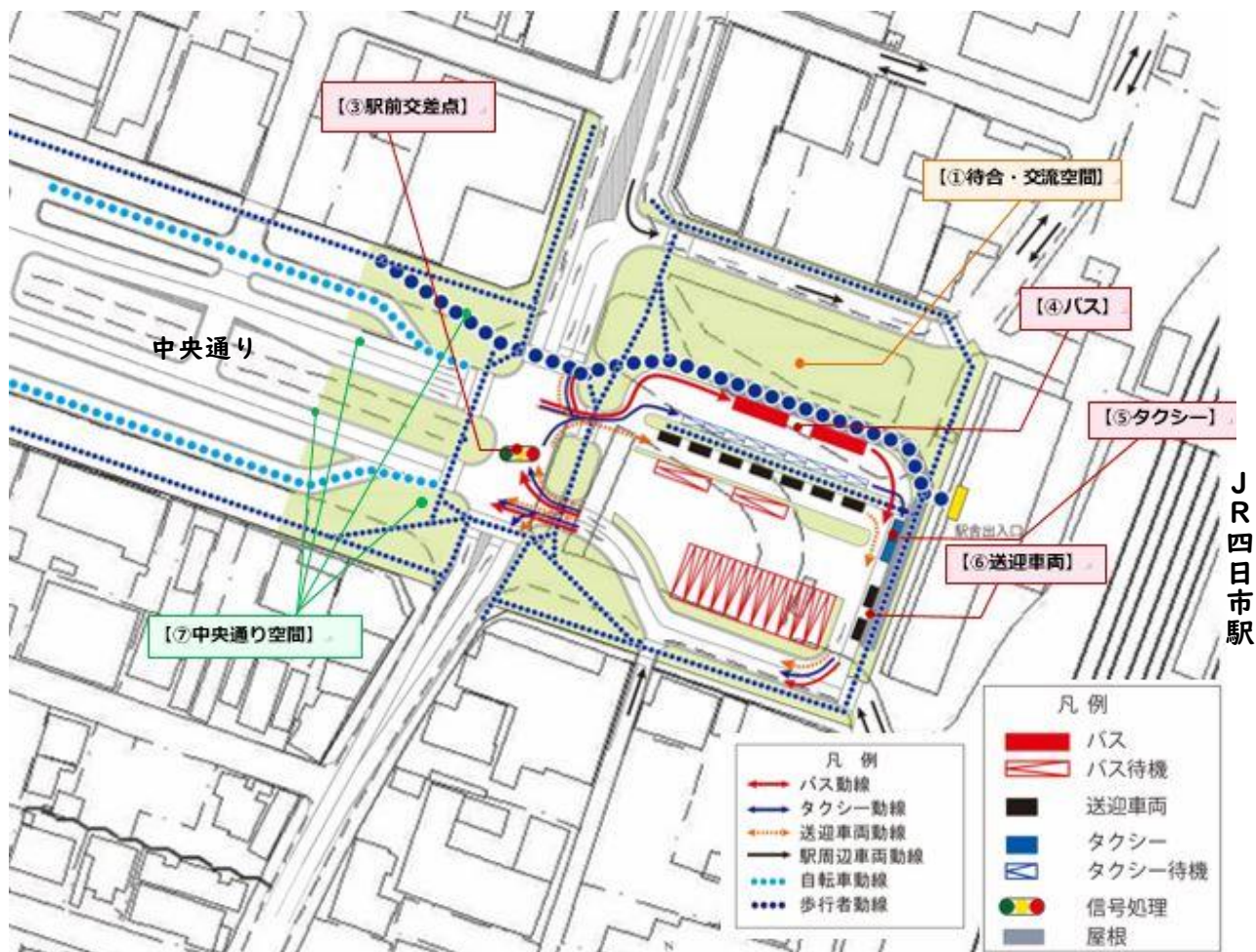
- 現状の片側3車線を2車線（西浦通り～国道1号）にし、歩行空間等とし利用転換するとともに、駅東側の車道を南側に集約し、東広場とバス専用ターミナル・並木空間の一体性を高めるとともに、南北の横断を容易にする。

【⑫東海道】

- デザインにも配慮した歩道橋等による歩行者動線を確保し、道路空間の魅力を高める。

これまで利用されていなかった並木空間をバス待ち空間や歩行空間、賑わい空間として活用するとともに、現状片側3車線の中央通りを片側2車線として南側に集約することにより、活用できる空間を広げることで、中央通りの南北の横断を向上させ、まち全体の回遊性を向上させるとともに、まちの景観軸としてまちの魅力を図る構想である。

(3) J R 四日市駅周辺整備基本構想



視点①「顔・賑わいづくり」に関わる 【基本的な考え方】

【①待合・交流空間】

- これまで分散していた交通広場を駅南側に配置することで、駅北側に歩行者動線と待合・交流空間を創出する。
- 駅前で定期的に行われる「定期市」など様々なイベントにも活用できる空間を確保する。

【②駅周辺】

- わかりやすい案内表示（サイン計画）により、まちや港への回遊性を高める。

分散していた交通機能を J R 四日市駅広場南側に配置することにより、北側に広い待合交流空間を設ける。

視点②「交通機能強化」に関わる 【基本的な考え方】

【③駅前交差点】

- 駅前広場への出入り口交差点を 1 箇所に集約し、安全で分かりやすい駅前広場出入り口へと改善する。

【④バス】

- バス乗降場を駅北側に配置し、バスの待機場は、タクシー、一般車と分離させたいうえで、現状台数を確保する。

【⑤タクシー】

- 駅舎側（東側）に乗降場を配置し、広場北側に待機場を配置したいうえで、現状台数を確保する。

【⑥送迎車両】

- 送迎車両はバス待機場の北側と広場南東に配置し、バス・タクシーと分離する。

駅前広場前交差点の入口交差点を 1 箇所にまとめてわかりやすくするとともに、バス、タクシー、送迎車両について、それぞれ極力分離を図りながら、広場の南側に配置する。

視点③「空間の魅力向上」に関わる 【基本的な考え方】

【⑦中央通り空間】

- 交差点の集約に合わせ、車線を縮小する必要があることを踏まえ、駅前広場空間との連続性に配慮した歩行者空間を形成する。

※近鉄四日市駅から J R 四日市駅の区間については、道路の機能やまち全体の景観形成を含めて、両駅広場の整備に合わせ、必要な整備を検討する。

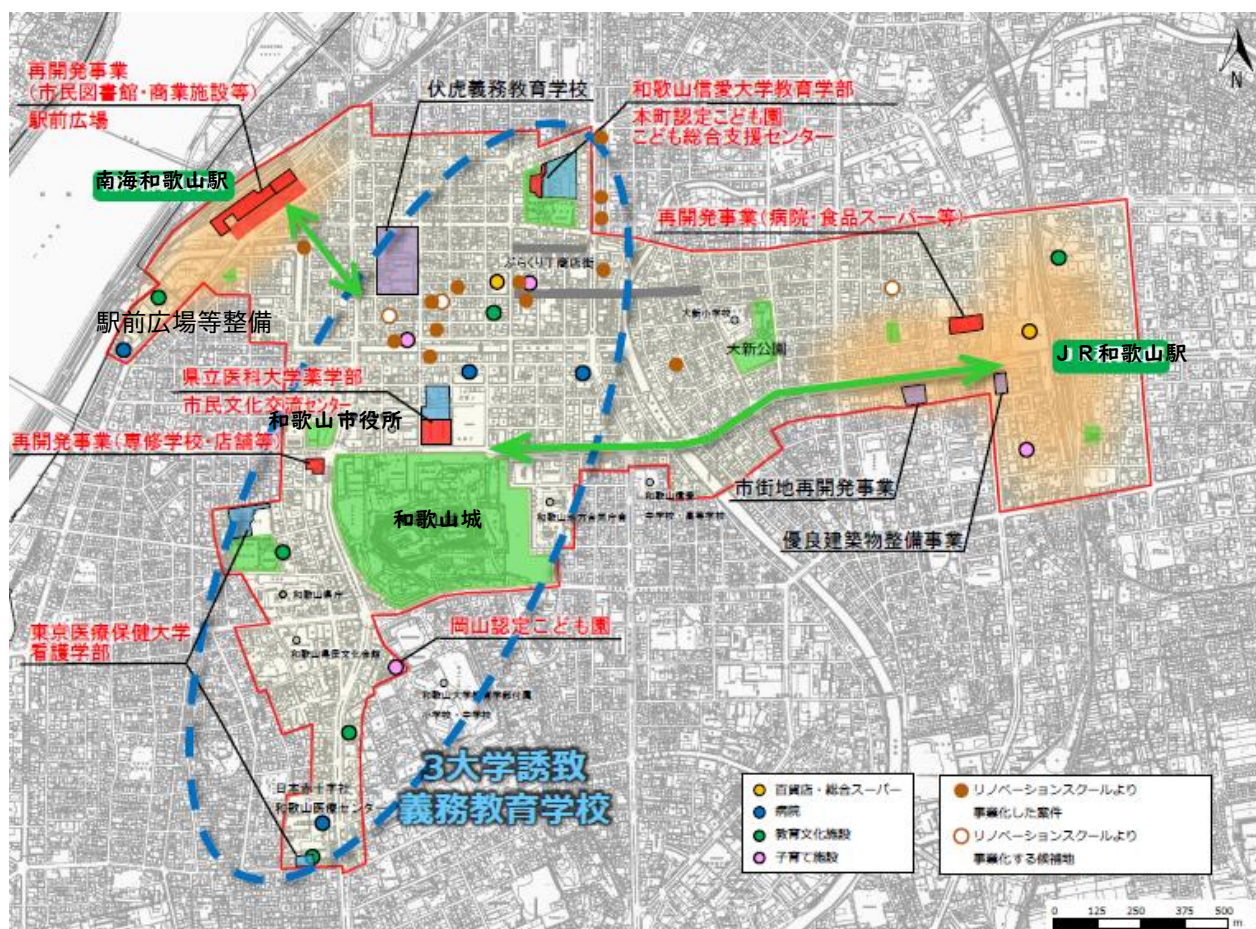
駅前広場空間との連続性に配慮した歩行者空間の形成を図るとともに、近鉄四日市駅から J R 四日市駅間の連続性も考慮して、必要な整備を検討する。

3. 他都市における駅前整備事例について

①和歌山市駅

和歌山市では、中心市街地が百貨店の閉店・撤退等により衰退したため、中心市街地への高次都市機能の誘導、鉄道駅周辺への生活利便施設の維持・誘導を行い、公共交通の維持活性化によりそれらの地区に便利にアクセスできるようにするなど、都市全体の構造を見直し、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方でまちづくりが進められており、下記の中心市街地の状況で示すように、南海和歌山市駅前広場等の整備や、大学の誘致等が行われている。

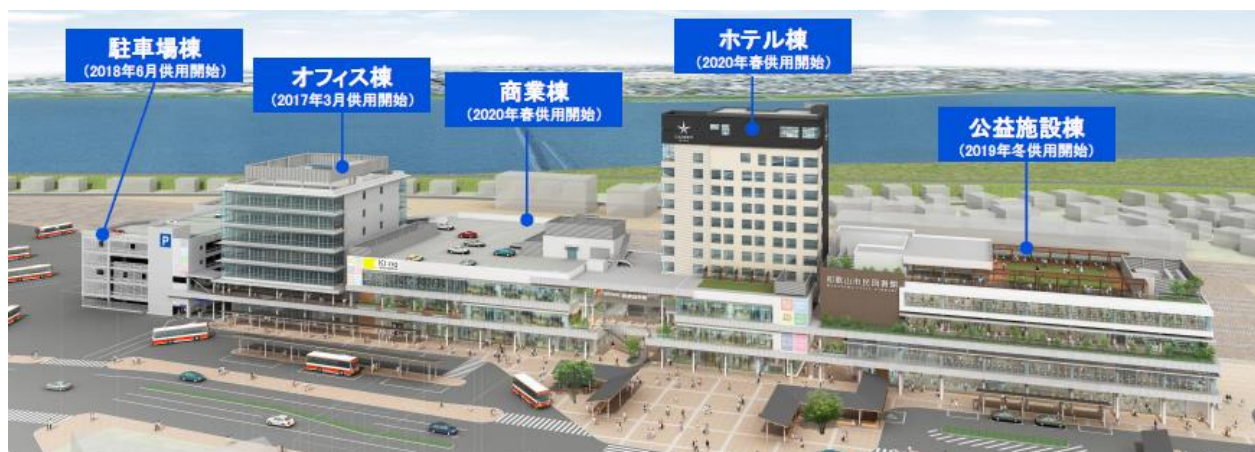
○中心市街地の状況



(ア) 和歌山市駅前地区第一種市街地再開発事業

和歌山市駅では現在、駅ビルの建替えと駅前広場整備が行われている。駅ビルであるキーノ和歌山については、2014年に高島屋が撤退したことや、建設後40年以上経過し老朽化していたこともあり、市街地再開発事業により南海電鉄が建替えを行っている。駅ビルには、更新時期を迎えていた図書館を移転するとともに、駐車場棟やオフィス棟、商業棟、ホテル棟で構成される。駐車場棟とオフィス棟については、既に開業しており、令和元年12月には図書館の一部が開館した。今春には、図書館、商業棟、ホテル棟が全面開業となる予定である。なお、図書館については、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が指定管理者とな

り、1階は一般図書のエリアに加え、スターバックスコーヒーと蔦屋書店が併設される。また、4階には子育て世代に気軽に集ってもらい、交流できる地域子育て支援室が設けられ、屋上には芝生を敷いたまちなか公園をイメージし、利用者が飲食できる開放的な環境が整備される予定である。



(イ) 和歌山市駅前広場整備

駅前広場整備については、和歌山市駅の拠点性を高めるために、駅ビルの建替えと合わせて、駅前広場整備を行い、鉄道やバス、タクシーの利用環境及び乗り継ぎ環境を向上させるよう取り組んでいる。駅の西側にバスターミナル、東側にタクシー、一般車ゾーンとなっており、中央には広場が設けられている。



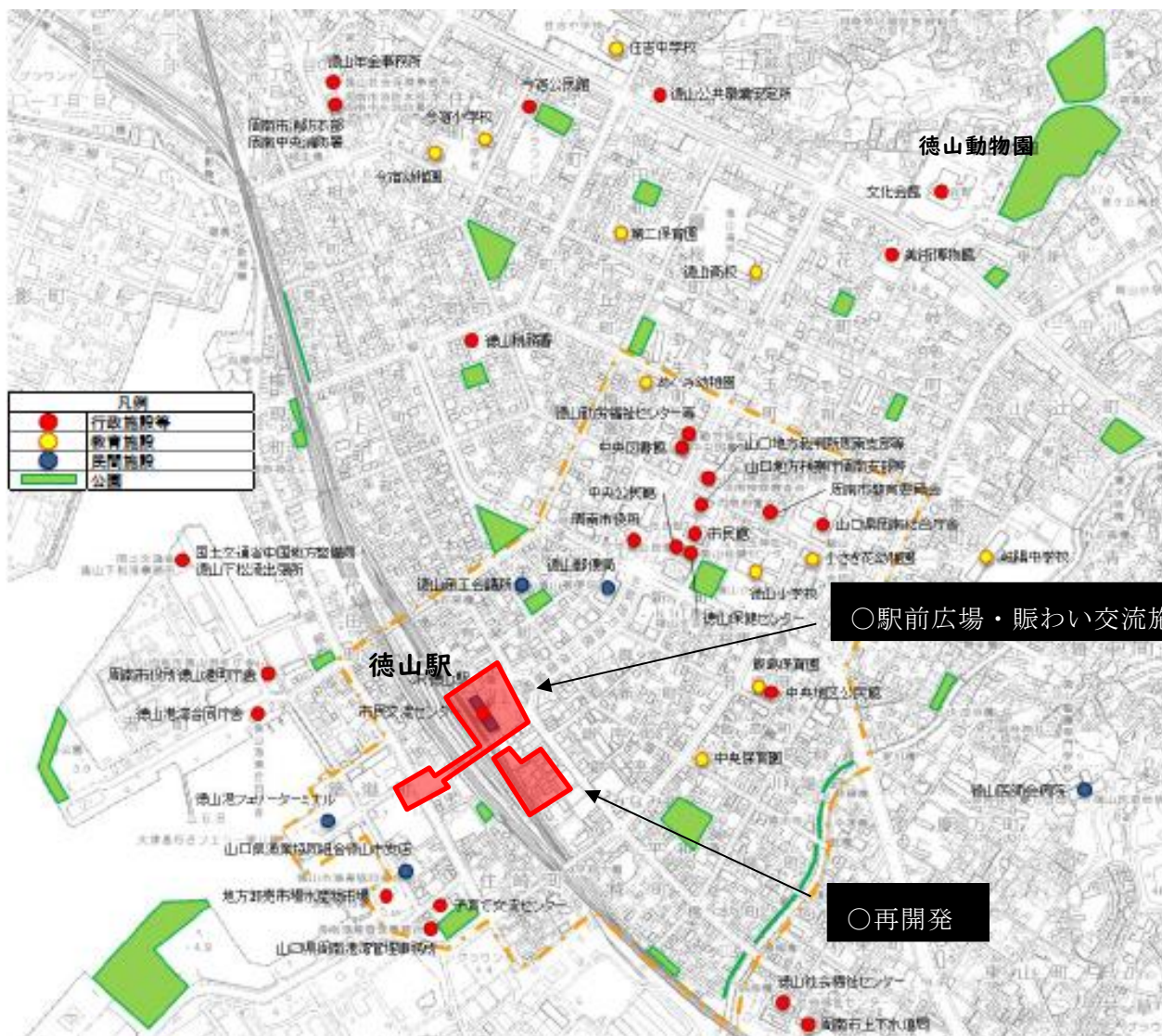
(ウ) 中心市街地の低・未利用地の活用と都市機能の集約化

和歌山市では、中心市街地の低・未利用地の活用と都市機能の集約化を図るうえで、長年の課題であった若年者層の市外への流出抑制やまちなかの賑わいの創出を図るため、小中学校再編によるまちなかの学校跡地を活用し、専門性の高い分野の大学の誘致に取り組んでいる。専門性の高い大学を誘致することで、学生が地元で学び、就職するという地学地就を実現するとともに、学生が地域の方々と交流することで、地元への愛着が定住へとつながり、それらが様々な分野への波及効果を生み、まち全体が活性化することを目指している。平成30年には、雄湊小学校跡地に東京医療保健大学、平成31年には本町小学校跡地に和歌山信愛大学を誘致、令和3年には伏虎中学校跡地に和歌山県立医科大学が設立される予定である。また、和歌山信愛大学の隣には、再編・整備される本町認定こども園及びこども総合支援センターの複合施設が整備される予定で、子育て環境を向上させまちなか居住を促している。



②徳山駅

周南市では徳山駅を中心に中心市街地が形成されているが、近年は大型商業施設の郊外進出などにより中心市街地の空洞化が進んでいたことから、和歌山市と同様に、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方でまちづくりが進められ、駅前広場・賑わい交流施設の整備や再開発のほか、動物園のリニューアルもこれらの事業と合わせて進められている。



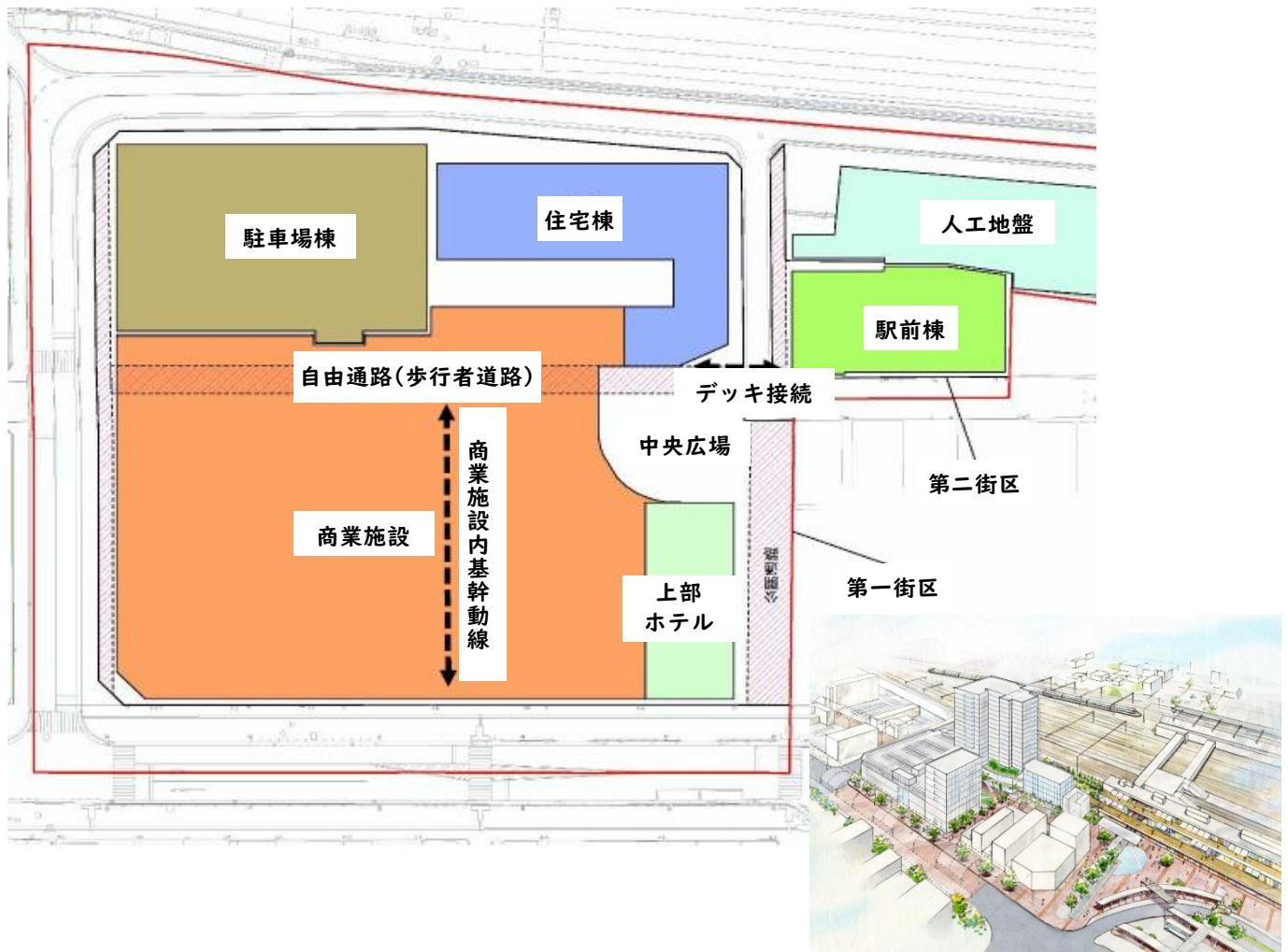
(ア) 賑わい交流施設

徳山駅の駅ビルは郊外型大型店の進出などを背景にテナントの撤退が相次いだことから、平成30年に駅ビルをリニューアルし、賑わい交流施設を整備し、図書館やカフェ、市民活動支援センター等で構成されている。また、南北をつなぐ自由通路上に駅機能を配置している。

賑わい交流施設は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が指定管理者となり、1階は一般図書のエリアに加え、スターバックスコーヒーと蔦屋書店が併設されている。

(ウ) 徳山駅前地区市街地再開発

徳山駅前市街地再開発では、新たな回遊拠点となる集客施設の設置を目指して、徳山駅東側の閉店した百貨店等の跡地に民間主導で計画が進められ、令和4年の完成に向け、現在、再開発に向けた組合設立の申請を県に行っている。施設は駐車場棟、住宅棟、ホテルを含む商業棟、駅前棟、人工地盤で構成されており、商業施設内には自由通路や人工地盤に駐輪場などの公共施設が整備される予定となっている。



③姫路駅

姫路駅周辺の跨線橋や踏切では慢性的に交通渋滞などが発生し、市街地発展の妨げになったことから、連続立体交差事業等に取り組み、昭和48年に国鉄高架化基本構想が発表され、事業規模など度重なる見直しを行い、平成元年から姫路駅周辺整備事業として、山陽本線連続立体交差事業、姫路駅周辺土地地区画整理事業、関連道路事業を総合的に実施している。連続立体交差事業については、J R 山陽本線、姫新線、播但線を併せて全長6.6kmの高架化を行い、平成18年3月にはJ R 山陽本線が高架切り替えになり、平成20年12月に姫新線と播但線の高架化を経て、鉄道高架事業は平成22年度末に完了した。また、連続立体交差事業に合わせて、貨物基地と車両基地を郊外に移設することで、都心部に26haもの広大な土地を生み出し、これを種地として、新たなまちづくりが進められている。

姫路駅周辺のまちづくりは、姫路駅周辺整備事業をキャスティ21と名付け、駅北側の新たな播磨区域の玄関口となるエントランスゾーン、貨物・車両基地跡の大規模街区をそれぞれコアゾーン、イベントゾーンと位置付け、この3つのエリアを都心の魅力づくりやまちづくりの拠点として、土地利用の方針を定めている。



都心部まちづくり構想における整備の基本的な方向



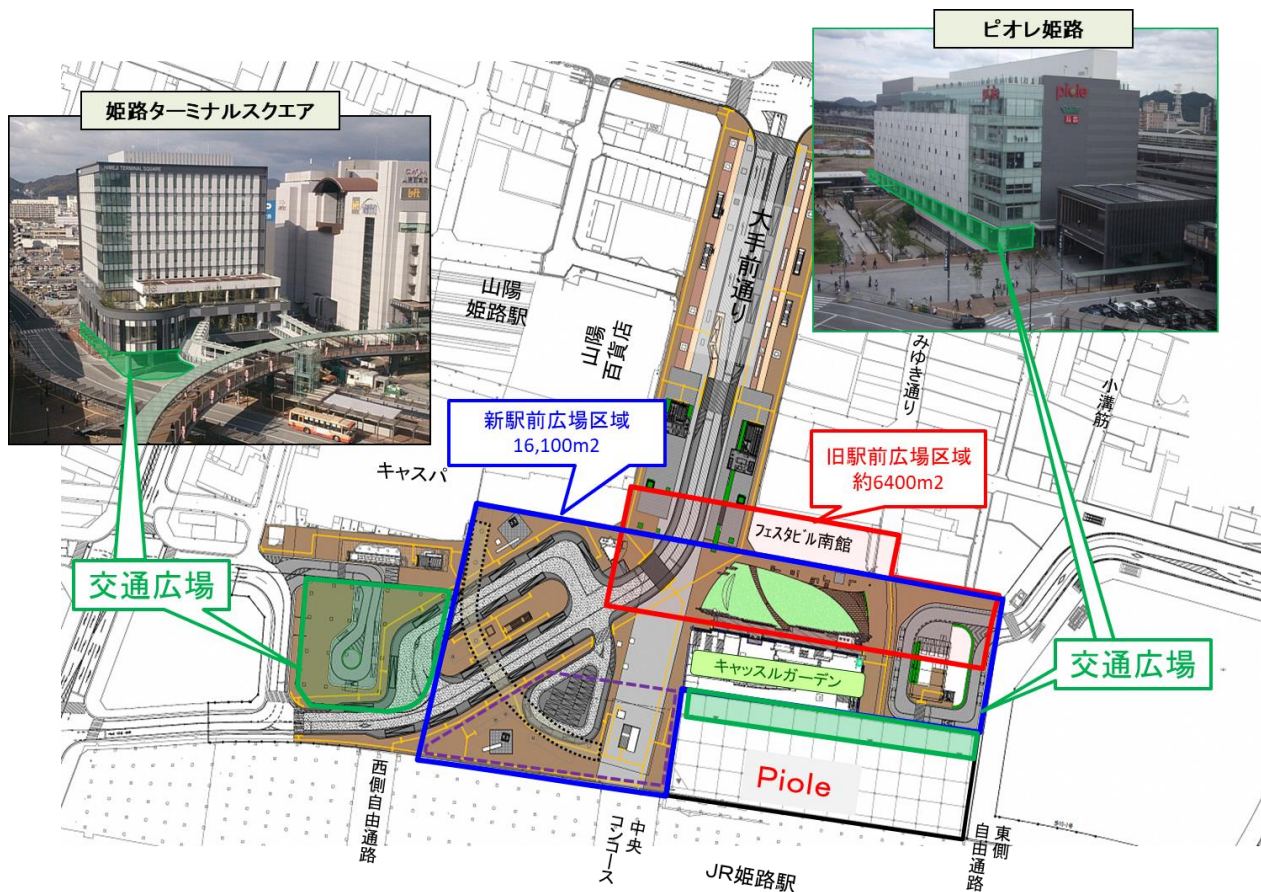
	エントランスゾーン	コアゾーン	イベントゾーン
基本的な方向	播磨の中核都市にふさわしい都市の顔として整備	・新たな都市機能の立地 ・消費流出抑制と新規需要を創出 ・都心部の集客力を強化 ・都市の成長力を高める	技術や人が交流する場、市民の芸術・文化活動の場、市民のいこいというおいの場
土地所有者	市、JR、神姫バス 他	市、JR 他	市 他
主な事業者	公共・民間	民間	基本的に公共

(ア) 駅前広場

J R 姫路駅北駅前広場整備において、エントランスゾーンで姫路駅の駅ビルの建替えと駅前広場整備が行われ、城を望み、時を感じ人が交流するおもてなし広場を基本コンセプトに平成27年3月に完成した。路線バスの利便性向上のため、点在していたバス乗降場を、駅前広場西側に集約し、その上空に J R 姫路駅と山陽姫路駅とバス島をつなぐ歩行者デッキを整備し、乗り換えをスムーズに行える動線となっている。

連続立体交差事業によって生まれた鉄道高架下の空間を利用し、観光案内所、東西の自由通路沿いに市民トイレなどのほか、バス、タクシープールを整備し、そこから駅前に配車することで、駅前広場に停車する台数を、一定の台数に抑えている。広場西側に交通機能を集約し、東側にキャッスルガーデンや芝生広場などの環境空間を機能的に配置するとともに、駅前広場の機能を補完するために立体都市計画制度により、民有地に交通広場を整備し、交通結節機能の向上と環境空間の確保を図っている。

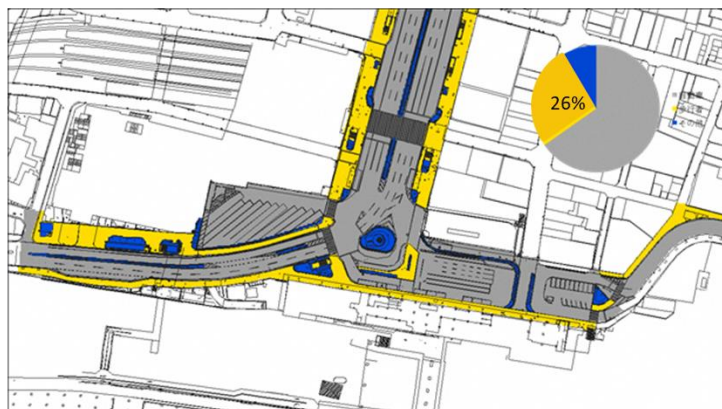
また、全国でも前例のない、駅前でのトランジットモール化が導入され、整備前は片側3車線とバス停車帯という幅員構成であったが、駅前広場整備に合わせたトランジットモール化により、車線数を片側1車線と停車帯とし、整備前に比べて約2倍の広幅員の歩道が確保され、環境空間比率も26%から67%に増加した。



歩行者空間・環境空間の確保(歩行者優先のまちづくり)

整備前

環境空間: 26%



自動車

歩行者

その他

整備後

環境空間: 67%



(イ) 周辺の開発状況

鉄道高架事業や土地区画整理事業により姫路駅北駅前広場の東側に新たに生み出されたコアゾーンにおける駅前再開発では、姫路市の所有地であったエリアの開発について、開発業者を募集し、民間の開発を誘導して開発を進めた。その結果、都市型ホテル、シネマコンプレックス、専門学校による民間による開発が実施された。イベントゾーンは、JR姫路駅の東側約700mに位置し、駅と城をつなぐ南北軸に加え、新たな東西軸として、都心部回遊性の拡大も目的としている。イベントゾーンでは姫路市文化コンベンションセンターが建設中であり、大、中、小のホールとコンベンション展示場を備え、キャスティ21公園を通過して、市民の憩いと潤いの場として、令和3年秋にオープンする予定である。新駅ビルからコアゾーンへは回遊性向上のため、キャスティウォークと名付けられた歩行者用デッキが整備されており、イベントゾーンのコンベンションセンターへも延伸される予定である。大手前通りでは、沿道型道路空間の活用に向け、沿道店舗による日常運営を基本として、大手前通り活用チャレンジ等の社会実験を行いながら、官民協働でのまちづくりに取り組み始めている。

○コアゾーンにおける開発状況



○イベントゾーンにおける開発状況

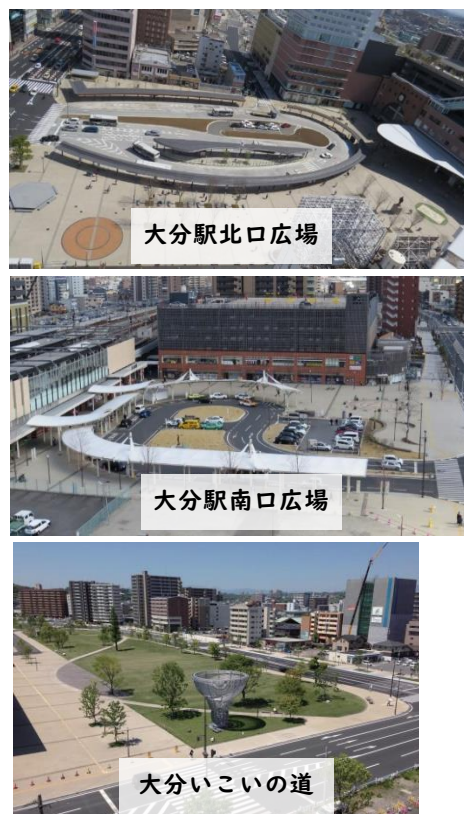
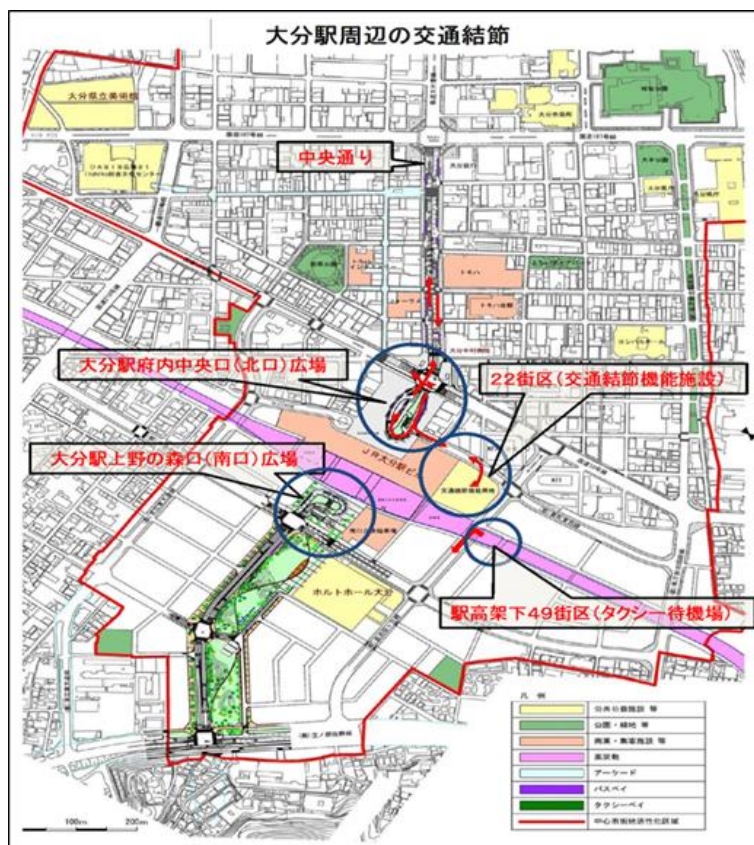


④大分駅

大分市では新産業都市としての発展を背景とし、着実に中心市街地の人口が増加したが、モータリゼーション化、民間の郊外住宅団地の整備や大型商業施設の進出による急激な市街地の拡大により、商業的吸引力の低下、従業者数の減少、人口の空洞化などの問題が顕在化し、これらの問題に対応するため、駅北地区を商業業務都心と位置付け、商業業務機能の集積による拠点性を高めながら、新たな機能を集積することで都市の魅力の向上を図り、集客力のある拠点を形成することとし、また、駅南地区は情報文化都心と位置付け、文化交流機能や情報サービス系業務機能、都市型居住機能などの集積を図り、駅北地区と連携した拠点の形成を推進することにした。また、南北市街地の一体的発展とあわせ、大分駅を中心とした交通結節機能の強化を図り、県都の玄関口にふさわしい交通結節拠点の形成を図るなど、中心市街地の将来都市構造を定め、都市計画マスタープランに基づく大分駅周辺総合整備事業が進められることになった。

(ア) 駅前広場

大分駅北側では、J R 大分駅の映画館を含む商業施設やホテルが入った交流施設を核とした駅ビルが平成27年4月に完成し、大分駅南側では、大分駅南土地地区画整理事業の関連事業として、複合文化交流施設ホルトホール大分が平成25年7月に完成した。この複合文化交流施設は、図書館やホール機能、会議室、こどもルームを備えた情報文化都心の核となる拠点施設として位置付けられている。



(イ) 周辺の開発状況

大分駅周辺総合整備事業にあわせて、シンボルロード大分いこいの道を中心に駅南の緑の拠点である都心の森につながる、周囲と調和した緑豊かな都市景観を形成したことで、大分駅周辺地区の都市としての付加価値が高まり、ここ数年の間で多くのマンション建設が進むなど、民間投資と地区内の人口増加への効果が見られるようになった。

複合文化交流施設【ホルトホール大分】

駅南・情報文化都心の
核となる拠点施設



⑤各駅周辺の開発動向

(ア) 近鉄四日市駅及びＪＲ四日市駅

		近鉄四日市駅								ＪＲ四日市駅	
		現況				構想				現況	構想
		西広場	東広場	南広場	計	西広場	東広場	南広場	計		
面積 (㎡)		4,600	1,500	2,100	8,200	4,600	5,500	2,100	12,200	10,500	10,500
交通施設	バス乗降場	5	5※1	7	12	0	12	0	12	2	2
	バス待機場	4	0	2	6	0	0	2	2	13	13
	タクシー乗降場	2	2	0	4	2	3	0	5	2	2
	タクシー待機場	23	10	22	55	44※2	0	8	52	9	9
	送迎車両	9	0	6	15	10	0	26	36	21	9
乗降客数 (人/日)		45,942								4,702	

※1 中央通り沿いのパーキングメーター、※2 内23台は中央通り

①	②	③	④	⑤
S22～H2	S46～S52	S62～H3	H4～H19	H28～
土地区画整理事業 (戦災復興等)	連続立体交差化事業 四日市中央線整備	複合商業施設整備	市街地再開発事業 優良建築物等整備事業	駅前広場整備事業 図書館の検討
261.1ha				

(イ) 和歌山市駅

		整備前	整備後
面積 (㎡)		7,000	7,000
交通施設	バス乗降場	20	8
	バス待機場	0	0
	タクシー乗降場	3	4
	タクシー待機場	24	10
	送迎車両	16	10
乗降客数 (人/日)		17,041	

①	②	③	④	⑤
S22～H4	H19～H25	H27～R2	H27～	H27～
土地区画整理事業 (戦災復興)	市街地再開発事業 優良建築物等整備事業	駅前広場整備事業 市街地再開発事業	市街地再開発事業	都市機能立地支援事業等
463.8ha	 			

(ウ) 徳山駅

		整備前	整備後
	面積 (㎡)	7,800	7,800
交通施設	バス乗降場	7	9
	バス待機場	0	0
	タクシー乗降場	3	3
	タクシー待機場	28	18
	送迎車両	31	5
	乗降客数 (人/日)	14,588	

① S22～S42 土地区画整理事業 (戦災復興) 181.7ha	② H23～H26 南北自由通路等整備事業 (都市再生整備計画事業)	③ H22～R2 賑わい交流施設整備事業 (都市再生整備計画事業) 駅前広場整備事業 (道路事業(街路))	④ R2～ 市街地再開発事業 優良建築物等整備事業	⑤ H28～ 動物園リニューアル
		 		

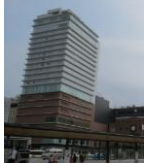
(エ) 姫路駅

		整備前	整備後
	面積 (㎡)	6,400	16,100
交通施設	バス乗降場	7	18
	バス待機場	11	0
	タクシー乗降場	6	4
	タクシー待機場	70	20
	送迎車両	-	15
	乗降客数 (人/日)	103,338	

① H1～R4 土地区画整理事業 45.5ha	② H1～H23 連続立体交差化事業 (貨物・車両基地移転) 関連道路事業	③ H1～H23 駅前広場整備 (都市再生整備計画事業)	④ H23～ コアゾーン整備 (開発提案競技)	⑤ H30～ イベントゾーン整備
				

(オ) 大分駅

		整備前	整備後
	面積 (㎡)	16,200	24,130
交通施設	バス乗降場	不明	12
	バス待機場		0
	タクシー乗降場		10
	タクシー待機場		14
	送迎車両		8
	乗降客数 (人/日)	38,134	

① H8～H28 土地区画整理事業 49.6ha	② H8～H25 連続立体交差化事業	③ H8～H28 駅前広場整備事業 (道路事業(街路)) 	④ H24～H27 市街地再開発事業 	⑤ H18～H25 複合文化交流施設整備 
-----------------------------------	--------------------------	--	--	---

4. 委員からの主な意見

- ・中央通りの並木空間を活用し、オープンカフェのような取り組みも考えられる。
- ・駅前広場の整備を行うにしても、駅前の現状をしっかりと分析し、市民の声が反映されるように取り組むべきである。
- ・整備の内容次第では移動距離が長くなり、高齢者の負担が増すことが懸念されるため、高齢者への配慮は必要である。
- ・交通結節機能の向上や複合施設の整備により、利用者が増加すると、駐車場の不足が想定されるため、駐車場の検討も行うべきである。
- ・近鉄四日市駅周辺等整備事業の検討の3つの視点である顔・賑わいづくり、交通機能強化、魅力化だけでなく、高齢社会という視点も必要である。
- ・周南市は本市と都市環境において類似点があり、本市にとって参考になると考えるため、引き続き、徳山駅については先進事例として調査されることを望む。
- ・近鉄四日市駅とJR四日市駅の周辺整備計画を比べると、少し温度差が見受けられるため、JR四日市駅の計画についても今後しっかりと行われることを望む。
- ・新図書館の設置や中心市街地活性化も関係することから、他部局との連携も求められるため、部局間の連携をしっかりと行う必要がある。

5. まとめ

当委員会における調査の内容については以上のとおりであります。

冒頭にも述べましたが、本市ではリニア・高速交通網の進展によるスーパー・メガリージョンの形成に備え、本市の玄関口となる中心市街地等の整備による都市基盤の強化が求められており、近鉄四日市駅及びＪＲ四日市駅の駅前広場や歩行者空間等の整備による交通結節機能の強化や、複合的な機能を併せ持つ複合拠点施設を整備するとともに、再開発や民間投資の誘導を図るべく、現在、近鉄四日市駅周辺等整備事業の基本計画を策定中であり、また、令和２年度から始まる新たな四日市市総合計画においても、駅前広場や歩行者空間等の整備等が具体的な取り組みとして明記されています。

近鉄四日市駅周辺等整備事業では、近鉄四日市駅周辺においては、中央通りを片側３車線から片側２車線化することで歩行者空間等として利用転換するとともに、駅東側の車道を南側に集約しバス専用ターミナルを新たに整備することで、現在３箇所に分散しているバス乗降場の集約化を図ること、また、楠の並木空間をバス待ち空間や歩行空間、賑わい空間として有効活用を図ること、さらに、駅の東西・南北方向への歩行者動線の確保や駅前広場の創設が計画されています。そして、ＪＲ四日市駅周辺においては、交通機能を広場南側に配置することにより、北側に広い待合交流空間を設け、駅前広場空間との連続性に配慮した歩行者空間の形成を図るとともに、近鉄四日市駅からＪＲ四日市駅間の連続性も考慮して、必要な整備を検討することとしています。

一方で、今回、他市の駅前の再開発事例について調査を行ったところ、公立図書館とともに民間の書店とカフェが入居する複合拠点施設の整備を行った事例、また、駅前広場の整備による交通結節機能の強化とあわせて交流空間や憩いの場の整備を行った事例などがあり、まちの賑わいの創出に寄与する事例が多く見られました。さらには、今回調査したいずれの事例においても、行政による駅前の再開発に留まるだけでなく、民間主導での駅周辺の開発が誘発されており、例えば新たなホテルやシネマコンプレックス、専門学校等の整備が行われている事例、また、再開発に伴い、周囲と調和した緑豊かな都市景観が形成され、都市として付加価値が高まり、マンション建設等の民間投資を誘導し人口増加の効果が見られた事例もありました。

このように他市においては、バスの乗降場の整備等による交通結節機能の強化や歩行者空間の確保による利用者の利便性の向上を図るだけでなく、駅前広場や駅もしくは駅周辺に賑わいや交流拠点となる複合施設の整備も行うことで、市民が集い交流する空間を創出し、ひいては民間主導の駅周辺の再開発への波及効果がある事例も見受けました。

先にも述べたとおり、本市では現在、近鉄四日市駅周辺等整備事業において基本計画を策定中であり、来年度から詳細設計に着手する予定ですが、今後具体的な詳細設計を進めていく上で、引き続き、他市の事例調査等を行うとともに、駅の利用者や市民の声を十分に踏まえた取り組みが必要であり、特に障害者や高齢者への配慮については不可欠な視点であると

考えます。また、今後、駅前の再開発にかかる事業を進捗する上においては、都市整備部だけでなく、部局横断的な取り組みが求められることから、部局間の横の連携を密に行うとともに、改めて本市の現状分析を行い、本市にふさわしい駅前の再開発がなされるよう要望し、調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	山口智也
副委員長	谷口周司
委員	伊藤嗣也
委員	井上進
委員	小田あけみ
委員	加納康樹
委員	小林博次
委員	森康哲

5. 行政視察報告書

(和歌山市)

1. 市勢

市政施行 明治 22 年 4 月 1 日

人 口 355,072 人 (令和 2 年 2 月 1 日現在)

面 積 208.85 平方キロメートル

2. 財政

令和元年度一般会計当初予算 1,566 億 8,303 万円

令和元年度特別会計当初予算 977 億 277 万円

令和元年度企業会計当初予算 411 億 5,036 万 8 千円

合 計 2,955 億 3,616 万 8 千円

財政力指数 0.8 (平成 30 年度決算)

3. 議会

条例定数 38

4 常任委員会 (総務、厚生、健康福祉、経済文教、建設企業)

3 特別委員会 (地震等災害対策、公営企業決算、決算)

4. 視察事項 「わかやまりノバージョンまちづくり事業、 和歌山市まちなか再生計画について」

「紀の国わかやま国体後の取り組みについて」

(1) 視察目的

和歌山市では、増え続けている市中心部の遊休不動産を再生・活用して、機能や性能を向上させ、生まれ変わった遊休不動産を核に、まちに雇用と産業を生み出しエリアの魅力を高めることを目的に、公民連携のもと、リノベーションによるまちづくりに取り組んでいる。そして、地方拠点型のコンパクトシティの中核として新たな産業・コンテンツ・都市サービスを提供する舞台として再構築するため、都市再生推進法人や民間事業者と共に官民の遊休不動産を徹

底的な活用のほか、小中学校統合で廃校となった校舎等を活用した大学誘致や既存施設を活用した Park-PFI、道路空間を活用した社会実験等を実施し、公示地価の上昇や空き地面積の削減を目指しており、その取り組みは国から地方再生のモデル都市に選定されている。また、和歌山市では、平成 27 年に開催された紀の国わかやま国体の陸上、テニス、体操等の競技会場であった。

このような経緯を踏まえ、まず、わかやまりノベーションまちづくり事業、和歌山市まちなか再生計画について、本市においては、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの持続可能な都市構造の形成を目指すため、立地適正化計画を策定中であり、また、リニア・高速交通網の進展によるスーパー・メガリージョンの形成に備え、本市の玄関口となる中心市街地等の整備による都市基盤の強化が求められており、近鉄四日市駅及び J R 四日市駅の駅前広場や歩行者空間等の整備による交通結節機能の強化や、新図書館を中心とした複合的な機能を併せ持つ複合拠点施設を整備するとともに、再開発や民間投資の誘導を図ろうとしている。次に、紀の国わかやま国体後の取り組みについて、本市においては、令和 3 年に開催される三重とこわか国体では、体操、サッカー、テニス、体操、自転車、軟式野球、カヌー、空手道、ゴルフ、三重とこわか大会ではバレーボールの競技会場となることから、競技会場となる四日市テニスセンター、四日市市中央フットボール場、四日市市総合体育館を新たに整備した。加えて、国体開催の前年には、東京オリンピックに際して体操カナダ代表チームが本市で事前キャンプを行われることから、市民がスポーツに親しむ環境が整備されるとともに、スポーツに関心を抱くきっかけとなる催しが立て続くことになる。

については、本市では現在策定中の新総合計画や立地適正化計画に基づき、今後中心市街地活性化に向けた具体的な施策を展開していくほか、リニア・高速交通網の進展によるスーパー・メガリージョンの形成に備え、本市の玄関口となる中心市街地等の整備による都市基盤の強化に取り掛かり、また、令和 3 年には本市でも三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催され、競技施設の整備等の国体へ向けた取り組みだけでなく、競技施設の有効活用等の国体後の取

り組みも求められることから、それぞれの先進的な取り組みを実施している和歌山市の事例を参考とすべく、今回視察を行うことになった。

(2) わかやまりノベーションまちづくり事業、和歌山市まちなか再生計画について

ア. 2つの事業に取り組む背景

和歌山市の人口は昭和 60 年（1985 年）の 401,352 人を境に減少に転じ、人口密度も減少傾向にあり、令和 37 年（2035 年）には 30 万人を割り込む見通しとなっている。一方で中心市街地の人口は市の人口の減少幅よりも大きく減少しており、中心市街地の居住人口は昭和 40 年（1965 年）の約 7 万人から平成 27 年には約 3.3 万人と半減しているが、近年は下げ止まりが見られる。

また、中心市街地の商業に目を通すと、まず、和歌山市全体の商業の推移を見ると、平成 3 年には販売額 12,367 億円、事業者数 6,808 事業者、従業者数 36,185 人であったが、平成 26 年には販売額 9,961 億円、事業者数 4,438 事業者、従業者数 34,092 人となり、和歌山市全体では平成 3 年から約 2 割の減少となっている。次に、和歌山市のまちなかに位置付けられる本町、城北、大新の 3 ちくの商業の推移を見ると、平成 3 年には販売額 7,080 億円、事業者数 1,211 事業者、従業者数 7,080 人であったが、平成 26 年には販売額 866 億円、事業者数 652 事業者、従業者数 3,561 人となり、まちなかは 6 割以上の減少が生じており、和歌山市全体の中でもまちなかの商業の衰退が著しい。この商業の統計から見えたまちなかの衰退を裏付けるように、ぶらくり丁 6 商店街の営業店舗数は平成 22 年は 196 店舗あったものが平成 30 年には 171 店舗まで右肩下がり年々減少しており、これに反比例する形で空き店舗率が平成 26 年以降 30%を超えている。また、ぶらくり丁商店街の通行量推移も昭和 54 年（1979 年）には 67,884 人であったのが、平成 28 年には 3,762 人まで減少している。なお、ぶらくり丁商店街の通行量については、平成 28 年を底に平成 29 年からは減少に転じている。中心市街地の衰退は大型商業施設の立地にも影響が及び、昭和 60 年頃には百貨店等の大型商業移設が中心市街地に立地していたが、徐々に郊外型の大型

商業施設が立地し始め、比較的に交通アクセスの良い県外に相次いで大型商業施設が立地したことが追い打ちをかけ、中心市街地から百貨店が撤退し、現在では1店舗を残すのみとなった。

中心市街地から人と商業施設が流出したことにより、ぶらくり丁の路線価は、平成5年が約170万円/㎡であったが、平成26年には約17万円/㎡と、10分の1以下になり、不動産価値の低下とともに、空き店舗、空き家、駐車場等の遊休不動産がいたるところに点在する事態となった。

このような中心市街地の衰退を踏まえ、遊休不動産を活用した都市機能の集約化、和歌山市駅周辺整備、まちなか居住に繋がる民間投資の進展による中心市街地活性化を図るため、官民によるプロジェクトに取り組み、中心市街地の再編を行っている。

イ. わかやまりノバージョンまちづくり事業

(ア) 目的

和歌山市では、増え続けている和歌山市中心部の遊休不動産を再生・活用して、その機能や性能を向上させ、生まれ変わった遊休不動産を核として、まちに雇用と産業を生み出しエリアの魅力を高めることを目的に、公民連携によるリノベーションによるまちづくりに取り組んでいる。

リノベーションまちづくりとは、今ある遊休不動産・公共空間を活かして、新しい使い方をしてまちを変えることで、民間自立型のまちづくり会社が、遊休不動産や公共空間のリノベーションを通じて都市型産業の集積を図り、雇用の創出やコミュニティの活性化等につなげていくため、遊休不動産の再生とまちづくりの担い手育成を図るための短期集中合宿リノベーションスクールの開催や、平成29年3月に策定されたわかやまりノバージョン推進指針に基づく事業の検討・実施を進めている。

(イ) わかやまりノバージョン推進指針の策定経過

リノベーションまちづくりの目的や方向性、進め方を示すため、委員や一般

参加者からの発言に基づき「わかやまりノバージョン推進指針」を平成 29 年 3 月に策定した。

わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会

委員長	嶋田洋平	株式会社リノベリング代表取締役
委 員	梅田千景	和島興産株式会社代表取締役
	檜畑友洋	株式会社南北常務取締役
	源じろう	proyect g oficina 代表
	倉方俊輔	大阪市立大学大学院工学研究科准教授
	武内 淳	株式会社宿坊クリエイティブ代表取締役
	豊田英三	株式会社ワカヤマヤモリ舎代表取締役
	永瀬節治	和歌山大学観光学部准教授
	吉川誠人	株式会社紀州まちづくり舎代表取締役
	依岡善明	城善建設株式会社代表取締役社長

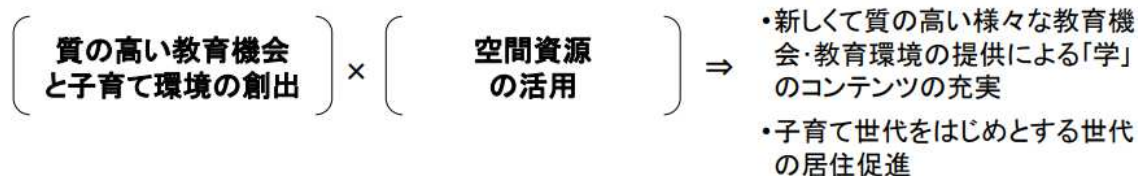
わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会

平成 28 年 7 月 15 日	第 1 回わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会
平成 28 年 9 月 1 日	第 2 回わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会
平成 28 年 10 月 20 日	第 3 回わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会
平成 28 年 11 月 14 日	第 4 回わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会
平成 28 年 12 月 20 日	第 5 回わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会
平成 29 年 1 月 13 日	第 6 回わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会

(ウ) わかやまりノバージョン推進指針の方向性

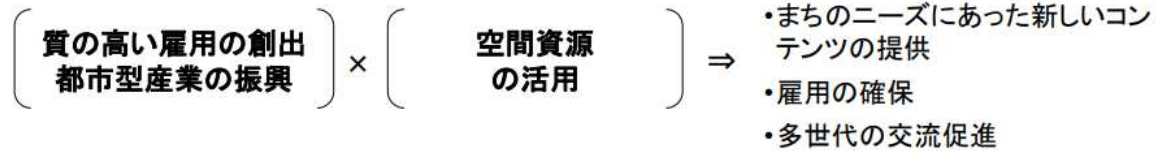
教育高品質なまち(公の教育×民の教育)

市民誰もが品質の高い教育を受ける機会に恵まれているまち

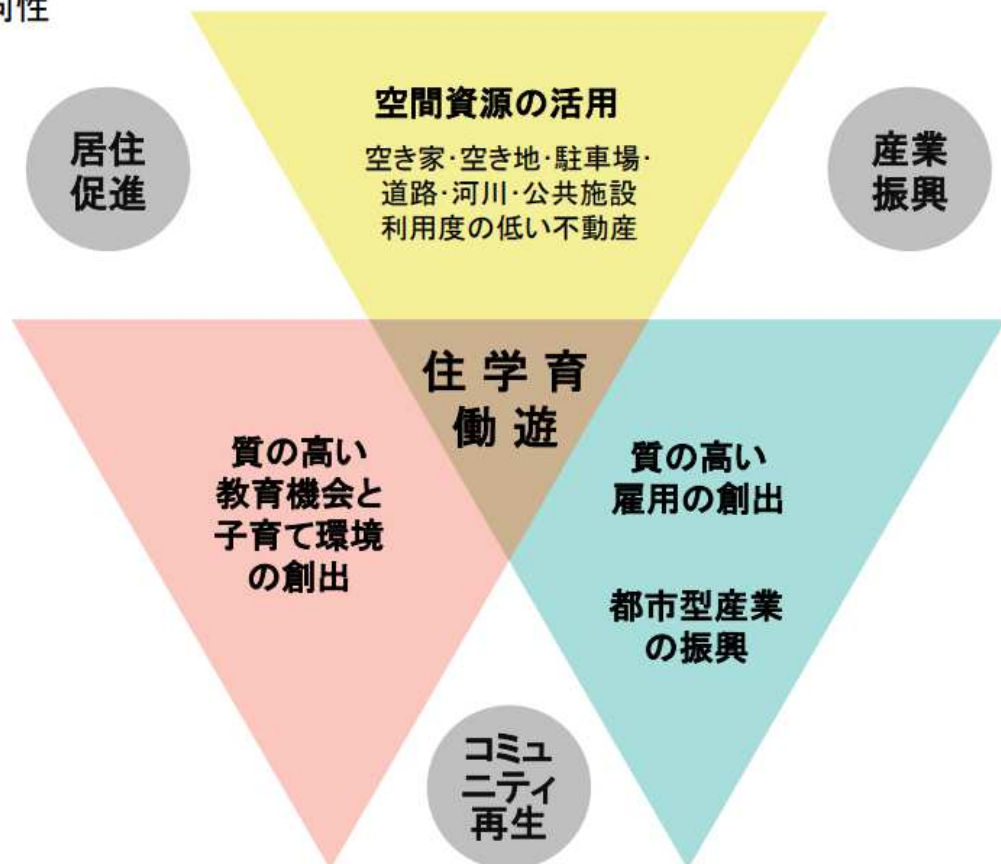


コンテンツのあふれるまち

今の城下町わかやまにふさわしいコンテンツが充実しているまち



指針の方向性



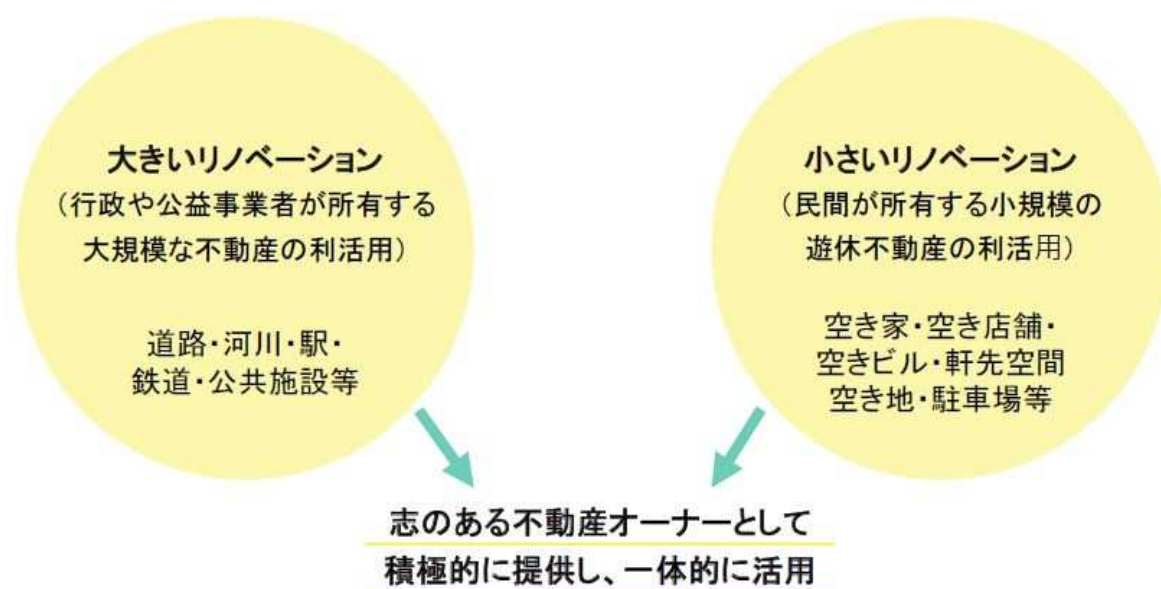
出典：『【本編】わかやまリノベーション推進指針』より抜粋

(エ) リノベーションまちづくりについて

和歌山市のまちなかにあふれている空き店舗・空き家や駐車場、利用度の低い道路・河川、公共施設などの空間資源の活用と民間主導によるリノベーション事業の実施を通し、都市・地域経営課題を解決するとともに、質の高い教育機会や子育て環境の創出、質の高い雇用の創出、都市型産業の振興を図ること

で、コンパクトで魅力的な賑わいの集積を広げていくことを意図している。

これを実現するために、家守（やもり）会社と呼ばれる民間自立型のまちづくり会社がリノベーションを通じて雇用の創出やコミュニティの活性化等を図っていく。公共施設や公益事業施設等をリノベーションする「大きいリノベーション」と民間が所有する小規模施設等をリノベーションする「小さいリノベーション」を組み合わせ、志のある不動産オーナーとして積極的に提供し、一体的に活用することで、魅力的な公共空間の創出や公民連携による持続可能なサービスを提供し、これまでにないサービスを提供する新たなコンテンツの創出や、多様なニーズに応えた住宅や店舗及び公共サービスの創出することで、新たな都市型コミュニティの形成を図るものである。



出典：『わかやまりリノベーション推進指針【本編】～ニュー城下町実現に向けて～』より抜粋

リノベーションまちづくりを推進するために下記の 11 の戦略を策定し、この 11 の戦略を実現していくため、まちなかと周辺エリアでリノベーションスクールを開催している。

1 1 の 戦 略	1. 質の高い教育機会と子育て環境の創出 2. 遊休不動産の住宅転用 3. 都市型産業の振興と質の高い雇用の創出 4. 民間駐車場の農園等への転用 5. 道路の歩行者空間化 6. まちなかとフリンジ駐車場や和歌山大学を結ぶ二次交通 7. 河川・水辺空間の活用 8. 水辺周辺の公共不動産の活用 9. 新たなファイナンススキームの構築 10. まちなかと周辺エリアをつなぐ新たな観光戦略 11. まちなかと周辺エリアのネットワーク化と情報発信
-----------------------	--

(オ) リノベーションスクール

リノベーションスクールは、まちなかでは、行政がリノベーションスクールを開催し周辺エリアへのリノベーションまちづくりの効果の波及を図る。そして、周辺エリアでは、民間がクラウドファンディング等を活用してリノベーションスクールを開催し、これを和歌山市が支援する。また、和歌山市と和歌山県が連携し、市外沿岸部をはじめとする和歌山県内にこの取組が波及されることを意図している。

「リノベーションまちづくり」の特徴

① 収益性が高く、スピードが速い

今あるものを活かし、新しい使い方をしてまちを変えます。

② 民間主導の公民連携

人口減少や経済縮小が進む中、行政だけでまちづくりを進めることは財政的に困難ですので、民間主導でリノベーション事業を興し、行政がこれを支援します。

③ 都市・地域経営課題を解決

遊休不動産という空間資源と地域資源を活用して、民間自立型リノベーション事業を興し、地域を活性化させます。

④ 補助金にできる限り頼らない

経済合理性を追求します。



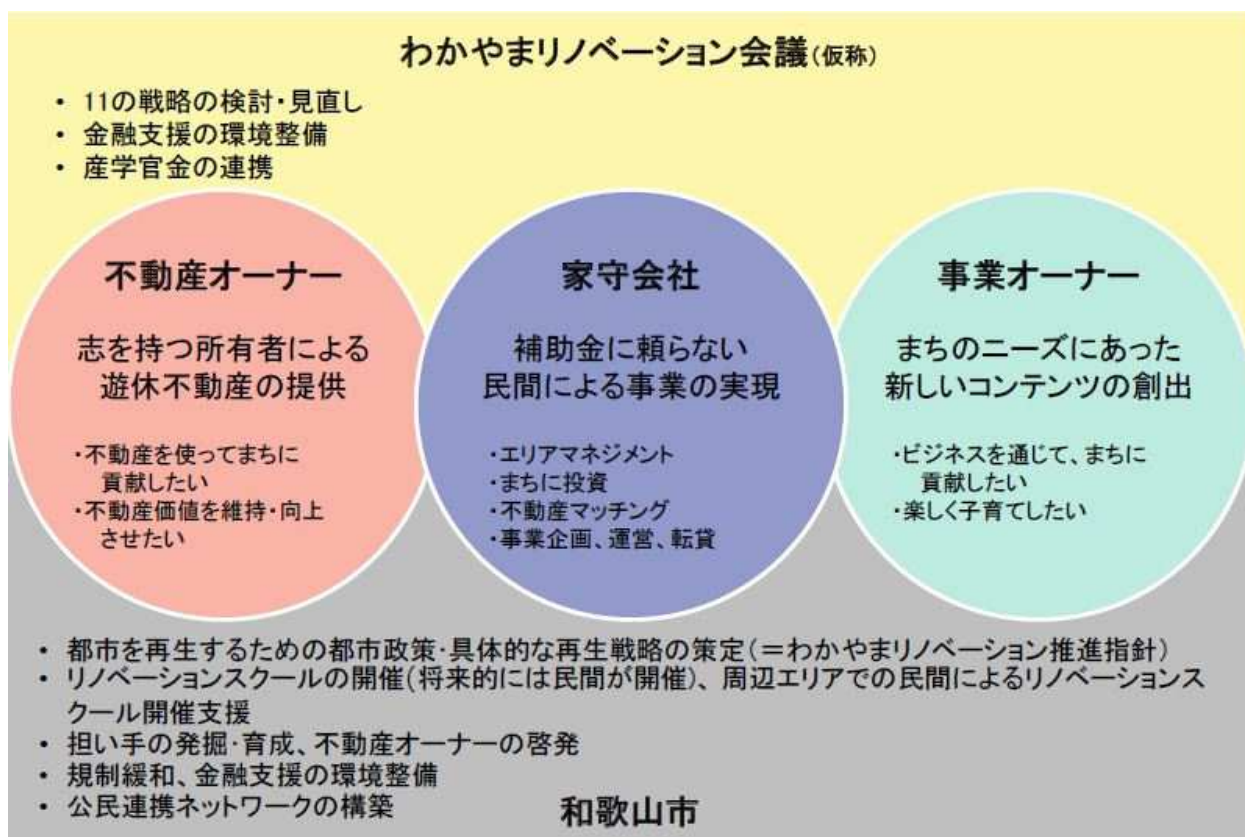
和歌山市のまちなかにあふれている空き店舗・空き家や駐車場、利用度の低い道路・河川、公共施設などの空間資源の活用と民間主導によるリノベーション事業の実施を通し、**質の高い教育機会や子育て環境の創出、質の高い雇用の創出、都市型産業の振興**を図っていきます。

出典：『【本編】わかやまりノベーション推進指針』より抜粋

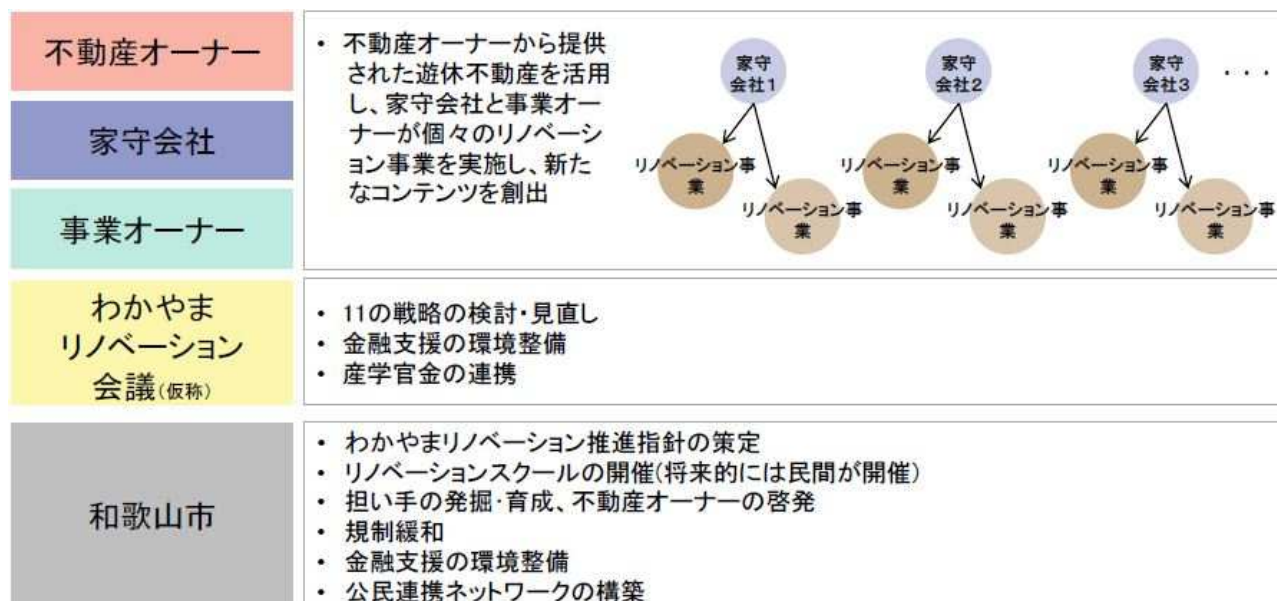
リノベーションまちづくりを進めていくため、短期集中合宿であるリノベーションスクールを開催し、遊休不動産の再生とまちづくりの担い手の育成を図っている。リノベーションスクールでは、これからの建築・不動産・まちづくりに欠かせないリノベーションを通じた都市再生手法を実践を通じて学ぶ場であり、平成 27 年（2014 年）2 月に第 1 回が開催され、平成 29 年度（2016 年度）までに 5 回開催されている。和歌山市内の遊休不動産を対象に、全国から様々な経歴を有する講師陣がユニットと呼ばれる 8 人程度のチームを組んで、和歌山市内のまちの未来を考える場となる。各段階のユニットワークで必要となる知識や技術をライブアクトで学び、3 日間で受講生と講師陣が一丸となって実務レベルのリノベーション事業計画を作成し、最終日に不動産オーナーへ提案する。リノベーションスクール終了後は、提案をもとにブラッシュアップを重ねて事業化に向けて動き出すことになる。これまでにリノベーションスクールの提案の事業化が 7 件、その他の物件でスクール受講生が携わり事業化されたものが 11 件ある。

リノベーションスクールが契機となり、受講生等が商店街や道路、河川を活用したイベントを開催しているほか、商店街の空き店舗でも波及的に新たな事業が相次いで実施されている。まちなか新規開業店舗数は 40 店舗にも及び、推定雇用者数は 300 人となっている。まちなかに少しずつ活気が戻りつつあることは、路線価や遊休不動産の動向からも明らかとなっており、路線価の下げ止まりと空き物件の減少が顕著な形で表れている。

(カ) リノベーションまちづくりの実現に向けた体制とプロセス



出典：『わかやまリノベーション推進指針【本編】～ニュー城下町実現に向けて～』より抜粋



複数の家守会社が自立し、民間主導の公民連携によるリノベーションまちづくりが浸透し、目指す未来が実現しています

出典：『わかやまリノベーション推進指針【本編】～ニュー城下町実現に向けて～』より抜粋

(キ) 委員からの質疑

Q 1. リノベーションスクールの受講料はいくらか。

A 1. 3日間の受講料として、社会人は1万5千円、学生は5,000円であり、別途宿泊料や旅費は参加者負担である。

Q 2. リノベーションスクールに要する講師料はいくらか。

A 2. リノベーションスクールという委託先に1回につき800万円から900万円程度支払う。

Q 3. リノベーションスクールの今後の取り組みはどうか。

A 3. 中小企業と公共空間を結び付け産業イノベーションを誘発する取り組みを行いたいと考えている。

Q 4. リノベーションスクールについては、和歌山県は何か関係しているのか。

A 4. 当初は和歌山県の緊急雇用創出事業臨時特例基金から補助があったが、現在では特に関りはない。

(ク) 所感

和歌山市では昭和17年に立地した住友金属工業和歌山製鉄所（現在の日本製鉄）が戦後の経済成長とともに発展し、全国有数の高炉機能を有する主力製鉄所としての地位を占め、最盛期には関連企業も含めると約3万人もの従業員数を誇ったとされ、全国屈指の企業城下町として発展を遂げたが、高度経済成長以降の世界経済を取り巻く環境の変化や生産体制の見直しもあり、断続的に減産が行われ事業規模が縮小した。このような経緯もあり、昭和60年を境に人口が減少に転じ、それに呼応するかのように中心市街地の活力も低下し、百貨店の撤退や商店街の空き店舗や空き地の増加が目立ち始めたことから、中心市街

地の遊休不動産を再生・活用して、その機能や性能を向上させ、生まれ変わった遊休不動産を核として、まちに雇用と産業を生み出しエリアの魅力を高めることを目的に、公民連携によるリノベーションによるまちづくりに取り組んでいる。このわかやまりリノベーションまちづくり事業のほか、後述の和歌山市まちなか再生計画等の事業等の取り組みの結果、中心市街地の人口と不動産価値に下げ止まりが見られ、徐々に街中に活気が戻りつつある。

わかやまりリノベーションまちづくり事業は、公民連携によるものであるが、行政の関わり方はリノベーションスクールの開催や公民連携ネットワークの構築等、どちらかというと後方支援的な役割を担っており、主役はあくまでも不動産オーナーや事業主、そして、家守会社と呼ばれる民間自立型のまちづくり会社であり、この家守会社がリノベーションを通じて雇用の創出やコミュニティの活性化等を図っていく過程が理解できた。行政依存を低めつつ、リノベーションまちづくりを図る上で必要な環境の整備や場の提供といった行政でなければできないことに徹することは、事業主体に自立を促し、補助金に依存しない経済循環が促進されれば、地域経済がより一層活性化することになり、東海地域をリードし、地域社会のイノベーションを誘発する産業・交流拠点都市の実現に向けて中心市街地の都市機能高次化プロジェクトに取り組む本市にとっても、その手法は大いに参考となる。

当委員会として、今後、令和２年度から始まる四日市市総合計画に基づき、都市の機能と魅力を高め、活力あふれる都市を創る取組に始めるが、和歌山市のようなまちなかの魅力を高める先進事例の調査・研究を進め、本市の実情に見合い、かつ本市の取り組みが先進的な事例として注目されるように、今後も議論を深めてまいりたい。

ウ．和歌山市まちなか再生計画

(ア) 目的

地方拠点型のコンパクトシティの中核として新たな産業・コンテンツ・都市サービスを提供する舞台として再構築するため、都市再生推進法人や民間事業

者と共に官民の遊休不動産を徹底的に活用するほか、小中学校統合で廃校となった校舎等を活用した大学誘致や既存施設を活用した Park PFI、道路空間を活用した社会実験等を実施することで、公示地価の上昇や空き地面積の削減を目指す。



(イ) 内容

① 遊休不動産を活用した都市機能の集約化

小中一貫校開校に伴う学校跡地を有効活用しコスト縮減を図りながら都市機能を集約することを目的としており、長年の課題であった若年者層の市外への流出抑制やまちなかの賑わいの創出を図るため、小中学校再編によるまちなかの学校跡地を活用し、専門性の高い分野の大学の誘致に取り組んでおり、専門性の高い大学を誘致することで、学生が和歌山市で学び、就職するという「地学地就」を実現するとともに、学生が地域の方々と交流することで、和歌山市への愛着が定住へとつながり、それらが様々な分野への波及効果を生み、まち全体が活性化することを目指している。

これまでに、城北小学校と公園の跡地に伏虎義務教育学校が平成 29 年に開校したほか、まちなか 3 大学誘致として、雄湊小学校跡地に東京医療保健大学和

歌山看護学部が平成30年に開校し、本町小学校舎と公園の跡地に和歌山信愛大学教育学部が平成31年に開校し、伏虎中学校跡地には県立医科大学薬学部や令和3年に開校予定である。また、伏虎中学校跡地には地域交流センターとまちおこしセンターも令和3年度に開館する予定である。



② 和歌山市駅周辺整備

南海和歌山ビルの建て替えを市街地再開発事業で実施し、更新時期を迎えている市民図書館の和歌山市駅への移転と市営自転車駐車場の併設をこの再開発事業で整備した。さらに、駅前広場を再整備することにより、公共交通の利便性向上、交通結節機能の強化、和歌山市の玄関口にふさわしい良好な景観を創出し、衰退イメージが大きい南海和歌山市駅周辺におけるイメージ刷新の契機

とする。また、市民図書館、駅前広場を含めた市駅の再整備は、南海和歌山市駅周辺に対する民間の投資や都市機能の更新を積極的に誘導していくことも目的としている。市民図書館を核とした公益施設棟のほか、オフィス棟、商業棟、ホテル棟からなる複合施設全体の名称はキーノ和歌山である。



商業棟及びホテル棟1～3階の商業ゾーンについては、店舗数が約30店舗あり、改札正面の通路は3階まで吹き抜け空間となり、駅とまちを繋ぐ開放的で賑わいのある和歌山の新しい玄関口をイメージし、1、2階の通路天井部分などに紀州材を使用し和歌山らしさを表現するなど、和歌山市の玄関口にふさわしい景観を形成している。



商業ゾーンの各階については、まず1階は和歌山の新しい玄関口・日常を彩

るデイリーユースのフロアであり、“わざわざでも行きたくなる”をテーマに、野菜・肉・魚の専門店が厳選した高品質な生鮮食品をはじめ、こだわりの食品雑貨や和歌山ならではの食材が一堂に会する、新しいかたちのマーケットを核テナントとなる。

次に2階は和歌山を感じるレストランのフロアとして海の幸や山の幸など、食材の宝庫である和歌山ならではの選りすぐりのローカルグルメを楽しむことができるダイニングフロアで、食を切り口に、和歌山の楽しさを再発見することを意図している。

最期に3階は和歌山市民の生活に寄り添う“美と健康”のフロアとして医療機能が揃うクリニックゾーンには、和歌山県内を中心に活躍中の専門医を集めるほか、調剤機能も併設することで、快適に診療・治療を受けられる施設が集まることで、地域にお住まいの皆様の日々の暮らしに寄り添うフロアを目指す。

また、ホテル棟の4～12階には、カンデオホテルズ和歌山が出店している。

和歌山市民図書館を核とした公益施設棟には、本を通じてライフスタイルを提案するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が運営する関西初の市民図書館が開館したほか、地域子育て支援拠点施設 キッズステーションも入居する。和歌山市民図書館は一人でゆったりと寛いで読書にふけるスペース、家族や仲間同士で本を楽しめるスペース、学びの部屋として独立させた学習室、子供や子育て世代の方が気兼ねなく利用できるスペースを設けるなど、多様なニーズに合わせた空間となっている。各階については、1階は一般図書のエリアに加え、スターバックス コーヒーと蔦屋書店を併設し、書店では文具や雑貨、和歌山の物産も取り扱っている。2階は日常生活に関わりの深い、料理・健康・趣味などの生活に身近な資料と小説を配置し、多目的ルームや郷土作家有吉佐和子の関連資料が閲覧できる有吉佐和子文庫を設けている。3階は専門的な資料を中心に配置し、利用者が集中して学習や調査・研究ができる静かな学習室、パソコンが利用できるオープン型の学習席がある。また、市民図書館がこれまで収蔵してきた貴重な移民に関する資料を閲覧できる移民資料室を設けている。4階は図書資料だけでなく知育玩具を常設し、子供たちが自由に遊び、多様な学

びを体験できるほか、子育て世代の方が気軽に集え、交流できる地域子育て支援室を設けた。屋上は芝生を敷いたまちなか公園をイメージし、利用者が飲食できる開放的な環境を創ることで、読書やコミュニケーションを楽しめる空間となっている。



1階



2階



3階



4階



屋上

また、和歌山市駅前広場整備を和歌山市駅の拠点性を高めるために、駅ビルの建て替えと合わせて整備を行い、鉄道やバス、タクシーの利用環境及び乗り継ぎ環境の向上を図るものであり、西側にバスターミナル、東側にタクシー、一般車ゾーンとなっており中央には広場を設けた。



③ まちなか居住に繋がる民間投資の進展

まちなか再生の理念である「まちなか暮らし・オンリーワンの魅力向上」の一環として、まちなか居住につながる民間投資として、次の2つの市街地再開発事業に取り組んでいる。まず、和歌山都市計画友田町四丁目地区第一種市街地再開発事業は、JR 和歌山駅周辺に内科病院、商業、住宅などの都市機能を充実させ、患者の通院利便性の向上、住宅供給による定住人口の増加を目指すた

め、医療、商業、住宅からなる複合ビルが令和２年に竣工する。次に、和歌山都市計画北汀丁地区第一種市街地再開発事業は、和歌山城周辺に専門学校、福祉施設、住宅などの都市機能を充実させ、学生数の増加、住宅供給による定住人口の増加とにぎわいの創出を目指すため、福祉、専門学校、住宅等からなる複合ビルが令和２年に竣工する。



(左) 友田町四丁目地区第一種市街地再開発事業、(右) 北汀丁地区第一種市街地再開発事業

出典：和歌山市ホームページ『市街地再開発事業』より抜粋

(キ) 委員からの質疑

Q 1．南海和歌山市駅の再開発は南海鉄道側から提案のあった事業か。

A 1．南海鉄道から集客が見込める図書館を核とした再開発の提案があった。

Q 2．再開発区域は全て南海鉄道所有の土地か。

A 2．和歌山市民図書館は公有地に立地している。

Q 3．和歌山市の費用負担は和歌山市民図書館に係る費用のみか。

A 3．和歌山市民図書館のみである。

Q 4．和歌山市民図書館の指定管理者は計画段階から参画しているのか。

A 4．公立図書館の民間運営は主に日本図書館協会とカルチュアコンビニエンスクラブの２者が担っており、カルチュアコンビニエンスクラブに指定管理者として計画段階から参画した。

Q 5．東京医療保健大学、和歌山信愛大学、和歌山県立医科大学を誘致したのは、和歌山市が主導したものか。

A 5. 和歌山市が主導したものである。

Q 6. 誘致した大学等の学生の住まいは市内に居住してもらう考えか。

A 6. 市内に居住してもらう考えではあるが、例えば、東京医療保健大学では和歌山県内の自宅から通学する生徒が多いこともあり、市内に居住しようとする学生の需要はそれ程多くはないと見ている。

(ク) 所感

和歌山市では先述のように戦後に住友金属工業和歌山製鉄所の企業城下町として発展を遂げたが、住友金属工業の国内生産体制の見直しや世界経済の変動等により事業規模が縮小したことで、中心市街地の活力が低下し、人口や不動産価値の減少に見舞われ、企業城下町として運命共同体として歩んできた和歌山市への影響も計り知れないものがあつたことは想像に難くない。

和歌山市がリノベーションまちづくりやまちなか再生計画として大学の誘致や和歌山市駅周辺整備によるまちづくりに推進しているのも、根底にあるのは現状維持のままでは中心市街地の活力が低下し続け、ひいては和歌山市全体の活力をも削いでしまうという強い危機感から、現状を打破すべく、従前の企業城下町としての立ち位置だけでなく、自立志向型の施策展開を求められた結果であることが理解できた。

まちなか再生計画である遊休不動産を活用した都市機能の集約化や和歌山市周辺整備等は、それぞれ個々の事業であるが、根底には中心市街地の魅力を高め、人口と不動産価値を増加させるという目的がある。加えて、各事業をそれぞれ単独の事業としての点ではなく、根底にあるまちなかの再生という面で捉えることで、遊休不動産の利活用等によるまちなかの再生に結び付けている。また、和歌山市駅周辺整備事業に代表されるハード事業だけでなく、市駅 “グリーングリーン” プロジェクトという駅前の街路空間からまちの再生を目指す社会実験や水辺を生かしたまちづくりを目指す市堀川での社会実験等のソフト事業も同時並行で実施しており、ハードだけでなくソフト面でもまちなかの魅力を高め、多くの人を惹きつけるという手法は、今後本市においても都市の機

能と魅力を高め、活力あふれる都市を創る取り組みにおいて、大いに参考となる。

当委員会として、本市ではリニア・高速交通網の進展によるスーパー・メガリージョンの形成に備え、本市の玄関口となる中心市街地等の整備による都市基盤の強化が求められており、近鉄四日市駅及びＪＲ四日市駅の駅前広場や歩行者空間等の整備による交通結節機能の強化や、複合的な機能を併せ持つ複合拠点施設を整備するとともに、再開発や民間投資の誘導を図るべく、現在近鉄四日市駅周辺等整備事業の基本計画を策定中であるほか、令和２年度から始まる新たな四日市市総合計画においても、駅前広場や歩行者空間等の整備等が具体的な取り組みとして明記されており、今後、都市の機能と魅力を高め、活力あふれる都市を創造に取り組むが、和歌山市のようなまちなかの魅力を高める先進事例の調査・研究を進め、本市の実情に見合い、かつ本市の取り組みが先進的な事例として注目されるように、今後も議論を深めてまいりたい。

（３）紀の国わかやま国体について

和歌山県では昭和４６年に第２６回国民体育大会である黒潮国体が開催されたが、平成２７年には４４年ぶりとなる第７０回国民体育大会である紀の国わかやま国体が再び和歌山県で開催された。

大会の愛称として用いられている紀の国は、万葉の時代より和歌山を表す言葉として使われ、今も県民に親しまれ、さまざまな場面で使われている言葉であり、第７０回国民体育大会が和歌山県で開催されることを明確に示す「わかやま国体」に「紀の国」を付けた愛称が県民に親しまれるとともに、「紀の国」を全国に発信する意図であった。

大会スローガンである「躍動と歓喜、そして絆」は、活力に満ちたふるさとづくりに寄与する大会の実現を通じ、和歌山の元気・活力・躍動感を全国にアピールするとともに、大会に参加するすべての人が躍動し、歓喜する。そこに交流が生まれ、絆が深まるような大会を目指すことをイメージした。

(ア) 大会開催までの経緯

平成 19 年 3 月	開催内々定
平成 19 年 9 月	第 70 回国民体育大会和歌山県準備委員会の設立
平成 22 年	開催内定
平成 24 年	開催決定
平成 26 年	リハーサル大会の開催
平成 27 年	第 70 回国民体育大会の開催

(イ) 第 70 回国民体育大会開催基本構想

国体は、半世紀に一度のビッグ・スポーツイベントであり、開催を起爆剤として、和歌山県のスポーツの振興・活性化を図り、「元気な和歌山」を実現するには、県民の英知とエネルギーを結集した取組が不可欠であることから、大会の開催及び開催準備の指針となる基本目標と、その実現に向けた取組の方向性や考え方を明らかにするため、第 70 回国民体育大会開催基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定する。

基本構想には、『全国に和歌山県の魅力を強くアピール』、『県民一人ひとりが、スポーツを「する」「みる」「支える（育てる）」機会を享受』、『スポーツ価値、楽しさ、感動の共有』をもたらす大会となるよう、以下 4 つの基本目標を設定している。県民が一丸となって基本目標にまい進し、国体開催を通じ、本県のスポーツ実施人口の拡大と競技力の向上、地域のスポーツ環境の整備・充実を実現させるとともに、地方文化の振興など県勢発展に大きな遺産となるよう、さらには自信と誇りに満ちた「元気な和歌山」の実現に繋がるよう、総力をあげて取り組む。

(ウ) 4 つの基本目標

基本目標 1 和歌山を元気にする国体
○男女総合優勝（天皇杯）獲得を目標に掲げ、スポーツを通じて県民が夢と感動を共有し、交流の輪を広げるとともに、生きがいのある社会の形成に繋げるなど、和歌山県にふさわしい国体を開催します。
○慣例にとらわれず、様々な視点から創意工夫を凝らすことにより、簡素・効率化を図りながらも新しい時代に適応した質の高い大会運営に取り組みま

す。
基本目標 2 国体を契機としたスポーツの振興
○県内スポーツ水準の向上を図るとともに、国体を一過性のイベントとしてではなく、開催後も継続したスポーツ振興が図れるよう工夫し、県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる環境整備に取り組み、「スポーツ王国・和歌山」を復活させます。
基本目標 3 活力に満ちたふるさとづくりに寄与する国体
○国体の開催を契機に、スポーツに対する県民の認識や意欲を更に高揚させるとともに、活力に満ちたふるさとづくりや心豊かでたくましい人づくりなどの地域おこしを推進します。
基本目標 4 和歌山の魅力を全国に発信する国体
○和歌山県の魅力を最大限に活かすとともに、「おもてなし」の向上に努め、いつまでも心に残るまごころのこもった大会を目指します。 ○心温かさと奉仕・慈善などの市民性を重視する県民気質を存分に発揮し、訪れる人々に癒しと感動を提供することにより、全国に和歌山ファンを生み出します。

(エ) 国体・大会の開催に係る基本的な方針

競技力向上のため、徹底した選手強化や医科学サポートの充実に取り組んできており、この成果を存分に発揮し紀の国わかやま国体での男女総合優勝を目指す。紀の国わかやま大会においては、大会での交流を通じ、障害に対する理解と障害者の社会参加を促進する。

また、来県される多くの方を心のこもった“おもてなし”でお迎えすることにより、本県の魅力を全国に発信する。

このような取組を通じ、スポーツ人口の拡大や競技力の向上、スポーツ環境の整備・充実のみならず文化の振興や市民活動の活性化など「元気な和歌山」の実現につながるよう、県民総参加で夢と感動を共有できる両大会を目指す。

(オ) 県民運動基本目標

1. みんなの国体

県民のアイデアとエネルギーを活かし、県民全員が参加するみんなの国体にしよう。



2. 躍動する国体

スポーツとの様々な関わりを通じて、心豊かでたくましい人と活力に満ちた地域をはぐくむことで、人と地域が躍動する国体にしよう。



3. めくもりのある国体

来県者をおもてなしの心で迎え、和歌山の魅力を伝えることで、和歌山のめくもりと感動がつまった国体にしよう。



(カ) 開催期間と実施競技

開催期間	平成 27 年 9 月 26 日（土）～10 月 6 日（火）
------	---------------------------------

紀の国わかやま国体の実施競技

正式競技 (37 競技)	陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレ射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ
特別競技	高等学校野球（硬式、軟式）
公開競技	ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、パワーリフティング、綱引
デモンストレーションスポーツ	
	カローリング、日本拳法、武術太極拳、ソフトバレーボール、合気道、インディアカ、キンボールスポーツ、パラグライダー・ハンググライダー、ペタンク、ゲートゴルフ、パークゴルフ、リレーション 3（3 人制ゲートボール）、ウォークラリー、ビーチボールバレー、ウォーキング、オリエンテーリング、近代 3 種、3B 体操、サーフィン、スポーツチャンバラ、スポーツ吹矢、庭球野球 TE-YA、バウンドテニス、ビリヤード、ビーチラグビー

和歌山市を会場とした実施競技

正式競技	総合開会式、総合開会式、陸上競技、テニス、ウエイトリフティ
------	-------------------------------

	ング、ハンドボール、自転車（トラック・レース）、ハンドボール、相撲、フェンシング、柔道、ライフル射撃（ＣＰ）、バスケットボール、水泳、体操、セーリング
特別競技	高等学校野球（硬式）
デモンストラレーションスポーツ	サーフィン

和歌山市内で実施された競技と会場について

競技名		種別	会場名
開・閉会式			紀三井寺公園陸上競技場
陸上競技		全種別	紀三井寺公園陸上競技場
水泳	競泳	全種別	秋葉山公園県民水泳場
	水球	少年男子	
テニス		全種別	和歌山市立つつじが丘テニスコート
体操	競技	全種別	和歌山ビッグホエール
	新体操	少年女子	和歌山ビッグホエール
バスケットボール		全種別	和歌山ビッグホエール
			武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ
			ノーリツアリーナ和歌山
			和歌山市立河南総合体育館
セーリング		全種別	和歌山セーリングセンター
ウエイトリフティング		全種別	片男波公園健康館
ハンドボール		全種別	和歌山ビッグホエール
			和歌山市立河南総合体育館
自転車	トラック	全種別	和歌山競輪場
相撲		全種別	県営相撲競技場
フェンシング		全種別	武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ
柔道		全種別	武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ
ライフル射撃	（ＣＰ）	成年男子	和歌山県警察学校訓練場
高等学校野球	硬式		紀三井寺公園野球場

（キ）委員からの質疑

Ｑ１．高校生の競技補助員確保に苦慮した要因は何か。

Ａ１．数年前から高校に対して協力要請を行ったが、担当者が人事異動した場合、その事務引継ぎが十分ではないことや、募集人数が学校間で違うことへの理解不足もあり、競技補助員の確保に苦慮した。

Ｑ２．各競技団体からの支援もあると思うが、これ程大規模な大会ともなる

と高校生の確保は大会を円滑に運営する上で欠かせないのではないか。

A 2. 各競技団体からは競技会役員として人員配置されるが、競技そのものの補助としては高校生が中心となり担っていただく。

Q 3. 紀の国わかやま国体での経験から、本市に事前に行うべきこととして助言をいただくとすれば、特に高校との連携を図ることか。

A 3. 高校への競技補助員の協力要請は和歌山県を通して各高校と調整を行うものであったが、実際にはある程度和歌山市としても主体性を持って取り組む必要があった。このような経緯から、高校との調整が難航する可能性も否定できないため、余裕を持って取り組まれるべきである。また、競技担当以外の高校生が自主的に手伝ってくれたことも想定外だった。

Q 4. 競技補助員は各競技一律の条件で募集するのか。

A 4. 競技団体によって募集する内容が違う。

Q 5. 競技補助員は無償か有償か。

A 5. 交通費や弁当は支給するが日当は支給しない。

Q 6. 競技関係者の競技会場と宿泊会場の移動手段は主に何か。

A 6. 競技選手については、和歌山県の担当部署が窓口となり、都道府県別に割り当てたタクシーや宿泊先と競技会場を周回するシャトルバスでの移動となった。また、競技役員は競技会場周辺に駐車場を確保した。

Q 7. 競技関係者の宿泊先の確保はどのように行ったのか。

A 7. 宿泊施設の取りまとめを行った和歌山県を窓口に宿泊者を受け入れた。

Q 8. 国体終了後にも形として残るようにレガシーを意識した取り組みはあったのか。

A 8. 天皇杯、皇后杯の獲得を目指す考えはあったが、国体後の意識はそれほど持ち合わせていなかった。

Q 9. 和歌山県との関係性はどうか。

A 9. 県立の競技施設で市の大会も実施しており、特に意識はしていない。

Q 10. つつじが丘テニスコート以外に国体を機に整備した競技施設はあるか。

A 10. つつじが丘テニスコートのみである。

Q 1 1. 大会誘致に伴う市民利用への影響はあるのか。

A 1 1. 土日に大会を開催することが多く、土日の利用は多少なりとも影響が出ている。

Q 1 2. 和歌山市障害者スポーツイベント？障害者スポーツの取り組みの経緯について。

A 1 2. スポーツ振興わかやま市議団の取り組みのほか、笹川財団にスポーツと障害福祉の担当課長が赴いた際に、障害者スポーツの話しがあり、それがきっかけとなった。

Q 1 3. 大会期間中に交通渋滞は発生したか。

A 1 3. 特に渋滞は発生していない。

Q 1 4. 大会期間中にシャトルバスを運行させたか。

A 1 4. シャトルバスを運行させた。

Q 1 5. 競技会場の駐車場は混雑したか。

A 1 5. 保護者の利用を想定より多く、駐車場が混雑したため、駐車場を増設した。また、混雑を避けるため都道府県ごとに駐車スペースを振り分けた。

Q 1 6. 競技会場の最寄り駅の混雑状況はどうか。

A 1 6. 単線ということもあり混雑した。

Q 1 7. ボランティアの確保について、競技団体の規模に左右されるのではないかな。

A 1 7. 多少なりともその傾向にあった。

Q 1 8. 国体を開催して良かったと思うことはあるか。

A 1 8. 各競技種目のレベルが底上げされ、現在も持続している。

Q 1 9. 市民が実感できる国体の成果はあるか。

A 1 9. 昭和 46 年に和歌山県で開催された黒潮国体と比べると限定的だが国体開催に合わせて道路整備が行われた。

Q 2 0. 市民の意識変化はあったか。

A 2 0. ボランティア等がきっかけで、スポーツに接したことで、スポーツに関心を持っていただいた側面はあると思う。

(ク) 所感

和歌山市では昭和 46 年に第 26 回国民体育大会である黒潮国体が開催され、平成 27 年には 44 年ぶりとなる第 70 回国民体育大会である紀の国わかやま国体が開催された。先の黒潮国体では幹線道路の整備等の社会インフラの整備が行われた一方で、紀の国わかやま国体では、国体開催を通じ、和歌山県のスポーツ実施人口の拡大と競技力の向上、地域のスポーツ環境の整備・充実を実現させるとともに、地方文化の振興など県勢発展に大きな遺産となるよう、さらには自信と誇りに満ちた「元気な和歌山」の実現に繋がるよう、総力をあげて取り組むことが基本構想に盛り込まれており、ハード面の整備だけでなく、ソフト面での取り組みに注力したことが伺える。本市においても、令和 3 年の三重とこわか国体・三重とこわか大会が控えており、四日市市総合体育館、四日市テニスセンター、中央フットボール場を新たに整備したところであるが、競技施設の整備だけでなく、選手団等のおもてなしを担うボランティアの体制構築や市民がスポーツに親しむことができる環境の整備等のソフト面での対策にも取り組んでいく必要がある。

また、当初想定していなかった高校に対して競技補助員の協力を依頼したところ、想像以上に交渉に要する時間を有した和歌山市の経験は、令和 3 年の三重とこわか国体・三重とこわか大会を控える本市にとっても大いに参考となるものである。

当委員会として、半世紀ぶりの開催となる三重とこわか国体・三重とこわか大会を無事終わられるよう、他市の国体開催から得た教訓等を踏まえつつ、万全の体制で臨めるように、取り組んでまいりたい。

(広島市)

1. 市勢

市政施行 明治 22 年 4 月 1 日

人 口 1,195,775 人 (令和 2 年 1 月 31 日現在) 1195775

面 積 906.68 平方キロメートル

2. 財政

平成 30 年度一般会計当初予算 6,700 億 5,261 万 1 千円

平成 30 年度特別会計当初予算 4,244 億 816 万 9 千円

合 計 1 兆 2,426 億 8,679 万円

財政力指数 0.83 (平成 30 年度決算)

3. 議会

条例定数 54

6 常任委員会 (総務、消防上下水道、文教、経済観光環境、
厚生、建設)

4 特別委員会 (大都市税財政・地方創生対策、都市活性化対
策、安心社会づくり対策、広島市基本構想・
基本計画)

4. 視察事項 「住宅団地の活性化について」

「基町住宅地区活性化計画について」

(1) 視察目的

広島市では、都市化や高度経済成長による急激な人口増加と宅地需要の高まりに伴って、デルタ部郊外の丘陵部を中心に、戸建て住宅が建ち並ぶ住宅団地が数多く開発されたが、完成から 30～40 年以上経過しているものも多く、人口

減少や高齢化が一斉に進行しており、それに伴う交通環境や買い物環境等の生活利便性の低下、地域活動の衰退等によるコミュニティの希薄化など様々な問題が顕著に現れている。このため、有識者、団地住民、交通・住宅など各分野の関係事業者により構成する住宅団地活性化研究会を設置し、住宅団地活性化の総合的な対策について様々な議論・検討を重ねてきました。こうした研究会での議論等を踏まえ、「住み続けられるまちづくり」、「多様な世代が集うコミュニティの再生」を目指した市の方針や三世代同居・近居支援事業等の施策を取りまとめた。

また、広島市の基町住宅地区（市営住宅）では、建物の老朽化のみならず、少子高齢化に伴う地域コミュニティの活力低下や空き店舗の増加に伴う商店街の衰退など多くの問題が顕在化している。また、地元においても活性化への機運が高まっており、これらの問題に起因する種々の課題に対応し、当該住宅地区の活性化が図れるよう、早急に取り組む必要がある。このため、当該住宅地区の現況調査等を実施し、その結果等の分析を行ったうえで、活性化の方向性と活性化に向けた具体策等について、地区住民、学識経験者、行政職員などで構成する基町住宅地区活性化検討会、コミュニティ及び商店街活性化検討部会において、住宅のみならず商業や福祉など幅広い観点から検討を行い、その結果を活性化計画として取りまとめ、これを基に地区住民等と協働して地区の活性化に取り組むものである。この活性化計画の取組の一つとして、目的外使用により市営基町アパートに住み、コミュニティ活動に参加し、地区の活性化を支援してくださる若年世帯・Uターン世帯・地域貢献世帯および学生の入居を進めている。

このような経緯を踏まえ、まず、住宅団地の活性化について、本市においては、高度経済成長期に郊外で開発された住宅団地は人口減少や高齢化の進展に伴う交通環境や買い物環境等の生活利便性の低下や地域活動の衰退等のコミュニティの希薄化が課題となっている。このため、令和2年度から始まる四日市市総合計画においても、郊外住宅団地や既成市街地などの既存住宅地における公共空間の再編や遊休土地の活用により、住環境の向上とともに新たな住宅の

供給を図り、住み替え支援制度や空き家バンク制度などの支援制度も活用した空き家・空き地の適正管理及び流動化の推進に取り組むことが盛り込まれている。次に、基町住宅地区活性化計画について、住宅団地の活性化と同様に、四日市市総合計画に重点的横断戦略プランとして位置付けられ、令和２年度から高齢者の安心な暮らしを支える活動づくりを目的に、市内の大学と連携し、高齢化が進む市営住宅に学生が入居し、高齢者の見守りや地域活動へ参画することや、社会福祉協議会と協力し、地域が主体となって運営する交流とたすけあいの拠点を市営住宅に設置する計画に取り組む。

ついでには、本市では、郊外住宅団地や臨海部をはじめとする既成市街地や農村集落など、古くからの居住地で人口減少・高齢化が顕著であり、空き家・空き地などの増加も予測されることから、住み替え支援制度や空き家バンク制度などの支援制度も活用した空き家・空き地の適正管理及び流動化の推進に取り組む。また、高齢者の安心な暮らしを支える活動づくりの一環として、市内の大学と連携して、高齢化が進む市営住宅の余剰住戸に学生が入居し、高齢者の見守りや地域活動等へ参画することや、特に高齢化が進む郊外にある市営住宅の余剰住戸の一部を活用し、地域が主体となって運営する交流とたすけあいの拠点の実現に向けた取り組みを行う。いずれの施策についても先進的な取り組みを実施している和歌山市の事例を参考とすべく、今回視察を行うことになった。

（２）住宅団地の活性化について

ア．広島市の住宅団地を取り巻く現状

広島市では都市化や高度経済成長による急激な人口増加と宅地需要が高まった昭和４０～５０年代に集中して、デルタ部郊外の丘陵部を中心とした戸建て住宅が建ち並ぶ住宅団地が数多く開発された。開発された住宅団地の多くは、都市計画法の開発許可制度等に基づく整備が行われたこともあり、住宅の区画、道路の配置、公園・広場の整備、街並み・景観など、居住地として良好な環境を有している。こうした住宅団地は、かつて山林等であった丘陵部を開発したも

が多く、高台に位置するため、団地内道路や団地に通じる道路に坂が多い。このため、169 団地中 89 団地の団地名称に「丘」、「台」、「ハイツ」、「ヒル」といった高所を意味する言葉が使われており、住宅団地が高所にあることが名称にも現れている。

住まいについては、多くの団地では良好な住環境を守るため都市計画法において低層住宅の建築促進を目的とした第一種低層住宅専用地域に指定されているため、2 階建ての戸建て住宅が中心であることから住宅の広さや日当たりの条件が良い物件が多く、団地の住民を対象に実施した調査では 6 割以上が現在の住宅に満足しており、項目別では「日当たり・風通し」、「敷地の広さ」、「駐車スペース」、「住宅の広さや間取り」などの満足度が特に高い。しかしその一方で、建築から 30～40 年が経過しているものも多く、住宅の老朽化が進んでいる。また、団地の多くは山肌に沿って開発されているため、団地内道路や団地に通じる道路に坂が多い。こうした坂道は、若年層にはそれほど負担にはならないが、特に車を運転しなくなった高齢者には、団地内の移動さえも大きな負担となり、交通弱者や買い物弱者になりやすいと考えられる。

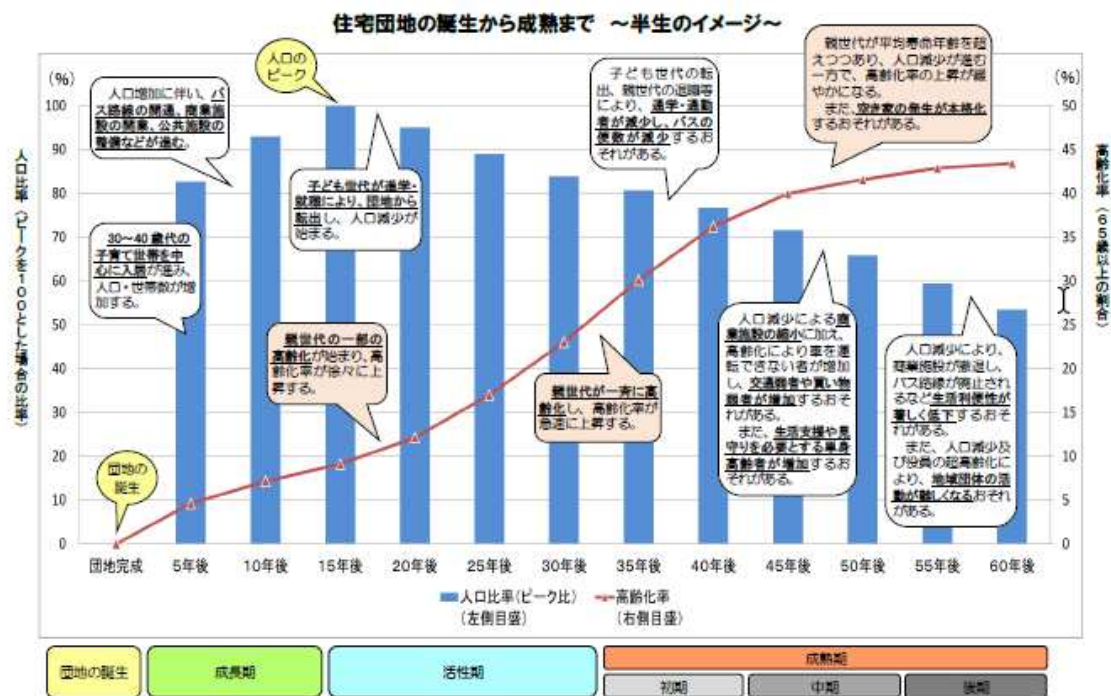
住宅団地において日常生活に欠かせない買い物拠点や病院のほか、公共交通の状況については、まず、住宅団地の生活サービス機能は、特に大規模団地において、買い物拠点や金融機関、学校、公共施設、路線バス等、日常生活を営む上で必要な機能が一通り揃っており、利便性が高いが利用者の減少等による規模の縮小や廃止が見られる。また、団地内には福祉医療関係の施設が少ないなど、高齢化の進行による人口構成の変化にも十分対応しているとは言えず、生活する上での地域住民の不安の原因にもなっている。次に、公共交通については、住民が利用する主な公共交通の手段はバスであり、169 団地中 147 団地ではバス路線が通っているものの、団地人口がピークを迎えた後の人口減少や高齢化の進行による利用者の減少に伴い、バス路線は減便傾向にある。なお、公共交通サービスが行き届いていない地域等の一部では、地域住民が主体となって生活交通を確保しようとする取組として乗合タクシー等を導入しているところもある。

次に、住宅団地の空き家や空き地については、団地完成後の年数の経過に伴い、どこの団地にも少なからず空き家が発生している。また、空き家だけでなく、完成から数十年が経過しているにもかかわらず、空き地が目立つ団地も見られる。こうした空き家・空き地の中には、資産保有等の観点から所有者が売却や賃貸に出さないケースも見られ、今後、適正に管理されない空き家・空き地が増加すれば、団地の景観の悪化、防犯力の低下、団地の荒廃につながるおそれがある。なお、空き家を解体することで土地に係る固定資産税の特例措置の適用がなくなり、所有者の負担が増えることも空き家の解体が進まない一因になっていると考えられる。

住宅団地は子育て世代である 30～40 歳代の世帯が一斉に入居することから、歳月の経過とともに高齢化が一斉に進行する。広島市の住宅団地の完成年別の高齢化率（65 歳以上の人口の割合）の状況を表したものであり、昭和 50 年代以前に完成した 124 団地のうち、約 8 割に当たる 97 団地では、広島市の高齢化率（20.8%）を超えており、中には 40%を超えているものもある。

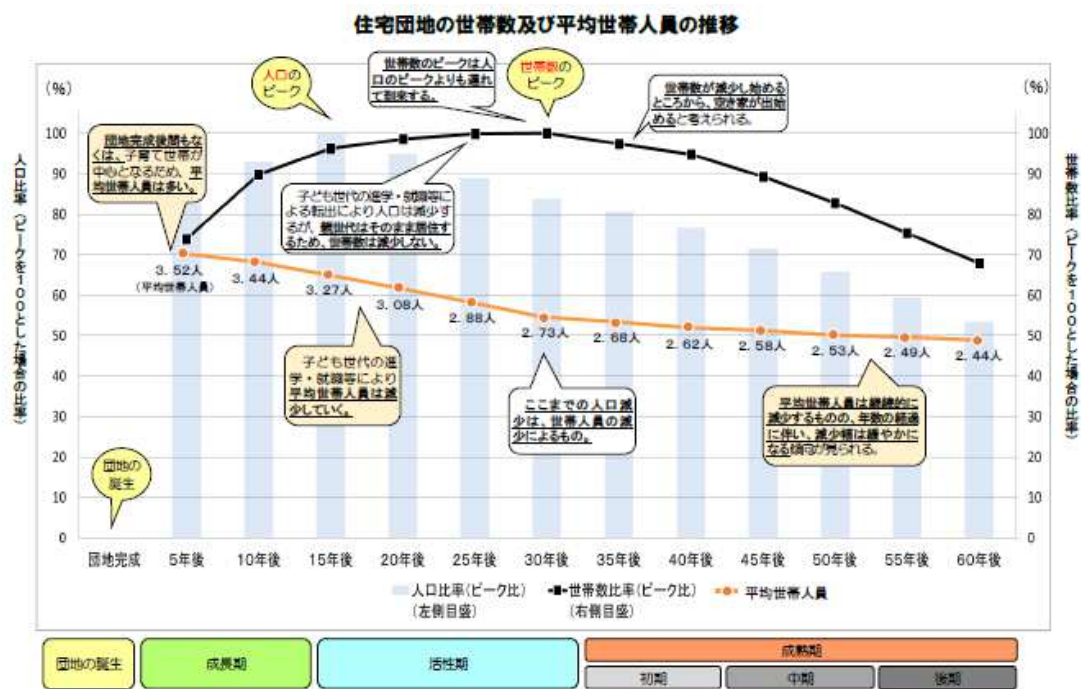
イ．住宅団地の完成からの年数の経過に見られる特徴

住宅団地の多くは、開発により団地が誕生し、子育て世代を中心に入居が進み、人口・世帯数が右肩上がりに増加する成長期に入る。それに伴い、公共交通であるバス路線の整備や、商業施設の開業、公共施設の整備などが進み、人口がピークとなる頃に活性期を迎える。そして、活性期がしばらく続いた後、人口減少や高齢化率の上昇等により、様々な課題が発生する成熟期に突入していく。こうした状況は、発生時期の早い遅いはあるものの、ほとんどの団地に見られ、次のとおり、団地の誕生から成熟までの人口・高齢化率の推移により住宅団地の半生をイメージすると、それぞれの時期における特徴が見られる。



(ア) 団地の人口構成の特徴

- ① 団地完成当初は30～40歳代の親世代及びその子ども世代の人口が特に多く、人口構成がかなり偏っている。
- ② 子ども世代は10歳代から20歳代への移行時期に進学や就職により団地から転出するため大きく減少するのに対し、親世代はそのまま居住している。
- ③ 団地完成から40年後頃に、親世代が一斉に高齢化する。



(イ) 住宅団地の世帯数及び平均世帯人員の推移

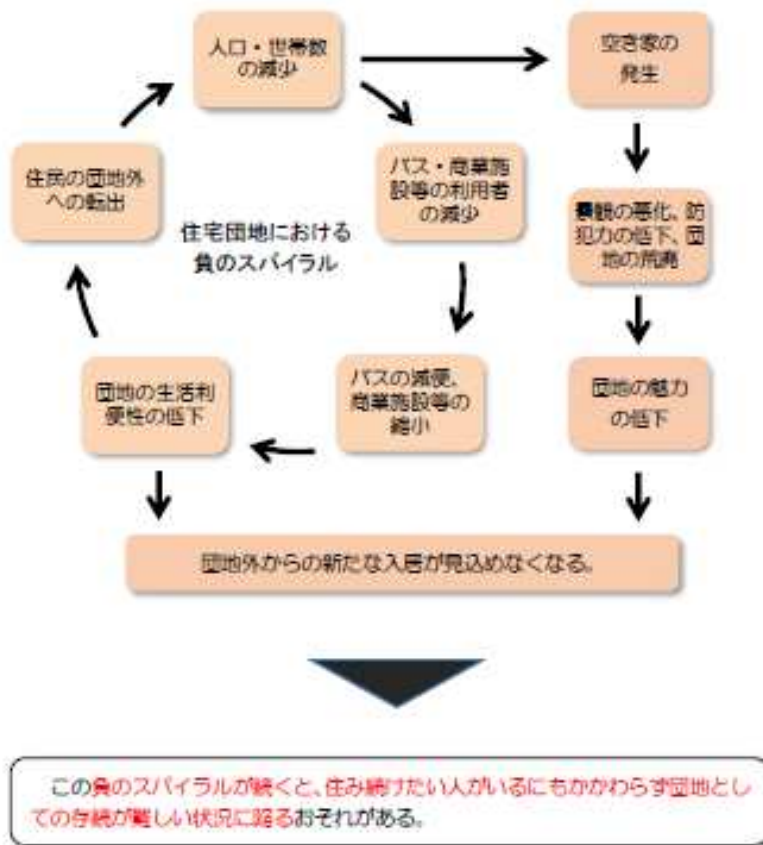
住宅団地における世帯数及び平均世帯人員の推移について、特に特徴的なこととして次のことが挙げられる。

- ① 団地完成後間もなくは、子育て世帯が中心であるため、平均世帯人員は3.52人と多い。
- ② 人口のピーク後、子ども世代が進学や就職等により転出するため人口は減少するが、親世代は残るため世帯数はすぐには減少しない。
- ③ 平均世帯人員は継続的に減少するものの、子ども世代の転出が一段落を迎えることで、減少幅は緩やかになる傾向が見られる。

ウ. 住宅団地における負のスパイラル

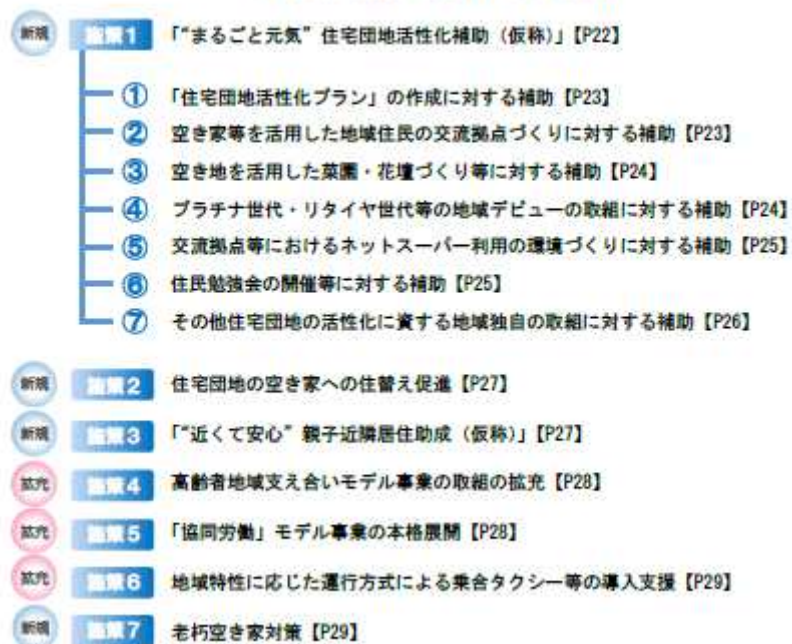
住宅団地では人口・世帯数の減少が、バス・商業施設等の利用者の減少や、バスの減便・商業施設等の縮小、団地の生活利便性の低下へとつながり、さらなる人口・世帯数の減少を招くというように、負のスパイラルに陥るおそれがあると考えられる。また、空き家の発生による団地の荒廃などが団地の魅力の

低下につながり、住宅団地への新たな入居が見込めない状況に陥るおそれがある。このため、早い段階でこの「負のスパイラル」を断ち切ることが重要である。



エ．住宅団地活性化に向けた取り組み
広島市では住宅団地活性化に向けて、

<住宅団地活性化を牽引する先導施策>



（ア）まるごと元気住宅団地活性化補助

町内会・自治会、子ども会、地区社会福祉協議会が地域コミュニティの活性化を図るため、新たに、主体的・継続的に行う下記の取組を支援する。

A. 補助対象事業

①地域活性化プランの作成
地域の活性化のために、住民が共通認識を持つためにプランを作成する場合には、ワークショップ開催費用やプランの印刷費用等を補助する。
②空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり
空き家等を活用して、地域住民の交流の場となる拠点を作る場合に、リフォーム費用等を補助する。
③空き地を活用した菜園・花壇づくり
空き地を菜園・花壇として活用する場合などに、材料や作業道具の購入費等を補助する。

④プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビュー支援
プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビューのきっかけとなる講習会やイベントを開催する場合に、講師の招へい費用やイベント開催費用等を補助する。
⑤交流拠点におけるネットスーパー利用の環境づくり
買い物に不自由している方々を支援するために、集会所などの地域の交流拠点でネットスーパーが使えるようにする場合に、パソコン購入費等を補助する。
⑥住民勉強会の開催
地域が抱える課題等について住民が理解を深めるために、住民勉強会や他地域の見学を行う場合に、講師の招へい旅費やバス借上げ費用等を補助する。
⑦他の地域等との交流を図る活動の実施
農業体験、自然体験、地域の伝統行事への招待など地域外の人々に地域の良いところを知ってもらう取組を行う場合に、取組に必要な費用を補助する。
⑧子どもたちの思い出づくりの取組
子どもたちに自分たちの地域をもっと好きになってもらうための思い出づくりの取組を行う場合に、取組に必要な費用を補助する。
⑨その他地域の活性化に資する地域独自の取組
①～⑧以外の地域の活性化に資する地域独自の取組に対して、その取組に必要な費用を補助する。

B. 補助対象団体

町内会・自治会（連合町内会等の連合組織を含む。）、子ども会（小学校区単位で結成された組織を含む。）又は地区社会福祉協議会

C. 補助金額

①及び②の取組

補助率	補助限度額
補助対象経費の10分の10（全額）以内	50万円

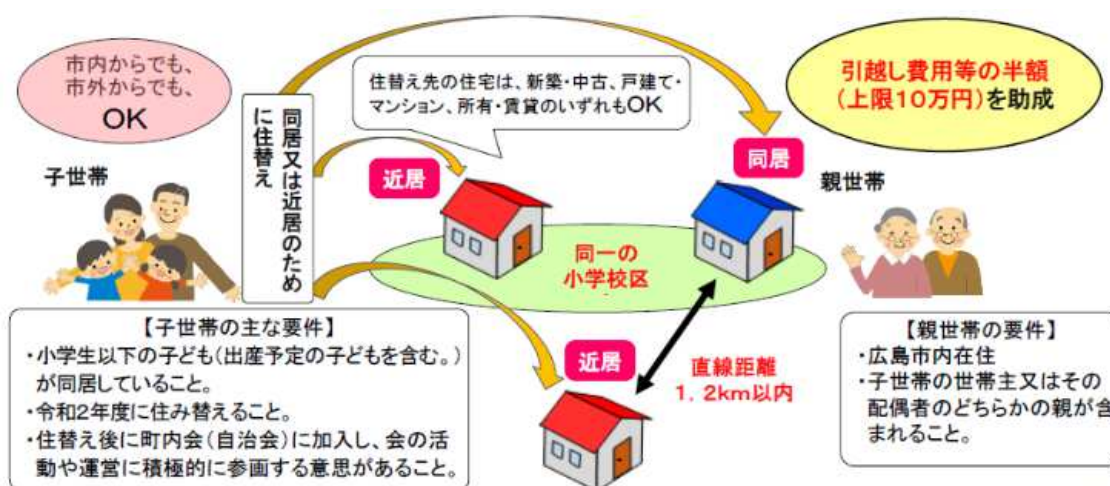
③～⑨の取組

補助年度	補助率	補助限度額
初年度	補助対象経費の5分の5（全額）以内	10万円
2年度目	補助対象経費の5分の4以内	8万円
3年度目	補助対象経費の5分の3以内	6万円
4年度目	補助対象経費の5分の2以内	4万円
5年度目	補助対象経費の5分の1以内	2万円

(イ) 三世代同居・近居支援事業

出産予定の子どもを含む小学生以下の子どもがいる世帯が親元近くの広島市内に住み替えて同居または近居を始める場合に、引越し費用等の2分の1（上限10万円）を助成する。

※「近居」とは、親世帯と同じ小学校区内に住む場合、または子世帯と親世帯の住宅が直線距離で1.2km以内の範囲にある場合をいう。

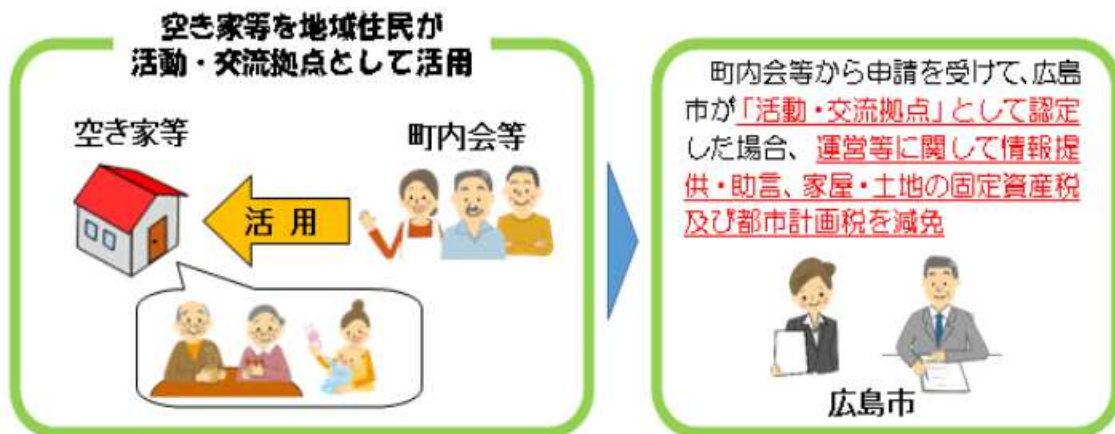


助成額	助成対象費用の2分の1（上限10万円）
助成対象費用	子世帯が負担する引越し費用、不動産登記費用、仲介手数料、礼金

(ウ) 空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度

近年、人口減少や高齢化の進展に伴い、空き家の増加や地域コミュニティの希薄化などが地域において問題となっていることから、空き家を活用した地域住民の活動・交流拠点づくりは、空き家の有効活用及び地域コミュニティの再生・活性化の双方の観点から、空き家の活用は有効な取組であると考えられます。このため、空き家や空き店舗を地域住民のために活用している場合に、継続した取組になるよう活動・交流拠点として認定し、支援する。

町内会・自治会又は地区社会福祉協議会が、空き家等を活動・交流の場として活用している場合に、活動・交流拠点として認定する。認定を受けた空き家等については、活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言を行うとともに、翌年度分の固定資産税及び都市計画税を減免（全額免除）とする。



対象者	町内会・自治会（連合組織を含む）又は地区社会福祉協議会であること。ただし、町内会・自治会については次の全てに該当すること。 1. 町内会・自治会として区役所地域起こし推進課に届け出ていること。 2. 概ね 30 以上の世帯により構成された町内会・自治会である、又は自然条件等により他の地区との交流が図りにくく、世帯の増加が見込めないため、特に認定の対象とする必要があると認められる 30 未満の世帯で構成された町内会・自治会であること。 3. 町内会・自治会としての活動を行っていること。
-----	---

（エ）住宅団地における住替え促進事業

A. 目的

住宅団地において一定期間空き家となっている住宅を活用し、リフォーム費や家賃の一部を補助することにより、子育て世帯の住替えを促進しようとするものである。

※この事業における「子育て世帯」とは、出産予定を含む小学生以下の子がいる世帯をいう。

B. 事業の概要

住宅団地の町内会等の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家のリフォーム費や入居者の家賃の一部を補助する。

- （１）住宅団地の自治組織（町内会等）で空き家活用計画書を作成
- （２）空き家活用計画書に記載された空き家のリフォーム費・家賃を補助

C. 対象

「住宅団地の活性化に向けて」において調査対象となった 169 団地

D. リフォーム費補助（広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助事業）

対象者	補助率	補助限度額	補助件数
空き家の所有者 空き家への入居者 (子育て世帯)	改修経費の 1/2 以内	50 万円/戸	7 件

E. 家賃補助（広島市子育て世帯住替え促進家賃補助事業）

対象者	補助率	補助限度額	補助件数
空き家への入居者 (子育て世帯)	家賃の 1/2 以内	2 万円/月・世帯	3 件

（オ）地域主体の乗合タクシー等導入・運行支援

A. 目的

公共交通の利便性が低い郊外住宅団地では高齢化の進展に伴い日常生活の移動に制限を受ける交通弱者が増加しており、日常生活に欠かせない公共交通の維持が重要な課題となっている。このため、持続可能な生活交通の実現を目指し、地域が主体となった乗合タクシー等の導入・運行の取組に対して、その各段階において適切な支援を実施し、地域における生活交通の確保を図る。

B. 事業の概要

公共交通不便地域での移動手段を確保するため、乗合タクシー等の導入に係る地域からの相談に応じ、具体的な施策を展開している地域に対しては住民アンケートのノウハウ提供等の支援を行っている。

さらに取組が進み、実験運行を実施した場合には、収支不足額の全額補助や本格運行に向けた運行計画改善の助言などを行い、また、本格運行を実施する地域に対しては、国や市の補助制度を活用した財政的支援を行うなど、地域の取組に対して支援を行う。

現在、安佐北区口田地区、南区黄金山地区、安芸区中野・中野東地区、佐伯区美鈴が丘地区、安佐南区大塚西地区、安佐北区可部・亀山地区で乗合タクシーの運行が行われている。

(カ) 委員からの質疑

Q 1. 住民主体となって取り組む乗り合いタクシーの収支面はどうか。

A 1. 自治会が管理する公園の中に自動販売機が設置してあり、そこから得られる収益を乗り合いタクシーの事業費に充てているが、乗り合いタクシーそのものは収支面では黒字ではない。

Q 2. 乗り合いタクシーに用いる車両はどうしているのか。

A 2. 市内 6 地区で運行している乗合タクシーは、それぞれの地区で運行するタクシー会社の車両を用いている。

Q 3. まるごと元気地域コミュニティ活性化補助事業の補助額について。

A 3. 実施する事業の初年度は 10 万円まで、2 年度目は 8 万円まで、3 年度目は 6 万円まで、4 年度目は 4 万円まで、5 年度目は 2 万円までを上限に補助している。

Q 4. まるごと元気地域コミュニティ活性化補助事業のうち、プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビュー支援に対する補助実績は何件か。

A 4. 平成 30 年度で 13 件の実績がある。資料

Q 5. 空き家等を活用した住民間の交流拠点づくりの実績は何件か。

A 5. これまでに認定したのは 4 件である。

Q 6. 三世代同居・近居支援事業は住宅団地における住替え促進モデル事業よりも需要があるのか。

A 6. 住宅団地の住替え促進モデル事業は補助上限額が 50 万円に対して、三世代同居・近居支援事業は補助上限額が 10 万円であるため、その分補助実績額は多い。

Q 7. 住宅団地における住替え促進モデル事業について、持ち家でリフォームをした場合のみ対象となるのか、借家でリフォームをした場合も対象と

なるのかどちらか。

A 7. 借家でリフォームした場合も補助対象となる。

Q 8. 部局横断的な取組内容だと思うが、部局間の連携は円滑に行われているのか。

A 8. 他部局に及ぶ施策展開であるため、部局間の連携は課題として認識しており、その点を踏まえた支援のあり方を見直している。

Q 9. 活性化を図る団地は何らかの特徴があるのか。

A 9. 市内の団地で様々な問題が出ており、先行的なモデルケースとして実施し、全市的に展開していく計画である。

(キ) 所感

広島市では、高度経済成長にデルタ部郊外の丘陵部を中心に住宅団地が数多く開発されたが、完成か半世紀近く経過しようとしている中で、人口減少や高齢化が一斉に進行し、交通環境や買い物環境等の生活利便性の低下、地域活動の衰退等によるコミュニティの希薄化など様々な問題が顕著に現れている。これらの諸課題を解決するために、まず団地の特性を調査研究し、団地完成当初は30～40歳代の親世代及びその子ども世代の人口が特に多く、人口構成がかなり偏っており、その子ども世帯は10歳代から20歳代への移行時期に進学や就職により団地から転出するため大きく減少するのに対し、親世代はそのまま居住することで、団地完成から40年後頃に、親世代が一斉に高齢化するという分析結果となった。この結果を受け、まるごと元気住宅団地活性化補助、三世代同居・近居支援事業、空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度、住宅団地における住替え促進事業、地域主体の乗合タクシー等導入・運行支援等の施策を展開しているが、単に団地の空き家への居住促進を図るというのではなく、団地の特性を踏まえた上で、子育て世代の入居を促す三世代同居・近居支援事業から高齢者等の交通弱者への支援である地域主体の乗合タクシー等導入・運行支援まで幅広く展開しているのが特徴である。

特に、三世代同居・近居支援事業については、近隣に親が居住していること

で、安心して子育てできる環境が必然的に整うとともに、高齢化が進む団地に若年層である子育て世帯の入居が促進すれば、さらなる子育て世代の入居を誘発することで、団地の活性化が期待できる。また、子育て世代への支援だけでなく、団地が抱える幅広い課題に目を向け、課題解決に取り組んでいるが、根底には特定の年齢層の世代が一気に入居し、歳月の経過とともに高齢化も一気に進展するという過去の教訓を踏まえたうえでの施策展開であることが理解できる。

当委員会として、本市でも高度経済成長期に郊外で開発された住宅団地は人口減少や高齢化の進展に伴う交通環境や買い物環境等の生活利便性の低下や地域活動の衰退等のコミュニティの希薄化が課題となっており、これまでも住み替え支援に取り組んできたところであるが、令和2年度から始まる四日市市総合計画においても、郊外住宅団地や既成市街地などの既存住宅地における公共空間の再編や遊休土地の活用により、住環境の向上とともに新たな住宅の供給を図り、住み替え支援制度や空き家バンク制度などの支援制度も活用した空き家・空き地の適正管理及び流動化の推進に取り組むことが明記されており、これらの施策展開に取り組むことになるが、広島市のような住宅団地の特性を分析し、その特性に応じた支援による住宅団地の活性化に取り組む先進事例の調査・研究を進め、本市の実情に見合い、かつ本市の取り組みが先進的な事例として注目されるように、今後も議論を深めてまいりたい。

（３）基町住宅地区活性化計画について

ア．活性化計画策定の背景と経緯

広島市中心部に位置する基町住宅地区は市営基町アパート及び市営基町店舗からなるが、少子高齢化に伴う地域社会の活力が低下し、地区内の商店街も空き店舗の増加や外国人居住者との交流の難しさ等の問題に直面している。

地域住民の間でこの問題に取り組み地域の活性化を図ろうとする機運が高まり、平成23年から地域住民と協議を重ね検討した結果、平成24年には基町地区の現状や課題を抽出し、活性化に向けた目標及び施策等について、地域住民

の代表者や学識経験者等で構成する基町住宅地区活性化検討会を設置し、地域住民の意見を聞きながら検討を重ねた結果、基町住宅地区活性化計画（案）が取りまとめられ、広島市ではこの案を基に、平成 25 年 7 月に基町地区活性化計画として取りまとめた。また、活性化計画に基づく若年世帯や学生の公営住宅への目的外入居の促進を円滑に進めるため、平成 26 年 3 月に地域再生計画の認定を国から受けた。



イ．基町住宅地区の現状と活性化の課題

（ア）地区の現状

地区の高齢化率	40.6 パーセント(平成 22 年国勢調査)
要支援・要介護認定者の増加	約 600 人(平成 24 年度)
基町小学校各年度 5 月 1 日の児童数	平成 18 年度:177 人から平成 22 年度:121 人に減少
外国人比率	17.5 パーセント(全市 1.1 パーセント) ※平成 22 年国勢調査に基づく県営住宅を含む数字

（イ）活性化の課題

地区住民の高齢化とともに自治会の担い手も高齢化したことで、地域コミュ

ニティの活力が低下した。加えて、地区内の空き店舗が増加したことで商業が停滞し、外国人入居者との交流の難しさ・制約など問題が顕在化している。このため、活性化に向けた課題として以下の項目を挙げた。

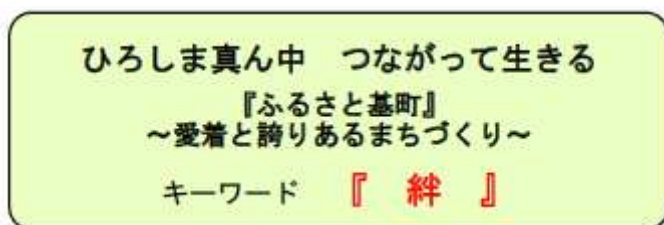
活性化 へ向けた 課題	・若い世代を増やす。 ・高齢者等が安心して、いきいきと暮らせるようにする。 ・子育てしやすい環境を高める。 ・外国人・帰国者との共存・交流をはぐくむ。 ・団地共用空間や周辺環境を生かす。 ・基町の資源を再発見し、生かし、魅力を高める。 ・商店街を活性化する。 ・地域活動の担い手を確保し、育てる。
----------------------------	---

(ウ) 活性化の必要性

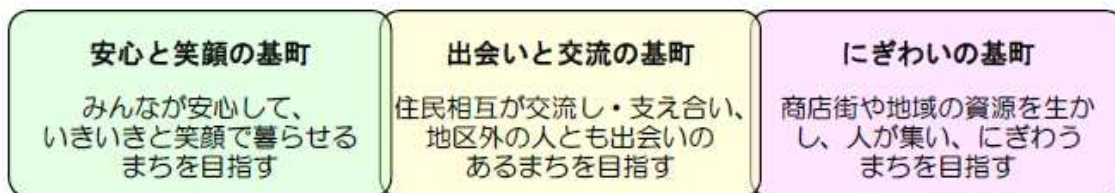
現状いくつかの課題はあるものの、地元において活性化への機運が高まっていることや、市営住宅団地で基町地区の地域コミュニティが構成されていることなどから、市としても、地区の活性化に取り組む必要がある。

ウ. 活性化の目標

(ア) 活性化の基本理念



(イ) 将来像



(エ) 活性化策

将来像	活性化の方針	主な取組(■短期(今後5年まで)□中期(～10年))
安心と笑顔の基町	多世代・多様な世帯の居住の促進	■若年家族、子育て世帯等の入居促進 ■住戸改善と多家族世帯の入居促進(継続・拡充)
	高齢者等が安心・快適に暮らせるまちづくり	■高齢者の生きがい活動・就労 ■福祉・介護の拠点づくり(デイサービスセンター等) ■超高齢社会に対応した居住の仕組み(高齢者向けルームシェア等) ■高齢者見守りネットワークの強化(継続・拡充) □健康づくり・レクリエーションの場の充実
	子育てしやすいまちづくり	■子どもたちの活動の場・居場所づくり ■若年家族、子育て世帯等の入居促進(再掲) ■子どもの見守りと防犯体制の充実・強化(継続・拡充)
出会いと交流の基町	多様な文化が交流できるまちづくり	■外国人・帰国者のサポート、交流の仕組みづくり ■ほのぼの文庫基町の運営・活用(継続・拡充) ■公民館活動等の発表会の年中行事化(発表の場づくり)(継続・拡充) □創作とものづくりの場と機会の確保

	団地共用空間の再編・活用	■屋上庭園の活用 ■基町ショッピングセンター屋上の緑地等の活用 ■花いっぱいの基町づくり(上記で具体化) □駐車場の再整備と有効活用 □共用空間・道路・通路のバリアフリー化とネットワークの充実
にぎわいの基町	地域資源の再発見と活用、魅力づくり	■地域のマップづくり ■もとまち歴史文化のまちめぐり ■建築や眺望などの活用・名所づくり □基町ものしり講座(仮称)の開催
	にぎわい再生(商店街等)	■定期的な”市”『基町バザール(マルシェ)』の開催 ■基町アートロード、アートによる魅力づくり ■特色と魅力ある商店街づくり □組織的運営による魅力ある店舗づくり □駐車場の再整備と有効活用(再掲)
	人・組織づくり	■コミュニティを中心としたまちづくり推進体制の構築 ■商店街等における組織の再構築 ■人材活用・育成とボランティア体制の構築 ■基町情報の発信(PR)・共有化 ■基町応援団づくり(学生向けルームシェア) □事業組織の設置 □基町研究室・資料室の設置

ウ．推進方策

取組時期については、地域が中心となって取り組むものの、費用がかからず効果が期待できるものなどを今後 5 年までの短期取組とし、短期取組の成果を

もとに、より効果的に展開できるものは、参加や支援の輪を広げれば実施できるものなどを今後 10 年までの中期取組とする。

また、地区住民は、活性化の取組を推進していくため、地元において自主的な実行委員会等を設置するとともに、体制の充実や強化に取り組む。

そして、広島市は、地区住民や関係団体との連携を図るとともに、活性化に向けた取組の支援に努めるとともに、高齢者や学生向けルームシェアなど住宅の使用目的と異なる使い方をするため、国の目的外使用の弾力的な取り扱いを受けることができる地域再生計画の認定を受ける。

エ．基町地区の活性化を支援する若年世帯・Uターン世帯・地域貢献世帯・学生の基町アパートへの入居について

基町住宅地区活性化計画の取組の一つとして、目的外使用により市営基町アパートに居住し、コミュニティ活動に参加し、地域の活性化の支援を担う若年世帯、Uターン世帯、地域貢献世帯および学生の入居を進めており、令和 2 年 4 月現在、若年世帯 7 世帯・Uターン世帯 1 世帯・学生 26 人が入居している。なお、学生の入居の場合は、ルームシェアも可能としている。

基町アパート入居者募集

☆好立地で魅力いっぱいの市営基町アパートに住んでみませんか☆

自治会に加入し、地域の活動に参加していただける**若年世帯、Uターン世帯、地域貢献世帯**で、入居しようとする家族全員の**収入の合計が一定基準以上**の世帯

若年	夫婦（内縁関係を含む。）の一方の年齢が40歳未満の世帯、親の年齢が40歳未満である母子・父子世帯（配偶者及び子ども以外の同居は不可。）
Uターン	過去に基町アパートに居住していたことがあり（居住している者を含む。）、現在基町アパートに居住している65歳以上の親等（申込者またはその配偶者の3親等以内の親族）の世話（食事の世話や買い物、通院の付き添いなど）をする世帯 ※年齢、世帯構成は問いません。（単身者でも申し込み可能です。）
地域貢献	現在基町アパートに居住しており、地域活動に貢献している世帯 ※若年世帯、Uターン世帯として入居した方が、入居後、地域貢献世帯として申し込むことも可 ※世帯を分離して申し込むことも可（ただし、夫婦を分離しての申込はできません。） ※年齢、世帯構成は問いません。（単身者でも申し込み可能です。）

若年	夫婦の一方の年齢が40歳未満の世帯、親の年齢が40歳未満である母子・父子世帯
Uターン	基町アパートに居住していたことがあり（居住している者を含む）、現在基町アパートに居住している65歳以上の親等の世話をする世帯
地域貢献	現在基町アパートに居住しており、地域活動に貢献している世帯 ※若年世帯、Uターン世帯、学生として入居した者が、入居後、地域貢献世帯として申し込むことも可
学生	大学（大学院を含む）、専修学校、各種学校に在籍する単身の学生 ※入学予定者も可

きれい！低価格！
内装全面リフォーム済み
家賃は3万円台～
敷金・礼金なし！

間取りは3Kなど。
バス・トイレ別、
室内洗濯機置き場あり



好立地！
広島市の中心市街地に立地
緑も豊かな住環境




主な地域活動について

	主な活動内容	主な行事等
(1)	基町地区社会福祉協議会・連合自治会の活動	・町内体育祭（10月開催） ・敬老会（9月開催） ・原爆慰霊祭／盆踊り（8月開催）
(2)	① 基町学区体育協会の活動	・グラウンドゴルフ大会（年3回） ・ソフトボール大会（春と秋の2回）
	② 連合自治会の活動・定	・防災訓練の実施（不定期）

	例会（毎月１回）	・ 出初式への参加（年始１回）
	③ 定期的な清掃活動	・ 学校の周りの清掃（年末１回）
	④ 老人クラブの活動（応援、準備等）	・ 基町アパート周辺の清掃（不定期） ・ 平和記念公園の清掃（年１回夏）
	⑤ 子ども会活動	・ 球技大会への参加（年数回）
	⑥ ほのぼの基町の活動	・ 運営委員会の会議（月２回） ・ ほのぼの花クラブ（年４回） ・ ほのぼの会食（月１回） ・ ほのぼのお茶会（第３水曜日） ・ 将棋倶楽部（第２、４日曜日）
	⑦ 子どもの見守り活動	・ 通学路で小学生等の登下校時の見守り（毎朝等）

オ．委員からの質疑

Ｑ１．基町市営住宅での取り組みは住宅政策課が行っているのか。

Ａ１．市営住宅を所管するのは住宅政策課だが、基町地区活性化を図る施策展開については、部局横断的に取り組んでいる。

Ｑ２．学生が入居する際には連帯保証人が必要なのか。

Ａ２．連帯保証人は不要としている。

Ｑ３．随時募集か定期募集か。

Ａ３．随時募集である。

Ｑ４．基町市営住宅は中心市街地に立地しており、入居希望者が多いように思いますが、実際はどうか。

Ａ４．入居に際しての競争倍率は低い。

⑦所感

基町住宅地区は広島市の中心部に位置するものの、少子高齢化に伴う地域社会の活力が低下し、地区内の商店街も空き店舗の増加や外国人居住者との交流

の難しさ等の問題に直面したことから、地区住民代表者や学識経験者等で構成する基町住宅地区活性化検討会を設置して検討を重ねる中で、地区住民の意見を聴きながら基町地区活性化計画を策定したことは特徴的である。また、この計画の取り組みの1つとして、基町地区の活性化を支援する若年世帯・Uターン世帯・地域貢献世帯・学生の基町アパートへの入居を進めているが、このほかにも、例えば、基町アートロードとアートによる魅力づくりの実現を目指すため、若者が主体となった創造的な文化芸術活動や地域交流を通じたまちの魅力づくりという基町住宅地区のにぎわい再生を図る取り組みを行っており、単に若年層が居住する場を提供するだけでなく、活動の拠点としても利用されることで、まち全体の活性化を図る意図があることが理解できる。

また、本事業は、地域のまちづくりだけでなく、子育て世帯や高齢者、文化振興と幅広く施策展開を行っており、その分市が担当する部局が他部局に及ぶことから、部局横断的な取り組みが求められるほか、計画段階から地域住民の意見を聴取したように、地域住民が主体性を持てるよう取り組みがなされることが事業の成否を握るものと考えている。

当委員会としては、本市においては、高齢者の安心な暮らしを支える活動づくりを目的に市内の大学と連携を図り、高齢化が進む市営住宅に学生が入居し高齢者の見守りや地域活動へ参画する取り組みを始めたほか、令和2年度から社会福祉協議会と協力し、地域が主体となって運営する交流とたすけあいの拠点を市営住宅に設置する計画に取り組むが、本市の実情に合った形での取り組みがなされるよう広島市のような先進事例を今後も引き続き調査研究してまいりたい。

(久留米市)

1. 市勢

市政施行 明治 22 年 4 月 1 日

人 口 304,865 人 (令和 2 年 2 月 1 日現在)

面 積 229.96 平方キロメートル

2. 財政

令和元年度一般会計当初予算 1,341 億 5,000 万円

令和元年度特別会計当初予算 871 億 9,000 万円

令和元年度公営企業会計 247 億 0,600 万円

合 計 2,460 億 4,600 万円

財政力指数 0.65 (平成 29 年度決算)

3. 議会

条例定数 36

4 常任委員会 (総務、教育民生、経済、建設)

4. 視察事項 「久留米市環境美化促進条例について」

「久留米アリーナについて」

(1) 視察目的

久留米市では、平成 5 年に制定した久留米市環境美化促進条例を平成 19 年に改正し、喫煙者やペットの飼い主のマナー、空き地の適正な管理および環境美化施策の実施など、市民・事業者・市、それぞれの責務などについて新たに規定し、清潔で美しいまちづくりをめざしている。また、改正条例では、「市は、環境学習の推進や広報活動の充実に努める」と同時に、「市は、不法投棄の監視や防止対策の充実に努める」ことを規定し、くるめクリーンパートナー制度などの清掃ボランティアを支援したり、郵便局・タクシー協会の協力で不法投棄

を監視したりするなど、市民・事業者・市の協働による取り組みを推進する施策の実施について規定し、地域の環境美化の推進を図っている。

また、久留米市では、平成 30 年 6 月に九州最大級の総合体育館である久留米アリーナがオープンした。これは、建設費約 86 億円のうち福岡県が 3 分の 2、久留米市が 3 分の 1 負担して建設されたもので、メインアリーナ、サブアリーナと武道場、弓道場、トレーニング室を兼ね備えた施設である。各施設と観覧席への誘導ラインが近く、競技者と観覧者の距離が近く利便性の高さと一体感が味わえる空間が演出されていることが特徴であり、既にバレーボールの V リーグやバスケットボールの B リーグの公式戦のほか、全国規模の大規模大会を誘致するなど、新たなスポーツの拠点を活用したスポーツ振興に取り組んでいる。

このような経緯を踏まえ、まず、久留米市環境美化促進条例について、本市においては、本年 8 月定例月議会の決算常任委員会で、不法投棄対策を強化すべきではないかとの議論を経て、議長より市長に対して行う政策提言の 1 つとして、「監視カメラの増設及び機能増強」と「不法投棄根絶に向けた啓発及び罰則規定等の整備」からなる不法投棄対策の強化についての提言を行った。次に、久留米アリーナについて、本市においては、令和元年 8 月定例月議会の決算常任委員会で議論を経て、四日市市みんなのスポーツ応援条例に掲げる、市民がスポーツを「観る」機会の創出に資するべく、プロスポーツ大会のさらなる開催を推し進めるため、議長より市長に対して行う政策提言の 1 つとして、トップレベルのスポーツ大会の開催・誘致についての提言を行った。また、令和 3 年に開催される三重とこわか国体では体操と空手道、三重とこわか大会ではバレーボールの競技会場となることから、市内に新たに四日市市総合体育館を整備したところである。

ついで、本市では、平成 9 年に四日市市を美しくする条例を制定しているが、当委員会においても不法投棄対策の強化については度々議論となっており、政策提言を行った監視カメラの増設及び機能増強と不法投棄根絶に向けた啓発及び罰則規定等の整備への取り組みが求められている。また、三重とこわか国

体・三重とこわか大会を1つのきっかけとし、市民がスポーツを観る機会の創出を図り、かつ、競技施設の利活用というポスト国体への取り組みも求められている。条例改正や市民・事業者・市の協働による不法投棄の監視、くるめグリーンパートナー制度といった不法投棄対策の強化や、久留米アリーナでのプロスポーツに限らず、スポーツ大会の誘致や利活用方法にいったスポーツ振興について、それぞれの先進的な取り組みを実施している久留米市の事例を参考とすべく、今回視察を行うことになった。

（２）久留米市環境美化促進条例について

ア．経緯

ごみのポイ捨てや不法投棄などを防止し地域の環境美化を促進するため、環境美化促進条例を平成19年3月に改正した。改正した条例では、喫煙者やペットの飼い主のマナー、空き地の適正な管理および環境美化施策の実施など、市民・事業者・市、それぞれの責務などについて新たに規定し、清潔で美しいまちづくりをめざすものである。

「このくらい」でも不法投棄は**犯罪**です

悪臭や害虫の発生など、生活に悪影響を及ぼすごみの不法投棄に対して、久留米市はさまざまな対策を行っています。市内の不法投棄の現状や取り締まり状況などについて、監視や指導を担当する廃棄物指導課の職員が説明します。

カメラで本人特定も

平成27年度、市内で257件の不法投棄が発見されました。市は、ほぼ全ての現場を確認し、捨てた人を特定する調査を行っています。本人を特定したら、回収指導を実施。特に悪質な場合は、警察からも指導が行われます。

大半が家庭ごみ

不法投棄というと、大量の廃棄物を思い浮かべる人が多いと思いますが、ほとんどの場合は家庭ごみです。例えば、冷蔵庫、テレビといった家電、量も自家用車で運べる程度で、「このくらいなら」という軽い気持ちで捨てているのかもしれない。

多くの目で未然に防止

未然防止に効果的なのは、監視の目を増やすことです。不法投棄と思われるごみや、捨てているところを見つけたときには、問い合わせ先や警察にすぐ通報してください。

久留米市環境美化促進課（☎094-2・30・9148、FAX094-2・30・9149）



高架下の不法投棄の現場

イ．改正内容

(ア) 喫煙はマナーを守って

路上喫煙や吸い殻のぼい捨て行為について、平成 18 年度の市民意識調査では 1 割近くの人が路上喫煙や吸い殻のぼい捨て行為を目撃したとの回答を得たことから、改正条例においては市民の責務として「歩行中や灰皿のないときは喫煙をしないように努める」と規定した。

(イ) ペットのフンは飼い主が処理

ペットである犬や猫について、犬の散歩時のフンの後始末や猫のトイレのしつけをしっかりと行うように、改正条例において「公共の場所や他人の土地をペットのフンで汚さないように努める」と規定した。

(ウ) 空き地は適正な管理を

空き地が適正に維持管理されず雑草が繁って手入れされていない状態となると、不法投棄やぼい捨てを誘発し、周囲の生活環境を損なうことから、改正条例において「空き地の所有者や管理者は、その空き地を適正に管理する」ことを義務付け、不良状態となっている場合は、「市が管理者などに対し、改善を指導することができる」とした。

(エ) 環境美化施策を充実

美しいまちづくりは環境美化に対するモラルの向上によって実現するとの考えから、改正条例において「市は、環境学習の推進や広報活動の充実に努める」と同時に、「市は、不法投棄の監視や防止対策の充実に努める」ことを規定した。

これに基づき、市はくるめクリーンパートナー制度などの清掃ボランティアを支援したり、郵便局・タクシー協会の協力で不法投棄を監視したりするなど、市民・事業者・市の協働による取り組みを推進する施策の実施について規定し、地域の環境美化の推進を図っている。

ウ．条例で定めた環境美化のための禁止行為

禁止されている行為	命令・罰則など	市の条例
空き缶やたばこの吸い殻などの ポイ捨てや粗大ごみなどの不法 投棄	回収などの命令 従わない場合は 3 万円以 下の罰金	環境美化促進条 例
飼い犬の散歩時にフンを放置す るなど、道路、公園などを促進 などを不潔にする行為	清潔保持などの勧告・命令 従わない場合は 3 万円以 下の罰金	飼い犬管理条例

エ．市民・事業者・市、それぞれの責務

私たちの責務（条例第 4 条）
・ 自分が出したごみは持ち帰る ・ 歩きたばこや灰皿のない場所での喫煙はしない（新設） ・ ペットのフンは、飼い主がきちんと処理する ・ 地域や職場の環境美化推進に努める

オ．くるめクリーンパートナーについて

（ア）経緯

くるめクリーンパートナー事業を始める前は、地域での一斉清掃を初め、様々な環境美化の取り組みが市民や行政により行われていたものの、公共の場所でのタバコの吸い殻や空き缶などのポイ捨てがあとを絶たない状況であったことから、市民や事業者が市と協働して道路や公園、河川などの美化に取り組むくるめクリーンパートナー事業を開始したことで、市民や事業者の熱心な活動などにより、街中の美化が図られた。

ポイ捨てごみを清掃することで、実際に街中を美化する効果とともに、クリーンパートナーの活動を目にすることで、心理的にばい捨てできないように、抑止力としての効果も狙っている。

「くるめクリーンパートナー」の仕組み



(イ) 概要

くるめクリーンパートナーは、ばい捨てごみの清掃などを行う市民や事業者が市と協力してまちを美しくする制度である。個人や事業所等の活動希望者は、道路・公園・河川などの中から活動範囲を決めた上で、くるめクリーンパートナーに登録し、定期的に清掃等の美化活動を行う。令和2年1月末現在で登録団体数 578 件、活動者数 21,878 人となっている。

対象	個人、ボランティア団体、事業所、学校等
活動内容	登録者は美化活動（タバコの吸い殻や空き缶などの散乱ごみ収集等）を年6回以上行うほか、不法投棄などがあれば市に情報提供を依頼している。
活動場所	対象となる場所は市内全域の道路・公園・河川の中で、身近な場所やきれいにしたい場所、ポイ捨てごみが気になる場所など、好きなところを選ぶ。
市の役割	・清掃用具（ほうき、ちりとり等）の貸出 ・帽子やベスト、軍手などの提供 ・クリーンパートナー用ごみ袋の提供 ・ボランティア保険への加入 ・活動者名入り標示板の設置（希望者のみ）

	・活動者名を市ホームページで紹介（希望者のみ）
その他	平成 28 年 10 月から「ソフトバンクホークス」と「くるっば」のコラボデザインをプリントした帽子とベストの提供を開始した。 

（ウ）活動の手順

1. 活動場所を決める
身近な場所や、きれいにしたい場所の中から、活動する場所を決める。
2. 申し込み
活動届出書に必要事項を記入し、下記申し込み先に提出する。
3. 合意書の締結
市などと活動範囲について合意書を交わす。
4. 活動開始
市から必要な清掃用具・ごみ袋などを受け取り、活動を始める。
5. 活動報告
1 年間の活動内容を書いた活動報告書を、年度末に提出する。

カ．委員からの質疑

Q 1．空き地の適正管理については、市が所有者に指導するものか。

A 1．市が所有者に対して指導する。

Q 2．指導を受けた所有者は対応してくれるのか。

- A 2. 年間 100 件程度の指導を行うが、対応にまで至るのは稀である。
- Q 3. タクシーから不法投棄の通報を受ける方法を何か。
- A 3. 電話や文書によって通報される。タクシーからの通報は平成 16 年間では実績があった。
- Q 4. 不法投棄する側だけでなく自動販売機設置業者にも対策を求めるものか。
- A 4. 自動販売機設置業者に対してもごみ箱の設置を求める内容である。
- Q 5. タクシーや郵便局との協定締結状況を確認したい。
- A 5. タクシー会社は法人が 21 社と、個人事業主が 2 団体と協定を締結しており、郵便局は各郵便局で協定を結んでいる。
- Q 6. 久留米市の不法投棄の推移はどうか。
- A 6. 平成 20 年 326 件、平成 21 年 450 件であったのが、平成 30 年には 196 件までに減少している。
- Q 7. クリーンパートナーによる活動も要因と捉えているのか。
- A 7. 家庭ごみの不法投棄が多いが、身近にいる市民がクリーンパートナーに参加することで、衆人の目があるという一定の抑止効果は生じているとの見方もできるのではないか。
- Q 8. どのように対応しているのか。
- A 8. ごみ収集を直営で行っており、収集業務の中で気が付いた箇所については、廃棄物指導課が対応を行っているが、休日や夜間については、警備会社に委託し、山間部や河川敷を中心に見回りを行っている。また、山間部で不法投棄が懸念される箇所については、森林組合に委託し見回りが行われる。
- Q 8. 家庭ごみ以外のたばこの吸い殻等のぽい捨ての状況はどうか。
- A 8. 具体的な数字は持ち合わせていないが減少している。
- Q 9. 公園活用愛護団体を当初クリーンパートナーから除外していたのを含めたのは団体の高齢化が要因か。
- A 9. 担当者不在でわからない。
- Q 10. 条例に基づき罰せられた事例はあるのか。

A 1 0. ない。

Q 1 1. 飼い犬管理条例との関係はどうか。

A 1 1. 飼い犬管理条例は飼い犬のみを規定したものであるが、環境美化条例は特定の動物ではなく場所を規定しフンの放置を防止するものである。

キ. 所感

久留米市では久留米市環境美化促進条例を平成 19 年に改正し、喫煙者やペットの飼い主のマナー、空き地の適正な管理および環境美化施策の実施など、市民・事業者・市、それぞれの責務などについて新たに規定し、清潔で美しいまちづくりをめざしている。また、改正条例では、「市は、環境学習の推進や広報活動の充実に努める」と同時に、「市は、不法投棄の監視や防止対策の充実に努める」ことを規定し、くるめクリーンパートナー制度などの清掃ボランティアを支援したり、郵便局・タクシー協会の協力で不法投棄を監視したりするなど、市民・事業者・市の協働による取り組みを推進する施策の実施について規定し、地域の環境美化の推進を図っているが、一番効果的な取り組みは、多くの市民が環境美化活動に関わることで、身近な人が見ているかもしれず、容易くごみの不法投棄ができないという抑止力を生じられることにあることが理解できた。

当委員会として、令和元年 8 月定例月議会において「監視カメラの増設及び機能増強」と「不法投棄根絶に向けた啓発及び罰則規定等の整備」からなる不法投棄対策の強化についての提言を行ったところであるが、久留米市のような多くの市民が環境美化活動に関わることで抑止力を生むという先進事例を参考としながら、本市の不法投棄対策の強化に取り組んでまいりたい。

(3) 久留米アリーナ

ア. 久留米アリーナの概要

総合スポーツ施設である久留米アリーナは築 40 年以上で老朽化した県立体育館、市武道館、市弓道場を取り壊し跡地に 3 施設を一体化し、久留米市と県が共同で建設した。建設費は約 86 億円であり、そのうち福岡県が 3 分の 2 を、久

留米市が3分の1を負担している。久留米アリーナは延べ床面積1万8,884㎡と九州最大級の広さを誇り、1階はメインアリーナや武道場があり、2階はトレーニング室や弓道場がある。外観のデザインは久留米名産の久留米餅の織り目をイメージし、ひさしや手すりなどにスギやヒノキなど福岡県産の木材を、また柱には城島瓦が使用され久留米市や福岡県のPRに一役買っている。

イ．施設の概要

メインアリーナは競技面積2,871㎡とバスケットボールコート3面分の広さを誇るアリーナであり、固定観覧席3,000席に加え仮設観覧席2,000席を合わせると最大で5,000席の観覧席を有し、高さが競技面と近く臨場感あふれる試合観戦が楽しめるアリーナである。バドミントンや卓球の公式戦の基準を満たす空調を整備し、柔道、剣道、空手道など公式基準の試合場を8面確保できるなど、あらゆる大規模な競技大会に対応できる。また、車いす用の観覧席を16席設け、バリアフリーにも対応している。

メインアリーナに加えて、メインアリーナに隣接した競技面積903㎡、観覧席が128席あるサブアリーナも整備され、大会時の控室としても利用できる。

国際規格の柔道場が4面取れる畳敷きの道場をアリーナ1階の東側に整備し、メインアリーナと合わせて最大12面確保できるようになっていることから、大規模な大会の開催も可能となっている。また、固定式の観覧席272席を整備し、競技者と近い目線の高さに配置することで臨場感を演出した観覧席とした。

また、アリーナ1階の西側には剣道場4面分の面積を有する板張りの武道場を整備しており、剣道等の武道のほか、ダンスやヨガ、体操と市民に幅広く利用してもらえる空間となっている。東側の武道場と同様に固定式の観覧席が272席設けてある。

弓道場はアリーナの2階に整備され、全国的にも珍しい可動式の的場を備えた12人立ちが弓道場である。的場を移動させることで28m先の的を狙う近的と60mの遠的に対応可能である。既に全国大会である紫灘旗を開催している。

トレーニング室は旧体育館の約3倍程度広くなり、28種類の最新機器を設け

ており、軽運動から本格的なトレーニングまで幅広いニーズに応えることができる。



ウ. 久留米アリーナの利用料金

■ 体育館（入場料を徴収せずに全面利用する場合）

時間		9時から 12時まで	12時30分から 14時30分まで	15時から 17時まで	17時30分から 19時30分まで	20時から 21時まで
メインアリーナ	平日	6,280円	4,180円	4,180円	5,230円	2,610円
	土・日・休日	7,530円	5,020円	5,020円	6,270円	3,130円
サブアリーナ	平日	1,910円	1,270円	1,270円	1,590円	790円
	土・日・休日	2,290円	1,530円	1,530円	1,910円	950円
個人利用		2時間ごと 260円（児童生徒は120円）				

※全面の他、1/2面や1/4面などの部分利用もできます
 ※放送設備や机・椅子、スポーツ用具の貸し出しもあります
 ※入場料を徴収する場合は、割増料金になります

■ 武道場（入場料を徴収しない場合）

時間	2時間ごと
全面使用	3,200円
半面使用	1,600円
4分の1使用	800円
個人利用	200円

※入場料を徴収する場合は割増料金になります

■ 弓道場

時間	2時間ごと
全面使用	1,500円
主道場	1,200円
遠的練習場	300円
個人利用	200円

■ トレーニング室

時間	2時間ごと
児童生徒	200円
一般	380円

※1カ月定期券や回数券もあります

■附属施設	
時間	1 時間ごと
控え室① (兼 健康・体力相談室)	100 円
控え室② (兼 体力測定室)	180 円
控え室③ (兼 会議室)	180 円
談話室	130 円
研修室	540 円
大研修室 (全室)	1,890 円
大研修室 (1/3)	630 円
時間	5 分ごと
シャワー室	100 円

※各施設の空調設備を利用する場合は、実費負担になります

エ. 委員からの質疑

Q 1. 福岡県と久留米市が共同で建設したとあるが、具体的に確認したい。

A 1. メインとサブアリーナは福岡県が、トレーニング室、弓道場と武道場は久留米市が、それぞれ費用負担している。

Q 2. 久留米アリーナだけでなく敷地にある駐車場全てで 1,300 台駐車できるが、その内訳について。

A 2. 久留米アリーナ 500 台、陸上競技場 200 台、河川敷 600 台である。

Q 3. 大規模な大会の際に駐車場が不足することはないのか。

A 3. 大規模な大会時には隣接す 100 年公園の駐車場も開放するものの、それでも不足する際には近隣の河川敷の駐車場を開放し駐車台数を確保する。

Q. アリーナの収容人数はどの程度か。

A. イベント時に 5,000 席確保できる規模であり、大相撲の開催も可能である。

Q. 無料開放デーについて。

A. 大会の予約が優先され市民は予約しづらいため、その代わりに試合がない土日や休日等に無料開放デーを設け、市民に無料開放している。

オ. 所管

久留米市では、福岡県と共同で、九州最大規模の体育館である久留米アリーナが平成 30 年 6 月に開館したが、既にこれまでにバレーボールの V リーグやバ

スケートボールのBリーグの公式戦が開催されたほか、全国規模の大会を誘致しているが、大会の多くは土日開催となるため、その分市民の利用機会が減少してしまうという課題がある。そこで、久留米市では無料開放デーを設け、土日に市民に無料に利用してもらえる機会を提供していることは、今後四日市市総合体育館の運営にあたっても参考となる取り組みである。また、今回久留米アリーナの現地視察を行ったが、平日の昼間であったが、多くの市民がトレーニング室を利用している光景が印象に残った。

当委員会として、本市においては、令和3年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に向け、四日市市総合体育館を初めとする競技施設の整備に取り組んだところであるが、今後は三重とこわか国体・三重とこわか大会を1つのきっかけとし、市民がスポーツを観る機会の創出を図り、かつ、競技施設の利活用というポスト国体への取り組みに向け、久留米市のような先進事例を参考としながら、取り組んでまいりたい。

(太宰府市)

1. 市勢

市政施行 昭和 57 年 4 月 1 日

人 口 71,869 人 (令和 2 年 1 月 31 日現在)

面 積 29.60 平方キロメートル

2. 財政

令和元年度一般会計当初予算 244 億 2,623 万円

令和元年度特別会計当初予算 136 億 7,868 万円

令和元年度企業会計予算 43 億 4,088 万円

合 計 424 億 4,579 万円

財政力指数 0.68 (平成 30 年度決算)

3. 議会

条例定数 18

3 常任委員会 (総務文教、環境厚生、建設経済)

2 特別委員会 (予算、決算、太宰府市議会災害対応調査、
議会広報)

4. 視察事項 「家庭ごみの戸別収集について」

(1) 視察目的

福岡県では、昭和 32 年頃から福岡市で家庭ごみの夜間収集が始まり、太宰府市、春日市・大野城市・筑紫野市等の周辺の市町へと夜間収集が波及した。また、筑紫野市以外の自治体では、夜間に戸別収集を実施していることも特徴である。太宰府市においても家庭ごみを夜間に戸別収集している。

本市においては、家庭ごみの収集方法については、ごみステーションでの収集であり、夜間収集も実施していなが、今年度の新総合計画特別委員会の中で、戸別収集に関して、戸別収集の実施自治体を事例にしながら、質疑が行われた

こともあることから、太宰府市で取り組まれている家庭ごみの夜間に行く戸別収集について、参考とすべく、今回視察を行うことになった。

（２）概要

太宰府市では夜間の戸別収集を実施しており、平成 30 年度実績で 31,242 世帯、1 世帯当たり 1,110 円の費用がかかり、決算額としては 447,561,182 円である。この戸別収集は太宰府市では平成 4 年度から一般廃棄物収集運搬許可業者 2 社への委託により開始した。収集単価については、近隣 5 市で構成する筑紫地区ごみ収集業者と協議を行い決定しており、決められた単価内で各市の実情に応じた収集回数や収集方法等を定めることもある。

また、太宰府市では平成 4 年からごみ袋の有料化を開始したが、ごみ袋の売り上げについては、ステーション回収よりもコスト高となる戸別収集に要する費用に充てている。

なお、太宰府市では戸別収集に加えて、高齢者等のごみ出しが困難な世帯を対象とした高齢者等ごみ訪問収集サービスにも平成 25 年から取り組んでいるが、高齢者等ごみ訪問収集サービスを利用する場合は、戸別収集の利用はできなくなる。

（３）戸別収集の方法

戸別収集の実施回数は、可燃ごみが週 2 回、ビンや缶の不燃ごみが月 2 回、その他の不燃ごみが月 1 回、ペットボトルや白色トレイが月 1 回、粗大ごみとせん定枝は予約制になるが月 1 回と、ごみの種類応じて収集回数が決まっている。収集方法については、家庭系ごみは民間業者に委託し、委託先の一般廃棄物収集運搬許可業者 2 社がそれぞれ担当するエリアを設けて実施している。市民のごみの排出時間は指定日の夕方から午後 10 時までである。また、ごみの持ち出し場所は、もえるごみについては、一戸建て住宅であれば自宅前に、集合住宅であれば集合住宅専用の置き場に、もえないごみ、ペットボトルや白色トレイについては、一戸建て住宅は地域で定められた場所に、集合住宅であれば

集合住宅専用のごみ置き場と、それぞれ定められた場所に出す。粗大ごみやせん定枝はもえるごみと同様に、一戸建て住宅であれば自宅前に、集合住宅であれば集合住宅専用の置き場にごみを出す。

太宰府市 2019年度版

家庭ごみの正しい出し方

ごみ出しのルール

ルールが守られていないごみは、収集しません

- ・太宰府市の指定袋に入れて、持出日の**夕方から午後10時まで**に決められた場所に出してください。
- ・1回に出せる量は、**1世帯2袋**までです。
- ・ごみ袋の口は**結んで**出してください。(ごみ袋からはみ出したり、テープでとめるのは不可)
- ・事業所ごみを家庭ごみとして出すことはできません。

ごみの持ち出し

- 太宰府市指定のごみ専用袋で出してください。 ●ごみは、**夕方から午後10時まで**に出してください。
- 1回に出せる量は、**1世帯2袋**までです。
※ただし、ごみ収集休み明けや除草のときなどの場合は**5袋**まで出すことができます。
- ごみ専用袋の口は結んで出してください。(専用袋からはみ出したり、テープでとめるのは不可)
※ただし、持ち出し量が多い『かさ』は「**もえないごみ『その他』**」に出すことができます。
- 事業所ごみを家庭ごみで出すことはできません。

ごみ出しの場所

もえるごみ	一戸建ての方 ▶ 自宅前の道路沿いに出してください。 集合住宅の方 ▶ 共同住宅専用置場に出してください。
もえないごみ『ビン・缶』 もえないごみ『その他』 ペットボトル・白色トレイ	一戸建ての方 ▶ 地域で決められた場所に出してください。 集合住宅の方 ▶ 共同住宅専用置場に出してください。 ※専用置場がない場合は、地域で決められた場所に出してください。
粗大ごみ・せん定枝	一戸建ての方 ▶ 自宅前に出してください。 集合住宅の方 ▶ 共同住宅専用置場に出してください。 ※専用置場がない場合は、地域で決められた場所に出してください。

※「自宅前」の場合でも、**収集車が通れない場合は、地域で決められた場所**に出してください。詳しくは、近所の方や各地区の自治会、集合住宅の管理会社などに確認してください。



ごみ出しのルール

粗大ごみ	毎月 1 回 「要予約」 第○回 曜日	粗大ごみは もえるごみ・ もえないごみの 専用袋に入らないもの 受付は1回5点まで 太宰府市指定粗大ごみ・せん定枝シール ※粗大ごみ・せん定枝シール(1枚500円)を貼り、受付番号を記入して出してください。 ※受付番号は受付時にお伝えします。	【粗大ごみ予約先】 受付電話番号 ☎920-2156 予約受付：月～金曜日 9:00～16:00 持出日の 5日前まで に電話予約 ※土・日・祝日・休日・ ごみ収集日はお断りします。	※粗大ごみ1個のめやす 左の図の大きさを超える場合は、 予約の際にお知らせください。 (大きく超える場合は「粗大ごみ・せん定枝シール」が数枚必要となる場合があります。) タンス ベッド 布団 自転車 キャリーバック 本体 マットレス 机 ソファ 机 ストープ カーペット	一戸建て⇒自宅前 (収集車が通れない場合は、地域で決められた場所) 共同住宅 ⇒共同住宅専用 もえないごみ 置場周辺 (専用置場がない場合は、地域で決められた場所)
	せん定枝	毎週 1 回 「要予約」 毎週 曜日	※「粗大ごみ・せん定枝シール(1枚500円)」を貼り、受付番号を記入して出してください。 ※受付番号は受付時にお伝えします。	【せん定枝予約先】 受付電話番号 ☎924-0899 予約受付：月～金曜日 9:00～16:00	※家庭から出るせん定枝、落ち葉(草は除く)のリサイクルにご協力ください。 専用袋は、受付後3日程度(土日祝除く)で自宅にお届けします。 専用袋はビニールで結ぶ必要はありません。 ※事業所から発生するもの、道路側や公園から発生するものは収集不可。 専用袋の大きさ 縦：30cm 横：15cm 高さ：10cm ※30kg程度まで

種類	持出日	指定袋	出せるもの・出し方(主なもの)	持出場所
もえるごみ(週2回)	毎週 曜日	もえるごみ 専用袋 太宰府市 45ℓ(大) 10枚450円 30ℓ(中) 10枚300円 15ℓ(小) 10枚150円	生ごみ ペットボトルのキャップ ポリ容器 調味料・洗剤・シャンプーなどのボトル 洗面器・バケツ カセット・ビデオテープ・CD・DVD 使い捨てライター 色つき・柄つきトレイなど プラスチック製容器包装	一戸建て⇒自宅前 (収集車が通れない場合は、地域で決められた場所) 共同住宅 ⇒共同住宅専用もえるごみ置場 (専用置場がない場合は、地域で決められた場所)
もえないごみ	ビン・缶(月1回)	ビン・缶 専用袋 太宰府市 30ℓ(大) 10枚400円 18ℓ(小) 10枚250円	飲食用ビン 缶詰 お菓子の缶 ※お菓子の缶など一番長いところが20cmを超えるものはもえないごみ[その他]へ。 ※中身は空にして、すすいでください。 ※ビン・缶(缶詰以外)のふたは外してください。 ※割れたビンは紙などに包み品名を書いて出してください。	一戸建て ⇒地域で決められた場所 共同住宅 ⇒共同住宅専用もえないごみ置場 (専用置場がない場合は、地域で決められた場所)
	その他(月1回)	その他 専用袋 太宰府市 30ℓ(大) 10枚400円 18ℓ(小) 10枚250円	陶磁器類(茶碗、皿、花瓶など) かき ビン・缶類のふた(金属製) スプレー缶・カセットボンベ ※中身は完全に使い切って穴を空けずに出してください。 小型家電(炊飯器、ポット、電子レンジなど) その他の金属類 使い捨てカイロ ※化粧用ビン・LED照明など 金属類(鍋・フライパンなど) ガラス類(コップ、鏡など) ※割れたものや刃物は紙などに包み品名を書いて出してください。	
ペットボトル(月1回)	毎週 曜日	ペットボトル・白色トレイ 専用袋 太宰府市 30ℓ 10枚200円	ペットボトルはマークがついているもののみ回収します。 ※ペットボトルのラベル・キャップははずして、もえるごみへ。 ※中身は空にして、すすいでください。 ※色つき・柄つきトレイや卵・豆腐・納豆・弁当の容器などは、もえるごみへ。	

(4) 夜間収集のメリットとデメリット

まず、メリットとしては、交通渋滞の通勤ラッシュ時の交通渋滞を避けて収集することが可能となり、カラス等によるごみ集積場が荒らされる被害を防ぐとともに、夜間にごみ収集を実施することで防犯パトロールの側面を併せ持ち犯罪抑止効果が期待されるほか、日中にごみを見かけないため、環境美化と景観上好ましいということが挙げられる。一方で、夜間に収集業務を行うため、就寝中の収集車の車両の騒音が生じ、夜間という人目が付きにくい時間帯のため、資源物の持ち去りが生じやすい環境となり、出し間違い等によるごみの未回収による早朝のカラス等の集積場が荒らされる被害がある。

(5) 委員からの質疑

Q1. 資源物の持ち去りの防止策はあるのか。

A 1. 近隣の自治体の中にはパトロールを実施しているところもあるが、人員面や予算面での課題があり、発見した際に注意する程度である。

Q 2. 平成4年から始めたごみ袋有料化の経緯について。

A 2. 行政区補助し、業者に委託した上で、行政区が支払う。

Q 3. 戸別収集は市内全世帯を対象としたものか。

A 3. ほぼすべての世帯が対象となっている。

Q 4. 戸別収集によりコストが上昇すると思うが、どのように考えているのか。

A 4. ごみ袋の有料化を行っており、その売り上げを充てている。

Q 5. 戸別収集を行う事業者は何社あるのか。

A 5. 2社の事業者随意契約している。

Q 6. 古紙回収は対象ではないのか。

A 6. 自治会や子供会が行う回収事業に対して奨励金を支出している。

(6) 所管

太宰府市では平成4年から戸別収集を開始し、ステーション回収より割高となる費用面は有料化したごみ袋の売り上げを当てており、戸別収集を導入する際に、第一に費用面をどう工面するかということが挙げられる。

また、太宰府市を初めとする福岡県では、家庭ごみを夜間に戸別収集する方式を福岡市が昭和30年代から実施したほか、福岡市周辺の太宰府市、春日市・大野城市・筑紫野市でも戸別収集を実施しており、かつ筑紫野市を除く全ての自治体では夜間に戸別収集を実施しているが、これは福岡市での夜間に実施する戸別収集が周辺の自治体にも影響を及ぼし、地域の特性から導入に至った側面も考えられる。

当委員会としては、本市においてはステーション回収によるごみ収集を実施しており、現段階では戸別収集を実施する見込みはないものの、誰もがごみ出しに困らない生活環境の確保に向け、今後も引き続き、太宰府市のような先進事例を調査研究し、議論を深めてまいりたい。

6. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○ 市道路線の認定基準について、その認定の基準とは何か。

⇒議員 本件は全て宅地開発に伴う宅地内の道路の市道路線認定である。次回以降はより市民にわかりやすいように説明を心掛ける。

○ 四日市中央競技場の改修に係る契約議案の説明について、今後このような議案説明を行うのであれば、もう少し丁寧に説明してほしい。

⇒議員 ご意見として承り、次回以降はより市民にわかりやすいように説明を心掛ける。

○ 四日市中央競技場の改修に係る契約について、8 億 9 千万円という数字は何を表しているのか。

⇒議員 入札の際に設定する基準価格に消費税を加えた金額である。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：高齢者を取り巻く交通の現状について》

○ 親戚のおじがセニアカーに乗っているが、聴力が低下していることもあり、後方からの自動車の接近に気が付きにくく危険である。また、居住しているところが道路幅員の狭い道路であり、おじが乗るセニアカーが車道を塞いでしまうので、後続の自動車の渋滞を生じさせているが、自動車のドライバーをイラつかさせ、交通事故を誘発しないか心配である。

○ 加齢とともに反射神経などの体の機能が衰えてきていることから、友人と早く自動ブレーキ等の安全運転支援機能が備わった自動車に乗り換えようと話しているところであるが、市としても、そのような自動車の普及率を高めるために、対象となる自動車に乗り換える際に補助をしてはどうか。

○ 運転免許の返納を検討することがあるが、運転免許を返納した後の自家用車に頼らない生活を考えると、生活に支障を来すため躊躇する。笹川では高齢者を対象とした送迎のボランティアがあるようだが、このような制度を維持していくには、市の支援が必要ではないか。川島にも「ちょボラかわしま」というボランティア制度があるが、

一番のネックは事故を起こした際の保険である。

- 近所の人を病院へ連れて行くことがあるが、事故のリスクがあるため心配している。
また、自宅の近くにはバス停があるものの、坂道が多く、高齢者には大変な環境である。
- 公共交通がない地域の人が買い物や通院に困らないように、タクシーを利用する際の補助を設けてはどうか。
- バスをより利用してもらえるように、行き先やバス路線、運行中のバスの現在地などがわかるようなバス停の表示にしてはどうか。
- 出身地の広島では電光掲示板にバス路線図と運行中のバスの現在地が表示されており、一目でわかるので利用しやすい。
- 高齢者の免許返納を促すのであれば、返納することで得られる市としての優遇策があってもいいのではないか。
- 川島駅から近鉄四日市駅を経由して名古屋駅まで行くことがあるが、乗り継ぎが少し不便だと感じる。利便性が向上すれば、もう少し利用者も増えるのではないか。
- 乗降客数が基準を満たさないので、川島駅にはエレベーターが設置されておらず、利便性という観点からは課題である。また、近鉄湯の山線と三交バスの路線が競合しているものもあり、近鉄湯の山線の存続を考えるのであれば、三交バスは近鉄四日市駅まで向かうのではなく、近鉄湯の山沿線の各駅までを結ぶことで、利用者の増加を図っていくことも必要ではないか。
- 運転免許を返納するにしても、食事の面であれば弁当の配達やスーパーの宅配サービスなどを利用すれば良いが、通院の場合は代替手段が限られているため、運転免許の返納が進まない要因の1つではないか。
- バスでJ R四日市駅まで向かい、そこから近鉄に乗り換えるため、近鉄四日市駅とJ R四日市駅がもう少し距離が短いと、利用者にとっては乗り継ぎが楽になる。
- 自宅から大学までバスで通学しているが、バスの本数が少なく、乗る時間が合わない
とタクシーを利用するしかないため、バスの本数を増やしてほしい。
- 市内の大手事業所の従業員の通勤手段はタクシーを利用することが多いと思うが、やはりバスの本数が少ないからではないだろうか。

- 南伊勢町等の他市町の事例を参考にし、本市でもコミュニティバスの導入を検討してはどうか。
- 他市町では自動車のアクセルとブレーキの踏み間違い防止装置に対する補助があるが、本市でも補助することで、踏み間違い防止装置の普及を促してはどうか。

【議会報告会】

- 資源物の持ち去り問題について、民間の回収ステーションの活用を促すとのことであるが、民間の回収ステーションから資源物が持ち去られることはないのか。
- ⇒議員 大抵の民間の回収ステーションには防犯カメラが設置してあることに加えて、民間の回収ステーションに資源物が出されると、民間企業の所有物となるため、より厳格に窃盗罪等の法適用がなされると思われる。
- 資源物が持ち去られるのはどのような場所が多いのか。
- ⇒議員 朝のごみ出しがひと段落ついた時間帯に、各自治会の集積場から持ち去られる。市としてもパトロールをしているが、職員が負傷した事象も発生しており、対策が難しいのが現状である。また、特定の地域で生じているのではなく、市内全域で資源物の持ち去りは発生している。
- 上下水道事業について、本市は現状では黒字経営であるが、今後収支が悪化した際に、他市のように民間企業に経営を委ねることもあるのか。
- ⇒議員 水道事業や給水人口の減少に伴い、収益が減少することが見込まれるうえ、今後老朽化した管路の更新が控えており、維持管理費は増加していくが、水道事業は市民が安心して生活するうえで欠かせないものであり、民間企業に経営を委ねることは性質上合わない。下水道事業については、技術職員の不足もあり、包括的民間委託の活用を模索していくことになると思う。
- イオンタウン泊に整備されるバス停留所について、公共交通の利用促進につながるため良いことではあるが、一方でイオンタウン泊にバスを乗り入れることで、国道 1 号がより渋滞するのではないか。
- ⇒議員 委員会でも議論したが、国道 1 号の渋滞問題は構造的な要因でもあるが、イオンタウン泊のオープンから少し期間を置き、バスの乗り入れを実施することで少しでも渋滞の緩和を図る。しかし、それだけでは効果が限定的であるため、イオンタウン泊として、従業員に対して公共交通による通勤を促してもらい、市としても買い物の際には公共交通を利用するように促す。

○ P a r k－P F Iにより、中央緑地に飲食店等の店舗を設ける計画のようだが、多くの方に利用していただけることは良いことであるが、一方で来場者が増加すればその分国道1号の渋滞が悪化すると思うが、何らかの対策は講じるのか。

⇒議員 国道1号への出口交差点の右折レーンを延長する予定である。

○ 霞ヶ浦第1野球場について、ウエスタンリーグではなく、1軍の公式戦が実施できるような整備は行わないのか。

⇒議員 プロ野球の1軍の公式戦ともなると、照明やバックヤード、選手の安全な乗り入れ方法など、ハード面で求められる水準が高い。

○ 南部丘陵公園にイノシシの被害が発生しているが対策はあるのか。

⇒議員 鳥獣対策は商工農水部が所管であるため、担当部局に伝える。

○ 垂坂公園・羽津山緑地について、公園へのアクセス道路の整備の進捗状況を確認したい。

⇒議員 アクセス道路の整備に向け、用地買収などに取り掛かっているものの、国の補助金の交付が十分に行われていないこともあり、あと2年程度期間を要する見込みである。

○ 国道1号金場交差点の交差点改良の見込みはどうか。

⇒議員 現在歩道と共同溝の整備を行っており、富士町交差点付近までは拡幅する。また、三重とこわか国体の開催も控えていることから羽津町交差点付近の拡幅も急務である。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：身近なごみ問題全般について》

○ ごみの分別を調べようとする、例えば、「ウェットティッシュ」を調べようとした場合、「ティッシュ」では出てこない。曖昧な単語でも検索できるとより分別がわかりやすくなるのではないか。

⇒議員 確かに曖昧な単語で検索できるようになるとより分別がしやすくなると思う。スマートフォンのごみ分別アプリ「さんあ〜る」も分別する際に便利であるため、より多くの人にご利用いただきたい。

○ 資源物の持ち去りについて、居住する地区では当番制で見張り役を設けているが、住民の負担が重く、負担軽減が図れるシステムにできないのか。また、共働き世帯であるため、仕事で忙しいとごみ出しの時間にごみ出しができないことがある。

⇒議員 資源物の持ち去りについては、今定例月議会においても委員会として議論しており、容易に解決できない課題と認識している。そのうえで地域の皆さまの協力が必要であるため、今後とも協力を賜りたい。また、ごみ出しの時間帯については、市ではなく各自治会で決めているため、自治会に相談してほしい。

○ 資源物の持ち去りについて、法的な対応はどのような状況か。また、罰則規定はないのか。

⇒議員 市では過去に告発に至った悪質な事案はあるが、法的な対応も容易ではない。また、罰則規定はあるが、抑止力になりえていない。市では集積場に設置する鍵を材料支給するなど支援を行っているほか、他市の事例であるが住民が自主的に行う資源物回収に対する補助を行う制度は参考になると考える。

○ 四日市市クリーンセンターを見学してきたが、きれいな施設であり、ごみ出しもしやすくなったため、他市に誇れる施設ではないか。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局にも伝える。

○ 四日市市クリーンセンターではごみ処理過程を活用した発電を行っているが、他市であるような焼却による発熱を利用した温泉や企業から排出されるごみを市が引き取り市の歳入とする考えはないのか。

⇒議員 計画段階では焼却熱を利用した温泉という検討案もあったが、現在の形になった。また、事業者が排出するごみは市では引き受けていない。

○ ごみステーションにかける黄色の網は市が各自治会に対して行っている補助の対象か。

⇒議員 材料支給として補助している。

○ 高齢者のごみ出しについて、困っている高齢者に救いの手を差し伸べようにも、個人情報壁となり、どこにどのような方が居住しているか不明であり、対応が困難ではないか。

⇒議員 個人情報保護の観点から難しい側面もあるが、先日の羽津地区の防災訓練では、個人情報に配慮しつつも、災害時に高齢者の情報が自治会内で共有できるように、

新たに取り組みを始めたところである。

- 県外出身であり、県外の自治体を訪れる機会が多いが、他の地域と比較すると、本市はまち中にごみが落ちているように思う。

⇒議員 中心市街地では飲食店の経営者らがまちなかでごみ拾い活動をしている事例もある。市民の皆さまとともにクリーンなまち四日市を目指していきたいと考える。

【議会報告会】

- 昨夏の集中豪雨による災害緊急対策に関連して、昭和 49 年に天白川・鹿化川流域が大雨水害により壊滅的な被害を受けたことを教訓に、四郷地区において三重県による風致地区の指定に至った経緯があるが、その風致地区で開発行為が行われるようとしており危惧している。

⇒議員 昨年８月定例会議会では、風致地区内での開発行為に対して慎重な対応を求める請願があり、採択された。これを受け、風致地区内での開発行為に対して一定の規制を設けるため、来月に行われる２月定例会議会において、風致地区に関連する条例を一部改正する議案が上程される予定である。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：空き家対策について》

- 市が取り組んでいる空き家対策の空き家とは、どのような物件を指しているのか。

⇒議員 適切に維持管理されている物件が対象となる。

- 空き家バンク制度について、行政が主体となって取り組んでいるものか。また、空き家バンク制度をより多くの人に活用されるためには、もう少し丁寧で分かりやすく周知を行う必要があると思う。

⇒議員 主体は三重県宅地建物取引業協会等の関係団体であるが、市はそれらの団体と連携を図り、少しでも多くの人に空き家バンクを利用していただけるように、市のホームページ等で空き家バンク制度を周知している。しかし、ご指摘のとおり、実績面での課題があり、改善していく必要がある。また、空き家を維持管理せずに放置すると、家屋の老朽化に伴い倒壊する恐れが生じるため、それを防ぐためにも、地域で福祉関係の拠点として利用するなど、住居機能以外での活用方法も空き家対策の方策として考えられる。

- 川島地区ではちょボラ川島という地域のボランティア団体の拠点として、空き家を活用した事例があり、地域のボランティアの拠点として活用されるのは効果的な解決策

だと考える。

⇒議員 ちょボラ川島のような取り組みは、空き家対策の事例としても、良い事例と考える。

○ 子育てや福祉での活用方法だけでなく、創業場所を提供するインキュベーション施設としての活用方法や、神戸市のマンションを活用した移住施策など、参考となる事例がある。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局にも伝える。

○ 空き家対策だけでなく、空き家にならない対策も必要ではないか。

⇒議員 国が空き家対策の一環で固定資産税の減免措置を講じたこともあり、危険な空き家はある程度除去されたと思われる。今後は地域の実情に応じた住んでもらえるまちづくりが求められるため、自治会の協力を待ちながら、まちづくりのあり方を考える必要があり、都市政策の1つとしても捉えていきたい。

○ 空き家を管理していくには費用がかかり、更地にしても固定資産税が重くのしかかるため、空き家を放置するということが、現実的な選択肢となっているが、その対策として固定資産税の軽減を図るなどの誘導策は図れないのか。

⇒議員 固定資産税は国税であるため、市として取れる措置はないが、固定資産税相当分のインセンティブを付与することは政策的に検討する余地はあると考える。また、固定資産税については、国の空き家対策にかかる特別措置法において、空き家を放置すると固定資産税が高くなるように制度が改められた。

○ 住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する防災集団移転促進事業は、空き家対策の違う切り口となるのではないか。また、四日市市防災対策条例の考え方、例えば、震災による下水道遮断のリスクや住居を活断層から避けるなどの考え方は、新総合計画に反映されていないように思う。

⇒議員 コミュニティプラント施設や農業集落排水処理施設を縮小する中で、市はどのように災害時のリスクヘッジを図るのかを一般質問で質したが、引き続き課題として研究していきたい。また、活断層があるなど、住民の居住に適当でないと認められる区域の対策については、これまでも本市の河原田小学校は活断層を避けるため校舎を移転した事例もある。

○ 個別浄化槽は停電時にはバッテリー容量の関係で2, 3日しか稼働しないため、災害時に市民が困惑しないように事前に周知をしておくべきではないか。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局にも伝える。

7. 高校生議会意見書

意見書（少子高齢化対策委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 高齢者の健康寿命を延ばし、社会保障関係費の増大を抑制するため、運動することの大切さについて広報するとともに、高齢者にとって住みよいまちとなるようバリアフリー化を進めること。
2. 待機児童の解消や子供の豊かな感性の醸成、高齢者の活力維持のため、保育施設と高齢者の介護施設が一体となった「幼老複合施設」の設置や高齢者による臨時の保育事業の創出などについて検討すること。
3. 子育て環境、医療・介護施設、公共交通機関等の充実やシティプロモーションによって市の人口を増加させ、結果的に増える税収をもとに少子高齢化対策を手厚くすること。

以上、意見書を提出します。

令和2年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（シティプロモーション検討委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 四日市市の歴史にちなんだ特別な記念日を制定し、その日に合わせたイベントの開催や、四日市を学べる場を設けることで、市民の四日市市に対する愛着の醸成につなげること。
2. 中心市街地（特に商店街）の治安を改善した上、学生が運営に参画する店舗や、図書館など学生が交流できるスペースを確保し、あらゆる世代が楽しめる場所を創出すること。
3. インスタグラムやツイッターなどのSNSを活用し、こにゅうどうくんを市のシンボルマークに位置付けた上、市外にイベント等の情報を発信すること。
4. 市民に対して、独自のアプリを開発し、暮らしのお得情報を発信するとともに、様々な国籍の市民や、子育て世代など、多様な市民からのニーズにこたえられる広報広聴を行うこと。
5. かぶせ茶や日永うちわ、万古焼など、市の特産品や、公害の歴史・現在の四日市をテーマとした授業や、観光ツアーを組むことにより、市の魅力の発信や再発見につなげること。

以上、意見書を提出します。

令和2年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（防災・防犯対策委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. ハザードマップは、子どもや外国人を含む多くの市民にとって、見やすく、わかりやすいものとなるよう工夫を凝らし、学校や駅などの日常生活に近い場所に掲示すること。
2. 防災・防犯アンケートを、学校や自治会を対象に、書面とネットによる手法を併用しながら、多言語対応で実施すること。
3. 子ども、障害者、外国人等に防災・防犯情報を提供するため、迅速な行動がとれるようなピクトグラムや音声装置を、駅等の人の集まる場所に設置し、それらをハザードマップへの掲載等によって広報すること。
4. 人通りが少なく防犯カメラの設置が不十分な場所には、ダミーの防犯カメラや防犯ステッカーを設置し、防犯力を向上させること。また、防犯ブザーの無料貸し出しを検討し、弱者救済に努めること。

以上、意見書を提出します。

令和2年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛